

令和7年度

障害者総合福祉推進事業

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

障害者に対する意思決定支援については、平成 29 年 3 月に厚生労働省より「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が公表されてから 7 年以上が経過し、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においても意思決定支援の推進が指定基準に規定される等、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援が推進されている。

一方、国連障害者権利委員会は、日本に対する令和 4 年の総括所見の中で、同ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念を示している。また、令和 7 年に厚生労働省が発表した「第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書」では同ガイドラインについて、「障害者権利条約及び令和 4 年の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。」とされた。

また、法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）部会においては、成年後見制度の見直し（適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにすること等）が進められている。併せて、成年後見制度以外の意思決定支援や権利擁護支援策を総合的に充実させることも求められている。

上述の背景を踏まえ、本事業では、以下の 2 点を目的として事業を実施する。

- ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年、厚生労働省公表）の見直しに関する検討
- ・成年後見制度の見直し動向を踏まえた、施設・事業所による金銭管理支援のあり方を中心とした意思決定支援・権利擁護支援の推進策の検討

【調査方法】

本事業では、2 つのテーマ（意思決定支援／金銭管理支援）に係るヒアリング調査を実施した。意思決定支援に関するヒアリング調査は、現場における意思決定支援の実態や、意思決定支援ガイドラインの見直しの検討に資する現状の課題を把握するため、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所や当事者団体等を対象として実施した。また、金銭管理支援に関するヒアリング調査は、支援現場における金銭管理支援の実態・課題や、自治体等における取組、外部の権利擁護制度の支援者との連携の際の課題を把握するため、障害者支援施設・共同生活援助事業所や、自治

体・専門職団体等¹を対象として実施した。

これらの取組内容は報告書に取りまとめるとともに、検討委員会を組成し、事業運営やヒアリング調査対象の抽出、調査設計等について助言を受けながら進めた。

【調査概要】

意思決定支援に関するヒアリング調査は、7か所の障害者支援施設・障害福祉サービス事業所、及び6団体に対して調査を実施した。また、金銭管理支援に関するヒアリング調査は、5か所の障害者支援施設・共同生活援助事業所、2か所の自治体、及び5団体に対して調査を実施した。

¹ 障害者支援施設・共同生活援助の外部における権利擁護制度（成年後見制度、日常生活自立支援事業）にて支援を実践する団体

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 事業の全体像	2
(3) 検討委員会	3
(4) 倫理審査委員会	5
(5) 事業経過	6
2. 「意思決定支援」に係るヒアリング調査・書面意見照会	7
(1) 調査概要	7
(2) 調査結果	13
3. 「金銭管理支援」に係るヒアリング調査	117
(1) 調査概要	117
(2) 調査結果	124
4. まとめ	228
(1) 「意思決定支援」に係る調査・検討結果	228
(2) 「金銭管理支援」に係る調査・検討結果	230
(3) 総括	234
付録	237
付録1 「意思決定支援」に係るヒアリング調査	238
付録2 「金銭管理支援」に係るヒアリング調査	250
付録3 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案	265

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、及び、事業の全体像等について掲載する。

(1) 背景と目的

① 背景

障害者に対する意思決定支援については、平成 29 年 3 月に厚生労働省より「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が公表されてから 7 年以上が経過し、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においても意思決定支援の推進が指定基準に規定される等、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援が推進されている。

一方、国連障害者権利委員会は、日本に対する令和 4 年の総括所見の中で、同意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person (本人の最善の利益)」という言葉の使用に懸念を示し、最善の利益中心の代行決定的発想から、本人の意思、選好及び価値観を中心に据えた支援付き意思決定の体制構築を求めた。また、令和 7 年に厚生労働省が発表した「第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書」では同ガイドラインについて、「障害者権利条約及び令和 4 年の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。」とされた。

また、法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）部会においては、成年後見制度の見直し（適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにすること等）が進められており、成年後見制度以外の意思決定支援や権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

② 目的

上述の背景を踏まえ、本事業では、以下の 2 点を目的として事業を実施する。

- ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年、厚生労働省公表）の見直しに関する検討
- ・成年後見制度の見直し動向を踏まえた、施設・事業所による金銭管理支援のあり方を中心とした意思決定支援・権利擁護支援の推進策の検討

③ リサーチクエスション

本事業の目的の達成に向け、ヒアリングの調査設計にあたっては、意思決定支援および金銭管理支援のテーマについて、それぞれ以下のとおりリサーチクエスションを設定した。

ア 意思決定支援

1. 意思決定支援ガイドラインに係る現状の課題は何か
2. 1 を踏まえた意思決定支援ガイドライン見直しの要否、および見直し案はどのようなものか

イ 金銭管理支援

1. 施設・事業所による金銭管理支援等の実態および課題は何か

2. 1 および成年後見制度の見直し動向を踏まえた地域における意思決定支援・権利擁護支援の推進策はどのようなものか

(2) 事業の全体像

本事業では、以上の目的を達成するため、意思決定支援に係るヒアリング調査・書面意見照会及び金銭管理支援に関するヒアリング調査を実施した。

① 意思決定支援に関するヒアリング調査

現場における意思決定支援の実態や、意思決定支援ガイドラインの見直しの検討に資する現状の課題を把握するため、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所や当事者団体等を対象としたヒアリング調査及び検討委員として参画している事業者団体・家族会等を対象とした書面による意見照会を実施した。

図表 1 意思決定支援に関するヒアリング調査

調査の目的	・現場における意思決定支援の実態把握 ・意思決定支援ガイドラインの見直しの検討に資する現状の課題把握
調査対象	ア. 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所（支援者／当事者） イ. 当事者団体等 ウ. 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等
方法	ア. 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所 対面又はオンラインによるヒアリング調査（各施設の状況等に合わせて調整） イ. 当事者団体等 オンラインによるヒアリング調査 ウ. 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等 書面による意見照会
調査期間	・令和7年11月～令和8年1月
主な調査項目	ア. 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所 ・施設・事業所の概要 ・意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況 ・意思決定支援ガイドラインの課題 ・当事者の基本情報 ・事例詳細 ・当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項） イ. 当事者団体等 ・団体の概要 ・意思決定支援ガイドラインの課題 ウ. 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等 ・意思決定支援ガイドラインの課題

② 金銭管理支援に関するヒアリング調査

支援現場における金銭管理支援の実態・課題や、自治体等における取組、外部の権利擁護制度の支援者との連携の際の課題を把握するため、障害者支援施設・共同生活援助事業所や障害者支援施設・共同生活援助事業所や、自治体・専門職団体等を対象としたヒアリング調査を実施した。

図表 2 金銭管理支援に関するヒアリング調査

調査の目的	・ 支援現場における金銭管理支援の実態・課題把握 ・ 自治体等における金銭管理・権利擁護に関する取組の把握 ・ 支援現場と後見人等の連携の際の課題の把握
調査対象	・ 障害者支援施設・共同生活援助事業所 ・ 自治体 ・ 専門職団体等
方法	ア. 障害者支援施設・共同生活援助事業所 対面又はオンラインによるヒアリング調査（各施設の状況等に合わせて調整） イ. 自治体 オンラインによるヒアリング調査 ウ. 専門職団体等 オンラインによるヒアリング調査
調査期間	・ 令和7年11月～令和8年2月
主な調査項目	ア. 障害者支援施設・共同生活援助事業所 ・ 施設・事業所の概要 ・ 施設・事業所における金銭管理支援の状況 ・ 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況 ・ 当事者の基本情報 ・ 事例詳細 ・ 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項） イ. 自治体 ・ 自治体の基本情報 ・ 自治体における金銭管理支援の状況 ウ. 専門職団体等 ・ 団体の概要 ・ 団体における金銭管理支援の状況 ・ 後見人等としての金銭管理支援の状況

（３）検討委員会

本事業では、検討委員会を全3回及びワーキンググループを1回実施した。なお、座長である曾根氏及び厚生労働省との委員会前の事前打ち合わせを実施した。

本事業における検討委員は次のとおりである。そのうち、氏名欄に○を付した委員については、ワーキンググループの構成メンバーとなっている。

図表 3 検討委員

氏名	所属
岩上 洋一	全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
大垣 勲男	日本知的障害者福祉協会 理事
長田 和也	全国地域生活支援ネットワーク 理事
片桐 公彦○	社会福祉法人 みんなで生きる 理事
川端 伸子	権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事
白江 浩	全国身体障害者施設協議会 会長
曾根 直樹（座長）○	日本社会事業大学 客員教授
立原 麻里子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
谷口 泰司○	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
富岡 貴生○	日本相談支援専門員協会 代表理事
福島 龍三郎○	社会福祉法人 はる 理事長
松浦 俊之	神奈川県 福祉子どもみらい局 共生推進本部室 当事者目線障害福祉グループ 副主幹
水島 俊彦○	法テラス本部常勤弁護士
森下 浩明	社会福祉法人 みなと舎 理事長

（五十音順 敬称略）

検討委員会オブザーバーとして次の者が参画した。

図表 4 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
杉渕 英俊	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 室長補佐
松崎 貴之	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止対策専門官／障害福祉専門官

（順不同、敬称略）

本事業を実施した事務局は下記のとおりである。

図表 5 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
吉野 智	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
大瀬 千紗	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
内海 裕子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
杉本 美佳	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

検討委員会における各回の議題は以下のとおりである。

図表 6 委員会議題

開催日	主な議題案
第 1 回 令和 7 年 8 月 7 日	- 事業概要の確認 - 意思決定支援ガイドライン見直しポイントの確認 - ヒアリング調査設計
第 2 回 令和 7 年 9 月 22 日	- ヒアリング調査項目の確定 - ヒアリング対象の確定
ワーキンググループ 令和 7 年 12 月 2 日	意思決定支援ガイドライン見直し案作成に係る検討
第 3 回 令和 8 年 2 月 3 日	- ヒアリング調査報告 - 報告書の取りまとめ（ガイドライン見直し案の検討含む）

なお、調査設計を進めるに当たり、弊社が実施する倫理審査委員会にて承認を得た上で調査を進めた。

（４）倫理審査委員会

ヒアリング調査の実施に当たり、以下のとおり倫理審査を受けた。

① 倫理審査の概要

倫理審査の概要は図表 7 のとおりである。

図表 7 倫理審査の概要

項目	内容
委員会名	PwC コンサルティング合同会社倫理審査委員会
実施日	令和 7 年 10 月 3 日

② 倫理審査の結果

審査結果は次のとおり、承認となった。

図表 8 倫理審査の結果

審査結果
承認

(5) 事業経過

本事業は次のとおり実施した。

図表 9 事業経過

年月	事業実施状況	
令和7年6月		
7月		調査設計
8月	★第1回 検討委員会	
9月	★第2回 検討委員会	
10月	倫理審査委員会	対象選定
11月		
12月	★ワーキンググループ	ヒアリング調査 書面意見照会 実査
令和8年1月		
2月	★第3回 検討委員会	報告書作成
3月		

2. 「意思決定支援」に係るヒアリング調査・書面意見照会

現場における意思決定支援の実態や、意思決定支援ガイドラインの見直しの検討に資する現状の課題を把握するため、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所や当事者団体等を対象としたヒアリング調査、及び検討委員として参画している事業者団体・家族会等を対象とした書面による意見照会を実施した。

(1) 調査概要

① 調査対象

ア 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所

対象となる施設・事業所は、検討委員の推薦等により、意思決定支援が積極的に行われている施設・事業所、及び意思決定支援ガイドラインを活用している施設・事業所を中心に7施設・事業所を選定した。

意思決定支援責任者など施設・事業所において意思決定支援を進める役割を担う支援者、及び意思決定支援がなされている障害当事者を対象にヒアリングを実施した。なお、当事者の選定は、施設・事業所にてあらかじめお伝えした対象者像に適し、かつヒアリングへの協力に同意いただける方を推薦いただく形で行った。

なお、ヒアリング調査対象の施設・事業所名及び当事者名は、当事者のプライバシーに配慮し公開しない。

図表 10 ヒアリング調査対象（障害者支援施設・障害福祉サービス事業所）

	施設名／事業所名	地域	提供サービス	主たる対象者	当事者の協力状況
1	A	中部	施設入所支援	知的障害	有（1名）
2	B	関東	施設入所支援	知的障害	有（1名）
3	C	関東	施設入所支援	身体障害	有（2名）
4	D	中部	共同生活援助	特定なし	有（1名）
5	E	関東	生活介護（通所）	知的障害	有（1名）
6	F	九州	共同生活援助	知的障害	有（2名）
7	G	関東	計画相談支援	精神障害	有（1名）

イ 当事者団体等

対象となる団体は、現行ガイドラインへの課題意識を有する団体等に加えて、障害当事者の属する団体や障害当事者への意思決定支援（ピアサポート）を実践する団体なども考慮しながら6団体を選定した。

各団体より選定された方を対象にヒアリングを実施した。

図表 11 ヒアリング調査対象（当事者団体等）

	団体名
1	全国重症心身障害児(者)を守る会
2	全国「精神病」者集団
3	一般財団法人全日本ろうあ連盟
4	特定非営利活動法人 DPI 日本会議
5	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
6	一般社団法人日本自閉症協会

（五十音順（法人格を除く））

ウ 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等

検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等 7 団体を対象に、書面による意見照会を実施した。

図表 12 ヒアリング調査対象（事業者団体・家族会等）

	団体名
1	全国身体障害者施設協議会
2	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
3	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
4	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
5	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
6	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
7	日弁連高齢者・障害者権利支援センター

（五十音順（法人格を除く））

② 調査方法

ア 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所

調査は各施設・事業所の状況等に合わせて調整し、対面又はオンラインのいずれかでを行った。各施設・事業所へのヒアリングの事前調整から当日までの流れは、以下 1～4 に記載のとおりである。

1. ヒアリングの趣旨について事前説明
2. 施設・事業所及び当事者の基本情報の確認・収集
3. 調査項目に基づくヒアリングを実施（支援者への質問）
4. 調査項目に基づくヒアリングを実施（当事者への質問）

ヒアリング対象となる施設・事業所及び利用者の概要（運営法人の種別、提供サービス、職員配置体制、当事者の障害種別・年齢等）について、基本情報シートにあらかじめ記入してもらうとともに、その他、参考になる情報・資料等がある場合は、ヒアリング前に可能な範囲で提供いただいた。事前に提供いただく項目に関する詳細は、下表のとおり。

図表 13 ヒアリング事前確認項目

①施設・事業所

- ・運営法人の種別
- ・提供している障害福祉サービス等
- ・主たる利用対象者
- ・定員数
- ・利用者数
- ・職員配置体制（施設長、サービス管理責任者、生活支援員等）
- ・有資格者数（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、准看護師、保健師、公認心理師、管理栄養士、栄養士、調理員、事務員、その他職員 別）

②当事者

- ・基本情報（氏名・イニシャル、性別、年齢、障害種別等、当事者の所持する手帳、指定難病の有無、障害支援区分、要介護（要支援）認定、収入源
- ・生活、支援の状況等（支援者が当事者の支援を始めてからの期間、当事者の現在のサービス利用に至る経緯、現在利用している制度・サービス（障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス））

障害当事者へのヒアリングに当たっては、調査の目的や内容等について分かりやすく明示したうえで、「同意書」をもって、ヒアリングの実施前に協力の意思を確認した。また、ヒアリング実施日より1週間以内に「同意撤回書」を提出した場合、同意の取下げも可能とした。また、障害当事者の本音を聴けるよう、同席する支援者に対して、極力当事者の負担が無いタイミングで同席いただくことや、発語が困難な当事者への介助をお願いするなど、留意点をまとめて共有する等の工夫をした。

イ 当事者団体等

調査はオンラインにて実施した。各団体へのヒアリングの事前調整から当日までの流れは、以下1～3に記載のとおりである。

1. ヒアリングの趣旨について事前説明
2. 団体の基本情報の確認・収集（調査項目における「団体の概要」について確認）
3. 調査項目に基づくヒアリングを実施

ウ 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等

調査は意見照会用シートを各団体へ送付し、記入の上で返送いただく流れで実施した。

③ 調査期間

令和7年11月～令和8年1月に実施した。

④ 調査項目

ア 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所に対する調査を実施した。

図表 14 調査項目

大項目		主な設問項目
施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見	施設・事業所の概要	1) 施設・事業所の概要 ・事業所名及び運営法人名 ・運営法人の種別 ・提供する障害福祉サービス等 ・上記サービス間の連携方法
		2) 施設・事業所の運営体制 ・職員数及び職員・有資格者の配置状況
		3) 施設・事業所における利用者の概要 ・定員数、利用者数 ・主たる障害種別、障害支援区分 ・主な意思・判断能力の状況
	意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況	1) 意思決定支援責任者の配置状況 ・選任状況、兼務状況 ・役割、業務内容、業務経験
		2) 意思決定支援会議の開催状況 ・開催状況（対象者、時間、頻度） ・一体的に開催する会議
		3) 意思決定支援計画の作成状況 ・作成状況（対象者、頻度） ・一体的に作成する計画 ・主な作成者、作成方法 ・作成時の意思決定支援の具体的な方法
		4) 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況 ・モニタリング、評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度） ・評価にあたっての基準
		5) 意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況 ・具体的な活用方法、周知方法 ・「時間と人材の不足」に係る工夫
		6) 日常生活における意思決定支援の状況 ・日常的な支援におけるアセスメントの工夫
		7) 意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題 ・意思決定支援が施設・法人にもたらした効果 ・意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど） ・意思決定支援の実施により発生した課題

	意思決定支援ガイドラインの課題	1) ガイドラインに沿った支援を行う上での課題 ・ガイドラインに沿った支援を行う上での課題 ・ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点
		2) ガイドライン見直しに関する意見 ・「最善の利益の判断」の記載に対する意見 ・その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見
意思決定支援の支援事例	当事者の基本情報	1) 基本情報 ・障害の種別、障害支援区分、手帳の所持状況等 ・性別、年齢 ・収入源
		2) 生活、支援の状況等 ・支援を始めてからの期間 ・支援に至った経緯 ・現在利用している制度・サービス
	事例詳細	1) 具体的な支援内容 ・事例の場面 ・意思のくみ取り方 ・意思決定支援の具体的な方法 ・支援内容決定までの経緯
		2) 内部・外部機関との連携 ・連携した関係機関 ・連携方法、頻度、連携した理由
		3) 意思決定支援ガイドラインの活用状況 ・事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法 ・意思決定支援ガイドライン活用によるメリット ・意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化 ・意思決定支援ガイドラインの課題
		4) 支援において工夫した点 ・事例における工夫点
		5) 意思決定支援に対する利用者の満足度 ・職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度
	当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）	1) 意思決定支援に向けた希望 ・現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ ・今後の生活に向けた希望
		2) 現在の支援状況に対する思い（満足度、課題等） ・希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか ・不安に感じていること ・どのような取組・支援を望むか

イ 当事者団体等

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、当事者団体等に対する調査を実施した。

図表 15 調査項目

大項目		主な設問項目
団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見	団体の概要	1) 団体の概要 ・団体名及び運営法人名 ・運営法人の種別 ・団体において運営する障害福祉サービス等 ・団体の主な活動
		2) 団体に属する当事者の概要 ・団体の構成人数（会員数） ・団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別、障害支援区分 ・団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況
		3) 意思決定支援に関する取組状況 ・意思決定支援に関する取組の実施有無 ・（取組を実施している場合）その実施内容や状況、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題
	意思決定支援ガイドラインの課題	1) ガイドライン見直しに関する意見 ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見 ・その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見
		2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等 ・総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか ・支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等

ウ 検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、検討委員の所属・関連する事業者団体・家族会等に対する書面による意見照会を実施した。

図表 16 調査項目

大項目	主な設問項目
意思決定支援ガイドラインの課題	1) ガイドライン見直しに関する意見 ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見 ・その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見
	2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等 ・総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか ・支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等

(2) 調査結果

本調査の結果を以下に記載する。

① 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所（支援者へのヒアリング結果）

1. 施設・事業所 A

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 A
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	施設入所支援、生活介護（障害者支援施設）
	④上記サービス間の連携方法	特記事項無し
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、生活支援員等 36 名、医師 1 名、看護師 1 名、栄養士 1 名、調理委員 4 名、事務員 2 名、その他職員 1 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 3 名、介護福祉士 1 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	40 名（当初は定員 50 名であったが、現在 40 名まで減らしている。）
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	40 名
	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分 5 の利用者が最も多い
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	意思の表明が難しい方が多い。 表出された言葉をそのまま受け取るべきでない場合もあり、当事者の背景を踏まえた意思の汲み取りが必要である。
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	ほぼ全ての利用者が意思決定支援を必要としている。

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

現時点では特に選任していない。特定の職員の専任でなく、職員全体で対応する認識である。法人全体で本人の意思決定支援の概念が現場に浸透するよう取り組んでいる。

各利用者に対し、担当支援員が意思決定支援を行っている。

②役割、業務内容

特記事項無し

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

職員（担当支援員）によって異なる。

（２）意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

意思決定支援会議自体は開催していない。主に月１回の個別支援計画のモニタリングにて本人の今後の生活に向けた意向等を確認する。また、家族等を含めた個別支援会議は年２回実施している。

⑤参加者

モニタリング（月１回）：本人、職員

個別支援会議（年２回）：本人、職員、家族等

サービス利用計画（支給決定）について話し合う際は、行政の担当者にも参加してもらう。

⑥一体的に開催する会議

個別支援会議

（３）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

利用者全員を対象に、６か月に１度の頻度で作成（見直し・更新）している。

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画と一体で作成している。

個別支援計画とは本人の意向をいかに反映するかというものであり、その中には意思決定支援に関する内容も当然含まれると認識している。

⑨主な作成者、作成方法

利用者の担当職員が原案を作成し、サービス管理責任者が確認の上で完成させている。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

作成時に意識すべきと法人が考えていることは、本人の意思は変化するものであるという前提である。本人の発言を踏まえて計画に盛り込んだ内容であるとしても、それが必ず果たされなくてはならない約束事とならないようにし、本人の意向が変化した場合はその理由を確認して職員間で共有することが重要である。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

意思決定支援計画は個別支援計画と一体で作成している。

（４）意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

日々の支援内容を記録する際は、ICT ツール（サイボウズ、ChatGPT）を活用するなどにより効率化を図っている。

⑬評価にあたっての基準

特記事項無し

（５）意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

国から通知やガイドラインが出たら職員への周知は行うものの、意思決定支援ガイドライン自体は活用していない。従来からの法人における意思決定支援に向けた取組（職員への説明等）を続けている。ガイドラインのような資料については、その内容をかみ砕いて研修や動画を利用することも大事だと感じている。なぜ国がそれを出したのかという背景や課題を伝えることを重視している。

現場の職員へ意思決定支援の意識が浸透するよう、法人内でマニュアルを整備している。しかし、このマニュアルは国のガイドラインを参照したというより、日頃の支援を踏まえて少しずつ書き足したものである。また、文章を読ませるより、動画を見せるなど可視化（ピクトグラム）することも重要と考えている。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

特記事項無し

（６）日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

日常的な振り返りを行うことが重要と考えている。今日の支援のポイントを朝礼で話してもらい、終業時に振り返り、できたこととできなかったことを話してもらう。職員が自身で考え、行動し、振り返ることを意識している。職員より見せてもらったものに対して、必ず上位者がコメントを返すようにしている。これらの取組は法人内に徐々に根付いていったものであるが、1日、1週間、1月、1年のルーティンを定めて支援に当たることを重視している。

職員への意識の根付かせ方としては、法人の常務理事が泊まりの職員（夜勤者）と話す機会を個別で設け、悩みを聞いたり助言をしたりすることを以前より実践している。

また、本人の今後の生活に向けた選択肢を広げるため、体験の機会の創出も重要と考えている。特に旅行（法人全体・事業所ごと、日帰り・宿泊両方）を多く実践している。施設にて企画を検討し、利用者の意向を伺ったうえで年間計画へ反映している。

＜補足：金銭管理支援について＞

旅行については、費用は自己負担で参加してもらう。そのため、本人の使える金額を踏まえて、行ける回数について助言することがある。利用者の主な収入としては障害年金の他、生産活動による工賃（就労継続支援 B 型：月平均 40,000 円程度、生活介護：月平均 18,000 円程度）である。

以上のように、お金の使い方については自由意思を尊重しつつも、使い方に助言をすることもある。金銭管理について法人の規定があるため、通帳預かりや小口現金の管理等も併せて行っている。

（７）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑪意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

意思決定支援ガイドライン発出以前より、利用者本人の意思を尊重した支援を重視している。施設入所を継続するか地域移行するかに関わらず、本人の気持ちはどうかという視点で考えるという意識が現場職員にも浸透している。

⑫意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

グループホームへの移行等、当事者自身（保護者も含め）が先の生活を想像して決められるようになってきている。

⑬意思決定支援の実施により発生した課題

課題は多いと考えている。人の気持ちを察することは重要であるが、とても難しい。

相手の気持ちを察しようとする姿勢を持ち、日頃のコミュニケーションを重視して本人が何をしたいかを考えるよう、職員に対して支援や指導をしている。

地域移行を家族に反対される事例もあるが、本人にとっての幸せは何かという点で家族と継続した話し合いを行っている。

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

（１）ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

特記事項無し

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

特記事項無し

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

(2) ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

障害程度の重い方ほど意思の汲み取りや意思決定支援は難しく、支援後の振り返りが重要と考えている。国の意思決定支援研修を受講して印象に残っているのは「失敗する権利」であり、失敗経験を自身の今後にどのように落とし込むかが重要である。また、その際にパターンナリズムにならないよう、利用者と職員が一緒に取り組むことが必要である。

言語コミュニケーションが難しい方に対しては、目線の動き等により読み取りを行っている。アセスメントにおいては生育歴の把握が重要と考えている。利用者の年代により時代背景も異なっているため、そこを念頭に入れた支援も必要である。

また、逆に本人への対応が丁寧すぎでもお客様のようになるため、お互いに対等に安心し合える関係の構築が必要である。

どのような重い障害でも本人の意思があるという前提を崩してはならない。意思の伝達方法は言語だけでなく、表情・目線の動き、仕草などもあるため、意思の汲み取り方法についてそれらをトータルして判断することが必要である旨の記載が有るとよい。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

現場の支援に落とし込むには現実的な事例があると伝わりやすい。日頃の職員・利用者のやりとりの中で、本人の背景を理解し、本人の表出された言語のみならず背景から本人の意思を汲み取った事例があると良い。

また、文字の羅列が続くと読みづらく、読み込む気力もそがれる。特に最近は活字に慣れていない支援者も多いため、フォント・レイアウトの工夫をした方が良い。手に取る契機となるのは、衝撃的な言葉（キャッチフレーズ）や図・イラストが入っているもの。どのように簡単な内容に落とし込んで読み手側へ伝えるかが重要である。

II. 意思決定支援の支援事例

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

小学生の時より児童入所施設へ入所し、年齢超過により法人の入所施設（当施設）へ移行された方。施設入所時に施設外実習を経験した後にグループホームへ移行し、就労継続支援 B 型における就労を経て一般就労した。その後、サテライト型（法人がアパートを借り上げた上での単身生活の体験）での生活を 2 年程経験した上で単身生活へ移行し、現在に至る。

②当事者の意思の汲み取り方

主に会話（言語によるコミュニケーション）により本人の意思を汲み取っている。

③意思決定支援の具体的な方法

特記事項無し

④支援内容決定までの経緯

現在の単身生活への移行に当たっては、入居していたグループホーム職員へ本人が単身生活を希望する旨を伝えたことにより支援が開始された。

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

相談支援事業所（当法人）
共同生活援助事業所（当法人）
就労先

⑥連携方法、頻度

法人内なので必要に応じて共有した

⑦連携した理由

特記事項無し

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

特記事項無し

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

特記事項無し

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

法人の理念に基づき、本人の意思を尊重した支援を継続して行ってきたため、お互いを信頼して話しやすい関係性が構築されていると考えている。

2. 施設・事業所 B

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 B
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	施設入所支援、生活介護
	④上記サービス間の連携方法	特記事項無し
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、生活支援員等 37 名、理学療法士 1 名、作業療法士 1 名、医師 6 名、看護師 4 名、管理栄養士 1 名、事務員 1 名、その他職員 1 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 11 名、介護福祉士 21 名、精神保健福祉士 6 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	60 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	60 名
	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分 6 : 39 区分 5 : 21
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	言葉での意思疎通は 8 名程度 その他は表情、身ぶり手ぶり、等で意思表出
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	60 名

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

サービス管理責任者と兼務の者を 1 名選任

②役割、業務内容

事例検討会の開催（令和 5 年度から県事業で開始し、年に 1 回開催している。県事業の一環として開始したが令和 5 年度の県事業終了後も継続して実施している）、現場へのアドバイス・プロジェクトリーダー

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

30 年、サービス管理責任者

（２）意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

10 名程度、30 分～1 時間、月 1 回程度。

全員に対して行いたい、まずは対象者を決めて着手した。令和 5 年度は 5 名、その後増えて現在は 10 名を対象として、意思決定支援会議を行うなどの支援を行っている。本人も参加する場合は 30 分程度が限界であるため、前半 30 分程度は本人も参加した形で話し合い、後半 30 分程度は支援者のみで検討を行う流れとしている。

⑤参加者

ケース担当、ユニットリーダー、サービス管理責任者、等

会議内容によって栄養士等の専門職が入ったり、昔を知っているスタッフが入ったりすることもある。

大きな事例について話し合う際は、家族や相談支援事業所、柿生学園入所前の別の施設の職員に入ってもらふこともある。家族がいると施設職員では知らなかった本人のことをより多く知ることができる。外部の関係者が参加できない場合は、施設職員が事前に事情を確認して会議に反映させる対応をしている。

⑥一体的に開催する会議

個別支援会議と同様

（３）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

個別支援計画に意思を反映する項目を多く設定している。

また、日常の支援記録のフォーマットを変更し、意思決定支援に関する内容も記録するよう対応している。記録システム（ケアカルテ）を使用しているが、従来の項目に意思決定支援に関わる支援という項目を追加し、日々の支援の中で意思決定支援に関わりそうな支援にフラグを立てて記録するようにし、後で抽出できるようにしている。（例「〇〇に行って、笑顔が見られた」）こうした記録を積み重ねておくことで将来的な意思決定支援のヒントになるかもしれない。

個別支援計画の最終確認の会議には本人にも入ってもらい、個別支援計画の一番大事なところは本人の意思ということを念頭に作成している。

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画

⑨主な作成者、作成方法

ケース担当、ユニットリーダー、サービス管理責任者、等

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

写真、イラスト、文字、画像、言葉、体験

例) 外出先の決定に際して、インターネットで「食べ物」と検索の上で画像を表示して食べたいものを指さしてもらい、ファミレス・ファストフード店のロゴをプリントしたカードを作成して選択してもらい等、利用者ごとの特性に応じて対応している。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

概ね反映できている

(4) 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

個別支援計画と同時に実施しているため、最低6か月毎には更新している。

⑬評価にあたっての基準

本人の希望通りの生活になっているかの確認は、体験の結果報告や記録をチームで検討（毎月1回開催のユニット会議において実施）することにより実施している。

例) 食事が進まない方がいて、実はふりかけが好きでふりかけがあると食べる方だった。本人と一緒にどれが良いか選んでもらうと数種類入ったものを選んだが、結局は特定の味の物だけを好んでいたことも分かってきた。

(5) 意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

神奈川県版意思決定支援ガイドライン（支援者用）を職員へ配布。また、令和5年度県事業の中で意思決定支援アドバイザーによる研修があり、可能な限り全職員出席するようにした。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

小グループ化。

当事業所では4ユニットがあり、1ユニット15名、ユニットごとに職員10名と大所帯だが、一人の利用者に対しては3～4名の職員で話し合って思いを共有する。職員間の共通認識や妥当性について話し合い、どんな体験をしたら良いか決めている。大きいグループで実施したら意見がまとまらず頓挫してしまった経験から、少人数で実施するようになった。

(6) 日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

最重度における意思の汲み取りについては、表情、行動の記録。

日常の中で喜んでいる場面（お店のロゴ等を見せて反応があったらその店のメニューの写真も見せて何が食べたいのかを汲み取る等）を大切にしている。

最重度の方の意思の汲み取りは難しいが、聞き取りメモとして用意したいいくつかの項目（どこに行きたい、何を食べたい、何がしたい、誰と行きたい等）を一つずつ確認して本人が楽しいと思えそうな外出を企画している。

体験の機会を作ること一番大事にしている。年度当初からプロジェクトチームを作って支援を進めている。意思に対するアプローチとしては、課題を見つけることやプランを作ることが目的になってしまっていて、その前提となる本人の意思をどう抽出するかに注力すべきではないか、どこにどうアプローチしたらよいのか、というのを考えるようになった。日常でどんなときに反応を見せるかを観察し、例えば魚、マグロが出てきた CM に反応していたら寿司屋に行ってみる、などの体験先行型の支援を行うようになった。一番近くにいる職員が彼らの意思を把握するためにどんな体験をすると良いか考え、トライするようにしている。ずっと施設にいと日常の食事で熱々のものを食べる機会がなかったが、外食しに行くときちゃんと冷ましてから食べていた、というように、過去に体験したことが実はあることもあるので、そうした些細なことから体験の機会を作って本人の意思やこれまでの経験を確認するように心掛けている。体験の時間はあえて作るようにしている。

こうした考え方を職員に浸透させるように、
内容をまとめて資料を職員に配っている。

（７）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑩意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

改めて当事者中心の支援を考えることが増え、職場が明るくなった。最近では、プライベートの時間でも各職員が「あの利用者さんにもこんな体験をしてもらいたいな」と思う瞬間があるため、そういったアイデアを積極的に発信してもらい、できる支援を探したいとの考えが浸透している。

「意思決定支援」自体はこれまでも大事にしてきて当たり前のことだと思っていたが、同時にしんどいものという印象もあった。なぜ意思決定支援をするのかといった観点から、本人のために行うということを意識するようになって、雰囲気が変わっていった。職員によって本人の表情や行動が変わる可能性があるという意識や、毎日コーラを飲む・ハンバーグを食べることが、本当に本人の意思なのか？や、別の好きなものもあるのではないかと、というように他の選択肢を知らないから毎日同じものを選んでいいのかも、という意識を持つようになった。このことは、コーラと言っていた方が、実際に自販機で購入する際にはファンタを選んだことがあり、ジュース全般をコーラと認識するなど、発された言葉がそのまま本人の意思とは限らない可能性もあることへの気づきがきっかけである。また、ジュースを好む人がたまたま水を選び、ジュースの方が好きそうなのが改めて分かったこともある。当初は意思決定支援という言葉の堅さとやることが増えるのではないかとというネガティブな印象があったが、意思決定支援をすることで支援も楽しくなるし本人の様子も変わってくることを実感するようになってきた。いまは自慢できる取組になってきたように思う。

⑩意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

笑顔、発言、自分らしさの表出が明らかに増えたと感じている。

⑬意思決定支援の実施により発生した課題

担当職員の業務過多、会議の回数や所要時間の短縮、時間の確保、記録の仕方、発想の壁、利用者支援の個人差（当初対象者とした5名、現在の10名については丁寧な支援が進んでいるが、利用者全体にはまだ行き届いていない）等

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

（1）ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

神奈川県版ガイドラインはやまゆり園の件もあり、地域移行をメイン目的にしているところがあるが、地域移行というような大きな判断は、本人の声が小さくなりがちとなり、難しさが多い。特に最重度の方は本人の意思も見えづらく、家族や支援者の声が大きくなってしまう。

家族が施設から出ることに対する気持ちが大きい、いま施設から出ても将来的には高齢者施設に入ることになる、などの本人以外が懸念することが大きく影響するようになってしまいがちである。

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

愚行権の考え方、実行。

本人のしたがることが、職員がさせたくないこと・させるべきではないと考えることになる場合もあり、どこまで本人の意思を尊重して意思の実現をすべきかの判断が難しい。事例を載せるにしてもミスリードにならないような慎重な選別が必要ではないか。食べ放題に行って食べ過ぎてしまう、という場面などが挙げられるが、事例として記載するのは難しいと思う。

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

（2）ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

記載はした方が良い。最終的な対応としては代理決定をする必要がある場面は存在するので、そこを認めてもらうような表記があることで救われる部分がある。ただ、医療の場面などの重大な決定については課題がまだまだあると思う。

安易に最善の利益を適用させる支援を行うことは問題だが、集団生活だと個人の意思を尊重できない場面があるので、利用者の生活満足度と施設での集団生活の妥協点を見つけているのが実際の日々の支援である。

（1）メリット・デメリットの検討

さまざまな視点からの考えも必要。だが、視点多すぎても、時間がかかりすぎてしまい意思にたどり着かないこともある。メリット・デメリットも考える側の視点になってしまいがち、意見の出し方にも工夫が必要。

（２）相反する選択肢の両立

この考え方も、考える人の立ち位置で違ってくる。例えば医師の判断と支援員の感覚とは違ったりすることが多い。

立場によって考える「最善の利益」が異なるため、すり合わせができず平行線になってしまう。チーム会議で妥協点を見つけないが、その会議を誰が仕切るのか、決定に対する責任者が誰になるのか、という課題もある。

法定後見人は医療的な判断ができないという課題もある。医師も家族がいない人の意思決定について誰の意見を優先すべきか難しいようだ。医療の場面での難しさが一番大きいかもしれない。

（３）自由の制限の最小化

自由の考え方にも難しさがあるように感じる。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

本人が表出した言葉が本当に本人の意思なのか、起こった事実なのか、という難しさがある。

例えば、「蹴られた」と言っていた場合にそれが本当に起きた出来事なのか確認が難しい。「グループホームに行きたい」といった時にもどこまで理解して言っているのかの判断が難しい。

Ⅱ．意思決定支援の支援事例

１．事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

外出の行先の決定に当たり当事者の意思決定支援を行っている。

②当事者の意思の汲み取り方

会話によるコミュニケーションの他、文字・絵カード・映像を見せるなど視覚的に分かりやすい情報を提供し、指をさしてもらう等による意思の汲み取りを行っている。

③意思決定支援の具体的な方法

②のとおり

④支援内容決定までの経緯

絵カードや、映像などを見せ、その反応を見ながら決定した。

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

入所前（３年前）に利用していた生活介護事業所（同法人）

⑥連携方法、頻度

先日も上記生活介護事業所のイベントに遊びに行くなど交流が続いている。
半年に1回程度は関わりがある。

⑦連携した理由

本人の過去の状態・エピソードなどを知るため。

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

チーム作り、会議、アセスメント、実行、振り返り

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

日々の生活を送る中での意思として流れるのではなく、職員が意思に立ち止まって考えて対応することができてきた。

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

観察、記録、会議、を丁寧に行うようになった。

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

地域移行など大きな決定の汲み取り。

本当事者についてはグループホームでの暮らしも可能な方だと思うが、本人の意思の汲み取りや家族との調整を丁寧にしていくべきと考えている状況。グループホームの体験はしていないが見学はしている。

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

新たな生活リズムを作る。

好きなことをできる時間や環境を作っている。

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

表情がよい、本人ができることを職員が知れるようになってきた。

3. 施設・事業所 C

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名及び運営法人名	施設・事業所 C
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	施設入所支援、生活介護、短期入所 ※同一敷地内に生活介護事業所（定員 20 名）、多機能型事業所（生活介護（定員 10 名）＋就労継続支援 B 型（定員 10 名））が有る。 ※近接地に通所・相談事業所も有り。
	④上記サービス間の連携方法	利用者が重複しているため、個別支援による連携を実施。 事業所長の集まりを月次で行っている。
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、生活支援員等 28.1 名、理学療法士 0.3 名、医師 0.4 名、看護師 2.1 名、調理員 5 名、事務員 4.8 名、その他職員 0.8 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 4 名、介護福祉士 23.2 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	40 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	40 名
	⑨主たる障害種別	身体障害者
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分 6：30 名 区分 5：9 名 区分 4：1 名
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	3 分の 1 が療育手帳を所持している。入所が長い方で療育手帳を持っていない方もいるため、実態としては知的障害がある方も多い。 言語でコミュニケーションが取れる方も一定程度いるものの、社会経験が少なく障害福祉サービスを幼いころから長期で利用してきた方等の場合、本当にそれが本人の意思であるか、慎重に受け止める必要がある。
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	施設入所者のうち 7～8 割程度が、言語でのコミュニケーションが難しく、意思決定支援が必要。

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

サービス管理責任者が兼務している。

②役割、業務内容

意思決定支援に関する支援内容や体制は、内部（日常的な施設生活）における支援、外部（地域移行等）における支援で異なる。

【内部（日常的な施設生活）】

ライフケアグループ（法人内組織で個別支援の進捗や県版ヒアリングシート、意思決定支援会議を組織的に進めるための活動をしている）と連携して支援を行っている。

身体障害者向け施設の特徴であると思われるが、本人の言語で意思を伝えられる方が比較的多いため、些細な日常の意思決定の支援は意思決定支援ガイドライン発出以前より実施してきた。その先、何をすれば意思決定支援を実施していると言えるのかを現場の支援に浸透させることがテーマと考えている。支援が進められるように施設の先輩職員が研修を行い、いままでの支援に少し付け足せばよいと思ってもらえるようにしている。

また、生活棟を状態像に応じて2グループに分け、それぞれのグループを担当する生活員も分けて、個別支援の具体的な内容をグループごとに検討するための会議を毎月開催し、その結果に沿った支援を展開するようにしている。月2回の支援会議を行う中では、意思決定支援の考え方にに基づき、「施設の中で完結させようとせず、移動支援や介護タクシー等も活用しながら本人の意思を実現できるようにしよう」と働きかけている。

【外部（地域移行等）】

来年度以降から地域移行に関する意向確認の義務化を見据え、このあとも施設に住み続けたいか、どのようなところで生活したいかを確認すべきと考えている。

日中の活動で工賃をもらうことを目指すのであれば、当施設では難しいことから、他法人に相談して外部事業所への通所利用も実現させている。その際は、職員が体験利用に付き添い、本人の希望によっては更に別法人の事業所へ見学に行っている。入所者が日中に他法人を利用することは、経営面での影響があるため、ニーズを最大限に尊重しつつも慎重に判断している。セルフプランが多い県であるため、全県としてもセルフプラン率を下げようとしている。

また、法人内の相談支援事業所が当施設の入所者の計画相談支援の9割程度を担当している。外部の相談支援事業所を利用している1割の方については、意思決定支援会議で客観的な視点を入れるために、外部の相談支援事業所での対応を継続してもらえるようお願いしている。

ただし、相談支援専門員は不足していることから多忙を極めており、個別の支援、本人との深い関わりは持ちづらい印象がある。現に暮らしている施設では、毎日の関りを通じて頻繁にコミュニケーションが取れるため、相談支援専門員よりも本人の意向を把握しやすい状況がある。

相談支援事業所には、モニタリングや意思決定支援会議に出席してもらっている。4月に個別支援計画を作成し、9月にモニタリングを行っているが、全居住者の個別支援会議が集中することで、作成側の職員も、会議に出席する相談支援専門員にも負担が大きかった。そのため、徐々に計画作成とモニタリング時期を分散化することで、現場の担当支援員と相談支援専門員が会議に参加し易くなり、相談支援事業所との連携につなげている。

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

意思決定支援責任者（サービス管理責任者）については、支援経験 23 年程度（うちサービス管理責任者としての従事期間 6 年程度）である。

（２）意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

令和 4 年度は 2 名に対して、意思決定支援会議という名称での開催し、令和 5 年度は県の補助も得ながら 15 名に対して開催した。現在までに意思決定支援会議は、利用者 1 名あたり概ね 1 ～ 2 回開催している。先々月に地域移行した方では、グループホーム職員、後見人、相談支援専門員に参加してもらい、4 回開催した。

⑤参加者

現場の担当支援員・サービス管理責任者・相談支援専門員で開催したのが参加者の最小構成である。家族・後見人、他の生活介護事業所等に参加してもらったケースもある。外部の関係者が入る会議は日程調整が大変だった。関係者が当日出席できない場合は、事前に会議の趣旨の説明や意見を確認する対応を行っている。

⑥一体的に開催する会議

無し

（３）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

現在は、上記（２）にて挙げた利用者を対象に作成している。

「Taskware」というシステムのフォーマットを使っており、項目自体は変えられないことから、項目の使い方を工夫している状況である。ヒアリングシートが増えると事務的に負担が増えるので、項目は参考にしつつ、必要な情報が入るようにしている。

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画と一体的に作成している。意思決定支援会議にて確認した本人の意思を如何に個別支援計画に落とし込めるかが重要と考えている。

⑨主な作成者、作成方法

支援担当職員が原案を作成し、チーフおよびサービス管理責任者が確認して最終化する。
内容に間違いはないかどうかは、支援担当職員に個別に聞き取りをしてチェックしている。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

生活の満足度を聞くと単なる満足度調査になってしまうと考える。施設生活で満足でき、施設に住み続けたいと思う人は決して多くないと思う。本当は地域に住みたいが、事情があって施設にいるということを前提に考えている。サービス評価アンケートにおいても満足しているかを訊くものの、満足度調査をする目的ではなく、次に何をしたいか、どんな状態が実現できると希望に沿った生活となるか、ということを確認したいと思っている。

意思の確認が難しい方に対しては、まず体験の機会を作り、やってみて反応を見るようにしている。施設では外出機会が少ないが、やりたいことの主張が一貫している方は少ないため、様々な経験をできるようにしている。「花が見たい」という希望に対して、花見がしたいのか植物園に行きたいのか、食事をちゃんとしたいのか、外でおやつを食べるくらいで良いのか、というように望むことが分からない場合は、介護タクシー（全額利用者の実費負担で可能な限り福祉有償運送を利用、援護地によっては移動支援として利用できることあり）を使って外出し、コンビニで好きそうなおやつを買って外で食べて帰ってきて、反応を見て次は何をしてみるかを考えている。意思がまったく見えてこない方には、職員が「これはどうだろう？」と考えて、まず施設の中にある知育玩具等でいろいろと試してもらい、その上で何が好きそうか確認している。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

特記事項無し

（４）意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

明確な評価基準は作成していないが、毎月、支援担当職員が意思決定支援の進捗を記入したうえで利用者と面接している。また、２ヶ月に１回、棟ごとの個別支援会議にて職員間で内容を共有している。さらに、半年に１回、記入した進捗状況をモニタリング書式に落とし込んでいる。

⑬評価にあたっての基準

特記事項無し

（５）意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

日常的な支援においては、国の意思決定支援ガイドラインでなく県版ガイドラインを活用している。県版ガイドラインはチェックリストがあるため振り返りやすい。一方、県版ガイドラインを現場職員が活用するまでにはもう一工夫必要かもしれないと考えている。

意思決定支援に当たり苦慮する場面が生じた場合、現場職員→チーフ→サービス管理責任者の流れで相談して解決することが多いが、サービス管理責任者として相談に乗れているかという振返りのためにチェックリストを使っている。

県版ガイドラインから使い始めたこともあり、県版（実務に近い、チェックリストがある）のベースとなるのが国のガイドラインであると理解している。

現場職員はチェックリストを活用する動きは少ないが、チェックリストを使っていないから意思決定支援ができていないというわけではないと思っている。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

人材不足の問題は恒常的に発生している。人材育成の前に人材確保も課題である。

特に身体障害者向けの施設では、日常的生活支援の提供のみで一日が終わってしまいがちとなる。入浴も週3回が精一杯であり、身体介護の業務量がどうしても多いため、支援記録を作成する時間や本人と関わる時間が非常に少ないと感じている。デスクワークをいかに効率化するかを悩んでいる。

県補助金を活用して支援記録システム「Taskware」を導入したことで、日中活動、面接、通院の記録等の大半が1か所にまとめられるようになったため、以前より記録に係る業務量は減っている。それにより、以前は健康管理が最大の目標になってしまいがちだったところが、個別支援計画の目標達成具合を注視するように意識ができるようになった。

（6）日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

日常生活における支援（何のジャム、ドレッシングを使うか等）での意向確認は以前から意識しており、施設内でのボッチャ等の活動も自由参加で行っている。

作業目的の日中活動は行っていないため、医療面や行動障害で観察が必要な方の多くは、日中活動室で活動してもらっているものの、それも強制ではない。みなさん自由に過ごしてもらっている。

（7）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑰意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

令和4年度より県の意思決定支援に関するモデル事業に参加するまでは、日常生活における支援で本人の希望を聞く機会を多く設けていたが、入所施設だけで支援が完結してしまうことが多かった。モデル事業参加後は外部との連携や体験機会の提供の大切さを研修で学び、現場職員に伝えるようにしており、数年経って定着してきたように考えている。

職員が休日にボランティアで外出支援を行うことがあったが、現在は外部サービスを活用して希望を叶えるような外出を実現するようになった。外出の機会の創出により、本人の意思や希望について知っていると思い込んでしまっていたことが、そうでないということに気づくことができた。また、会話が可能である方について、発した言葉が意思であると思ってしまっていたが、なぜその発言をしたのか、背景を考えるようになっていく。身体障害の方は、受診歴等は確認するものの、生育歴を入所前に把握することが多くはなく、また、会話ができるためその方の過ごしてきた環境や

思いを予め聞き取ることがおろそかになっていた。そうした情報をもっとアセスメントで深めるように意識するようになった。

「外出したい」との本人の言葉に対して「出かけましょう」と返して終わりではなく、「なぜそこに行きたいのか」「誰と行きたいのか」を聞き取ることで、本当のニーズ（昔住んでいたから、ここで家族と過ごしたから、等）を確認し、家族と一緒に出かける機会を作ったり、家族と行ったことがあるところに行ったりする支援を提供することができた。情報収集の不十分さを認識する機会となった。

⑩意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

- ・自身の気持ちを周囲に伝えることが苦手で、やりたいことに向けて悶々と考えるだけで行動に移せなかった方が、意思決定支援会議を通して様々な職種の支援者との交流が始まり、自身の気持ちを表して、計画を立てて実行に移す経験等を積んでいった。その中で、特別支援学校時代によく自分が外出の計画を立てて実行し、それをとても楽しんでいたことなどを思い出して、更に積極的に計画を立てて行動するようになった。

- ・人前で自分の好きなことを話し、それを褒められたり、後押しされたりする経験を通して、地域生活移行を前向きにとらえるようになった。

- ・移動支援を使えるようになり、外出の手段の選択肢が増えた結果、楽しみが増えた。

⑪意思決定支援の実施により発生した課題

特記事項無し

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

（１）ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

特記事項無し

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

特記事項無し

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

（２）ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

現場職員は皆「最善の利益の判断」の対応に至るまでの支援に苦勞しているが、どの段階で「最善の利益の判断」の対応をするか施設や職員によって温度差があると考え。県版ガイドラインではどのような状態像の当事者にも必ず意思があることを前提に、「最善の利益の判断」に関する事項は明記されていない。「最善の利益の判断」についてはいわゆる最後の砦、それまでに十分に議論

がされた上で、とは書かれているが、十分な議論があったかどうかについては施設ごとに匙加減が異なる可能性が高い。第三者として見たら対応できることがまだあるのに最善の利益を適用させてしまうケースも出てくると思う。「最善の利益の判断」の言葉や記載は残さない方が良いと考える。

都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー派遣事業のアドバイザーとして関わってきたが、当時、国のガイドラインが発出された際にアドバイザー間では「最善の利益の判断」の記載は入れない方が良いのではないかとの意見が主流であった。県版ガイドラインが発出された際も最善の利益は明記されていなかったもので、そうした流れを汲んだと理解した。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

国のガイドラインは抽象度が高く、県版ガイドラインの方は戦術的に何をすべきか明示していて、国のガイドラインを補完している。県版が発出されていない自治体に存する施設・事業所では、何をすべきかを現場だけで考えて決めないといけないように感じる。そのため、見直しに際し、内容の具体性（困ったときの相談先、意思決定支援の方法など）が高まると良い。具体には、チェックリストやQ&A集が入っていると良いと思う。小さい事業所であればあるほど、人員も知識経験も少なく、加算があっても対応できないところが多いと思う。小さい事業所でも取り組める工夫があると良い。

Ⅱ－１．意思決定支援の支援事例（利用者１人目）

１．事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

県の意思決定支援モデル事業に合わせて支援を開始した。支援開始当初は意思決定支援会議の目的の説明、日々の生活に関する不満について聞いていくところから始めた。

②当事者の意思の汲み取り方

言語によるコミュニケーションは可能であるものの、本人が自分の言葉で表現をするのが得意でなかったため、繰り返し話を聞く中で、会議の前に思いを話す練習をするようにした。支援を継続するうちに本人がパソコンを使って思いを表現するようになった。

③意思決定支援の具体的な方法

今後の支援：食べることが大好き、大食い動画を見るのも好きなので、それに出てきたものを食べに行きたいという希望がある。ストレスをため込んでしまうこともあり、施設内で生活が完結しない方が良いが、すぐに一人暮らしは難しそうなので、まずは外部の生活介護に通うことにした。希望としては地域移行も考えたい。

④支援内容決定までの経緯

特記事項無し

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

自治体の障害福祉課や同一法人内の相談支援事業所と連携している。

上記関係機関の助言もあり、外部サービス（通所の生活介護事業所の体験利用・介護タクシー）の利用も開始している。

⑥連携方法、頻度

方法：電話・メール・会議

頻度：随時

⑦連携した理由

本人の希望と相談員からの情報提供により

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

特記事項無し

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

（１）②のとおり

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

本人に対して、生活への不満や今後の希望の聞き取りを繰り返すうち、パソコンを使って思いを表現したり、希望を伝えてくれたりするようになった。映画館で映画を見たい、スーツを着て母の墓参りに行きたい、等の希望が挙がった際に、施設職員の付き添いではなく介護タクシーを利用しての外出を体験してみところ、その後は本人自らタクシー会社に連絡して２か月に１回ほど外出するようになった。

Ⅱ－２．意思決定支援の支援事例（利用者２人目）

１．事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

将来的に地元で生活することを目標にしているものの、先の見通しをもって生活することが本人には難しいと考えられるため、職員で支援をしている。施設入所前からの友達がとても多いため、友達との繋がりが無くならないよう、移動支援等を活用して外部との関わりも持ち続けている。本人の母が友達との関わりを仲立ちしてくれている。

②当事者の意思の汲み取り方

言語によるコミュニケーションが可能であるため、会話による意思確認を行う。また、意思決定支援会議の前に、この先やりたいことを本人に書き出してもらっている。

③意思決定支援の具体的な方法

②に同じ

④支援内容決定までの経緯

特記事項無し

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

外部の相談支援事業所（計画相談・入所前からのつながり）

⑥連携方法、頻度

連携方法：電話・メール・会議・見学同行

頻度：会議は年２回のモニタリングに加え、必要に応じ適宜。その他も連絡調整目的に適宜。

⑦連携した理由

地域生活移行を将来念頭に置いており、その地元に関する情報や、サービスの利用調整については当該相談支援専門員との連携が必要であるため。

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

特記事項無し

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

(4) 支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

施設入所前からの友達がとても多いため、友達との繋がりが無くならないよう、移動支援等を活用して外部との関わりも持ち続けている。本人の母が友達との関わりを仲立ちしてくれている。

また、この先やりたいことを意思決定支援会議の前に書き出してもらうことによる希望の確認も併せて行っている。外出について、具体的な地名や店名や、学生時代の友達と行きたいという希望が出てきており、いかにそれを実現していくかという支援を考え、実践している。学生時代の友達と外出したいという希望は現時点で実現できていないものの、移動支援サービス利用調整を行うことによる外出の機会の創出を行っている。県の意思決定支援アドバイザーからは支援について「社会性を担保する」というキーワードがあり、施設職員だけではなく、外部のサービスを利用するなど、外部の人と関わる機会を作るように工夫している。

(5) 意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

「意思決定支援」というワードはきちんと認識していないと思われるが、取り組みを通して、外出・外食の頻度の増加や、入所以来初めてとなる横浜への遠出など、楽しい出来事や経験を積み重ねている点については「良かった」という肯定的な感想とともに、「また行きたいねえ」と、次を楽しむ姿勢が見られている。

4. 施設・事業所 D

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 D
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	共同生活援助
	④上記サービス間の連携方法	特記事項無し
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、世話人 10 名、生活支援員 8 名、看護師 6 名、管理栄養士 1 名、事務員 2 名

	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士1名、介護福祉士4名、精神保健福祉士1名
(3)施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	37名
	⑧利用者数（令和7年4月1日時点）	30名
	⑨主たる障害種別	定めていない
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分1:2名 区分2:3名 区分3:5名 区分4:7名 区分5:11名 区分6:2名
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	比較的意思を汲み取りやすい方が全利用者のうち43%程度。
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	13名。 区分5、6の方の人数であり、言葉の表出や本人の意思の推定が難しい方を指している。 区分4以下の方は言語でのコミュニケーションが可能。

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

サービス管理責任者と兼務している。

意思決定支援は個別支援計画の内容と連動し、また、実施にあたっては関係者との協議が必要であるため兼務としている。

②役割、業務内容

意思決定支援会議の開催、マネジメント、外部との調整

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

9年、介護福祉士、強度行動障害実践研修修了

(2) 意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

サービス利用者全員を対象に、年2回以上、各回2時間程度で実施している。

なお、サービス担当者会議とは別で意思決定支援会議を開催している。

⑤参加者

本人、サービス管理責任者、医務担当、栄養士、生活支援員。

意思決定支援会議だけでなく、サービス担当者会議も一つの意思決定支援の場であるにとらえている。サービス担当者会議にも普段の支援者や本人に参加してもらうことが望ましいと思いつつ実際には難しいことがあるため、事前に聞き取りをしたうえで対応している。

⑥一体的に開催する会議

無し

(3) 意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

サービス利用者全員、年2回以上

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画

⑨主な作成者、作成方法

原案作成は利用者の担当支援員が行ったうえで、サービス管理責任者が完成させている。

計画の内容は Google で会議参加者と共有している。

計画作成に当たってはフォーマットを工夫し、客観性を意識している。具体的には、サービス等利用計画と大きくずれない点を重視し、ご本人の意思の推定方法も組み入れながら作成している。本人に対して提供した支援について記載しつつ、PDCA サイクルを回すため、その効果測定もできるような指標も記載している。また、利用者の支援の基となるニーズがなぜ表出したかがわかる具体的なエピソードも記載できる形式としている。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

言語による意思確認が比較的容易な方も含め、基本的には意思決定支援ガイドライン（以降、ガイドライン）に沿って支援を進めている。

計画作成の会議の場で意思確認ができない方は日頃の支援内容とその効果、行動を記録し、意思と選好を推定する。

特に言語による意思確認が困難な方については日常の行動など客観的な事実が大事であると考えており、日々の支援記録にて支援内容やその効果、本人の行動の詳細を記録するようにしている。その内容を個別支援計画にも落とし込み、行動の推移や変化も併せて記録している。支援の効果については、後述のとおり課題行動の増減を指標として判断している。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

個別支援計画と一体的に作成し、サービス調整会議で関係者と共有している。

(4) 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

サービス利用者全員を対象に、意思決定支援の場で年2回以上のモニタリング・評価を実施している。

⑬評価にあたっての基準

課題行動等の増減により評価している。

具体的には、本人の意思とそぐわない行動・自傷行動・物損等の行動が表出されるかを評価する。これらの行動があった場合には、本人の安全・他の利用者の権利侵害になっていないかを確認するとともに、本人の意思とそぐわない環境や支援があるのだろうというところの見立てを立てている。上記と併せて、冰山モデルや機能分析も用いた評価や検討も実施している。

(5) 意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

事業所においてマニュアルを作成の上で支援員向けの研修を実施している。研修の目的・内容は「ガイドラインについて」というより、「意思決定支援について」である。研修は支援員が対象となるため、対象者に合わせた内容を事業所にて作成している。法人としての大きな意思決定支援の方針はあるが、研修の内容は現場に合わせることを大切にしている。

ガイドラインの内容は、サービス管理責任者以上の職員が特に意識をしている。また、支援検討会議の場において、サービス管理責任者から担当者に対し、ガイドラインに沿った支援ができているかを振り返ってもらえるような問いかけをしている。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

業務の効率化、ICTの活用を実践している。

法人では情報集約にあたって原則 Google Workspace (Google ドキュメント、Google スプレッドシート等) を用いてメールでも周知することで、事業所にいなくても閲覧できるようにしている。運用に際しては、アクセス権限の適切な管理や共有範囲の限定などの徹底を行い、個人情報保護および情報セキュリティに十分留意している。記録では紙を長年使用していたが、最近では PC での記録としている。課題行動の推移を入力してグラフに連動するようなフォーマットを作成して活用している。Google の基本機能を原則としつつ、関数やグラフ化の技術はサービス管理責任者が学ぶようにしていて、独自にいろいろとツールを作っている。サービス管理責任者の負担は一定あるものの、事業所全体での負担が減るように少しずつ仕組みを導入している状況である。

(6) 日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

月2回程度、モニタリング(支援検討会議)を実施し、意思決定支援の進捗状況を確認している。

モニタリング1回あたりの所要時間は約2時間である。また、必要に応じてコア会議としてさらに会議を開催することもある。

その他、個別支援計画の見直しを年2回行っている。

(7) 意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑪意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

実施すべき支援の共有とケアマネジメントの方針の整理を行うことができた。

ガイドラインは、ケースマネジメントで立ち返る際に活用している。例えば一人の利用者さんに対する支援の方向性が少しずつずれていった際などに、ガイドラインを見て目線合わせをしている。

⑫意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

課題行動が減少している。

また、社会生活において可能な選択肢を複数提示することにより、本人が選択できるようになっている。

⑬意思決定支援の実施により発生した課題

ガイドラインの解釈に関する「共通認識」ができておらず、担当学会議の中で方向性の統一が図れない場合がある。具体的には、代行決定に至るまでに各立場でできる支援を尽くすという前提があるが、その「尽くす」の度合いが異なるような場面がある。

意思決定支援会議においては利用者本人の会議出席が原則となっているが、重度の障害がある方の場合は会議の進行や本人の意思の確認や汲み取りに難しさを感じる。

① 3. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

事業所だけでは行えない意思決定支援もある。この場合にはサービス担当学会議の場で提案をしているが、全員の合意形成に時間がかかるケースもある。

意思決定支援会議への本人の参加については、強度行動障害状態の方のほか、重度高齢化されている利用者の参加も難しい。車いす上で寝たきりで、日中も眠っておられる場合の本人参加を実施したこともあるが、内容が伴っているのかについては疑問に感じる部分はある。

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

特記事項無し

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

(2) ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

関係者が合意するタイミングの見定めが難しい。代行決定がよくないことだとわかってはいるが、在宅の状況を踏まえると代行決定せざるを得ない状況があるということは理解をしている。特に強度行動障害状態の方の支援ケースにおいては、ガイドラインに沿って本人の意思に基づいて支援をするばかりでは在宅生活が崩壊するのではないかと感じる場面があり、安全な暮らしや利益を犯さないような判断をせざるを得なかった。

在宅のケースにおいては、「これ以上家で生活を継続できない」状況になった家族等からの相談を受けることが頻繁にある。グループホームの立場としても意見を出しながら考えるが、ほかに手段がない場合には、緊急度も踏まえて一時的に入所施設へ入所を促すこともあった。しかし、施設入所後も利用者の意思決定支援は続くため、代行決定後も本来の利用者の意思決定支援を再びスタートする必要がある。一次的には利用者の意向に沿えないとしても、その後再び意思と選好に基づく生活を目指していく必要があるという考えである。

「最善の利益」の線引きについては、重度知的障害の場合や強度行動障害状態の場合に意思の推察が難しく、在宅で課題行動が強く出てしまい、改善も難しい場合がある。その場合、ご本人も家族も含めて安全性や安全な暮らしが維持できない。この場合には、代行決定をせざるを得ない状況も生じると考える。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

代行決定を「意思決定支援」の文脈ではなく、意思決定支援とは線引きをしたうえで整理するあり方については良い案だと思う。「支援を尽くす」ということに対して人によって解釈が異なるように、現在のガイドラインの整理だと意思決定支援の一環としての記載ととらえられる可能性があるため、別枠での整理は現場としては線引きがしやすいと感じた。ガイドラインから「最善の利益の判断」を完全に削除すると現場としては少し困ってしまう。

また、一事業所からのお願いとしては、それぞれの機関・支援者の立場から解釈や価値観が異なってしまう実態が見受けられるため、解釈がそろえるような記載をしていただけるとありがたい。

II. 意思決定支援の支援事例

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

在宅生活が破綻したことを契機に施設入所となり、その後、短期間で当事業所（共同生活援助）へ移行した。

②当事者の意思の汲み取り方

課題行動の推移による意思の推定の他、以下のとおり対応している。

月1～2回の外出の際、メニュー表を見せて食べたいものの指差しや発語で希望を確認する。事業所にてしばらく一緒に過ごす中で、単語レベルの訴えや、本人の状態の良し悪しが読み取れるように

なってきた。具体的なツールとしては、イラストや写真を活用している。なお、単語レベルの表出は、経験した中での最低限の表出である。わからないものの表出は困難であるため、新しい経験をしてもらえるような支援の検討の必要性を感じている。

③意思決定支援の具体的な方法

日常的な行動の記録等を踏まえた本人の意思の推定や支援計画への反映を行うとともに、課題行動の推移を踏まえた評価を行っている。

④支援内容決定までの経緯

まずは在宅の危機を救済することを最優先とし、施設入所となった。しかし、本人が入所を望んだわけではないため、短期間でのサービス変更を前提として関係者と協議しながら当事業所への移行を行っている。

(2) 内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

家族、市町村、計画相談支援員、入所施設・共同生活援助・生活介護等の各サービス管理責任者等

⑥連携方法、頻度

当初は2週間ごとに実施していたが、現在は3ヶ月ごとに実施している。

⑦連携した理由

地域移行を前提として入所に至ったため。

(3) 意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

本人の意思とはそぐわない施設入所であったということに関係者でまずは共有した。併せて、危機的な在宅の状況から緊急的に救済した状況であるため、本人の希望に沿った生活に移行するという目的も関係者で共有している。そういった流れについて、意思決定支援ガイドラインの内容も参考にしながら進めた。

施設入所サービスにつながると生活が事業所に一任され、関係者が離れていくことが往々にしてあるが、その後の意思決定支援が必要であることを事業所側が強く伝えたため、グループホームへの移行の道筋は念頭に置いたうえで進めてきた。

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

(4) 支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

特記事項無し

(5) 意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

課題行動が減少している。現在も課題行動はあるものの、外部との繋がりもありバランスを確認しながら支援を継続している。

一方で、課題行動の状況を見ていると、今の暮らしが最善ではないのだろうと推察されるため、別の住まいの体験などを通じて検討が必要だと感じている。

支援者が推察する限り、多くの人と交わらない環境が本人には適しているように感じている。

5. 施設・事業所 E

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 E
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	生活介護、短期入所
	④上記サービス間の連携方法	グループホームでの宿泊勤務（1 回程度/月）
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、看護職員 3 名、生活支援員 17 名、事務員 1 名
	⑥有資格者の配置状況	看護師 3 名、社会福祉士 4 名、介護福祉士 7 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	30 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	38 名
	⑨主たる障害種別	身体障害者、知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分 6：37 名 区分 5：1 名 ※当該事業所以外にも通所先がある方もおり、平均すると毎日 23~24 名前後が通っている状況。稼働率は 8 割弱。報酬改定に伴い、実態と合わせ定員 30 名に変更した。
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	全員言語での表出なし

		職員からのコミュニケーションは主に声かけをしているが、どの程度伝わっているかは反応を見て判断する。 イベントに向けて利用者と話し合う場面もあるが、謙遜するような様子が見られることもあり、一緒に準備を進めながらどう思っているかを探ることを繰り返している。 毎月、グループごとに次の月の活動内容（生産活動のクッキー販売の他、季節のイベントの内容、何の映画を見るか、等）の話し合いを行っている。例えば見る映画を決める際は、モニターで映画の予告編を見せて反応を見たりする。利用者は家と事業所との往復の生活であるため、経験として知らないことも多く、言葉だけでは分からないと考えられるため、映像を見せる等の工夫をしている。
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	全員

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

意思決定支援責任者として改めての選任はしていない。実態としてサービス管理責任者が兼務している。

②役割、業務内容

日常記録の記載内容の確認、個別支援計画のオーソライズ、個別支援会議の開催

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

経験年数 25 年、サービス管理責任者の資格有り。

(2) 意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

個別支援会議として、全利用者を対象として年 1 回、各回につき 1 時間程度実施している。

⑤参加者

利用者、家族・後見人、支援担当者（1 名）、サービス管理責任者

⑥一体的に開催する会議

個別支援会議（サービス担当者会議）

年に1回、家族が同席して個別支援会議を行っている。個別支援会議には外部機関からの参加はない。なお、半年ごとのモニタリングの報告は書面で行い、本人・家族に内容確認を行っている。

（３）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

事業所内で利用者の障害の状況、意思表示の方法におおよそ差がないため、計画作成に向けては事業所全体で一律の方法をとっている。

本人と家族のそれぞれの意向について、明確な差異を把握できることは少ない。支援者が本人・家族双方と信頼関係を構築できることを念頭に時間をかけて相互理解がすすむことを目指している。

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画

⑨主な作成者、作成方法

客観的な視点からの意思確認と分かるような工夫として、日常的な本人の活動の様子や表情のわかる写真を可能な範囲で残すようにしている。言葉による記録は記録者の解釈や所感が含まれる可能性があるため、本人の表情や活動の様子が分かる写真を併せて残すようにしている。記録された所感がどのような場面を起点として生まれたものかを客観的に確認することができ、記録の妥当性や客観性を補完することにつながっている。

日常的なコミュニケーションや本人の意思決定支援を重視する事業所のマインドが現場の支援員に浸透しているため、日常的に写真を撮ったり観察したりして、それを家族らに共有することの重要性を支援員も理解して支援に当たっている。

事業所内で実践報告をする機会が年に2回あり、その資料に載せるためにも証拠となるような写真を撮っておく必要があるという考え・マインドが浸透していったと考えられる。なお、実践報告については、外部の研修会でも発表している。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

利用者は全員が意思表示の難しい方であるため、本人の日常の活動の様子を日々の振り返りミーティングにて複数スタッフで共有・記録している。6ヶ月ごとに蓄積された記録を評価し、一人ひとりの職員の気づき（主観）を客観的な様子を根拠に説明できるようにしている。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

個別支援計画と一体的なものとして運用している。

(4) 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

6ヶ月に1度、モニタリング報告書（日常的な活動の様子を収めた写真を添付）を作成して、本人・家族に内容確認をしていただき、意向を確認している。

⑬評価にあたっての基準

本人の活動中の様子やサービス担当者会議での各支援機関のエピソード共有、家族の意向を参考に評価している。面談や会議の場でのやりとりのみで本人の意向を聞くことは多くの利用者にとって難しいため、日常的な活動の中での本人の様子を観察し記録することを積み重ねている。

(5) 意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

意思決定支援ガイドライン（以降、ガイドライン）が整備される前から活動支援を通じた意思決定支援について、事業所独自のマニュアルを作成して新規職員への研修機会に周知している。

研修は年に1回実施しており、支援に当たっての基礎的な知識の他、日々の活動を通じた意思決定支援が重要だということを説明している。年度途中の入職者には次の年度の研修を受けてもらっている。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

当事業所の利用者は、移動・食事・排せつ等の生活行為において全介助を必要とする方が多く、医療的ケアの実施を含めた体調管理にも多くの時間を要している。通所して一日を過ごす中で生じる基本的な生活行為を行うだけでも、相当の時間を費やす必要がある。その中で、利用者の活動時間や退所後の職員間の振り返りの時間を確保するために、入浴・送迎などの支援の頻度をセーブしている。通常、重症心身障害者に向けた事業所においては入浴も生活介護の主なメニューだが、当事業所では入浴支援を行っていない。送迎についても当事業所に対応できる回数等の上限を定めることで、それ以外の活動に人や時間を割くように工夫している。これにより午前は1時間、午後も45分ほどの利用者の活動時間を確保している。なお、上限を超えた分の送迎は、家族が対応したり、他のサービスを利用してもらったりしている。

従来は、送迎については家族による対応を基本とし、家族での対応が難しい場合に事業所が担うという考え方のもとで実施してきた。その後、事業所が送迎を担うことが、本人の生活ニーズを満たす社会的支援として一般的になっていく中で、当事業所でも送迎対応を徐々に拡充してきた。しかし、送迎に人員や時間が多く割かれることで、事業所内での活動時間が十分に確保できなくなることが懸念された。そのため、利用者一人当たりの送迎対応の頻度に上限を設けるとともに、必要に応じて他事業所のサービスの利用を案内してきた。こうした方針は、利用者本人の活動時間を確保することを目的としたものであり、その趣旨について家族にも説明し、理解を得ながら、現在の送迎対応の仕組みを運用している。

当事業所の利用者は、当事業所にて入浴支援を行わない代わりに在宅で入浴支援を受けている利用者が多いと思われる。

日常的な活動・支援においては、活動を手伝う職員と姿勢の保持を手伝う職員を分担した上で、写真撮影をする職員も確保する必要がある。一人の利用者に集中しないといけない状況は生じるものの、その際は「次はあなたの番ですよ」と声かけするなどして工夫している。利用者も基本的には順番が回ってくるのを静かに待ってくれるため、ゆっくりとその人のペースで支援をしているのが日常である。

（６）日常生活における意思決定支援の状況

⑩日常的な支援におけるアセスメントの工夫

多くの利用者からは瞬時に明確な反応が示されないため、様々な場面で支援員が声かけを行い、こちらの意図を伝えてから支援をするようにしている。時間がなくて慌ただしいときにはできないこともあるものの、極力こういった支援を行うよう心掛けている。

職員間で本人の反応に対する解釈・意見が異なる場面もあり、そのような場面はむしろあるべきだと考えている。必ずどちらか決めなければならない意思決定の場面（生活移行が必要で入所することを考える場面など）もあれば、日常の活動の中で答えが分からなくても良い場面もある。職員が持っている意見はすべて仮説に過ぎないため、職員間で意見が異なる際は、本人の意思をもっと知るために声掛けや反応の確認を繰り返していくことを大事にしている。長い時間が経過し「もしかしてあのときのあの反応は、ああいうことだったのではないか」と思うこともあるため、支援員が考えた本人の意思が、ある時点では複数あることも受け止めている。継続して関わっていくことが非常に重要と考えている。また、家族への支援も重要と考えており、家族の思いについても確認しながら時間をかけて支援するように心掛けている。

重症心身障害の方にとって家族は大きい存在であり、家族の協力が必要不可欠なため、家族と事業所が対立することは本人を困らせてしまうことになる。そのため、事業所としては、まずは家族との信頼関係を築くことに力を入れている。

職員と家族間で意見の相違が生じた場合、どちらかが正しいということは無いと考えている。成人期になり家族と離れた場で本人の経験の積み重なっていくことで、なおさら本人をめぐる家族の見方が相対化される場面が生まれると考える。場合によっては事業所職員から状況や意見等をはっきりと伝えたほうがよいこともあるが、それは信頼関係があってこそ行えるものである。家族・職員のどちらか一方のみが頑張るのではなく両輪で本人を支援していけるように心掛けて家族への対応を行っている。意見がぶつかりそうになるほど互いに熱い思いがあるという意識を持つことも非常に重要である。職員・家族それぞれの意見も、あくまでその人が見ている本人の様子でしかないので、客観的にどうかを冷静に観察するようにしている。

（７）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑪意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

ガイドラインが発出される以前より、法人全体で意思決定支援という言葉を意識せずに支援を行ってきた。ガイドライン発出以前は法人創設者や先輩職員の考えや指導を参考にする個人に頼った支援を行っていたと思われるが、意思決定支援という言葉や概念を意識するようになってから、客観的な

反応を基に本人の想いを想像する支援に変わっていった。その変化の中で、事業所としてのマニュアルも作成された。

⑩意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

当事業所に 26 年間通所した利用者の事例がある。この方は、てんかん薬服用の影響もあり昼夜逆転の生活となり、日中は目をつぶっていることが多かった。生産活動のアルミ缶リサイクルにて地域の住民から缶を集める際、基本的には回収中にも目が開いておらず職員が声をかけても反応がなかったが、特定の地域住民の方が声をかけると必ず目を開くという様子が見られた。また、その利用者が入所施設に移る際に行った壮行会においても、その方が声をかけるとパッと目を開き意思を見せてくれたことがあり、印象的であった。長い期間関わる中で、この利用者にとっては外に出ることや、その住民との関わりがとても楽しかったのではないかと推察される。

⑪意思決定支援の実施により発生した課題

写真などの客観的な記録を残すことが大切であると考え、そうした記録を残すために時間を割くように意識をしているものの、実際には写真や記録の内容が少ない時期もあり、そうしたばらつきがあることはまだ課題と思っている。

日々の行動や反応を言葉で記録する際は、Excel ファイルにカテゴリ分けをして各自入力していくような方法を取っている。しかし、写真は別で管理しているため、すぐに見ることができない実態が有り、こうした記録方法にはまだ課題があると考えている。ICT を活用したいと考えているが、当事業所単独で導入すべきか法人として導入すべきかを考える必要があり、本格的に動いてはいない状況である。

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

（1）ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

事業所のマニュアルを活用しており、ガイドラインに沿った支援は行っていない。

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

抽象的な記載が多いため現場での支援に落とし込むことは難しいと感じた。また、実際には日常の支援の中で意思決定支援に当てはまるような支援を行えているのに、それを自覚できていない事業所や事例もあると思われる。

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

(2) ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

サービス利用開始直後など本人と支援者が会って間もなく抱いた印象で本人の意思をくみ取ることが困難だと感じた時に、職員が安易に最善の利益の判断を行うことを助長しないか心配である。一見すると意思が見えてこない方でも、継続して関わることにより意思が見えてくるエピソードなども書いておらず、当事業所のような重症心身障害の方などについてはよく考えることもせず早急に最善の利益に当てはめてしまうことに繋がりそうだと感じる。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

当事業所では進んでいないところでもあるが、ITを活用した記録の充実についても書かれていると思う。便利なツールを使うことで効率化できるのであれば、その実際の例が載っていると良い。ただし、安易にAIの要約ツールを使えば答えが出ると思われてしまうのも危険だとも考える。記録を読み込んで意思を推定することもAIなら実現可能と思われるが、答えが一つのように見えては問題である。誰が責任を取るのかという問題も生じるだろうし、慎重になるべきとも思う。

また、現行のガイドラインでは、意思決定支援会議については、「サービス担当者会議や個別支援会議を兼ねて行う」と位置づけられている。しかし、この表現からは、意思決定支援を「付加的なもの」「余力があれば行うもの」として行ってよいようなニュアンスがあるのではないかと感じる。むしろ、「サービス等担当者会議や個別支援会議は、意思決定支援会議として行われる」と整理することにより、本人の意思を中心に据えるという本来の目的が、より明確になるのではないと思う。重症心身障害のある方の生活は、家族や支援者との関係性の中で、意図せずとも利益相反を内包しながら成り立っており、その構造上、本人の意思を意識的に確認・共有する仕組みがなければ、家族や支援者の善意や専門的判断が優先され、結果として本人の権利擁護が後回しになってしまうと考える。

先日出席したサービス担当者会議にて、本人の意向についてのそれぞれの立場での仮説が、十分に確認・共有されないまま、当事業所への通所が終了するという結論に至ったことがある。会議では、本人の体力低下から通所によって本人の健康状態を損なう可能性があること、体調悪化を予測した上で通所を継続させることはできない、という理由が示され、先方の組織内でそのような結論が形成されたとの説明があった。本人の健康管理に責任を持とうとする姿勢自体は理解できるものの、本人が通所先で楽しみや充実感をもって活動していた事実を踏まえたとき、「通所をやめる」以外の選択肢（支援方法の調整、頻度や内容の見直し等）が、意思決定支援の枠組みの中で、十分に検討できなかった点に、支援者の一人として強い課題を感じる出来事であった。先方との意見形成のプロセスに十分関与できなかったことへの反省はあるものの、意思決定支援会議が「兼ねて行われるもの」と位置づけられている現状では、本人の意思を中心に据えた議論が、後回しになりやすいのではないかという問題意識を更に強く持つに至った。

また、重症心身障害の方の場合、本人の意思ではなく家族や支援者側の都合で入所先等が決まってしまうことが多く、本人がどのように感じてどう思っているかに注目するのではなく、周りの環境によって支援内容が決まってしまう。「重症心身障害の方はこうに違いない」という先入観から周りが勝手に決めてしまうことも多い。本来は、本人が受けることのできるケアが充実している上で、本人

が意思を表明してそれを実現できるようになっていくが、ケアが整っていないと本人の意思の表明や解釈が難しく、意思決定支援ができないと感じている。

報酬の観点でも意見がある。意思決定支援をすること自体が報酬に繋がるわけではない。加算によって支援の内容や人員体制の確保など、数字に表れるようなものを明確に提供している場合には報酬がもらえて、意思決定支援を一生懸命丁寧に行っていること自体には報酬がない。当事業所で言えば入浴や送迎を行った方が報酬にはつながる。家族からしても送迎や入浴をしてもらった方が楽にはなる。しかしながら、事業所が報酬をもらえるところを重視してしまうと本人の活動の時間が減ってしまうというジレンマがある。報酬がいろいろと作られた後に意思決定支援もするように、と言われていたような感覚があり、課題を感じる。

Ⅱ．意思決定支援の支援事例

1．事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

生産活動として行っているクッキーの製造・販売の活動では、利用開始1年目に、利用者一人ひとりが担当するクッキーの味を決めている。既存の味を割り振るのではなく、本人の好みやパーソナリティをもとに、本人にとってのオリジナルの味を一緒に作り上げた。担当クッキーの製作過程では、本人が緊張して発作が出てしまうこともあったが、その都度話し合いを重ねながら作業を進めていった。実際に担当するクッキーが完成した際には、本人と一緒に喜びを分かち合うことができた。また、担当を決めるための話し合いを重ねる中で、本人の繊細さや真面目な一面など、それまで職員が実感できていなかったパーソナリティを知る機会にもなった。

本人の成人を祝う会を行うにあたり、普段とは異なるイレギュラーなイベントに対して過度に緊張してしまう本人の特性に配慮する必要があると職員は見通していた。そこで、当日をどのようにすれば安心して楽しめるかについて、本人と一緒に考え、話し合う機会を持った。「一緒に活動している仲間と一緒に安心なのではないか」という問いかけに、本人は表情で応えてくれた。その思いを生かし、当日の控室には仲間の顔写真を多く掲示し、仲間に見守られているような雰囲気づくりを行った。その会以降、本人が過度に緊張することなく、落ち着いて活動できる場面が増えていった。イベントに向けた準備の中で、本人の希望や意思を丁寧に確認しながら進めたことが、本人と職員との信頼関係の形成につながったのではないかと考える。

②当事者の意思の汲み取り方

言語による意思表出が無い方であるため、表情や視線・口の動き等を踏まえて本人の意思の推定を行っている。

③意思決定支援の具体的な方法

特記事項無し

④支援内容決定までの経緯

学齢期から同法人の日中一時支援事業を利用していた。学校での取り組みの様子や家族が大事にされていることを聞き取ったうえで当事業所への通所開始となった。

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

サービス担当者会議において、家族・計画相談支援事業所・訪問入浴等の居宅サービスの事業所が参加することによる連携を行っている。

⑥連携方法、頻度

概ね年に２～３回の頻度で当事業所における本人の活動の様子を共有している。

サービス担当者会議の開催頻度は利用者によって異なるが、当該利用者の場合は受給者証更新のタイミング（３年に１回程度）で外部機関との連携を行っている。

⑦連携した理由

特記事項無し

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

事業所にて作成したマニュアルを活用しており、意思決定支援ガイドラインは活用していない。

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

本人は言語での表出がないため、表情や視線、反応の変化などの非言語的なサインを含めて意思をくみ取ることに注力した。また、一度に結論を求めるのではなく、複数回の対話や関わりを通して、本人が安心した状態で意思を表出できるよう配慮した。

クッキーづくりにおいては、既存の味を割り当てるのではなく、本人の好みやイメージを手がかりにしながらいち味を一緒に考えていくプロセスを大切にしたい。活動への参加を単なる作業としてではな

く、「自分が関わって決めたもの」として位置づけることで、本人の主体的な関わりを促し、クッキーの製造や販売の場面での、意思表示の機会につなげられることを意図している。

また、成人のお祝い会に向けた準備においても、当日の過ごし方について職員側で決めてしまうのではなく、本人が安心して参加するためにはどのような環境が良いかを本人と一緒に考える機会を設けた。「仲間と一緒に安心」という本人の反応を手がかりに、控室に仲間の写真を掲示するなど、本人の安心につながる環境調整を行った。

このように、本人の意思や思いを丁寧に確認しながら支援内容や環境を整えていくプロセスを重ねたことが、本人の安心感や職員との信頼関係の形成につながり、その後の活動場面における落ち着きにもつながったと考えられる。

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

本人が緊張せず落ち着いて活動できる場面が増えており、本人と職員との間に信頼関係が生まれたと思われる。

６．施設・事業所 F

I．施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

１．施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 F
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	共同生活援助
	④上記サービス間の連携方法	同法人内の福祉サービスを利用している場合は電子記録アプリにて状況の共有。 サービス担当者会議や日中事業所との連絡会議（法人内 A 型との連携会議は月 1 回、他法人 A 型との連絡会は年 3 回）開催。
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 2 名、世話人 11 名、生活支援員 7 名、看護師 1 名、准看護師 3 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 6 名、介護福祉士 2 名、精神保健福祉士 5 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	41 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	41 名
	⑨主たる障害種別	知的障がい者

	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	区分なし：1名、区分2：4名、区分3：14名、区分4：7名、区分5：12名、区分6：3名
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	知的障がいの方が多い。 療育手帳の区分は次のとおり A1：7名、A2：8名、B1：18名、B2：7名
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	4名

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

（1）意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

専任の意思決定支援者は配置しておらず、サービス管理責任者が兼務している。

②役割、業務内容

サービス管理責任者が兼務している。

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

経験年数10年以上、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を保有

（2）意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

通常のモニタリング会議（半年に1回）、必要時のケース会議の際に、本人のことをよく知る家族や職員等で行っている。

⑤参加者

家族、日中活動系事業所職員、相談支援事業所

⑥一体的に開催する会議

モニタリング会議、サービス担当者会議と一体的に開催している。

（3）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

個別支援計画と同様

⑧一体的に作成する計画

個別支援計画と一体的に作成している。

⑨主な作成者、作成方法

サービス管理責任者が本人、家族、担当職員、その他の利用者へ接する職員等に本人の意向や状況の確認を行い作成している。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

実物や写真を見せるなど視覚的に分かりやすいものを提示した上で説明を行っている。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

個別支援計画に盛り込んでいる。

（４）意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

個別支援計画に盛り込んでいるため、同時に行っている

なお、当事業所では平成 19 年より利用者アンケート（※）を実施し、利用者の将来の暮らしの希望等の聞き取りを行っている。

利用者アンケートにて聞き取りした内容を踏まえ、今後の生活や支援について本人も含めて検討することとしている。しかし、利用者アンケート後に職員から改めて話を聞いた際に考えが変わっているというケースも見受けられる。

※利用者アンケートについて

福祉系大学の学生がアンケート調査員となり、利用者の思いや悩み等、日常生活で感じていることについて調査票に基づいた聞き取りを行う。聞き取り内容は生活環境、食事面、費用、支援内容、将来の暮らしの希望等）

調査員となる学生には調査を実施するための研修にて本人への話の聞き方について説明している。また、調査票様式も統一することにより調査の質を担保している。

⑬評価にあたっての基準

本人の行動の状況や変化、ご家族・担当職員・本人と接する職員から得られる情報より評価を行っている。

（５）意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

個別支援計画修正時にかかわる職員で共有を図っている。

意思決定支援ガイドラインが整備される以前より、法人内で利用者アンケートを実施するなど意思決定支援に関する取り組みを行ってきたため、当該ガイドラインは基本的にサービス管理責任者等が参考に確認する程度の活用が多い。

新任職員の育成については、法人内で開催する倫理綱領等の研修を受講した後に、日々の支援現場において先輩職員が助言する OJT 形式での育成を行い、その際に意思決定支援に係る対応も教えている。

また、事業所にて職員の基本姿勢を示す動画を作成しており、その動画をベースにロールプレイ（良い例／悪い例、利用者の立場／支援者の立場）を行うことによる職員の支援スキルの向上に取り組んでいる。ロールプレイは概ね月 1 回実施し、回ごとにテーマを新しく設定して実施している。利用者アンケートにおいて、居室への入室や声掛けに関する意見がいくつか出てきたことを契機に取組を開始した。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

情報共有のための ICT ツール（電子記録アプリ）を活用し、各利用者の支援記録等を職員がいつでも確認できるようにしている。

（６）日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

絵カード、写真カードの使用など、利用者に合わせた情報提供の仕方、方法を用いている。

家族など利用者を詳しく知る人から現在・過去の情報・生活歴等を収集した「人生録」を作成することや、家庭訪問を実施することにより、各利用者の人生を深く掘り下げて本人の希望・ニーズを見出している。

日常的な支援にて意思決定支援を行うタイミングは、買い物の際に何を購入するか、またイベントの参加有無を決める際が多い。買い物に当たっては具体的な商品等の写真を見せる、イベントについては過去に参加した際の写真を見せるなど、本人がイメージしやすい形で情報を提示し、その際の反応や表情により意向を汲み取っている。

上記以外においても、着る服を決める、その日に行う日中活動の内容を決めるなど、日々の様々な点において利用者の意向を確認したうえで対応している。

意思表示が難しく、意向が汲み取りづらい方に対しては、過去の支援記録や事情を知っている方からの情報を踏まえ、本人の好みやサインから希望を推定して対応しているが、職員により解釈が分かれることもある。加齢により体調や好みも変わってくる方もいるため、本人の希望の解釈・判断が難しい場合は職員間で話し合っ

（７）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑰意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

利用者アンケートを実施するようになり、自分の思いや悩みなどを伝えることで、その思いの達成、悩みの軽減につながる経験をすることで、思いを伝えることへの躊躇感が減った。

アンケート結果から、職員研修内容の変更等につながった。

⑮意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

利用者アンケートを実施するようになり、自分の思いや悩みなどを伝えることで、その思いの達成、悩みの軽減につながる経験をすることで、思いを伝えることへの躊躇感が減った。

⑯意思決定支援の実施により発生した課題

特になし。

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

（１）ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

特記事項無し

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

特記事項無し

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

（２）ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

本人が何をしたいのか、どう願っているのかを支援をすることをベースにおいて日々の支援に取り組んでいる。本人の希望が汲み取りづらい場合は、職員で協力して本人の過去（生活歴や環境等）を確認したうえで今本人がどのような気持ちでいるかを支援者、関係機関、ドクター、近所の方など、様々な方にご意見をいただきながら判断している。しかし、判断してそれで終わりではなく、もっといい方法があるのではないか、これが正解ではないのではないかなどはその後も引き続き考えていることが実態である。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

特記事項無し

Ⅱ-1. 意思決定支援の支援事例（１人目）

1. 事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

昨年10月に法人で企画した大阪万博への旅行ツアーに参加した際、そのツアーへの参加有無、移動手段、宿泊先のホテルの選択、当日回るパビリオンの選択等において意思決定支援を行った。

車椅子利用の方であり、かつ九州から大阪までの宿泊旅行であるため、職員より長距離移動のリスクや費用負担も含めて本人へ説明・相談したうえで参加を決めた流れとなる。

②当事者の意思の汲み取り方

必要な説明・選択肢の提示を行ったうえで、本人より口頭での意思確認を行った。

③意思決定支援の具体的な方法

移動の流れや費用面などツアーの全体像をイメージ・理解いただけるよう、法人にて作成したツアーの詳細を記した書面を見せながら本人への説明を行った。本人がツアー参加を判断するのに必要な情報をひとつひとつ丁寧に提示し、話し合いを行った。

例えば、移動時間に関しては、「いつもの送迎時間は20～30分程度だが、今回の旅行の移動はその3回分の時間がかかる」という説明をする、費用面についても「この施設の利用には、いつも買っている〇〇の値段よりこれくらいのお金がかかる」と説明するなど、本人の日常生活における経験を例に出して比較して伝えることにより理解を促した。

④支援内容決定までの経緯

特記事項無し

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

サービス利用に関しては、計画相談支援（障害福祉サービス）と居宅介護支援（介護保険サービス）双方の相談員と連携している。

また、成年後見制度を利用（市外NPO法人による法人後見）しており、その法人とも連携している。

⑥連携方法、頻度

⑤における各関係者については、事業所内の情報共有ツールを閲覧できる状態にしており、常に情報共有を行っている。その他、体調面の不安や突発的な対応事項が発生した際に随時連絡している。

⑦連携した理由

特記事項無し

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

特記事項無し

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

(4) 支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

本人が自身で判断できる状態に持っていくために、丁寧に情報提供することを意識している。

また、ご本人の体調面を考慮して現在のグループホームへ移行するにあたり、まずはグループホームで食事だけするなど短時間の体験利用を積み重ねて、徐々に環境に慣れていただくようにした。このように、言葉での説明のみではイメージしづらい部分が有るため、ご本人が判断で切るような体験の機会・情報の提供は丁寧に行っている。

(5) 意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

以前より、日々の生活や職員との会話の中で、要望や嫌なこと等の意思表示はされる方であるため、事業所としても要望に応える形で対応している。

大阪万博への旅行の際は、旅行参加の希望はあったものの、行く前は不安な気持ちが大きかったようだが、帰ってきたらデイサービスの方にもお土産を買っていた。改めて職員から話を聞いてもまた行きたいと言っており、非常に満足された様子であった。

Ⅱ-2. 意思決定支援の支援事例（2人目）

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

法人内の別のグループホームから現在のホームへ移行された方。以前のホームではシェアハウスの形式であり他の入居者の方とトラブルになることも有ったため、新設されたアパート形式のホームへの移行を提案した。当初は住み慣れたところから引っ越すことに抵抗感を持たれていたため、見学や短時間の体験利用を積み重ねた結果、ご本人が現在のホームへの移行を決められた。

②当事者の意思の汲み取り方

会話により意思の確認を行っている。

③意思決定支援の具体的な方法

特記事項無し

④支援内容決定までの経緯

特記事項無し

（２）内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

就労の関係で障害者就業・生活支援センター、また、法人後見は受けていないものの市外 NPO 法人（障がい者後見・支援センター）とも連携している。

⑥連携方法、頻度

市外 NPO 法人には事業所内の情報共有ツールを閲覧できるようにしており、常に情報連携を行っている。障害者就業・生活支援センターの方には定期的に本人の就労先に訪問していただいている他、年に 2，3 回程度センター側で勉強会を開催しており、その参加調整等について連携している。

⑦連携した理由

特記事項無し

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

特記事項無し

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

特記事項無し

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

見学や体験の機会を大きく創出し、本人が意思決定できる状態になるまで、情報提供や選択肢の提示を行っている。

また、本人は意思表示をはっきりされるものの、色々な方に違うことを話されるため、それらの内容を集約した上で職員より改めて話を聞くようにしている。

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

グループホームの職員へ直接でなく、周囲の方に伝える形であっても、本人がしてほしいことや嫌なこと等について意思表示してくれることはありがたい。周囲の方（移動支援のヘルパー、グループ

ホームへ非常勤で支援に入る職員、他の入居者など）も本人の特性を理解してご要望について話があった場合は、職員に情報提供いただけるようになっているため改善が図りやすくなっている。

7. 施設・事業所 G

I. 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 G
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	計画相談支援
	④上記サービス間の連携方法	会議
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、相談支援専門員 3 名、その他職員 4 名
	⑥有資格者の配置状況	介護福祉士 1 名、精神保健福祉士 5 名。社会福祉士 2 名（精神保健福祉士 2 名とのダブルライセンス）
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	—
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	235 名
	⑨主たる障害種別	定めなし
	⑩利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）	特記事項無し
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	利用者の大半が精神障害のある方であるため、言語による意思表示は可能。
	⑫意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数	235 名

2. 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況

(1) 意思決定支援責任者の配置状況

①選任状況、兼務状況

管理者が兼任している。

②役割、業務内容

各相談支援専門員により行われる意思決定支援の統括および助言等を行っている。

③業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

計画相談支援員の経験 27 年間、精神保健福祉士資格有り。

（２）意思決定支援会議の開催状況

④開催状況（対象者、時間、頻度）

計画相談支援の利用者全員を対象に１回あたり３０分間程度、年１回実施している。

⑤参加者

利用者本人、家族、行政担当者、福祉サービス事業所担当者が参加している。

⑥一体的に開催する会議

サービス担当者会議・サービス等利用計画のモニタリングと一体的に開催している。

（３）意思決定支援計画の作成状況

⑦作成状況（対象者、頻度）

計画相談支援の利用者全員を対象に、年１回作成している。

⑧一体的に作成する計画

サービス等利用計画と一体的に作成する。

⑨主な作成者、作成方法

相談支援専門員が作成する。作成方法はサービス等利用計画に同じ。

⑩作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法

対面で聞き取りを行う（新規、更新、変更すべて対面で聴取して意向確認を行ったうえで作成）。

⑪意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況

サービス担当者会議・サービス等利用計画のモニタリングにて本人へ意向を確認した上で内容に反映させている。

（４）意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況

⑫モニタリング、評価、記録の実施状況

概ね３ヶ月に１回モニタリングを実施し、SOAP式による記録を行っている。

本人の意向を支援計画に落とし込むためには、希望を明確にキャッチすることが重要だと考えている。SOAP式記録であれば、本人の意向と記録内容に食い違いやズレが生じてしまった際に、どこでずれてしまったかを把握しやすいメリットがある。

モニタリングの頻度については、基準上６か月に１回であっても３か月に１回の頻度で行っている方もいる。グループホーム入居中の方は６か月に１回が多い。しかし、当事業所の多くの利用者は地域定着支援の対象者であるため、その方々とはほぼ毎月会って話をしている。

⑬評価にあたっての基準

相談支援専門員と利用者本人と一緒に話をしてプランニングをしたことにより安心感が生まれているかを基準の一つにしている。安心感の基準も人それぞれであるため、本人には個別に、どんなときに安心感を持つかを確認している。

（５）意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況

⑭具体的な活用方法、職員への周知方法

事業所内研修を実施することにより、意思決定支援ガイドライン（以降、ガイドライン）の内容の周知を行っている。

研修は４～５月に１時間程度で実施し、LIFE²やYouTubeに掲載されている意思決定支援について解説した動画や、基幹相談支援センターによる意思決定支援に関する講義を行った際の資料を用いている。基幹相談支援センターの講義資料は、重度知的障害がある方への支援経験が豊富な方が作成した資料であったため、特に支援事例について参考になっている。具体的な事例を知ることにより想像力を持ち、自分たちの利用者に照らし合わせて考えることができる。

体系的な内容については研修で説明し、具体的な業務への落とし込みについてはOJTによる指導を行っている。OJTは入職して間もない方は週１回、その後は月１程度で管理者との面談を行い、業務にあたっての振り返りや利用者の困りごとをキャッチできているかの確認（利用者の具体事例を取り上げての意見交換）を行っている。人材育成に向けた将来への投資と考え、丁寧に面談の時間を作るようにしている。

⑮「時間と人材の不足」に係る工夫

各職員に対するスケジューリングの指導助言を行っている。

現在、当事業所に在職する相談支援専門員３名のうち、２名が経験豊富な常勤職員で１名は支援経験の浅い非常勤職員である。新規入職者に対しては、入職したての時期に時間の使い方が大事である旨を伝え、利用者との時間を作るためにもスケジューリングを意識的に行うように助言している。具体的には、「１週間の中で、記録、面談、訪問の日をこのように入れると良い」、「予め記録の時間を確保すると良い」等について助言している。

（６）日常生活における意思決定支援の状況

⑯日常的な支援におけるアセスメントの工夫

電話相談よりも対面による本人との会話を大切にしている。質問を投げかけてからの「間」、空気感など、対面によるやり取りであるからこそ把握できるものを大切にしている。そうしたやり取りを記録し、あとで見返すことで客観的な視点を持つことが可能となり、アセスメントに繋がる。

モニタリング頻度を上げるということもポイントの一つである。モニタリングの頻度を上げる際は、行政に根拠を示して働きかけることにより、追加の支給決定をしてもらっている。

² LIFE 意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

先月まで会話がスムーズにできていた方が今月は難しいというケースもある。その方に他に関わっている関係機関や家族がいれば、そうした人たちにも話を聞くようにしている。例えば訪問看護師のうち一人が長い期間関わっているようであれば、その人に聞いてみることで本人の意思の確認の精度を上げるようにしている。

I C F（国際生活機能分類）の一覧を各職員の机上に置くことにより、健康状態や生活機能の維持等を意識し、日常的な支援やアセスメントに役立てている。

（７）意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題

⑪意思決定支援が施設・法人にもたらした効果

人に優しくなれたと感じる。ガイドラインのような目安になるものがあることで、支援の際に慎重になり、人に対して優しく接することができるように感じる。今までの支援では足りなかったかもしれないということにも気がつき、言葉の使い方を見直すなどの意識が高まった。

また、いままで関係が深まりづらかった人にも変化が出た、という事例が職員間でも広まることにより、事業所全体としての意識も変化したように思う。たとえば、支援において言葉を「引き出す」という言葉をよく使うが、言葉が出ない方については目線や口元の動き等を繊細に観察して、以前よりも変化に気付けるようになった。当たり前と思っていたことの見直しに繋がったように思う。

ピアサポーターがいることにより、周囲の職員も当事者意識を持ちながら優しく対応できるようになった。ピアサポーターと一緒に利用者を訪問すると、ピアサポーターならではの本音やフランクな会話ができるという強みを感じる。

⑫意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）

体調が優れないときにパニックになる自覚が有る方の場合、パニックになったときの対応について、以前よりも「こんな対応をして落ち着いた」というような前向きな様子が本人から多く見られるようになった。

⑬意思決定支援の実施により発生した課題

知的障害がある方の場合、どのくらいの理解度があるのか測るのが難しい。表情からはほとんど読み取れず、想像するしかない方もいる。本人の意思決定と言われるが、本人に決定する力があるのか自体の判断が難しいので、とても難しく感じるケースもある。そういったケースについてガイドラインに記載してもらい、それを参考にすべきなのか、経験がある方の話を聞くことで積み上げていくべきものなのかが難しい。また、ガイドラインがあると支援が標準化はされるものの、それをどこまで現場で反映できるものなのだろうか。

3. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

①ガイドラインに沿った支援を行う上での課題

現場では、ガイドラインの文章が長いと思われる。フォントを変えたり文字を大きくしたりして、表記を変えるだけでも読みやすくなると思う。

具体的な場面を想像しながら読むことが大事だとは思っているので、具体例が1～2つでもあるとより理解が進みやすい。

意思決定支援を行う上で支援者が感じる課題は不安からくるものが一番多いと思うので、支援者の判断力をどう養っていくかのヒントになるものが書かれていると良い。現場では経験を積むことが大事だと思うが、そのヒントになるような内容があると良い。今の若い世代の支援者は、ドリル世代（テキストを読むことで学ぶ）であるが、現場でやりながら学ぶ、自分で考えるという力を付ける必要があると思う。

②ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点

精神障害の方に対しては、支援者としては受診が必要と考えるが本人が強く拒否する場合に対してどのように本人を説得するか難しさを感じる。受診した後に強制入院になってしまう可能性もあるため（本人の意思としては入院したくない）、無理に受診させることもできず難しい。しかし、既往歴の長い方で、当初拒否していた方であっても結局入院すると「入院してよかった」という声も聞かれるので、本人の表出された意思にそぐわない支援をした方が良いケースもあり、判断が難しい。

③②にて回答した事項に対する対応

特記事項無し

(2) ガイドライン見直しに関する意見

④「最善の利益の判断」の記載に対する意見

諸外国の考え方については講義を聞いたことがあり理解はしているが、諸外国が実際にどのように取り組んでいるのかが気になる。

「最善の利益の判断」記載はあった方が良い。記載があった方が考える余地が生まれ、何が「最善」か、何をもってこの方の「利益」なのかと考えることによりブレーキがかかることもあると思う。

「利益」という言葉の真意（どのような経緯で言葉を使うことになったのか）が知りたいと思ったことがある。「利益」だと経済的な意味合いを強く受け取ってしまっていたこともあり、別の言葉に置き換えられると誤認されずにすむかもしれない。

「本人主体の意思決定支援」のなかに「支援者主体の決定である最善の利益」があるということについては、世の中は矛盾だらけであるため含めておいても良いと考える。また、本人主体ではあるものの、支援者の考えが多く入ってしまわざるを得ないケース（重度知的障害の方の場合など）がどうしても発生してしまうので、別々の概念のように分けなくても良いのではないかと考える。

⑤その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

特記事項無し

Ⅱ．意思決定支援の支援事例

1．事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

管理者（ヒアリング回答者）が産休中の職員の代理で本人の自宅を2回目に訪問したとき（4～5年前）に、自治体の生涯学習講座に通いたいという希望を伝えられた。50歳を迎え、住み慣れた町のことを知るために講座に行きたいとのことであった。支援者としてはとても良いチャレンジであると考え、後押しするような意思決定支援を行いたいと考えた。その後、講座への申込者が1人目だったこともあり、本人が代表挨拶を担うことにもなった。それまでは体調が優れなくて仕事も中断していたこともあったが、講座参加への挑戦を契機に良い流れが生まれたと感じている。

②当事者の意思の汲み取り方

本人の話をひととおり聞いた。言いたいことが言い終わるまですべて聞くことを大事にした。

③意思決定支援の具体的な方法

本人の話をすべて聞いた後に、支援者側が抱いた疑問を一つずつ丁寧に確認した。

④支援内容決定までの経緯

管理者（ヒアリング回答者）と本人の間の3年程の付き合いの中で、月1回の地域定着支援での訪問において様々なことを本人より共有してもらえるようになった。会ったときにも体調の話や困りごとだけでなく、世間話や日常のできごとを教えてもらうようにした。そうすることにより意思決定の場面においても本人の希望を聞き出しやすくなったと感じる。

意思決定支援会議においては、数年前から圏域で緊急時や災害時にどうするかの意向確認をしている。年に1回サービス等利用計画を更新するタイミングで、自治体のハザードマップを一緒に見て確認するようにしている。また、本人は一般就労しているため、就労支援センターとどのような話をしているか、把握していない情報がないか、これからも同じように利用を続けていくことが必要か、ということ併せて確認している。

(2) 内部・外部機関との連携

⑤連携した関係機関

自治体の障害福祉担当部署、就労支援センターの就労支援員、福祉事務所の担当ケースワーカーと連携している。過去の前任者は家族とも関わっていたが、家族や親戚に本人から頼ることができているため、現在は必要があれば事業所として間に入ることを想定している。

⑥連携方法、頻度

主に電話連絡による連携を行っている。現在は生活も落ち着いているため、以前のようにモニタリングの場に来てもらうということは減った。年1回、行政の障害福祉担当者と自宅を訪問している。

⑦連携した理由

収入（就労、生活保護、障害年金）に関する手続きの支援をするためにも外部（行政）とも連携している。

（３）意思決定支援ガイドラインの活用状況

⑧事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法

気分の落ち込みにより休職してしまい、その後自分で体調が戻ってきたものの引きこもり傾向が強かった時期に、どのように支援すれば良いかを悩み、ガイドラインを参考にした。特に図で示されている部分（参考資料のアセスメント表等）がとても参考になった。

⑨意思決定支援ガイドライン活用によるメリット

初対面で話をする場合においても、こうしたガイドラインを参考にしてポイントをおさえて支援するように気を付けた。

⑩意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化

特記事項無し

⑪意思決定支援ガイドラインの課題

特記事項無し

（４）支援において工夫した点

⑫事例における工夫点

訪問支援・面談を楽しみ時間になりたいと考えていた。初対面の頃も、日常のことを本人が上手に話してくれたこともあり、支援者側からも楽しい話題をもっていくようにした。本人にとって楽しいと思うことや日常の励みになるようなもの（趣味のフラワーアレンジメントが上達していった等）を知ることができ、話が発展していく中でサービス受給に必要な書類の書き方の相談に乗ったり、困りごとを話してくれたりするようになった。

（５）意思決定支援に対する利用者の満足度

⑬職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

家族も含めたインフォーマルなつながりもあり、家族や親戚に頼る場面と事業所に頼る場面が本人の中ではっきりと見えてきた。困ったときの頼りどころとして当事業所を考えていることも伝わってきており、良い関係になっている。遠方の花火大会に行くための準備についても相談してくれて、後押ししたことがあった。

② 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所（当事者へのヒアリング結果）

1. 当事者 A

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢	中年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

※当事者に対して、職員（施設長）の協力を得ながら言葉を変え、各項目について聞き取れるよう質問を試みたものの、質問者の言葉をオウム返しされることが殆どであり、聞き取れた発言が以下のとおりであった。

※ヒアリング中は終始表情が固く、時折椅子の手すりに手を打ち付けたりソワソワしたりするなど落ち着かない様子であった。

※別途、日常場面における当事者の表情を写した写真を拝見したが、その写真における表情は柔らかく、日頃より職員（支援者）が長い時間をかけて丁寧支援に当たり、当事者との信頼関係を構築されている姿勢を感じることができた。

聞き取ることができた本人の発言：

問い：朝ごはんは何を食べましたか？

回答：おさかな、お味噌汁、野菜、薬を飲んだ

問い：お出かけ（外出）ではどこに行きますか？

回答：買い物

問い：買い物で何を買いましたか？

回答：ポテトチップス、ビスケット、コーラ

問い：ここ（施設）での生活は楽しいですか？

回答：うん

問い：ここ（施設）では何をしていますか？

回答：体操、コア（お仕事、組み込み作業）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

明確な聞き取り、確認ができなかった。

②今後の生活に向けた希望

明確な聞き取り、確認ができなかった。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

明確な聞き取り、確認ができなかった。

④不安に感じていること

明確な聞き取り、確認ができなかった。

⑤どのような取組・支援を望むか

明確な聞き取り、確認ができなかった。

2. 当事者 B

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	若年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

<補足>

当事者は言語による意思表示が無い方であるため、日常的に表情や視線・口の動き等により当事者の意思を汲み取っているとのことである。ヒアリング中は職員2名（サービス管理責任者、担当支援員）の協力を得ながら言葉を変えて、各項目について確認できるよう質問を試みたものの、明確な聞き取りや確認は困難な状況であった。質問を繰り返すうちに、質問内容によって視線の動き方や表情などが変化していることが分かり、日頃より職員（支援者）が長い時間をかけて当事者との信頼関係を構築しながら丁寧に支援に当たり、微妙な視線の動きや表情の変化を読み取りながら本人の意思を汲み取っている姿勢を感じることができた。

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

明確な聞き取りや確認はできなかった。

②今後の生活に向けた希望

質問者からの問いかけや、それに対する本人の反応により読み取った回答は以下のとおりである。

問い：事業所の人にしてほしいことはありますか。

反応：視線を大きくキョロキョロと動かしており、事業所に対する要望があることがうかがえた。

（普段支援している担当者により、この反応が本人に要望があることを示していると解釈した。）

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

質問者からの問いかけや、それに対する本人の反応により読み取った回答は以下のとおりである。

問い：事業所的人是自分のやりたいことを分かってくれていますか。

反応：しばらく視線を動かした後に、一度、口をモグと開閉する反応を見せていた。「わかってもらえている」というような反応が見て取れた。（普段支援している担当者により、この反応が本人が「わかってもらえている」と考えていることを示していると解釈した。）

④不安に感じていること

明確な聞き取りや確認はできなかった。

⑤どのような取組・支援を望むか

明確な聞き取りや確認はできなかった。

3. 当事者C

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	中年層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

入所施設にいたとき、職員よりグループホームのパンフレットを見せてくれて入居したい思いが高まった。一人暮らしへの移行は自ら希望した。希望した理由はグループホームでは世話人がついており、一緒に全員分の料理を作らなければならなかったから。

一人暮らしをしたい旨を世話人に話したら応援してくれた。現在の部屋はグループホーム職員と色々と見て決めた。

②今後の生活に向けた希望

サッカーや野球の試合をもっと観に行きたい。今でも、試合は友達（グループホーム時代）と、人数分のチケットを取って観に行っている。チケットは自分で、コンビニで取っている。チケットの空きがなくて行けないことも有る。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

現在の一人暮らしは楽しい。特に好きなのところに自由に出かけられることが楽しい。出かける際はヘルパー（移動支援）を利用して、カラオケに行くことが多い。

掃除は苦手であるが、そのことは家事支援のヘルパーに伝えて支援してもらっている。

入所施設で生活していた頃より、特に不満は感じなかった。

グループホーム入居時は世話人と料理を作ることもあった。現在の一人暮らしでは、ヘルパーさんとメニューを考えたり買い物に行ったりして自分で料理できることが楽しい。

バス停も近くて出かけやすいし、近くにコンビニエンスストアもあるため、現在の生活には満足している。

現在は、法人の職員が一人暮らしのアパートに定期訪問してくれる。

④不安に感じていること

単身生活を始めた当初は、アパート近くに小学校があること、人（宗教勧誘等）に訪ねて来られることが不安だった。

⑤どのような取組・支援を望むか

特記事項無し

4. 当事者 D

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	高年齢層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

以前は別のホームにいたがその時のことはあまり覚えていない。

今のホームに移るときにお疲れ様の紙をもらった。

（同席した職員より、「前のグループホームの方がお別れ会を開催して賞状を下さった。その賞状は現在の居室の壁に貼ってある。」と補足有り）

②今後の生活に向けた希望

現在のホームでの暮らしは楽しい。今後こういう生活をしたいというものはあまりない。今の生活を続けたい。夕飯食べた後に自室でカラオケをすることが楽しい。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

自身の生活に関する要望（買いたいもの、行きたい場所）について職員に伝えることができている。また、要望をかなえるための手伝いもしてもらえている。最近ではサングラスを買った。

（職員より「眼鏡屋に直接行くことが難しいため、インターネットで試着のシミュレーションができるサイトを見ながら購入する物を決めた」と補足あり。）

今の希望はホテルに行ってお飯を食べてから劇を見たいと思っている。

④不安に感じていること

不安は特にない。

夢にお母さんが出てくることがある。お母さんが亡くなったときは中学生で、学校から帰ったら箱に入っていた。

⑤どのような取組・支援を望むか

特にない。

5. 当事者 E

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	中年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者からの回答）

※当事者に対して、職員（サービス管理責任者）の協力を得ながら言葉を変え、各項目について聞き取れるよう質問を試みたものの、質問者の言葉をオウム返しされたり、質問内容に沿わない単語が返ってきたりするなど本人の考えや意図を汲み取ることが困難であり、聞き取れた発言が以下のとおりであった。

※オンラインによるヒアリングであったため、言葉がどこから発せられているか分からない様子で、支援者がカメラや PC 画面を指さしても別方向を向いている状態が続いていた。また、ヒアリング中は終始表情が固く、椅子に座ってもソワソワする、隣に座る職員の肩や腕に触る、高い声で「ウー」という声を上げるなど落ち着かない様子であった。

※ヒアリング開始から 10 分程度経過したところより、高い声で興奮した様子で話すようになり、発言内容が聞き取れなくなった。本人の状態より、これ以上の会話は難しいと職員が判断し、ヒアリングは終了となった。特に強度行動障害状態の方への支援や意思の汲み取りにおいては、日頃より職員（支援者）が長い時間をかけて丁寧に支援に当たり、当事者との信頼関係を構築することの重要性を感じた。併せて、重度障害の方に意思決定支援会議等の各種会議へ参加いただき、その場で本人の希望の聞き取り等を行うことの困難さが明らかになった。

聞き取ることができた本人の発言：

問い：こんにちは

回答：こんにちは

問い：いまのホームにきた時のことは覚えていますか？

回答：消防車（その後、消防車という単語が含まれる歌と思われるものを歌う）

問い：今はホームで何をしていますか？

回答：ビデオ見てる

問い：他には？

回答：消防団

問い：消防車の動画を見ているのですね、ありがとうございます。こちらの声は聞こえますか？

回答：声聞こえます

問い：グループホームの生活は楽しいですか？

回答：楽しい

問い：何が楽しいですか？

回答：消防団

問い：消防団ってなんですか？消防団が来るの？

回答：消防団

（個室にあるテレビで動画サイトを見ており、本人は消防車の動画を見ることが好きとの職員からの補足有り）

問い：消防車の動画は一人で見るの？

回答：一人でみる

問い：ホームで暮らしていて不安なことはありますか？

回答：無いけど、消防団が～

（以降は聞き取れず、ヒアリング終了）

（１）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

明確な聞き取りや確認はできなかった。

②今後の生活に向けた希望

明確な聞き取りや確認はできなかった。

（２）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

明確な聞き取りや確認はできなかった。

④不安に感じていること

明確な聞き取りや確認はできなかった。

⑤どのような取組・支援を望むか

明確な聞き取りや確認はできなかった。

６．当事者 F

１．当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	若年層
	②性別	男性

２．当事者の満足度、課題等（当事者からの回答）

（１）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

わからない。

②今後の生活に向けた希望

地元に戻りたいと思っている。もっとお出かけをしたい。

地元に戻る際は、実家があるエリアで暮らしたい。実家ではなく、その地域に帰りたい。

広い家だったら嬉しい。2人くらいで住みたい。1～2人が良いと思うのは、彼女と住みたいから。結婚すると思うので、引っ越しもしたいと思っている。カラオケの近くに住みたい。

プラモデルを作ったりするなど、組み立てをするのが好きで、今の施設生活でもたまに作っている。これからも作りたい。

(2) 現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

もっと自分の話や希望を聞いてもらいたいと思うことはある。世界一大きいプラモデルを作りたい。

自分の気持ちを聞いてもらえる時間は、優しい時間だと感じる。会議は3時間くらいあり、時間は足りている。

④不安に感じていること

無い。職員に自分の気持ちは伝えられているが、たまに伝えられないときがある。言いづらいこともある。

⑤どのような取組・支援を望むか

行きたいところに行ったり、地元に戻ったりするためのお手伝いをしてほしい。

7. 当事者 G

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	高年齢層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

(1) 意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

前のホームから引っ越してきた。前のホームが駅から遠く、駅から近いところに住みたかった。また、友人が亡くなったこともあり、職員に相談していた。

②今後の生活に向けた希望

今の生活は楽しい。今のホームに友達がたくさんいて、お話しできることが楽しい。

色々な人と会えるのは楽しいが、大人数で集まることは苦手で、1対1で会いたい。大人数で集まると揉めたり喧嘩したりしてしまう。

今のホームでは入居者と喧嘩することは無いが、他の人の言動が気になってしまうことはある。

最近では水曜の夜に日中支援事業所に集まって皆で絵手紙を書くことが楽しい。

(2) 現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

現在の生活に関する要望などは職員や友達に話している。分からないことが有ったときは世話人さんなど周囲の人に相談している。

前のホームにいたとき、職員の方に希望を伝えたところ、それは少し難しいと言われて物を投げてしまったことがあった。物を投げたことは後で謝った。今のホームに来てからは、そのようなことはない。

④不安に感じていること

前のホームでは夜に自身の部屋の近くで足音が聞こえることが気になってしまっていた。今のホームでは気にならなくなった。

⑤どのような取組・支援を望むか

この先このようにしたいということは、今は考えていない。

自分で分からないことがあったら世話人さんや周りの人に相談する。

8. 当事者 H

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	中年層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者からの回答）

(1) 意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

現在は一人暮らしをしている。自宅は廊下が広く、モニター付きインターホンで訪問者の顔が見えるので安心できる。

現在の仕事は16年間継続しており、週3日、9時から14時半まで、図書館や多目的ホール、会議室のトイレやフロアの掃除をしている。仕事以外の日には本屋に行ったりするなど、自分がリラックスできる時間を過ごしている。

半年入院した後、グループホームの入居を経て一人暮らしに移行した。グループホームに入ったときから早く一人暮らしがしたいと思ったが、一人暮らしするには家賃がかかることもあり、グループホームが良いと思ったこともある。グループホームの支援員が「もう入居して10年も経つし、独り立ちしても良いのではないかと提案してくれた。支援員が不動産屋も紹介してくれて、家賃が思ったよりも高くないことが分かり、一人暮らしへ挑戦することにした。一人暮らしの準備を支援員も手伝ってくれて、同じグループホームに入っていた人が下の階に住むことになっていたこともあり、心配はなかった。何かあったときには頼れる人がいると安心していた。

②今後の生活に向けた希望

今の生活を保ちながら違うことにもチャレンジしてみたい。50歳を過ぎてからでも、自分ができなかったことをしようと考えた。自分は定時制高校に通ったが、本当は花が好きなので農業高校に行きたかった。また、職場でフラワーアレンジメントを体験したこともあり、本格的に挑戦したいと考えている。

(2) 現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

事業所の人がいなかったら自治体の講座に通うなどの新しい挑戦はできなかったと思う。10数年支援してもらった中でできるようになったこともある。フラワーアレンジメントや一人暮らしができるようになると思っていたので、事業所の人から「できるよ、やってみよう」と言われたことが励みになった。また、他の障害者の暮らし（ダウン症の書道家が一人暮らししていること）も知ってすごいと思った。

自分の話は事業所の人にちゃんと聞いてもらえていると思う。困ったときは事業所の人に聞けばよいと思った。銀行のことなども困ったら事業所の人に聞けばよいと思うようになった。不安があっても来週事業所の人に来てくれるから、慌てずに来てくれた時に聞いてみようと思えるようになった。

また、家計簿を付ける中でこれ以上使ってはいけない、というときに買いたいものを我慢したことでお金がたまったことが有る。

④不安に感じていること

特に無い。病院の先生に、自分に対して心配なことなどについてコメントを書かれることがあるが、事業所の支援員が病院に対してもコメントを書いてくれるので、安心できる。

⑤どのような取組・支援を望むか

今の支援で充分であると感じている。

9. 当事者Ⅰ

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	中年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

(1) 意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

施設に入所する前はずっと在宅で生活していた。身体的な症状も進行してきて、母親も年を取って大変になってきたので、福祉施設に入った方がよいということになった。

入所してから9年目、もうすぐ丸10年になる。

電動車いすに乗れるようになり、計画を立てて自分で出かけることができるようになってきた。自分の好きな映画を見たり、好きなところに出かけたりできることが楽しい。

②今後の生活に向けた希望

これからも定期的な外出を続けたい。

（２）現在の支援状況に対する思い

③希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

意思決定支援会議に初めて出席したときに、自治体の方や意思決定支援アドバイザーの方と話をした。改めて自分の気持ちや要望を聞いてくれる場を設けてもらえたことは、自分にとっても良い機会だった。

日常的に施設で生活するに当たり、自分の意思を伝えやすいのは非常勤職員の方。たまに言いたいことを話している。

（支援者より補足：日中のコール対応を４人のうち２～３人が非常勤で担当しており、気軽に話すタイミングがあるのは非常勤の方たちであると考えられる。）

④不安に感じていること

特になし

⑤どのような取組・支援を望むか

自分の性格として、施設の職員の方をお願いを気軽にできないところがあるため、意思決定支援会議の場でゆっくり自分の意見や要望を聞いてもらえることはありがたい。

しかし、意思決定支援会議とは別で、より気軽に話ができる場が定期的に設けられると良いとも考えている。

③ 当事者団体（ヒアリング結果）

1. 全国重症心身障害児（者）を守る会

I. 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	全国重症心身障害児(者)を守る会
	②運営法人の種別	任意団体
	③団体において運営する障害福祉サービス等	無し
	④団体の主な活動	団体ホームページ参照 https://www.mamorukai.jp/corporation/leaflet_inochiyutakani/ (「いのちゆたかに」リーフレット内の緑色の部分が、団体が運動し関わった内容である。)
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数(会員数)	約1万人
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	重症心身障害
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	ほとんどの方が区分6に該当
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	困難。判断が難しい。
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	研修等を実施した支部もある。また生涯学習の関係団体が主催する研修等に参加・協力しているほか、学校や施設等での更なる取り組みについて、関係機関等に働きかけている。
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	同上
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	ICTの活用などの方法を学んでいる。しかしながら、実際には活用しても困難な方が多い。

		ACP（※）に関する研修（様々な職種が集まり、意思決定をどのようにすすめるか検討する方法について学ぶ）も実施している。 ※アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の略称で、もしものときのために、当事者が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと
--	--	---

本ヒアリングにおける回答者は、以下のとおりである。

- 重症心身障害者の親。ご自身の子ども（重症心身障害当事者）と在宅にて生活をしている。

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

（1）ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

ICT 等の活用を含め、本人の意思を最大限引き出し、できる限り本人の希望を実現していくことは、自己選択・自己実現の観点からも重要と理解している。その一方で、「最善の利益」が必ずしも本人の希望に合致しないこともある。自己選択・自己決定には一定の責任が伴うが、本人が選択したからといって、それが必ずしも本人の利益やより良い環境につながるとは限らない。結果的に、過度な責任を本人に負わせることになるのではないだろうか。特に、重症心身障害者の場合、大島分類では IQ35 以下とされているが、実際には測定不能の方がほとんどである。日常生活での選択では好き嫌いなど 2 択 3 択での判断が可能な場合がほとんどで、社会生活に関する選択や将来に大きな影響を及ぼすような重大な判断を求める際には、本人の発達年齢や理解度を十分踏まえていただき、本人の意思を尊重しながらも、支援者や家族も含め関係者が本人にとっての「最善の利益」を協議し、慎重に本人の意思決定を支えていただくことが大切と考えている。

自身の子どもは重症心身障害当事者であり、大島分類 1、障害支援区分 6 の状態である。

社会生活に関して子どもへの意思確認が必要となるのは、毎年見直しのあるサービス等利用計画の更新の場面である。サービスは、生活介護、居宅介護、短期入所、移動支援（支給のみ）、地域生活支援事業の訪問入浴を利用している。サービス等利用計画をセルフプランで作成。「Yes」「No」

「どちらでもない」の 3 択から、次の選択に進み、意思を確認している。本人の意思を丁寧に汲み取るために、数日間かけて聞き取る。真剣に集中して応えるため、30 分以上聞き取りを続けるとてんかん発作を起こしてしまう。本人の状態を見極めながら、時間をかけて意思の汲み取りを行っている。このため、相談支援専門員ではこのような対応が難しいことから、セルフプランにしている。

子ども自身の希望として「母とは違う人と出かけたい」との意思表示があったため、移動支援でヘルパーと出かけるための支給決定をしていただいたことがある。結果として、条件を整えるためのハードルが高く利用できなかったが、本人もその理由を理解して納得している。

本人の望みを叶えることだけが「最善の利益」ではない。一人の人間として社会生活を送る上で、自己選択をし、周囲の状況や環境、体調によってはうまく行かないことを理解させることや諦めることも、人としての成長であり、必要な経験だと考えている。

本人の意思は日々変わっていくものなので、それを汲み取っている状況である。

重症心身障害者の場合、体調が不安定であることや、感染症のリスクが大きい等の理由により、意思形成支援の基礎となる様々な体験や経験を十分に積み重ねることが難しい現状があることも特徴の一つである。

自身の子どもの場合、できる限り自己選択・自己責任の機会を大切にしている。たとえば、外出先で要らない物を買うということがある。一見間違いと思われる選択を行うかもしれないが、それを止めないよう職員にお願いしている。失敗する経験も積み上げるようにしている。その結果、徐々にそうした不要な物を買う場面が減ってきた。ただし、担当の職員が変わると「要らない物」のジャッジも変わる。人によって考え方も変わることも学ぶ機会にもなっている。

②その他（Ⅱ4以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

意思決定支援の流れについて、障害児支援に向けた手引き「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」があるが、これは意思形成支援、意思表出支援、意見形成支援、意見表明支援、意見実現支援のように流れが丁寧に書かれている。重症心身障害児者の場合は、支援に親が介入せざるを得ないことも多いため、子ども向けの資料が具体的でとてもわかりやすいと感じた。

また、たとえば、好きな色や食べたいものなど、本人の好みや快適さなど日常的な意思決定支援と、社会生活や将来に大きな影響を及ぼすような意思決定支援があると思うが、これは同列ではなく、分けて考えられるように示していただくことが必要ではないか。

（2）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。

「最善の利益」は、命を守ること、安全に暮らすことを第一に考えている。本人の意思ですべてを決めることは難しいため、一定程度は第三者の介入が必要であると考えている。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

意思決定支援について、本人の意思を確認しながら支援するという意識は高まってきているように感じる。子どもは重症心身障害の短期入所を利用しているが、看護師たちが本人の意思を丁寧に確認しながら看護する姿を目にするようになり、しっかり浸透しているのを感じている。通所においても意思表出、意思確認は支援の大切な要素となっている。

親の立場からは、日常の意思決定支援が丁寧に行われるよう十分な職員配置と、本人を中心にした支援者・関係者による意思決定支援会議が必要に応じて柔軟に行われることを願っている。

2. 全国「精神病」者集団

I. 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	全国「精神病」者集団
	②運営法人の種別	非法人
	③団体において運営する障害福祉サービス等	無
	④団体の主な活動	相談、会報発行、権利擁護、政策提言
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数（会員数）	個人：550 団体：176
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	精神障害
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	非該当～区分6
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	全員判断能力欠如 （補足）判断能力という物差しにおいては、それを有する人と有しない人に分かれる前提がある。理性があり、自身で判断できるという法的な人間像を前提にするのであれば、それができない非理性の人間が精神障害当事者となる。その意味では、当団体が対象とする全員が判断能力を欠如しており、今の世の中において不利益を受けているため、何らかの対応を求めている。
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	あり
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	体系的な研修等は実施していないものの、セミナー・勉強会の形で「支援された意思決定」をテーマに皆で理解を深めるための取組を行っている。 セミナー等の参加者は障害者家族、法律家、研究者、当事者、専門職等であり、主な内容は何を以て「支援された意思決定」「代行決定」とするか、支援実践としてまず何をすべきか等のマクロレベルのアプローチである。
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	特記事項無し

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

最善の利益については、意思決定支援ガイドラインからは削除すべきである。意思決定支援ガイドラインの目的については、現行の自己決定の尊重的なものではなく、法的能力の行使に当たって必要な支援（意思決定を他の者と平等にしていけるための支援）と位置付けるべきである。障害者権利条約第12条第2項の「生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」の趣旨は、すべての事項において自己決定を尊重すべきというものではないことを強調しておきたい。

「代行決定」と「支援された意思決定」の違いについては、決定する主体が本人か第三者かのみで説明すべきものではないと考える。代行決定の枠組みとは、本人の代わりに決める人を決めるというものである。まずどのような場合に本人が決めることができないかという問いが立ち、次いで本人が決めることができない状況を誰が判断するのかという手続きが発生する。その上で、本人が決められない状態の人に対しては、「この人が本人のことを決める」ということをしかるべき機関が決める。これが代行意思決定であると考え。逆に言うと、誰が本人のことを決めるかなどの問いを立てず、周囲の人たちと一緒に話し合っただけで決めることや、その際に本人より周囲の人の声が大きかったといったことは、代行意思決定とは言えない。

当事者に判断能力がないという状況があって、それを誰かが判断能力のない状況であると決定づける。精神保健福祉法であれば、まず精神保健指定医が当事者の判断能力が無いと診断する。そして、本人に判断能力が無く、自発的に医療を受けることができないため非自発入院の手続きを行うこととなり、本人の同意に代わる者による同意や処分決定が行われる。このように、それを誰が決めるのか、どの範囲まで可能かという手続きが明確化されており、これが代行意思決定のパラダイムである。

支援された意思決定のパラダイムとは、代わりに決定する人、あるいはその代わりの人間が決定しなければならない状況がどういう状況かということを決める人が存在することの一切を否定し、あえて誤解を恐れずに言うのなら、本人の支援者、周囲の人が意思や選好などに基づいて、場合によりその支援者等が決めていいということである。

従って、「ベスト・インタレスト（最善の利益）」についてはガイドラインには記載せず、本人が決められない場合は、支援者を含めて共同で意思決定する、あるいは集合的選択を行うなど支援のバリエーションを明示すると良い。集合的選択とは、例えば救急搬送や生活保護法の職権保護など、生命や身体を守る観点より、その対応が絶対必要な人に対しては、本人の意思も含めて集合的に全員で事前に合意したものとみなして進めることである。

「ガイドラインの目的も自己決定の尊重ではなく、他の者との平等を目指す取り組みと位置付けるべきである。」という意見について補足すると、現在の支援等に関する考え方が自己決定に偏りすぎている傾向を感じている。現在の自己決定や意思の尊重の考えについては、かつて障害当事者が本人の意思を踏まえることなく無理矢理施設に収容される等の対応をされた時期があり、それに対して自己決定という言い方をしながら自分のことは自分で決めさせてほしいと主張し続けて権利を勝ち取っ

てきた経緯がある。しかし、そういう文脈を理解せずに、例えば日常生活の訪問介護などの従事者が、本人の自己決定が無いと動かないということが有るのは違うと考える。財産管理なども同様であるが、本来そこまで本人に全部確認しなければならないのかと感ずることがたくさんある。

最終的に本人にとって向かうべき方向がはっきりしており、それを実現するための支援であれば正当化されるべきで、その手法に本人の意思がどれだけ発揮されているかということは、さほど重要ではないと考える。そういう意味で、最終的に障害者と健常者という線引きを溶解し、インクルージョンされて差を感じない社会に向かっていけばいい。その方向に照らすと現在の状況は自己決定が不平等にヒューチャーされすぎているため、障害者とその他の人たちは何で差がついてしまっていて、その差はどうしたら埋まっていくかを考えるべきである。

ガイドラインの中身はマネジメントのプロセスとなっているが、委任、第三者のためにする契約、事務管理、共同意思決定、集合的選択や様々なやり方を記載して、現場が判断して対応する一つの材料になればいいと考える。

②その他（Ⅱ4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

他分野の意思決定支援ガイドラインを参照しているが、認知症分野のガイドライン（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）の内容は、記載が細かいように見えるが、中身が無いように感じられる。逆に、一番中身が有ると感じるのは医療分野のガイドライン「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」である。医療分野のガイドラインに中身があると感じる理由は、当事者の生命や身体を保護する際に生じる強制力の行使について、考え方のみの記載に終始せずその内容を書ききっているためである。

認知症分野のガイドラインは「本人の意思をどう引き出すか」というプロセスに名前を付けているが、これは民法の動機・公開意思・表示意思・表示行為の4つの段階のそれぞれに対するサポートに名前を付けているに過ぎない。個人的にはそのような「名前を初めてつけました」という書きぶりは混乱を招く。意思形成支援等の意思決定のプロセスについてガイドラインに入れることはやめるべきと考える。

ローマ法体系ができて以降の民法は、基本的には「理性ない人は代行決定すべき」ということで成り立ってきた。第三者が決定を促す・導くような内容でなくて、決定を決められる人、つまり「後見人が全て決める」という内容になっている。

本人の意思を引き出すという文脈では、意思が引き出せない時にどうなるのか、そうなると代行決定者を決めたほうがいい、という結論に行ってしまう。

また、障害分野の意思決定支援ガイドラインにも「最善の利益」に関する記載があるが、医療のように命の危機で医療が必要という文脈が無い中で、どのようなときにどのような理由で第三者が決めるといふ部分がはっきり読み取れない。他分野のガイドラインと整合する形で、自己決定に関わらず進めるべきレベルのことや自己決定が尊重されるべきレベルのことについて、共通した考え方に基づいて、どのような支援をすべきかを書いていけばよいと考える。具体的な書きぶりとしては、障害者権利条約 12 条 1 の法律の前で平等である、ということに倣った記載がガイドラインの冒頭に入ると良い。

ソーシャルワークの教科書におけるケアマネジメント論において、インテーク→アセスメント→マネジメントという段階が述べられている。そういった手法を取らないと自己流で適さないやり方をする人がたくさんいたため仕方なかったと感じる。しかし、意思決定支援ガイドラインに記載してしまうと、あたかも、そのバリエーションしか意思決定支援ではないように捉えられてしまう。現行ガイドラインは、実際には意思決定支援が必要となる各場面への対応方法はたくさんあるのに、前述の対応方法のみ取り上げてガイドラインにされている印象を受ける。そうなのであればガイドラインの名前を変えたほうがいい。障害福祉サービスにおける意思決定支援について書くのであれば、複数の決め方のバリエーションを書いておき、その決め方のバリエーションの中には、本人の代わりに決める人を決めるような方法も存在しますという記載となるとよい。

色々と意見を述べたが、本人の周囲の人が決めることを否定しているわけではないということを委員会でも伝えてほしい。必要に応じて代案を出して議論を促進することも可能である。

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。

当該勧告部分の平行レポート執筆を担当した立場上、意思及び選好に基づく支援と修正するべきと考える。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

（１）②と同様、集合的選択や共同意思決定など意思決定のバリエーションを増やしたほうがいい。

３．一般財団法人全日本ろうあ連盟

I．団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1．団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	一般財団法人全日本ろうあ連盟
	②運営法人の種別	一般財団法人
	③団体において運営する障害福祉サービス等	無し （補足）加盟団体内に障害福祉サービス事業を運営している団体は存在する。運営しているサービスは就労継続支援（B型）、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、共同生活援助等である。
	④団体の主な活動	ろう者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉を増進することを目的に各所への要望交渉、ろう者・手話言語の理解・普及活動等

(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数（会員数）	約 15,000 名
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	聴覚障害、言語機能障害、盲ろう、ろう重複障害
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	—
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	—
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	有り
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	当連盟主催のろうあ者相談員研修会、また全国聴覚障害情報提供施設連絡協議会主催の相談員研修会を開催して、意思決定支援に関する研修を行っている。 意志決定支援の研修はあるが、きこえない人向けの内容になっていない研修も多くあるので、きこえない人に合った支援を学ぶ研修が少ない。そのため、ろうあ連盟で研修や相談会を行っている。
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	研修会を開催することによって、全国の情報を共有し意思決定支援を行えるようスキルアップをしている。しかし、地域によっては、手話言語を使う人やきこえないことに加え知的や精神障害など併せ持つ人に対し、対応できる人材が乏しく、意思決定支援が行えない現状がある。きこえないという障害を理解し、手話言語で対応できる相談支援事業所が少ない。

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

支援者（専門職）がきこえる人を前提にしていると感じる。ガイドラインの内容は、きこえない・きこえにくい人や盲ろう者、精神障害を併せ持つ人の理解が非常に乏しいように感じる。

社会ではきこえない・きこえにくい人、盲ろう者、知的障害を併せ持つ人は能力がないので、そのまま良いのだという雰囲気が感じられる。そのような雰囲気は本人の責任ではなく社会の責任であると考え。他の障害を併せ持つきこえにくい人にも自身のことについて決定する権利がある。本人が主体性をもって決定できるよう、時間をかけて意思を聞き取るというような決定プロセスが大事な

のではないと思う。きこえる人（家族など）の都合で決めてしまったり、家族が本人の代わりに決めてしまったりすることがあり、本人を尊重した意思決定になっていない。本人は我慢をしているという実情がある。支援者（＝きこえる人）と本人の意思や考え方にずれが生じている。きこえる人であれば受け取れる情報を、きこえない人は受け取れていないかもしれない。情報のアクセシビリティについて、その記載がガイドラインで不足していると思う。このような状況を踏まえ、きこえない本人の意思を尊重するようなプロセスが必要である。そのためには支援者がきこえる人だけでなく、きこえない相談員や聴覚障害者情報提供施設、ろうあ協会等の人に同席してもらって話し合いをするというような環境整備が必要だと思う。

ガイドラインの記載について、もっと丁寧な書きぶりに変えるべきだと思う。重複障害を持つ人には通常よりも時間をかけて本人のもつ第一言語を使用して意思をしっかりと確認すること、確認の経過を記載する必要があると思う。本人ができないと決めつけられてしまっているが、本人には意思決定する力があると思う。

優生保護法の裁判についてだが、きこえない高齢者は持つ情報が非常に乏しく、弁護士が話す内容が難解で手話通訳をしても聞いて聞いているのみで、十分に理解していない様子が見られた。「うなずいていることで」弁護士や手話通訳は本人が理解していると誤解しているが、実は正しく理解できていないことが多くある。このようなケースでは（例示をしながら説明することで理解を促すなど）適切に情報提供することが必要。

きこえる人たちの文化の価値観できこえない人と対話することがあると「肯き＝理解」と誤解が生じてしまう。本人の意思を聞き出す環境の整備が最善の利益であると考えます。

②その他（Ⅱ4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

きこえない・きこえにくい人に合わせた合理的配慮、アクセシビリティについての環境整備を盛り込んでほしい。

専門職のなかにはきこえない相談員もいる。そのような専門職（支援者）も念頭においてほしい。現行ガイドライン7ページ「Ⅲ各論1 意思決定支援の枠組み（2）意思決定支援会議の開催」について、参加する専門職はほとんどがきこえる人を想定しており、きこえない当事者の相談員が含まれていない。本人と同じような障害を持つ相談員もこうした場に出て会議を行うことが大切だと思う。手話通訳が入って聞いていることで本人が理解しているように見えてしまうが、実際には理解していないこともあるので、本人と同じ障害を持つ人がピア相談員として参加することが大切である。家族、成年後見人等、必要に応じて関係者の参加を得ることが望ましい、と書かれているが、身内の関わりが多い人だけを想定しているように思う。そうした家族も必要だが、それに加えて第三者の視点も入れられると良いと思う。きこえない人に限った話ではないが、家族以外の第三者にも関わってもらいと良いのではないか。この場合の第三者とは、本人と同じ障害を持っている、本人の言語が良く分かる人を想定したピアサポートができる人というイメージである。

また、手話施設推進法、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法、障害者差別解消法等の関連法に関する記載も盛り込むべきである。

盲ろう者の場合は触手話、指点字や拡大文字等のコミュニケーションが必要であり、知的障害の方の場合は障害の程度によっても理解できる内容が異なる。実物を見せて説明したり、本人のもつ言語に合わせて支援したりすることをガイドラインにも盛り込んでほしい。

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。

「本人の最善の利益」は、「利益」という言葉のイメージとして、利益のあるなしを基準（ものさし）にした考え方のように感じることから、ガイドラインには載せるべきではない。

本人に能力がないからやむを得ずこのように支援した、という説明は不適切である。本人には決定する力があるので、決定するのに必要な情報を与え、意思決定に必要な支援をすることが大切である。

認知症の方の財産を決めるときや、植物状態になってしまった方のような場合に、最善の利益という言葉が作られたのだと理解しているが、高齢者と障害者は別だと思う。障害者の場合は自己決定ができると思う。

また、「本人の最善の利益」に関する記載を読むと、結論を急かされているような感じがする。支援者側が急いで決めるために最善の利益を適用して早く決定するように感じる。時間をかけてゆっくり支援すれば自己決定はできるものであり、最善の利益という言葉は不要になると思う。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

後日メールにて回答したい。ろうあ連盟の加盟団体が全国に 47 あり、全国ろう重複障害者施設連絡協議会、高齢者全国聴覚施設協議会等の団体があり、そうした団体でも支援に課題を持っていると思うので、確認して回答したい。

※ヒアリング実施後、「【別添】意思決定支援における支援現場での課題」のとおり、全国ろう重複障害者施設連絡協議会にて加盟法人の意見を収集した文書が共有された。

【別添】意思決定支援における支援現場での課題

意思決定支援における支援現場での課題

全国ろう重複障害者施設連絡協議会

○社会福祉法人 A 「施設・事業所 a」(北海道)

(1)ガイドライン見直しに関する意見

④その他(Ⅱ4以外)、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

聴覚障害による情報材料が足りない事と、複数の選択肢から選択する事(自己決定)は聴覚障害者の皆さんが自己決定できないとは思わないことから別の様な気もしています。一方で経験不足や自身の状況に合わせて最善の選択を行えるかについては、聴覚障害を有していることによる情報不足、意味をくみ取る力が不足していることが要因になりえると思います。

意思決定支援を行う上での合理的配慮について、聴覚障害の障害特性「うなずくが、内容を理解していない」などに対する配慮の文言を「意思決定支援の基本原則」に追記することも必要と思います。

(2)総括所見の指摘を踏まえたご意見等

②支援現場(施設・事業所)にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。(特に「本人の最善の利益」に関する事項について)

1. 意思決定支援に関わる合理的配慮

意思決定支援に関わる合理的配慮として、下記の内容がありますよね、「意向確認をする前提として、本人が複数の選択肢を知っていて、それについての意見を持っていることが必要であるが、他の選択肢を知らなかったり、意思を表しづらくなっている可能性がある…」

聴覚障害があることによって情報不足により複数の選択肢を知らない、経験不足により最善の選択を行う意見を持ちえない、もしくは意見が偏っている、選択の幅が狭いなどはありません。と思います。

多様な経験を積んでもらうことや、経験者からの意見(ピアサポート、)選択肢に対する、妥当性やリスクなどを聴覚障害者に対してはより丁寧に時間をかけて説明することが必要と思いますが、現実問題としてそこまで専門職を配置して時間がさけるかは課題と考えます。

(1) 意思の形成のための支援

意向確認をする前提として、本人が複数の選択肢を知っていて、それについての意見を持っていることが必要であるが、他の選択肢を知らなかったり、意思を表しづらくなっている可能性があるため、次のような支援を行い、興味関心を広げ、意思の形成を促す。

①様々な体験による動機付け支援

②ピアサポートを行う

③選択肢について良い点、悪い点を説明する

意思確認が困難な場合の最善の利益の判断のプロセスには、「本人をよく知る関係者が集まり……根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定、または本人にとって最善の利益を判断する。」となっているが、選好を推定するには支援者の力量が大きく作用されることや、ご家族の意向も大きくなると思われる。ご家族の意向＝ご本人の意向とは言えないと思うが、実際の場面でどこまで推し量れるかは課題になると考える。

ろう重複障害者においては、生活歴や教育環境がどのような状態だったのかにより、知的レベルが異なり、使用できる語彙(手話)が限られる。言葉の意味をどこまでくみ取って、選択をする際に自分の意見や考えを表出する、支援者としては表出させることができるかが課題と考える。

全般として意向確認において選択したことが全て、直ちに実現可能なことではない場合もあり、実現に向けた課題を、ひとつ1つ支援を通して解決していく事にはなと思うが、ご本人がその流れについての理解ができるかも課題と考える。

意向確認が過度な期待を招き、意向が反映されないことによる不穏に陥らないようにする配慮も必要ではないかと考える。

○社会福祉法人 B 「施設・事業所b」(京都)

まず、当施設の利用者対象に意思決定を促す場面を想定すると、まず、「なぜ意思決定を求められているのか」という説明から始め、ここに時間を要すると考えています。

なぜ、選択を求められているのか、決定した後どのような方向に進むのか、それらを細かく整理し、見通しをもった上で、説明、意思決定へとつながるかと思います。意思決定支援が、ご本人の不利になることがないように配慮されたものとしてほしいと考えます。(現在出されているガイドラインなどが、本人の「意思決定」ということだけが打ち出されており、当事者にとっての必要性や中身について乏しいように感じます)

また、「最善の利益の判断」については、ヒアリングメモの中にもありますように文章だけで理解しようとすると「判断が出来ない人」というように見受けられます。そうではなく、判断できる情報や選択肢がない、または経験がなく想像ができないということも大きく関係すると思います。では、この未経験のことをどのようにイメージし、自分に置き換え考えられるか。その為には手話だけではなく、映像や事例など、さまざまな工夫をしながら伝えていく必要があると思います。

この際、ろう重複(盲ろう)の方が自分で考え、決定するには手話の技術だけでなく、その方の生活歴や障害に応じた情報保障が必要となり、かなり高度な技術を要することになります。その専門性や必要な時間も考慮した支援となることを踏まえたガイドラインとしないといけないと思います。

こうした支援のプロセスについては、ろう重複の方の人生に大きく関わることとなるので、必ず複数体制での確認作業が必要です。理解をしていなくても頷いて答えるということが書かれていましたが、これも「今、自分に何が求められているのか」が分からず、とにかく頷くということをされる方もあるかと思います。最初に書いたようになぜ、意思決定が求められているのか、これを正しく伝え、理解してい

ただくことが最も重要となると感じています。

○社会福祉法人 C「施設・事業所 c」(大阪)

施設に現在生活しているなかまたちの多くは高齢期を迎えています。そのなかま達は入所する時点で十分な情報や経験を経て施設で生活してきたかというほとんどのなかまがそうではない環境の中で生活をされてきた方たちです。その中で意思決定するための丁寧な支援を行う必要があることは理解していますが現在の施設生活の中で、なかまたちが主体的に意思決定ができる材料となる新たな経験や情報をどれだけ支援・提供できるのか現状の職員体制や報酬では難し状況だと感じています。

専門的な知識や経験を持った支援者・手話通訳者を増やすことは大前提でありそこを現場にだけ求めることには限界があり、行政として育成するための仕組みづくりも並行して考えてほしいと思います。また、支援者の育成と共に、ろう重複のなかま達の想いを引き出すには一人一人のコミュニケーション方法の違いや理解する力や情報量・経験の差などがあり、なかまのを知ることが必要です。専門的な知識や経験を持った職員を配置すればなかまの想いを引き出すことができすぐに意思決定ができるようになるのではなく、専門的な知識や経験を持った職員がなかまと日々関わり、生活背景を知り関係づくりをすることでなかまが本当に抱えている想いを引き出せることにつながるかと思いますので、マニュアルがあるからできるということでもない面もあるかと思います。事例としては、行政から派遣された手話通訳者よりも、手話通訳はできない(またはなかまへ伝えたいことを伝える力はまだまだ持ち合わせていない)がなかまと日々関わりなかまの生活背景を知っている新人職員の方がなかまが伝えたいことをくみ取れるという場合もときどき見受けられます。ろう重複のなかまの想いを引き出し、意思決定につなげていくためには長い時間がかかる場合も想定し、ガイドラインを考えてほしいと思います。

現在入所している成人期～高齢期のなかま達の様子を考えると、幼少期からさまざまな経験や情報を得られる支援を受けられる仕組み・体制があれば…と思うことも多々あり、幼少期から支援が受けられるそうった環境整備も合わせて必要だとも感じています。

成年後見人がついていないなかまも少しずつ増えてきていますが、なかまと 1 対1でコミュニケーションできる力を持ち合わせていない後見人が大半です。後見人の中には、なかまの表現を職員が通訳しながらくみ取ろうと努めてくれる方もいますが、コミュニケーションはあきらめ顔を見るだけですぐに帰ってしまうか、職員に状況を聞くだけで終わってしまう後見人も少なくはありません。そういった後見人がいる中で、施設だけでは決められず、関係者で相談し代理代行決定をせざるを得ない状況の際に、なかまの想いをくみ取った支援を相談していけるのかという面でも課題はあるかと思います。

○社会福祉法人 D「施設・事業所 d」(福岡)

◎状況

①どこで誰と暮らすか等について内容が理解できる方については限りなく情報提供を行い、団体ヒアリング結果にあるとおりに進めるべきであるとする。

また、ろう重複障害者については、手話だけに頼ることなく、日頃からその利用者と意思疎通を行い人

間関係を形成しどのような意思疎通を図れば一番最善なのか熟知した上で個人に応じたコミュニケーション方法で説明を行なうことが最善の利益にはつながる。

②内容の理解が難しい方、ろう重複障害者(ろう+重度知的、強度行動障害など)については、情報提供を拒否されるケースや判断を求めるまでのプロセスの中で暴力的になる場面が生じたりするために、意志の表出が困難な場合には、家族や施設職員等により決定を代行せざるを得ない場面がある。また、最善の利益で決定した内容について進める場面の中で行動面で拒否をされたり、言葉には出ないが表情などで汲み取らなければならない場面もあり、マニュアル通りにはならない難しさがある。

③盲ろう者については、判断能力のある方が多い反面、情報を伝えるためにとても長い時間を要する。その中で、理解されているのかの状況を表情から判断しながら進めなければならないので、専門的なコミュニケーション技法も必要である。何度も繰り返すが、質問の内容によっては一人の面談に非常に長い時間を要する。

④意思決定の場面では色々なことを決定する場面があると思うが、全く身寄りもない方に、誰と一緒に生活したいですかと尋ねることや、親が亡くなっているのに理解できず日々親はいつ来るのかと尋ねてくる方に同様の質問を行えば、親と一緒に生活したいとの返答があるのは分かりきっている。その質問の意図を理解しその場で終わればよいが、その質問を行うことにより親と一緒に生活ができると思い込み、不安定になり暴れることも考えられる。

◎意見

①すべての利用者に一律にサービスの選択や居住の場の選択を求めるのではなく、必要な場面において必要な方に必要とされる選択肢を示し決定いただくことが重要ではないか。質問が出来にくい方、困難な方、質問することで苦痛になってしまう方がいることを理解していただきたい。

②意思決定支援により、より制限の少ない生活への移行が可能な場合もある。アセスメントや会議の開催、計画への反映、サービスの提供、実現までを丁寧に行うには、現在の職員配置基準内で行うことは極めて難しいと考える。特にろう重複障害者、盲ろう者については専門的なコミュニケーションスキルも必要であり、この一連の意思決定支援ガイドラインに沿った業務を行うのであれば、業務量は相当なものであり、兼務ではなく専従職員を配置基準に盛り込み報酬にて手当てしていただきたい。

○社会福祉法人E「施設・事業所 e」(東京)

1. 意思決定の「前提条件」を保障するプロセスの重視

課題:経験や情報が不足した状態で形式的に意向確認を行うと、「親と暮らしたい」など限られた回答しか引き出せず、本心とは言えない可能性がある。実現できない期待を抱かせることが、本人の尊厳を傷つけ、結果的に情緒不安定にしてしまうというリスクがある。

要望:意向確認の「前提」として、様々なことを体験する機会、本人に合わせた丁寧な情報提供のプロセスを重視することをガイドラインに明記してほしい。本人が「知らない」と安心して言えるような環境づくりが重要であることを、明確に位置づけてほしい。

2. 「本人の最善の利益」という言葉の使用に関する重大な懸念

課題:「本人の最善の利益」という言葉が、「本人には能力がない」という誤ったレッテル貼りにつながり、支援者が本人の能力を引き出す努力を怠る口実となりかねない。高齢者・認知症の方の財産管理等の

文脈で使われる言葉が、障害者の人格そのものに関わる自己決定の問題に、区別なく適用されるべきではない。

要望:「本人の最善の利益」という文言をガイドラインから原則として削除、またはその使用をどうしても必要なケースの最終手段として厳格に位置づけてほしい。やむを得ず意思の推定を行う場合は、その決定プロセスを第三者が客観的に検証できるような記録・報告の仕組みを義務付けてほしい。

3. ろう重複者の特性に合わせた専門的なコミュニケーション保障の制度的な担保

課題:現在のガイドラインは、コミュニケーションを単なる「情報伝達手段」として捉えがちだが、ろう重複者にとっては「信頼関係を築くための基盤」そのものであるという視点が欠けている。

要望:全てのライフステージで横断的に専門的なコミュニケーションが保障されるよう、障害者基本法等のよりどころとなる法規との連携も含めて検討を求めている。

4. 意思決定支援を実効性のあるものにする体制整備

課題:意思決定支援が「特別な業務」としてではなく、日々の支援の中に組み込まれ、継続的に行われるべきものであるという認識が制度的に担保されていない。

要望:ガイドラインを実効性のあるものにするため、意思決定支援を専門に行う専従職員の配置を人員配置基準に盛り込み、専門職としてのキャリアパスが描けるような研修体系の構築も併せて求めている。

○社会福祉法人F「施設・事業所f」(埼玉)

ろう重複障害者の意思決定支援についての大変さは大きく分けて4項目ある。

①伝え方

②受け取り方

③経験

④時間

①はろう重複障害者へのコミュニケーション支援である。人によって、伝え方は様々であり、手話や身振り、絵や文字等多岐にわたる。それを複数組合す事で、相手に伝わる為、専門的な技術が必要である。

②は必ずしも、首を縦にうなずいたから分かったわけではなく。わかったふりをする。また忘れてしまう等ある。こちらの言いたいことを相手にわかってもらうには複数回同じ内容を丁寧に時間をかけて伝えて受け止めてもらう。それでも、意図をつかめなく、意思決定ができないことが多数ある。

③ろう重複障害者は情報が不足する(耳からの情報は全く入ってこない)為、自分の経験したことでしか、イメージができないため、意思決定において非常に難しい場面がある。

④上記にも記した通り、意思決定を行うにおいては、場合によって複数年かかる場合がある。

※例として、施設に入所したいかどうか本人の意思決定を求める場合、そもそも、暮らした経験がない。良いのか悪いのかわからない。そもそもなぜ家族と離れて暮らさないといけないのか理解できない等、意思決定においては、上記①～③を用いて、本人に意思決定をしてもらう必要がある。その際には経験

をする時間であったり、専門職によるコミュニケーション支援が必要であり、簡単に決定できるものではないと思われる。

○社会福祉法人G「施設・事業所 g」(大阪)

団体ヒアリング結果 I-1-(3)①、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題について「…きこえないという障害、手話言語で対応できる相談支援事業所が少ない。」

についてですが、

さらに言えば自法人の所在する自治体の場合、相談支援事業所のリスト持っているのは地区社協にある基幹相談支援センターですが、

あるろう重複利用者さんが、計画相談を紹介してほしいとのことなので同行してそのセンターに「手話のできる相談支援事業所を教えてください」ときいても、

・わからない

といわれました。

「え！そのための相談窓口なのに？」ときくと、

「もしかしたらこことこことこことできるかも？」と、紹介してくださるので、

問いあわせてもらえないのですかとときくと、

自分でかたっぱしからファックスしたらよいと跳ね返されました。

①手話のできる相談支援事業所が把握されていない

②自分で手話ができるかどうか探さなければならない

ことが現実にあります。

4. 特定非営利活動法人 DPI 日本会議

I. 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	特定非営利活動法人 DPI 日本会議
	②運営法人の種別	特定非営利活動法人
	③団体において運営する障害福祉サービス等	加盟団体によって多様
	④団体の主な活動	政策提言など
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数（会員数）	89 団体（加盟団体方式なので人数の詳細は不明）
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	身体、精神（発達障害を含む）、知的
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	軽度から重度まで多様
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	多様
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	有
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	相談支援やピアカウンセリング、重度訪問介護などを利用した支援、法人後見を行っている団体もある
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	各加盟団体によって異なると思われる

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

※「【別添】2025.12.8 意思決定支援ガイドラインヒアリング資料」のとおり事前に回答資料を作成いただいております。以下に主な意見を抜粋するとともにヒアリングにて追加で聞き取りした事項を補足する。

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

【資料より抜粋】

(意見1) 「最善の利益」は削除すべき

○理由：

- ①本人の「最善の利益」という言葉が、本人の主観的な側面より客観的要素を（過大に）加味したものであるとして現実に運用されているという認識が一般化しつつあるように思われるため。少なくとも障害者権利委員会一般的意見1（以下、一般的意見1）でも同様の指摘がされている。障害のない人などが人生を歩んでいくうえで当然として経験する危険を冒すことや失敗する経験などを意思決定支援者は補償すべきであり、客観性の名の下で奪ってはならないと考える。
- ②少なくとも成人の障害者に対しては、成人の障害のない人と平等に扱う姿勢を明確にすべき。国内外の成年後見制度の見直しの流れとリンクして考えるべきであり、福祉サービス上の意思決定支援のパラダイム転換をさらに明確にすべきであると考えます。
- ③子どもの権利との関係では、障害のない子どもと平等に意見表明権を保障したうえで、障害のない子どもと平等に「最善の利益」を追求するということで、ガイドラインにおける「最善の利益」の削除とも矛盾しないと思われる。

(意見2)

すでにガイドライン P5（4）では、「最善の利益の判断」という文言の使用以外の内容については、失敗の権利など、必要な部分を加筆すれば、大きな問題はないと思われる。上記意見①に関連して「最善の利益」を削除した後のガイドラインの書きぶりについては、最善の利益という言葉削除することで「客観的要素」がすべて排除されるものではないということを明記すればよい。

【ヒアリングによる補足】

問い：（意見1）③について、成人の権利と子どもの権利は分けて記載すべきという考えか？

回答：当該ガイドラインのタイトルが「障害福祉サービスの提供等に係る～」と記載されているため、主な支援対象者が成人（18歳以上）であることは読み手側も理解した上で読まれると推察するため、18歳以上が支援対象である旨を敢えて明記する必要はないと思われる。子どもの権利条約においても「最善の利益」に言及があるため、気になる人がいる可能性があると考えて意見に記載した。

②その他（Ⅱ4以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

特記事項無し

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

- ①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。

【資料より抜粋】

（１）成年後見制度（民法改正）に関するヒアリングでも述べていることだが、計画的に総括所見の内容の実現を目指すべきである。成年後見制度の見直し、廃止の議論は意思決定支援と大きく連動する。少なくとも、重度訪問介護や日常生活自立支援事業のような福祉サービスを充実させていけば、成年後見制度を使わなくても済む場合が多い。ガイドラインの改訂は、そういった点でも重要である。

【ヒアリングによる補足】

総括所見には法的な拘束力はないものの、目指すべき道を示すものであるため、指摘事項の実現に向けて動くべきと考えている。意思決定支援ガイドラインのみならず、成年後見制度や地域移行、インクルーシブ教育等についても同じ考えである。

成年後見制度を廃止せよとの意見の実現は簡単ではないことは理解しているが、障害者も家族への依存なしに暮らせる社会作りが必要と考えている。家族に依存しているからこそ、入所施設や精神科病院にて長期間生活せざるを得ない現状である。家族依存から脱却するための施策の一つが成年後見制度の廃止やこうしたガイドラインの見直しであると考えている。

また、成年後見制度を無理に使わなくても、福祉サービスを充実させることにより補完するような支援が可能ではないかと考えている。裁判所で後見人等を選任し、法律行為を制限するほどではない人もいる。他にも、現行の制度では重度訪問介護が使いづらく、そのことにより重度障害者や入院している人の地域移行が進んでいないのは残念なことである。可能であれば、長期の入所や入院は権利の侵害にもなり得るということをガイドラインに書きこめると良い。

健常者と比べて障害者が不利な状況に置かれてきたという前提で考えないと、現状での考え方が固定化されてしまう懸念がある。障害種別や障害支援区分によって使えないサービスがあるという問題意識は、意思決定支援ガイドラインや成年後見制度を見直すうえで大事なポイントであると思っている。

- ②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

【ヒアリングによる補足】

当事者への支援に当たるには、時間をかけて信頼関係を築く必要がある。当事者が安心して話してくれる関係を作ることが非常に大切だ。重度訪問介護は利用できる人、場面が限られる現状がある。重度訪問介護の利用できる障害種別や支援区分が広がると、丁寧に意思決定支援ができるようになるのではないかと。介助や付き添いをしながら自然に意思決定支援ができるようになっていくと考えられる。

金銭管理についても、日常生活自立支援事業の拡大が検討されているが、これは喜ばしいことであり、障害の分野にとっても使いやすいものになるとよい。

意思決定支援にしても事業者が本人の意向を実現するような支援をやってみようという気持ちになると良い。日本の障害福祉制度は歴史があることもあり、サービスが複雑すぎる。事業者が事務作業に追われてしまい、使いづらい点もたくさんある。障害福祉サービスの利用により成年後見制度を使わなくても済む場面も多くなると考えている。

DPI 日本会議

障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定ガイドラインの見直しについてのヒアリング資料

作成者：崔 栄繁（DPI 日本会議議長補佐）

■意思決定ガイドラインの課題

1. 「最善の利益」について

（意見1）「最善の利益」は削除すべき

○理由：

- ①本人の「最善の利益」という言葉が、本人の主観的な側面より客観的要素を（過大に）加味した
ものとして現実に運用されているという認識が一般化しつつあるように思われるため。少なく
とも障害者権利委員会一般的意見Ⅰ（以下、一般的意見Ⅰ）でも同様の指摘がされている。障害
のない人などが人生を歩んでいくうえで当然として経験する危険を冒すことや失敗する経験な
どを意思決定支援者は補償すべきであり、客観性の名の下で奪ってはならないと考える。
- ②少なくとも成人の障害者に対しては、成人の障害のない人と平等に扱う姿勢を明確にすべき。
国内外の成年後見制度の見直しの流れとリンクして考えるべきであり、福祉サービス上の意思
決定支援のパラダイム転換をさらに明確にすべきであると考えている。
- ③子どもの権利との関係では、障害のない子どもと平等に意見表明権を保障したうえで、障害の
ない子どもと平等に「最善の利益」を追求するということで、ガイドラインにおける「最善の利
益」の削除とも矛盾しないと思われる。

（意見2）すでにガイドライン P5（4）では、「最善の利益の判断」という文言の使用以外の内容に
ついては、失敗の権など、必要な部分を加筆すれば、大きな問題はないと思われる。上記意見①に
関連して「最善の利益」を削除した後のガイドラインの書きぶりについては、最善の利益という
言葉を削除することで「客観的要素」がすべて排除されるものではないということを明記すれば
よい。

2. 総括所見を踏まえた意見

（1）成年後見制度（民法改正）に関するヒアリングでも述べていることだが、計画的に総括所見の
内容の実現を目指すべきである。成年後見制度の見直し、廃止の議論は意思決定支援と大きく連
動する。少なくとも、重度訪問介護や日常生活自立支援事業のような福祉サービスを充実させて
いけば、成年後見制度を使わなくても済む場合が多い。ガイドラインの改訂は、そういった点で
も重要である。

【参考 障害者権利委員会 一般的意見 I】

パラグラフ 1. 法律の前における平等

- 人権保護の基本的な一般原則であり、他の人権の行使に不可欠。
- 障害者権利条約第 12 条では、この市民的権利の内容をさらに詳しく説明し、障害のある人が、従来権利を否定されてきた分野に焦点を合わせてきた
- 第 12 条では、障害のある人の権利を新たに付け加えることはせず、障害のある人の法律の前における平等の権利を、他の者との平等を基礎として確保するために、締約国が考慮しなければならない具体的な要素について、説明しているにすぎない。

15. 意思決定能力と法的能力は違うもの

- 意思決定能力と法的能力の概念は同一視され、多くの場合、認知障害又は心理社会的障害により意思決定スキルが低下していると見なされた者は、結果的に、特定の決定を下す法的能力を排除されている。
- 第 12 条は、法的能力に対するそのような差別的な否定を許容するものではなく、むしろ、法的能力の行使における支援の提供を義務付けるもの。

16. 第 12 条第 3 項

- 障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにする義務を、締約国が有すると認めている。締約国は、障害のある人の法的能力を否定することを避けなければならない、むしろ、障害のある人が法的効力のある決定を下せるようになるために必要と考えられる支援へのアクセスを提供しなければならない。

17. 法的能力の行使における支援

- 代理人による意思決定を行うことになってはならない。第 12 条第 3 項は、どのような形式の支援を行うべきかについては具体的に定めていない。「支援」とは、さまざまな種類と程度の非公式な支援と公式な支援の両方の取り決めを包含する、広義の言葉である。
- さまざまな形の事前の計画の仕組みの選択肢を、多様な選好に合わせて提供することができるが、すべての選択肢は非差別的でなければならない。

21. 意思と選好の最善の利益

- 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好の最善の解釈」が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。
- 「最善の利益」の原則は、成人に関しては、第 12 条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

22. すべての人は「不当な影響」と保護措置

○法的能力の行使に関する保護措置には、不当な影響からの保護を含めなければならない。しかし、この保護は、危険を冒し、間違いを犯す権利を含む、個人の権利、意思及び選好を尊重するものでなければならない。

27. 代理人による意思決定制度

○全権後見人、裁判所による禁治産宣告、限定後見人など、多種多様な形態をとり得る。しかし、これらの制度には、ある共通の特徴がある。(a) 個人の法的能力は、たとえそれが1つの決定にのみかわりのある法的能力であっても、排除される。(b) 当事者以外の者が代理意思決定者を任命できる。しかも、当事者の意思に反してこれを行うことができる。または、(c) 代理意思決定者によるいかなる決定も、当事者の意思と選好ではなく、客観的に見てその「最善の利益」となると思われることに基づいて行われる。

28. 代理人による意思決定制度を支援付き意思決定に置き換えるという締約国の義務

○代理人による意思決定制度の廃止と、支援付き意思決定による代替策の開発の両方が義務付けられている。代理人による意思決定制度を維持しながら支援付き意思決定システムを開発しても、条約第12条の順守には十分ではない。

29. 支援付き意思決定制度

○(a) 支援付き意思決定は、すべての人が利用可能でなければならない。個人の支援ニーズのレベル（特にニーズが高い場合）が、意思決定の支援を受ける上での障壁となってはならない。
(b) 法的能力の行使におけるあらゆる形式の支援（より集約的な形式の支援を含む。）は、客観的に見て個人の最善の利益と認識されることではなく、個人の意志と選好に基づいて行われなければならない。

31. 法的能力の承認は、障害者権利条約に定められている他の多くの人権の享有と、切っても切れない関係がある。これらの人権には、司法へのアクセス（第13条）、精神保健施設への強制的な監禁からの自由の権利と、精神保健治療を強制的に受けさせられることがない権利（第14条）、身体的及び精神的なインテグリティを尊重される権利（第17条）、移動の自由及び国籍の権利（第18条）、どこで誰と生活するかを選択する権利（第19条）、表現の自由の権利（第21条）、婚姻をし、家族を形成する権利（第23条）、医学的治療に同意する権利（第25条）、投票し、選挙に立候補する権利（第29条）が含まれるが、これらに限定されない。法律の前に人として認められなければ、これらの権利と、条約で定められている他の多くの権利を主張し、行使し、強化する能力は、著しく低下する。

36. 障害のある子ども

○条約第 12 条は、年齢にかかわらず、すべての人の法律の前における平等を保護しているが、一方で、条約第 7 条は、発達しつつある子どもの能力を認め、「障害のある子どもに関するあらゆる決定において、子どもの最善の利益が主として考慮される」（第 2 項）ことと「障害のある子どもの意見は、その年齢及び成熟度に応じて十分に考慮される」（第 3 項）ことを義務付けている。

5. 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

I. 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③団体において運営する障害福祉サービス等	第二種社会福祉事業を運営 ※備考 第二種社会福祉事業の内容は定款第 1 条に規定している。 （目的） 第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、我が国の視覚障害者を主体とする団体等をもって構成し、組織的な活動を推進するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 第二種社会福祉事業 （１）全国の視覚障害者を主体として構成する団体に対する連絡及び助成事業の運営 （２）視覚障害者の更生相談に応ずる事業の運営 （３）視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館）日本視覚障害者団体連合点字図書館の運営 （４）視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設）日本視覚障害者団体連合点字出版所の運営 （５）障害福祉サービス事業の運営"
	④団体の主な活動	日本視覚障害者団体連合は視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織です。1948 年（昭和 23 年）に結成された、都道府県・政令指定都市における 60 の視覚障害者団体の連合体で、国や地方自治体の視覚障害者政策－人権、福祉、教育、職業、環境問題等

		一の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っています。
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数（会員数）	加盟団体数 60 ※備考 加盟団体ごとに会員登録を行っており、会員の総数は集計していない。
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	視覚障害
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	回答なし ※備考 視覚に障害がある者（身体障害者手帳を保有しない者も含む）であれば誰でも対象にするため。
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	回答なし ※備考 様々な状況の視覚に障害がある者がいるため、回答できない。
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	なし ※備考 障害福祉サービスとしての意思決定支援は行っていないが、視覚障害者が円滑に意思決定を行うための法整備や環境整備を求め、国等に働きかけを行っている。
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	回答なし
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	回答なし

本ヒアリングは、以下の2名に回答いただいた。各回答者の氏名は記載せず、アルファベットにて表記する。

A) 団体役員。ヒアリングにおいて、視覚障害単独の方への支援の観点より意見を頂いた。

B) 関係団体（全国盲重複障害者福祉施設研究協議会）役員。盲重複障害者を対象とした入所施設の施設長。ヒアリングにおいて、盲重複障害者への支援の観点より意見を頂いた。

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

- ①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

- A) 視覚障害単独の方を考えると、意思決定が難しいというよりも、意思決定に必要な情報がないため、意思決定ができないという状況の方が多い。情報を得ることについてガイドラインへの記載が無いと思う。紙に印刷するなど、画像のみで情報提供があると視覚障害者には分からないので、視覚障害があっても内容が分かるようにする必要がある。ガイドラインに追加するのであれば、視覚障害単独の障害者の場合は、本人が把握できるような工夫をして情報提供すること、という内容を書いてほしい。
- B) 視覚障害当事者は情報収集が難しく、点字を理解できない人もいる。また、本人より返答があったとしてもそれが何を示しているのかの把握が難しいことがある。本人の意思の確認方法は複数あるが、意思の実現のための支援に関する情報についてガイドライン上では不足していると感じる。例えば入所施設を出て地域で生活したいという場合、その意思が見えてきた後の支援についての視覚障害者向けの情報も不足している。支援者側として「最善の利益」という言葉通りの支援ができていないか非常に不安に思う。
- 意思を把握するのが難しいケースとして、視覚障害に加えて強度行動障害がありコミュニケーションが難しい人もいる。施設として集団を支援することはできているが、個別に対応できていない現状がある。快適に過ごせるような配慮はしているものの、どこまで個人の意思に沿った支援ができているかは測れない。家庭では対応しきれず入所しているケースが多く、施設と家庭でバランスよく関わるようにしている。保護者が高齢化して家庭での生活が難しくなると施設での暮らしに完全に移行するが、それが本人の意思かはわからず、仕方なく施設で暮らしているケースも多いかもしれないと感じている。

②その他（Ⅱ4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

- A) 日常生活における様々な場面で遭遇することだが、視覚障害の方が何か契約や手続きをする場合、支援者と一緒に窓口に行くと本人ではなく支援者に向かって話をされることがある。本人が意思確認できるにもかかわらず、支援者に向かって最終確認までするようなケースも多い。本人による意思決定が難しい場合には後見人等が関わると思うが、そうでなく本人が意思決定できる場合には、本人を尊重した対応をすることという旨の記載をしてほしい。福祉事務所などの公的機関においてこのような対応をされたケースは少ないようだが、書類を記入する場面では似たような事例を聞く。障害福祉サービスに関わる場面ではあまり事例は多くはないものの、ガイドラインにも書いておくべきであると考え。
- B) 多少障害が重い方であっても、本人が不信感を持ったまま利用が始まることは避けたいので、施設運営者としても対応について注意が必要だと感じた。事前準備、アセスメント、体験利用の段階で本人の話をしっかりと聞くことができれば、利用開始後もトラブルは少ないのではないかと。利用開始するまでの事前準備を丁寧に行う必要がある。

（2）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

- ①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。

- A) 勧告に従って修正すべきだと思うが、「最善の利益」という言葉が理解しやすいとは言えず、言葉を変えても良いかもしれない。本人の意思を尊重し、結果的には本人にとって一番良い選択肢を選択できれば良い。言葉選びについては再考する余地がありそうだ。
- B) 勧告には入所施設を否定するようなニュアンスもある。本人の意思と関係なく施設に入っている旨の指摘については、施設運営者の立場としては否定されている印象を受ける。自分で暮らす場所を選択するということ自体は賛成だが、我々のような重度知的障害にも対応している立場としては、脱施設を進めると、重度知的障害者の行き場がなくなってしまうのではないかという懸念もある。「最善の利益」以外の言葉について、現在は思いついていない。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

- B) 当会（全国盲重複障害者福祉施設研究協議会）にて、地域のろうあ協会とも交流があり意見交換することが有るが、共通して感じていることは、意思決定支援に基づいて意思を確認した場合に「自分の希望（「結婚したい」など）が叶う」と当事者から思われてしまうが、現実には実現するのが難しいことがあるということである。選択肢を提示し、それを実現するような支援をすることが、現在の状況では現実的には難しいと感じる。実現するために少しずつステップアップしていくような支援をしてはいるが、現場の職員も負担も大きい状況である。
- A) 団体において日常生活用具に関する調査をした際に、身体障害者手帳を取得してから日常生活用具のことを知って使うまでにかかった期間として、5年以上かかったと答えた人が4分の1の割合で居た。これは由々しき事態と感じ、原因を考えたところ、手帳交付の際に利用できるサービスについての情報を得ることができていないという結論にたどり着いた。視覚障害者にとって必要と思われる情報を収集できていない。日常生活の訓練、歩行訓練を受けること等についての情報が得られていない。これについては何かしらの対策を講じる余地があると思う。また、そもそも福祉の窓口にとどり着くまでに時間がかかる人もいる。眼科で診断された後に福祉に繋がるのに時間がかかることがあるようだ。早期に障害福祉サービス等の窓口につながる仕組みができるとう良い。
- B) 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会という立場からくる考えかもしれないが、障害の特性については一定のかたまり（視覚障害であれば歩行に関する研修ができる職員がいるなど）があると思っているが、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害の3障害が身体障害に一本化されたことで施設のなかに1人だけ視覚障害者がいるというケースや、専門家が都道府県に充分にいない地域もあり、障害特性に応じた適切な支援を受けられずに孤立してしまうことがある。せっかく施設に入っても特性に応じた適切な支援が受けられず、孤立したり放置されたりしてしまうケースがある。自身の運営する施設の存する地域には離島が多く、自分の法人の施設利用者は地域外からくる方も多い。地域によっては障害特性に応じた十分な支援を受けることができないという現状がある。中には平均の障害支援区分を高くしたい場合、そうした視覚障害者を受け入れるところもあるようだ。
- A) ガイドラインについて、基本的には総括所見に対応する形でまとめる方向で良いと思うが、現実的には必ずしも地域移行がすぐに進むわけではない。地域移行のための環境整備が進んでいない

現状で地域移行することは難しく、専門家が入って丁寧に進めるようにするなど、長期的な視点が必要である。

B) 同感である。訓練施設のような適切な社会資源があれば地域移行も進む。逆にそうした社会資源がないと当事者は地域移行について不安を感じると考えられる。

6. 一般社団法人日本自閉症協会

I. 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見

1. 団体の概要

(1) 団体の概要	①団体名及び運営法人名	一般社団法人日本自閉症協会
	②運営法人の種別	一般社団法人
	③団体において運営する障害福祉サービス等	なし(当事者団体)
	④団体の主な活動	啓発、相談、保険、学習会、余暇活動、政策提言
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤団体の構成人数（会員数）	10,000 人弱
	⑥団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別	自閉スペクトラム症、知的障害
	⑦団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分	すべての支援区分の方が存在する
	⑧団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況	言語コミュニケーションが可能な方、不可能な方がいる。判断能力も様々である。
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑨意思決定支援に関する取組の実施有無	有り
	⑩⑨を実施している場合、その実施内容や状況	広報誌に連載、各地での講演を実施
	⑪⑨を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題	団体内での意思決定支援への関心が高まっている

本ヒアリングは、団体の役員 2 名に回答いただいた。各回答者の氏名は記載せず、アルファベットにて表記する。なお、回答者 2 名とも自閉症当事者の保護者である。

また、ヒアリング冒頭に回答者より以下の発言があり、団体としての総意でなく、各回答者の個人的意見として聞き取りを行った。

- A) 意思決定支援について、広報誌への掲載や研修を始めたところであり、協会としての意見は熟成していない状況である。
- B) 私は、あらゆる障害者を対象にした意見でなく、どちらかと言うと知的に重度の人や、たとえ発語があっても意思を伝えるのが困難な人や、自分の判断の結果を推測することが困難な人（知的障害がなくてもこうした特性の自閉症の方がいる）を想定した意見を述べる。

2. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

- B) 結論としては「最善の利益」の記載は削除すべきではない。用語についても「最善の利益」という言葉で構わないと考える。

「最善の利益」という言葉は、障害者権利条約上では第 7 条「障害のある児童」に使用されているだけである。代理決定は、第 12 条「法律の前にひとしく認められる権利」に反するとされていることから、意思決定支援のなかに代理決定があるのがおかしいということは、理屈上は理解できる。

条約との整合性を考えると、なぜ代理決定である「最善の利益」をガイドラインに入れたかを説明しないといけないと考える。「最善の利益」は保護の観点から子どもの権利には含めているのだと思うが、第 14 条「身体的自由及び安全」を根拠として成人についても限定して適用させるという記述が必要ではないか。

- A) 「最善の利益」は意思表示が難しい人の意思を推察するときに使われる。「本人の最善の利益」について、国連子ども権利条約ではよく出てくるが、障害者権利条約では基本はすべての人に意思能力がある（第 12 条）ので、意思決定支援を尽くして本人の意思の表出を引き出すと考える。障害者権利委員会から総括所見にて懸念が示されたように、日本の福祉政策が保護主義、パターンリズムのアプローチがとられている。アジア、特に日本はその傾向が強いとされている。保護自体は大事であるが、本人が権利の主体であることを示す必要がある。第三者が代わりに決定することは例外的にはあると思うが、その場合に、何が「最善の利益」かを考えるに当たっては、第三者の保護主義的な価値判断ではなく、本人であったらどう考えるのか、本人の意思を基に判断すべきだ。

②その他（Ⅱ4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

- B) ガイドラインの総論にある意思決定支援の定義の文章が非常に分かりにくい。「支援を尽くす」で一旦切った方がわかりやすい。合わせて代理決定（最善の利益）についても述べるようにした方がよい。4行くらいの長い文章は難解ではないか。
- 意思決定支援と言いながらも、現実の支援は、入所施設からの地域移行や就労支援などを見ると、本人の意思よりも行政側や周りの価値観に基づく誘導となっていると感じている。大人になったら就労すべき、入所施設からは出るべき、というような行政の考えが優先されているように思う。
- A) いろいろな意思決定があると思うが、本人の能力も様々であり、重度だからと言ってなにも決定できないわけではなく、支援者側が決めつけないようにしたい。
- B) 本人の意思や好き嫌いを基に支援すべきであり、意思決定が「困難な」というのは、本人ではなく支援者ではないかと思う。本人が困難に思っているわけではなく、多くの場合は周囲が困難と感じているのではないか。そのあたりの表現には大きな違和感がある。
- 意思を読みにくい場合であっても、本人のいままでの暮らし等から意思の推定はできるはずだ。完全な代理決定というのはどのような場面なのだろうか。
- A) 病院などで緊急的に運ばれてきたケースなどの場合には生命の安全を優先した緊急法理が適用されるが、障害の通常の支援現場ではなかなかこういうケースはなさそうだ。どのような方でもこれまでの生活から本人の意思を推定していくのだろうし、究極的には最善の利益というものではなく、本人の意思やこれまでの選好による推定と、緊急法理に基づく支援の二つになるのではないか。
- B) 本人の意思や選好についての情報が全くない状態で代理決定するというのは実際には極端なまれなケースだと思う。

（2）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

- ①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。
- B) 重い知的障害を伴う自閉症の方などは日常の安全や保護のウエイトが大きい。障害者権利委員会が想定している障害者はどのような人なのか、ある程度判断能力のある人が対象になっているのではないか。
- 「最善の利益」の拡大解釈を防ぐためには、代理決定である「最善の利益」に移行するプロセスや原則を書いておかなければならない。成年後見のガイドラインには書かれている。障害福祉の場合はそれとは違い、日常生活における問題なのでそれを参考に書き方を変えてはどうか。
- A) 子どもの権利条約で強く示しているのは意思表明権についてであり、保護だけではない。子どもの主体性を重視している。安全配慮も重要ではあるが、子どものどうしたいかも重視している。
- B) 例えば、真冬に薄手のシャツだけで外に出ようとしたときに、寒いから暖かいものを着ようと支援者が伝えても本人は頑なに薄手のシャツを着ようとする可能性がある。安全保護の観点からは、本人のその場面での意思を尊重するだけではダメで最善の利益を考え本人の納得を得なければならない。本人の安全や生命を守るためという限定的な場面では意思形成に介入することは最重度の知的障害の場合には必要になる。

例えば大金を使いたがるというような場面についてはとても難しく、支援の現場でも苦労している。明らかに安全や健康に害がある場合には止める根拠があるが、そうでない場合には支援者の価値観と本人の意思が異なることがある。そうした場合、支援者の価値観に誘導することになるが、これは合理的配慮の一部ではないかと思う。合理的配慮に含めるべきかについては悩ましいが、今はそのように考えている。

- A) 洋服のケースであれば、半袖で出かけたいと強く意思表出した場合、それを優先することにはなるが、それが命にかかわるような場合は本人の意思にかかわらず支援する必要がある場合もある。一方で、支援者の価値観を基に本人が納得していない支援をしてしまった場合に自傷行為などの問題行動が起きてしまうことがある。それは、言語による意思の表出が難しい人の一種のサインであることが多い。なお、意思の表出は、「言語」に限らない。特に自閉スペクトラム症の人の中には、表情、身振りや指差しなど非言語的コミュニケーションにより、意思を伝える人が少なくない。そのため、安易に本人の最善の利益を推察する前に、できる限り意思決定支援を行って本人の意思の表出を読み取る必要がある。自閉スペクトラム症の場合は非言語的コミュニケーションが非常に多種多様である。意思決定支援の過程や内容では、こういった障害特性を十分に踏まえたうえで行うことが重要である。
- B) 自閉症の場合、特定のことにこだわる特性があるが、それを本人の意思とするか障害特性の症状で変更可能な意思ととらえるかというのが難しい。
- A) 一律に定義することは難しい。ガイドラインに、障害特性に応じた内容が含まれていると良い。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

- B) 意思決定支援のガイドラインのようなものが作られれば作られるほど、現場では障害当事者へのサービス提供を拒否してしまう場面が増加する。理由は支援リスクが高いと判断されるためで、自閉症当事者のようにこだわりが強い場合にはそのような場面が多いのではないかと。現在の福祉サービスの大半は契約であるから、サービス提供者は支援リスクの高い人の契約を拒否できる。では、サービス提供を受け入れてもらうために意思決定支援の基準を甘くすればいいかというと、それでは良い支援にはつながらない。そのため、支援側が支援のリスクを恐れずに障害者を受け入れることができる内容と説明にしたい。
- 「意思決定支援」という言葉は日常を支援している支援現場には合っていない。ガイドライン上の事例を読んでもガイドラインで示された意思決定支援が日常生活の場面を重視しているのか、社会生活（人生における重要な決定を行う等）の場面を重視しているのかが曖昧と感じる。責任者指定や会議、記録など、形式に落とし込む場合に現場の事務的負担を増やすべきではない。
- A) イギリスの意思決定能力法においても、支援を尽くしたうえで最終的には「最善の利益」に基づいて対応することとなっているが、この場合の「最善の利益」は、客観的な最善の利益ではなく主観的な本人の意思を推察することである。日本のガイドラインでの最善の利益は客観的な視点のことを指していると思う。

また、失敗する権利について、障害者だけ正しいことをしなければならないのはおかしい、というよりも、障害者であっても健常者と同じようにすべての権利がありその中に失敗する権利もあるということだと思う。

- B) 失敗する権利も必要だし、失敗しないように支援してほしいという要望もある。失敗する権利を優先してしまうと合理的配慮がされなくなる懸念もある。支援の仕方として議論するのは良いが、権利として定義するのは難しいかもしれない。

④ 事業者団体・家族会等（書面による意見照会結果）

1. 全国身体障害者施設協議会

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

（1）ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

1 ガイドライン見直しに関する意見& 2 総括所見の私的を踏まえた意見

①④最善の利益の記載に対する意見

◎代理代行決定は、ない方がよいのは当然です。

◎しかし、遷延性意識障害の方、ALSの中でもTLS状態の方、重症心身障害の中で極めて支援が必要な方など、限定的ではありますが、どうしても意思が読み取れない方がおられます。

◎どういう場面、どういう内容など、厳密な条件を課し、代理代行決定行うことはやむえ負えない現実としてあります。

◎ただ、表情や身体上の動きだけでなく、脳波や心拍その他バイタル変化等からも、意向や反応をくみ取る可能性はあります。

◎そういうことも含め、常に見直しと取り組みを継続することは不可欠であり、代理代行決定行う場合もそれが前提です。

以上のような認識の下、厳格な条件下（どういう状態で、どういう場面、どういう内容、どのタイミング等＝無条件の代理代行決定は明確に総括所見に反すると思いますが、厳格な条件下で、毎回見直すぐらいの前提であれば、意思決定手段の開発にあたるとしますので、明確な違反とは言えないと思います）で代理代行はやむを得ないとして、あいまいな表現は使わず、明記した方がよいと思います。

むしろ、あいまいな表現で最善の利益の推定を「意思決定支援」とする方が良くないと思います。

私たちが考えなければならないのは、「意思決定」であり「意思決定支援」は付随的なものだと思います。その中で、実際に支援できていないことはできていないとして、明確にし、それをなくすために努力（開発）を継続することだと思います。

その意味で代理代行決定のガイドライン等の方が本当は必要（両方あってよい）だと思います。当協議会のガイドラインはそういう前提で作られています。

②その他(Ⅱ4 以外)、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

意思決定支援の定義に事業所職員が行う行為とありますが、サービス利用上の意思決定という前提であれば、それでも仕方ないと思いますが、広く考えると、見直しても良いと思います。①でも書いたように支援は二次的なもので、あくまでご本人の意思決定ができるようにすることが重要だと思います。

必要もない支援はむしろ権利侵害だと思います。

同じロジックで①にも関係しますが、できていないのに支援しているというのも権利侵害ではないかと思います。

支援内容、支援場面ごとに支援の在り方は違うと思います。

これはきちんとした意見をもっておられるが、この件は全く反応されないことは日常生活において、よくあることです。私たちも関心のあることないこと、詳しいこと、わからないことによっては対応が変わります。

日によって「最善」も「利益」も「解釈」も変わると思います。

そうした様々な状況を考えると、すっきり割り切れないのが意思決定ではないでしょうか。

そういう前提で「支援」をとらえることが必要だとしています。

(2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘(「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念)について、団体としてどのように受け止めているか。

本会は利用者または家族(当事者)の団体ではないため、お答えしかねます。

②支援現場(施設・事業所)にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。(特に「本人の最善の利益」に関する事項について)

本会は利用者または家族(当事者)の団体ではないため、お答えしかねます。

2. 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

- ・基本的に最重度の知的障害があっても時間をかけてアセスメントすれば、意思と選好の推定は可能であると考え

(支援付き意思決定支援のさらなる厚みをつけた表記を)

- ・現在の表記だと「支援を尽くしても意思と選好推定が困難」という言葉を安易に使われる危険性がある

- ・本人の最善の利益(代理代行決定)は意思決定支援研修で使用されている資料にある“レスキューモデルの想定、丁寧にアセスメントする時間も無い緊急性を要する場合や遷延性意識障害等、刺激に対する反応が全く無い場合に限った方が良いのではないかと考える(限定的表記)

②その他(Ⅱ4 以外)、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

- ・最重度の知的障害がある方でも、身体症状や行動から意思と選好の推定をアセスメントする事例の紹介等があったも良いかなと感じる（強度行動障害を有する者への標準的な支援と紐づける）

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

- ①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、団体としてどのように受け止めているか。

特記事項無し

- ②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

特記事項無し

３．一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク

１．意思決定支援ガイドラインの課題

（１）ガイドライン見直しに関する意見

- ①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ４「最善の利益の判断」の記載に対する意見

最善の利益の判断に対しては、ガイドライン全体をよく読めば、権利委員会の指摘にあるような「意思と選好」を尊重することに反しているようには感じられない。

しかし、この最善の主体が本人以外であると解釈され、「意志決定」としてふさわしくないと判断するのであれば、「最善の利益の判断」を別枠せざるを得ない。意思表出に困難な方等への対応を詳しく明記する必要がある。

- ②その他（Ⅱ４以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

現ガイドラインでは、最善の利益を判断のあともモニタリングをしていくことが読み取れるが、モニタリングを明確にする（同じ節で扱う等）ことや、本人の意思を汲めていたかを確認することを明記する必要がある。

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

- ①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、団体としてどのように受け止めているか。

成年後見制度の見直し等が進められている。権利委員会からはこれの廃止が求められているが、段階的に検討する必要がある。弊法人が主に対象とする精神障害のある方等は、思考や意識等状態に波があり、投薬や環境調整等で大きく改善する方もおり終了も視野に入れた見直し案の考え方と一致している。また今後改訂版ガイドライン作成においては、現ガイドラインにもあるように精神障害のある方等の事例を、懸念を払しょくする意味でも今後も提供していく必要があると考える（例えば状態が改善され、成年後見制度廃止となった事例等）。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

希死念慮や自傷の訴え、パーソナリティ障害の方等に生じがちな多くの人と異なる反応等により周囲が困る状況等においての意思決定支援のあり方も示していく必要がある。

乳幼児期、児童期の意思決定支援が極めて重要と考える。

4. 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

（1）ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」には、「本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある」との記述があり、これが代行決定を指すことは明白である。

障害者権利委員会の懸念がどこにあるのか不明だが、仮に表記上の問題なのだとすれば、たとえば「代行決定を行う際に求められる最善の利益の判断」といった表題にした上で、本文も表題と整合した記述に改めれば足りるのではないか。

②その他（Ⅱ 4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

上記ではガイドラインの記述を尊重して「代行決定」としたが、とりわけ重度とされる知的障害者の場合には、単に「代行」しているのではなく、本人を中心として共同的に、関係性の中で本人の意思が表示される（もしくは根拠をもって推認される）場面も珍しくない。表記としては「共同決定」となるが、名称はさておき、竹を割ったように「自己決定」と「代行決定」を切り分けるのではないガイドラインのあり方も検討いただきたい。

（2）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、団体としてどのように受け止めているか。

何に対する、どういう懸念なのか示されていないので、意見できない。ただ、総括所見の「指摘」や「懸念」あるいは「勧告」や「要請」がどういった経緯で取りまとめられ、そこに根拠や裏付けがあるのかどうかはチェックと確認が必要と考える。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

「本人の最善の利益」は最終手段かつ代行決定的なものであるという認識が不十分で、たとえば本人の自己決定を支援すべき場面でも「最善の利益」を持ち出してしまったり、本人決定の支援を基調とせず、初めから（場合によっては無意識的に）「最善の利益」を持ち出そうとする支援者が散見される。

5. 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

現行ガイドラインでは、「支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合」に最善の利益を用いるとされていますが、この“困難な場合”の基準が明確でないため、現場において解釈にばらつきが生じ、安易な適用につながっていると考えます。

そのため、改定にあたっては以下の点が重要です。

- ① 推定が困難と判断する基準・条件を明確化すること
- ② 生活歴・嗜好・行動・選択等、推定に必要な情報や評価ポイントを整理し明示すること
- ③ 本人の意思の尊重及び本人の意思・選好の最善の解釈を基本原則として明確化すること

さらに、最善の利益を適用する際には、理由の明確化や検討過程の記録に加え、中立性を確保する第三者的視点を取り入れること、また担当者会議等により多職種・関係者で確認・共有することで判断の妥当性を担保する仕組みを整えることが望まれます。なお、第三者的視点としては、基幹相談支援センターや行政職員等、そのケースに応じて中立性を担保できる関係者の関与が考えられます。

これらにより、最善の利益が例外的な判断として適切に位置付けられ、将来的な廃止に向けた取組を進めつつ、現段階では「本人の意思を最大限に探る支援」の実践が確実に推進されることを期待します。

②その他（Ⅱ4 以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

1：本人の意思を中心にした家族の位置づけについて

家族は、本人をよく知る重要な支援者として位置づけられるべきであり、その役割をガイドライン上で明確にしていきたいと考えます。一方で、「家族の希望＝本人の意思」と短絡的に捉えることがないよう、本人と家族の希望が異なる場合には、本人の意思・選好を中心に調整を図る視点を示していただきたいです。あわせて、現場の支援者が迷いにくくなるよう、具体的な場面例を交えて記載されることを希望します。

2：「本人参加は努力義務」の具体化について

意思決定支援のプロセスにおいて「本人の参加は努力義務」とされている点については、何をどこまで努力するのが具体的に分かるように示していただきたいと考えます。例えば、意思決定支援会議においては「本人が参加することを原則とする」旨を明記し、やむを得ず本人が参加できない場合には、その理由と、事前の聞き取りや代理人の参加、写真・動画・コミュニケーションツールの活用等の代替手段を講じたかどうかを、文書で記録することを求めるといった具体化が考えられます。このような要件を明確にすることで、本人不在のまま支援者のみで結論を出すことを抑制し、本人の意思を尊重する実効性が高まると考えます。

3：障害児の意思決定支援の明確な位置づけについて

『障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き』との関係も踏まえつつ、障害児の意思決定支援についても、ガイドラインの中で明確に位置づけていただきたいと思います。計画相談支援と障害児相談支援の双方を担う相談支援専門員が多い実態を踏まえると、子どもの意思表明をどのように支え、「最善の利益」をどのように考慮するかについて、一定の方向性が示されることが望まれます。保護者の意向と子どもの意思との調整や、発達段階に応じた関わり方なども含め、検討の視点として明示していただきたいと思います。

4：地域全体で取り組むための役割分担と連携について

意思決定支援が、個々の施設・事業所だけに過度に委ねられるのではなく、地域全体の仕組みとして位置づけられることが重要です。相談支援専門員、基幹相談支援センター、自立支援協議会、市町村障害福祉担当課等の役割分担と連携の全体像を、ガイドライン上で整理・提示していただきたいと思います。特に、基幹相談支援センターが、連携のコーディネートや困難事例への助言、人材育成等を担う中核的な役割を有することを明記していただければ、地域における実践が進めやすくなると思います。

（２）総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、団体としてどのように受け止めているか。

当協会としては、「本人の最善の利益」という言葉を根拠として支援者が判断を代行する運用は、本人の意思や選好が十分に反映されない結果につながり得るという点で大きな課題があるとの認識を持っています。本人主体の意思決定支援という方向性に照らしても、代行決定を前提とする手法は、今後縮小し見直されるべきものと考えています。

一方で、現場では、意思の解釈や推定に関する理解やスキルが十分に確立していない状況もあり、最善の利益という枠組みを直ちに用いないこととするには課題が残ります。そのため、現時点では、最善の利益に基づく判断はこれまで以上に例外的な場面に限って扱い、本人の意思の尊重及び本人の意思・選好の最善の解釈を着実に中心に据えていくことが重要であると受け止めています。

また、今後の改定に加え、普及啓発や研修の充実、実践の蓄積を通じて支援者の理解・技術を高めていくことで、最終的には最善の利益による代行決定に頼らない体系へ段階的に移行していくことが必要であると考えています。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

1：「安全・効率」が優先され、本人の意思や希望が後回しになりやすいこと

日々の支援では、「安全の確保」「事故防止」「事業所運営の効率」といった点が強く意識されるあまり、起床時間・外出・余暇の過ごし方など、生活の細かな選択が事業所のルールや慣行であらかじめ決められがちです。その結果、「みんな同じほうが無難」「トラブルの少ない選択が最善」といった前提で物事が進み、本人の「試してみたい」「少し変えてみたい」といった小さな希望や選好が、十分に汲み取られないことがあります。こうした状況は、本人の自己決定や生活の主体性を弱め、「最善の利益」とのバランスが安全側に偏っていると感じています。

2：職員体制・時間不足の中で、支援付き意思決定のプロセスを取り切れないこと

現場の職員は、本人の意思を大切にしたいと考えていますが、実際には、限られた人員・時間の中で多数の業務をこなしているのが実情です。

そのため、本来必要とされるはずの「情報提供の工夫」「実際に試してみる体験の機会」「コミュニケーション手段の工夫」「会議やモニタリングを通じた話し合い」といった「支援付き意思決定」のプロセスを、十分な時間をかけて行うことが難しい場面が多くあります。

結果として、「ガイドラインどおりにやりたいが、今の体制ではとても追いつかない」という感覚が広がり、「本人の希望を丁寧に拾う支援」よりも「安全と効率を優先する支援」が選ばれやすくなっていると感じています。

3：「最善の利益」の線引きが現場任せで、評価やフォローの仕組みが弱いこと

「本人の最善の利益」という考え方は大切だと感じていますが、実際の現場では、その判断基準が曖昧なまま運用されている印象があります。

例えば、本人が一人暮らしを強く望んでいるものの、転倒リスクが高いようなケースでは、どこまでリスクを受け入れるかの線引きが、各事業所・各担当者の判断に委ねられている場面が少なくありません。また、一度選択した支援方針が、後から振り返って「本当に本人にとって良かったのか」を検証したり、やむを得ず選んだ制限的な支援を、こまめな観察を通じて見直し・中止・変更していくための評価やフォローの仕組みも十分とは言えないと感じています。

こうした課題を踏まえると、「安全・効率と本人の意思とのバランスをどう取るか」、「支援付き意思決定を現実的に回せる体制をどう整えるか」、「「最善の利益」の判断プロセスをどう共有し、どう振り返るか」を、支援現場だけで抱え込まず、地域全体・協議会の場で一緒に考えていく必要があると感じています。

6. 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

意思決定支援ガイドラインⅡ4.「最善の利益の判断」については項目を削除すべきと考える。また、Ⅱの4.の前文3行が関係者による代行決定を許容することに繋がる表現となっている点が問題(懸念)と考える。どんなに重い障がいのある人にも意思決定能力があることを基本原則とすべきで、本人の意思を推定することが困難場合(時点)というのは、意思決定支援のプロセス半ばであると整理し、本人のペースに合わせた意思形成や意思表出の継続支援にあたるべきだと考える。

②その他(Ⅱ4以外)、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

検討委員会で打ち出されている方向には賛成ですが、ガイドラインの内容について当事者に丁寧に説明したうえで当事者としての意見も盛り込んではどうかと考える。

(2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘(「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念)について、団体としてどのように受け止めているか。

ガイドラインの数か所に「本人の最善の利益」という言葉が使用されているが、人によっては意思形成に長時間を要し段階的に進めていかなければならないプロセスを「本人の最善の利益であり、結論は同じだから」と急がせてしまう恐れがあると考えます。また、「本人の最善の利益」という表現は確かに他者(本人以外の関係者)の思考・基準という響きがあると思われる。

②支援現場(施設・事業所)にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。(特に「本人の最善の利益」に関する事項について)

①意思決定支援会議を丁寧に進めていきたいが、相談支援事業所、他法人の福祉サービス事業所(複数のサービス利用)、成年後見人等の日程調整が難しく、また参加に消極的な面もあり会議メンバーが家族とサービス提供事業所の職員だけになりがちである。また、意思決定支援会議に要する時間が膨大なため職員配置にゆとりが必要だと考える。

②各事業所の意思決定支援を客観的に評価する第三者機関の整備について検討が必要ではないか。

7. 日弁連高齢者・障害者権利支援センター

1. 意思決定支援ガイドラインの課題

(1) ガイドライン見直しに関する意見

①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ4「最善の利益の判断」の記載に対する意見

ガイドラインの名称を「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」という名称を維持するのであれば、代行決定に関する記載を残すと、それが意思決定支援の一環であるかのよう誤解されるおそれがあるため、代行決定に関する記載は削除すべきである。

ガイドラインの乱立を避けるために、両者を同じガイドラインに盛り込むのであれば、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援及び代行決定に関するガイドライン」とした上で、後者については、障害者虐待防止法9条2項の定めによる措置を講ずる場合等の限定的な場面におけるものであることを明示すべきである。

②その他（Ⅱ4以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

「意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。」（p9）とあるが、「本人の意思の推定」は、あくまで代行決定の場面の問題であると考えられる。仮に、支援を受けた本人の意思決定が表現されたものの、その内容が明確でないためにそれを推定する場面のことを述べているのだとすれば、その点を明確にする必要がある。

(2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等

①総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、団体としてどのように受け止めているか。

日弁連は、2024年6月に「国連障害者権利委員会は日本に何を求めているか～日本の第1回締約国報告に対する総括所見を踏まえ、障害者権利条約完全実施のために必要なこと～」を発刊し、日本に求められる事項の1つとして、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、民法等を改正すること。」を記載した。総括所見の当該指摘は、そのような受け止めとなる。

②支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

支援現場においては、意思決定支援について、未だ「本人の意思の尊重」という抽象的な理解に留まり、意思決定支援と代行決定の相違点が意識されていないように思われる。

また、施設・事業所による金銭管理支援については、依然として、入所施設において事実上の金銭管理がなされることも少なくなく、その利益相反的な性質が課題である。

3. 「金銭管理支援」に係るヒアリング調査

支援現場における金銭管理支援の実態・課題や、自治体等における取組、外部の権利擁護制度の支援者との連携の際の課題を把握するため、障害者支援施設・共同生活援助事業所や障害者支援施設・共同生活援助事業所や、自治体・専門職団体等を対象としたヒアリング調査を実施した。

(1) 調査概要

① 調査対象

ア 障害者支援施設・共同生活援助事業所

対象となる施設・事業所は、検討委員の推薦等により、金銭管理支援を必要とする利用者がいる施設・事業所、及び利用者への金銭管理支援を実践している施設・事業所を中心に5施設・事業所を選定した。

施設・事業所において金銭管理支援を進める役割を担う支援者、及び自ら金銭管理を行うことが困難であり、金銭管理支援を受けている当事者を対象にヒアリングを実施した。なお、当事者の選定は、施設・事業所にてあらかじめお伝えした対象者適し、かつヒアリングへの協力に同意いただける方を推薦いただく形で行った。

なお、ヒアリング調査対象の施設・事業所名及び当事者名は、当事者のプライバシーに配慮し公開しない。

図表 17 ヒアリング調査対象（障害者支援施設・障害福祉サービス事業所）

	施設名／事業所名	地域	提供サービス	利用者の障害種別等	当事者の協力状況
1	H	関東	施設入所支援	知的障害	有（1名）
2	I	九州	施設入所支援	知的障害	有（2名）
3	J	中部	共同生活援助	知的障害	有（1名）
4	K	関東	共同生活援助	知的障害	有（1名）
5	L	北海道	共同生活援助	知的障害	有（1名）

イ 自治体

対象となる自治体は、障害者への金銭管理支援を行うための地域連携体制の構築を進めている自治体に加えて、多機関連携を進めるための協議会を開催している自治体や金銭管理について、事業所や本人を支える取組を行っている自治体なども考慮しながら2自治体を選定した。

各自治体より選定された方を対象にヒアリングを実施した。

図表 18 ヒアリング調査対象（当事者団体等）

	自治体名	地域
1	大川市	九州（福岡県）
2	豊田市	中部（愛知県）

（五十音順）

ウ 専門職団体等

対象となる団体は、障害者支援施設・共同生活援助の外部における権利擁護制度（成年後見制度、日常生活自立支援事業）にて支援を実践する団体を中心に5団体を選定した。

各団体より選定された方を対象にヒアリングを実施した。

図表 19 ヒアリング調査対象（当事者団体等）

	団体名	備考
1	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート	障害当事者等に対する成年後見も含めた支援を実施している団体
2	公益社団法人日本社会福祉士会	同上
3	公益社団法人日本精神保健福祉士協会	同上
4	日弁連高齢者・障害者権利支援センター	同上
5	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の実施主体

（五十音順）

② 調査方法

ア 障害者支援施設・共同生活援助事業所

調査は各施設・事業所の状況等に合わせて調整し、対面又はオンラインのいずれかで行った。各施設・事業所へのヒアリングの事前調整から当日までの流れは、以下1～4に記載のとおりである。

1. ヒアリングの趣旨について事前説明
2. 施設・事業所の基本情報の確認・収集
3. 調査項目に基づくヒアリングを実施（支援者への質問）
4. 調査項目に基づくヒアリングを実施（当事者への質問）

ヒアリング対象となる施設・事業所及び利用者の概要（運営法人の種別、提供サービス、職員配置体制、当事者の障害種別・年齢等）について、基本情報シートにあらかじめ記入してもらうとともに、その他、参考になる情報・資料等がある場合は、ヒアリング前に可能な範囲で提供いただいた。事前に提供いただく項目に関する詳細は、下表のとおり。

図表 20 ヒアリング事前確認項目

①施設・事業所

- ・運営法人の種別
- ・提供している障害福祉サービス等
- ・主たる利用対象者
- ・定員数
- ・利用者数
- ・職員配置体制（施設長、サービス管理責任者、生活支援員等）
- ・有資格者数（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、准看護師、保健師、公認心理師、管理栄養士、栄養士、調理員、事務員、その他職員 別）

②当事者

- ・基本情報（氏名・イニシャル、性別、年齢、障害種別等、当事者の所持する手帳、指定難病の有無、障害支援区分、要介護（要支援）認定、収入源
- ・生活、支援の状況等（支援者が当事者の支援を始めてからの期間、当事者の現在のサービス利用に至る経緯、現在利用している制度・サービス（障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス））

当事者へのヒアリングに当たっては、調査の目的や内容等について分かりやすく明示したうえで、「同意書」をもって、ヒアリングの実施前に協力の意思を確認した。また、ヒアリング実施日より1週間以内に「同意撤回書」を提出した場合、同意の取下げも可能とした。また、当事者の本音を聴けるよう、同席する支援者に対して、極力当事者の負担が無いタイミングで同席いただくことや、発語が困難な当事者への介助をお願いするなど、留意点をまとめて共有する等の工夫をした。

イ 自治体

調査はオンラインにて実施した。各団体へのヒアリングの事前調整から当日までの流れは、以下1～3に記載のとおりである。

1. ヒアリングの趣旨について事前説明
2. 自治体の基本情報等の確認・収集（調査項目における「自治体の基本情報」について確認）
3. 調査項目に基づくヒアリングを実施

ウ 専門職団体等

調査はオンラインにて実施した。各団体へのヒアリングの流れは、以下1～2に記載のとおりである。なお、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の3団体については、グループヒアリングの形式により調査を実施した。

1. ヒアリングの趣旨について事前説明
2. 団体の基本情報の確認・収集（調査項目における「団体の概要」「団体における金銭管

理支援の状況」について確認)

3. 調査項目に基づくヒアリングを実施

③ 調査期間

令和7年11月～令和8年2月に実施した。

④ 調査項目

ア 障害者支援施設・共同生活援助事業所

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、障害者支援施設・共同生活援助事業所に対する調査を実施した。

図表 21 調査項目

大項目		主な設問項目
施設・事業所における金銭管理支援の概要	施設・事業所の概要	1) 施設・事業所の概要 ・事業所名及び運営法人名 ・運営法人の種別 ・提供する障害福祉サービス等 ・上記サービス間の連携方法
		2) 施設・事業所の運営体制 ・職員数及び職員・有資格者の配置状況
		3) 施設・事業所における利用者の概要 ・定員数、利用者数 ・主たる障害種別、障害支援区分 ・主な意思・判断能力の状況 ・金銭管理支援を必要とする利用者数、外部の権利擁護制度の利用者数
	施設・事業所における金銭管理支援の状況	1) 金銭管理支援の目的 ・施設・事業所において金銭管理支援を行うことの目的
		2) 金銭管理支援の担当者の配置状況 ・選任状況、兼務状況 ・役割、業務内容、業務経験
		3) 金銭管理支援の具体的な支援内容 ・金銭管理支援の範囲、具体的な支援内容 ・金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方 ・支援の頻度、金銭を預かる場合の金額 ・手続き・文書作成の状況 ・費用徴収の状況・金額 ・小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法 ・ITを活用した金銭管理支援の状況
		4) 管理体制 ・預り金等の管理規定の作成状況 ・預り金の保管場所、保管方法、金庫の鍵の管理方法 ・銀行からの現金引き出し、利用者への受け渡しを行う際の管理方法 ・金銭管理の責任者・補助者が選定されているか ・金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

大項目		主な設問項目
		5) 金銭管理支援に関する評価、記録状況 ・評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度） ・評価にあたっての基準
		6) 本人の意思の尊重 ・金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫 ・金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応 ・意思表示が難しい利用者への金銭管理（使い道、管理方法の決定方法等）
		7) 金銭管理支援の効果・課題 ・金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果 ・金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか ・金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策
	外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況	1) 外部機関との連携状況 ・金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況 ・外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ ・連携に当たっての課題とその対応
金銭管理支援の支援事例	当事者の基本情報	2) 外部の権利擁護制度の利用状況 ・利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況 ・外部の権利擁護制度の利用を検討する基準 ・連携に当たっての課題とその対応
		1) 基本情報 ・障害の種別、障害支援区分、手帳の所持状況等 ・性別、年齢 ・収入源
	事例詳細	2) 生活、支援の状況等 ・支援を始めてからの期間 ・支援に至った経緯 ・現在利用している制度・サービス
		1) 具体的な支援内容 ・事例の場面 ・金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方 ・金銭管理支援の具体的な方法 ・支援内容決定までの経緯
		2) 内部・外部機関との連携 ・連携した関係機関 ・連携方法、頻度、連携した理由
		3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度 ・本事例において発生した課題と対応策 ・職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

	当事者の満足度、課題等(当事者への質問事項)	1) 金銭管理支援に向けた希望 ・現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ ・今後の生活に向けた希望
		2) 現在の支援状況に対する思い(満足度、課題等) ・希望する生活の実現に向けて満足 of いく支援が受けられているか ・不安に感じていること ・どのような取組・支援を望むか

イ 自治体

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、自治体に対する調査を実施した。

図表 22 調査項目

大項目		主な設問項目
自治体における金銭管理支援の概要	自治体の基本情報	1) 自治体の基本情報 ・自治体名、担当部署 ・人口、障害者数
	自治体における金銭管理支援の状況	1) 障害当事者への金銭管理支援に関する制度的取組 ・取組内容(事業名、事業詳細) ・具体的な支援内容 ・障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況 ・取組の運用時に発生した具体的な課題と対応策
		2) 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況 ・取組の運用に当たり障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況 ・障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応
		3) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況 ・取組の実施に当たり連携している機関と連携状況 ・連携に当たっての課題とその対応
		4) 本人の意思の尊重 ・本人の意思を尊重するための工夫、施設・事業所への働きかけ
		5) 制度的取組の効果・課題 ・制度的取組を実施することにより自治体にもたらしたメリット・効果 ・制度的取組を実施することが施設・事業所へもたらしたメリット・効果 ・制度的取組を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果 ・制度的取組の実施により発生した課題と対応策

ウ 専門職団体等

調査目的を踏まえ、本調査では以下の調査項目を設定し、自治体に対する調査を実施した。

図表 23 調査項目

大項目	主な設問項目
団体の概要	1) 団体の概要 ・団体名、担当部署 ・会員数（職員数） ・団体の主な活動
団体における金 銭管理支援の状 況	1) 障害当事者への金銭管理支援に関する取組 ・取組内容（主に成年後見制度、日常生活自立支援事業における支援や取組状況） ・具体的な支援内容 ・障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況、支援の頻度 ・金銭管理支援の提供に係る文書作成状況、費用徴収の状況・金額 2) 金銭管理支援の効果・課題 ・専門職団体等による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果 ・専門職団体等による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等
後見人等としての 金銭管理支援 の状況	1) 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況 ・障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況 ・後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題／利用者の意思決定支援に関する課題） 2) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況 ・後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況 ・連携に当たっての課題とその対応 3) 本人の意思の尊重 ・金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫 ・金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

(2) 調査結果

本調査の結果を以下に記載する。

① 障害者支援施設・共同生活援助事業所（支援者へのヒアリング結果）

1. 施設・事業所 H

I. 施設・事業所における金銭管理支援の概要

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 H
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	障害者支援施設（施設入所支援、生活介護）、短期入所
	④上記サービス間の連携方法	特記事項無し
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、生活支援員等 26 名、准看護師 1 名、栄養士 3 名、調理員 3 名、事務員 2 名、その他職員 1 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 5 名、介護福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名、公認心理師 1 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	30 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	28 名
	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分	区分 4（5 名）、区分 5（18 名）、区分 6（5 名）
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	比較的意思は汲み取りやすい方がほとんどである
	⑫金銭管理支援を必要とする利用者数	25 名 うち 3 名の金銭管理支援については、本人と家族・後見人等間で完結しているため、施設側は介入していない。詳細は以下のとおり。 ●家族（保護者）との連携：1 名 本人と家族の間でスマートフォンのアプリを用いた金銭管理を行っている。 ●後見人等との連携：2 名 （成年後見人 1 名、保佐人 1 名）月 1 回程度、後見人等が施設へ来所の上で本人へ 1 ヶ月分のお小遣いを手渡ししている。

	⑬金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度	●成年後見制度：12名 （成年後見人11名、保佐人1名） ●日常生活自立支援事業：1名 後見人等は基本的に月1回来所し、1回あたり1～2万円程度を施設に渡す。本人へは全額を一度に渡すのではなく、タイミングを見て渡すように施設にて管理・支援している。本人に渡す前の金銭は施設が通帳にて管理している。
--	--	---

2. 施設・事業所における金銭管理支援の状況

（1）金銭管理支援の目的

①施設・事業所において金銭管理支援を行うこと目的

利用者自身が金銭管理を行えるようにというよりは、適切なお金の使い方（計画的に使用すること等）が出来るように支援を行っている。

（2）金銭管理支援の担当者の配置状況

②選任状況、兼務状況

通帳管理責任者（総務課職員）、印鑑管理責任者（施設長）、現金管理責任者※（施設長）

※現金管理責任者とは、金庫に保管している現金を管理する責任者である。

③役割、業務内容

通帳管理責任者は、金融機関からの払い出しを担当する。

払い出しの際には通帳管理責任者と印鑑管理責任者にて内容確認を行う。

④業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

印鑑管理責任者、現金管理責任者：施設長（業務経験（20年以上）、社会福祉士）

通帳管理責任者：総務課職員

（3）金銭管理支援の具体的な支援内容

⑤金銭管理支援の具体的な範囲

a. 日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理

実施している。

b. a 以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理

実施していない。

⑥具体的な支援内容

- ・通帳の預かり
- ・通帳以外の貴重品の預かり（年金証書、保険証等）
- ・金融機関からの引き出し、現金の受け渡し
- ・収支管理計画、出納帳等の作成支援
- ・小口現金管理

上記の他、一部の利用者に対しては金銭使用に当たっての助言等も行っている。

⑦施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。

全ての利用者でなく、支援を希望する利用者のみ金銭管理支援を行っている。

⑧（一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方

各利用者の状況を踏まえて、支援の有無や内容を決定している。

基本的には希望に応じて支援することとしているが、保護者からの要望がある、または日頃の本人の様子を見てお金を使いすぎている場合には、施設側から本人へ支援提供を呼びかけることもある。

基本的には6か月に1回のアセスメントの際に、金銭の管理や使用についても状況や本人の意向を確認する。アセスメントでは、本人に対して今後の外出の希望等を聞き取る中でお金の使い方についても確認して方針を決める。アセスメント時以外でも、家族にも聞き取りを行うなどして方針を変更することもある。

<補足：お金を使うタイミング>

なお、施設での生活では、施設の自動販売機で飲み物を買う、休日に買い物にでかける（移動支援の利用等、職員が同行しないケースもある）等、比較的頻繁にお金を使う機会がある。

⑨支援の頻度

通帳からの引き出しは月2回程度、小遣いの準備・本人への手渡しは基本週1回実施している。

一気に同じものを買ってしまう等、特別な配慮が必要な利用者に対しては毎日小遣いを渡す対応をしている。

⑩金銭を預かる場合、その預かる金額

通帳より引き出した現金（預り金）は2つの金庫に分けて保管している。

各利用者に係る保管上限は大金庫（上限2万円）、小金庫（上限5千円）である。

⑪金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

金銭等管理委託依頼書を作成している。

⑫文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き

特になし

⑬金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

施設にて通帳や障害年金を預かり、管理を行っている利用者からは、月 1500 円を徴収している。
上記の管理を後見人等が行っている利用者からは、費用徴収は行っていない。

⑭利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法

金銭管理のソフト（ミスヘルパー預り金管理、20 年程前より導入）を使っている。そこに利用者ごとに通帳の残高、施設で預かっている現金の金額を入力（総務課課職員で対応）し、毎月収支報告を作成して本人からもサインをもらっている。

利用者本人におけるお小遣い帳作成等は行っていない。

⑮小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法

各利用者の状況に応じで現金を渡す頻度（毎日／週単位／月単位）を変更している。

支援担当職員と本人との面談（概ね週 1 で実施）の中で、お金の使い方についても尋ねて本人の意思を確認している。

⑯IT を活用した金銭管理支援の状況

特になし

（４）管理体制

⑰預り金等の管理規定の作成状況

預り金事務取扱規定、利用者預り金日常取り扱い要項を作成している。

当該入所施設は就労系の施設より始まったため、利用者が自由に出かけたり、お金を使ったりする土壌があり、金銭管理は利用者と一緒に考えてきた歴史がある。

行政から不正が行われた事例を聞いたこともあり、施設でも規定を整備する必要があると考えたころから規定を作成したが、当初（H26 年 8 月）作成した規定はかなり簡易なものであった。

大金庫は総務課職員が居るときにしか開けられないようにする、大・小の金庫を使い分ける、金銭を取り扱える職員を限定するなど徐々に管理方法を整備していった。

取扱要項も適宜見直しを行っている状況である。

⑱預り金の保管場所、保管方法

職員室内の大金庫（2 万円まで）と小金庫（日頃の使用分、5 千円まで）に分けて保管している。

⑲金庫の鍵の管理方法

大金庫の鍵は総務課課が管理し、小金庫の鍵は基本的に施設長が管理している。

⑳銀行からの現金引き出し、利用者への受渡を行う際の管理方法

まず、利用者より「預り金業務実施表」の提出をもらい、印鑑管理責任者（施設長）が払い出しの準備をする。

通帳からの払い出しについては、通帳管理責任者（総務課職員）と印鑑管理責任者（施設長）で確認の上で通帳管理責任者が銀行にて手続きを行う。現金は、印鑑管理責任者と通帳管理責任者で確認の上で、利用者本人へ手渡すとともにサインをもらう。

以上のように、印鑑管理責任者と通帳管理責任者のいずれか一方だけでは引き出しができないような仕組みとしている。

なお、引き出し（口座→大金庫）の際には支援担当職員が関わることは無いが、小金庫から本人への現金の手渡しは支援担当職員が行っている。

<補足：銀行との連携>

利用者には、ゆうちょ銀行を使ってもらうことにしている。施設とゆうちょ銀行間の連携ができており、総務課職員が預金引き出しを代行する対応を 20 年以上前から行っている。銀行との信頼関係ができており、本人が同行しなくても預金の引き出しが可能となっている。

<補足：成年後見制度の利用とのすみわけ>

※財産レベルの大きなお金を施設側で預かっている利用者は、現在はいない。過去には居たこともあるものの、財産管理の必要な方は成年後見制度を利用している場合がほとんどである。家族がいない方で所有する財産・預金額等が大きい場合には、施設側から利用者本人へ成年後見制度の利用を促すこともある。成年後見制度は利用せず、兄弟姉妹が管理している例もある。利用者本人の財産管理の状況について、現在までトラブルになったことはない。親が亡くなったときに兄弟姉妹から本人の持っている資産を聞かれることもあり、その場合は施設で管理している出納簿を提示することもある。

②①責任者・補助者が選定されているか

通帳管理責任者（総務課職員）、印鑑管理責任者（施設長）で分担している。

②②印鑑と通帳が別々に保管されているか

印鑑は総務課課の鍵付キャビネット、通帳は総務課課金庫にて保管している。

②③常に複数の者により管理状況のチェックをしているか

小金庫のお金の出し入れについての確認を、毎日夜勤者がチェックを行っている。

計算間違いで数字が合わなかったことはあるが、これまでに大きなトラブルは起きていない。

②④金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

特に設けていない。

②⑤行政の監査を受けているか

毎年受けている。

②⑥その他のチェック体制

特記事項無し

②⑦不正防止に向けた取組・工夫

複数の目でのチェック体制を整備している。

毎日夜勤者による金庫チェックの他、週1回管理者による金庫チェックを行っている。

②⑧評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）

本人の意思に沿った金銭使用になっているかの評価は特段行っていないが、大きなお金を使うような遠出の外出希望があれば、お金をためる予定を立てるなど、希望を実現するための支援を行っている。

②⑨評価にあたっての基準

特記事項無し

（6）本人の意思の尊重金銭管理

③⑩金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

ほぼすべての利用者が毎月カレンダーにて予定やお金の使い方を管理しているので、それを一緒に見ながらいつどのくらいの金額を使えるか一緒に確認している。遠出したいという希望がある場合には、お給料からどのくらい貯金すれば実現できるかを一緒に考えるようにしている。

③⑪金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。

③⑩と同様である。

「お金が足りない」という主張をする利用者もあり、その場合は支援担当職員より利用者本人へ納得いただくように時間をかけて説明している。

使えるお金を週に1回の頻度で渡した方が良いと思う利用者もいるものの、本人の希望に応じてまとめて1か月分を渡すこともある。その上ですぐに使い切ってしまったら「使ったのだから仕方ない、じゃあ今後はどうする？」と利用者本人と話をするようにしている。

③⑫金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

家族は無駄遣いをさせたくないという意向が多いが、本人の意思を確認しつつ、折り合いを見つけているようにしている。

③⑬意思表示が難しい利用者への金銭管理

一緒に買い物に行ったときに本人が興味を持ったものを買うようにしている。意思の表出が少ない方が少ないので、日頃の生活の中で好きそうなものを見つけるようにしている。

(7) 支援の効果・課題

③④金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果

特記事項無し

③⑤金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか

月々のお給料を本人が目に見える形で把握することで、本人に欲しいものがあつたときにそれを買うように休まずに仕事に行くというような変化は生じたと感じている。

③⑥金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

現在まで施設において支援を行う上での課題やトラブル等は特に発生していない。

入所者はほぼ全員金銭管理の支援を提供しているため、障害年金等を使いすぎてしまうようなケースは見受けられず、また、スマートフォンを持っている方も少ないため、スマートフォン料金が高額になるようなこともない。家族（保護者）とも相談しながら利用者の生活や金銭使用を見守っている状況である。

行政への要望として、保護者が亡くなった時点で後見人が付いていない利用者に対して、行政が主導して権利擁護制度の利用に向けた支援を進めてほしいと考えている。

過去に保護者が亡くなった際に、親戚が突然現れて本人を施設から連れ出したうえで、何らかの書類のサインをさせられたケースがあつた。こうしたことが起きないように行政の支援があると良い。

3. 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況

(1) 外部機関との連携状況

①金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

保護者が亡くなった際や親戚からのお金の無心等の際には行政に支援に入ってもらふことがある（親戚からのお金の無心等については、経済的虐待に該当する可能性があつたため虐待防止窓口に連絡している）が、基本的には金銭管理における外部機関との連携はあまりない。成年後見制度利用に向けた手続きに関して、地域の社会福祉協議会へ相談することがある。

相談支援専門員と金銭管理についての特別な連携はしていないが、月に1回担当者会議をしている利用者については、会議の中でお金の浪費についてあえて相談支援専門員から聞いてもらったりしている。

②外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ

特記事項無し

③連携に当たっての課題とその対応

特記事項無し

④利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況

月に1度は後見人等が施設に来所し、本人と支援担当職員と後見人等の3名で面会や月の小遣いの受け渡しを行っている。その他、支援担当職員と後見人等の間で電話による連絡も適宜行っており、密接に連携している。

日常生活自立支援事業を使っている方は、GHでずっと日常生活自立支援事業を利用していたため、そのまま継続して利用している状況である。

⑤外部の権利擁護制度の利用を検討する基準

入所時点では成年後見制度は利用しておらず、入所後に利用開始の方がほとんどである。

成年後見制度の利用を開始する主なきっかけは、保護者の高齢化や死亡により本人の財産管理が困難となった場合である。

⑥連携に当たっての課題とその対応

約束した日に施設に訪問がないなど、本人との約束を守らない後見人等がいるので、その対応に苦慮している。

Ⅱ. 金銭管理支援の支援事例

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

成年後見人と連携した本人への日常的な金銭管理支援を提供している。

保護者が亡くなった後に、親戚より本人への経済的虐待と思われる行動が見られたため、虐待通報窓口への通報の上で行政主導による成年後見制度の利用に向けた支援を行った。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

言語によるコミュニケーションが可能であるため、主に支援担当職員との会話により本人への意思確認を行っている。

③金銭管理支援の具体的な方法

- ・成年後見人との連携、後見人より預かった現金の管理
- ・小口現金管理

④支援内容決定までの経緯

①に同じ

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

該当のケースは特にない。

(2) 内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

行政主導で成年後見制度利用に向けた支援を行った。

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

成年後見制度を利用している。

⑧連携方法、頻度

月に1回、成年後見人が施設へ現金を持参する。

⑨連携した理由

①に同じ

(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

親戚からの連絡や対応に苦慮し、行政へ虐待通報を行ったうえで成年後見制度利用に繋げた。

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

特記事項無し

2. 施設・事業所 I

I. 施設・事業所における金銭管理支援の概要

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 I
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	施設入所支援・生活介護
	④上記サービス間の連携方法	
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者1名、サービス管理責任者2名、生活支援員等37名、看護師2名、准看護師6名、栄養士2名、調理員4名、事務員3名、その他職員7名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士2名、介護福祉士24名、
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	40名
	⑧利用者数（令和7年4月1日時点）	施設入所支援42名、生活介護38名

	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分	全利用者の区分を平均すると 5.83 である
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	質問をしてもオウム返しや自分の気持ちを言葉で伝えられない人が 9 割ほど
	⑫金銭管理支援を必要とする利用者数	40 名
	⑬金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度	成年被後見人：10 名 被補佐人：1 名

2. 施設・事業所における金銭管理支援の状況

（1）金銭管理支援の目的

①施設・事業所において金銭管理支援を行うことの目的

本人の意思や希望を確認しながら「何に使いたいか」「どう使うか」を職員みんなで考え、できる部分は本人が判断できる物を使って支援し生活の質の本人にとっての豊かさの質を上げる。

（2）金銭管理支援の担当者の配置状況

②選任状況、兼務状況

各棟に配置する生活支援員全員で金銭管理支援に対応している。

支出内容（何を買ったか等）・金額等の帳簿管理はサービス管理責任者、統括課長、現場のリーダー（ユニットごとに1～3名）にて行っている。

③役割、業務内容

利用者から預かった金銭を直接的に取り扱うのは現場の支援員（生活支援員）。おやつや飲み物代などに使用する金額を月1回の頻度で事務職員から現場の支援員に渡している。

支出内容（何を買ったか等）・金額等の帳簿管理はサービス管理責任者、統括課長、現場のリーダー（ユニットごとに1～3名）にて行っている。必ず複数人で金庫から取り出し、検品等をするようにしている。

④業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

27 年（帳簿管理を担当するサービス管理責任者の業務経験年数）

（3）金銭管理支援の具体的な支援内容

⑤金銭管理支援の具体的な範囲

a. 日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理

2 万円を上限に現場の金庫内における小口現金の管理を行っている。

小口現金の使途は、日常的に必要なお菓子や生活用品などを購入するための利用者のお小遣いである。

b. a 以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理

障害年金が入る銀行口座、お小遣い以外の支援費などを引き落としできる通帳の管理を行っている。

先日、利用者が自宅に帰省する際、家族から現金を持たせるように要望があり、外出時に持参するようにした。また、利用者が加入しているアーティストのファンクラブの会費や毎月の雑誌購入・新聞購読費、習い事の費用等の支払いも行っている。

⑥具体的な支援内容

以下の支援を実施している。

- ・通帳または現金の預かり・管理
- ・出納帳の管理
- ・自動引き落としの手続き
- ・毎月のオムツや新聞・医療費、付き添い、ガソリン代、税金支払い（集金・振込）
- ・生活用品などの買い物支援
- ・裁判所に提出する書類作成（年間の金銭使用状況報告）
- ・外部の通所事業所を利用している利用者の毎日の弁当代・毎週1回精神科デイケア利用の際の弁当代、外部の通所事業所からの工賃の管理

⑦施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。

- ・全ての利用者に対して金銭管理支援を提供している。
- ・日中活動として外部の通所事業所を利用している方については、本人管理にしていたが、自身での管理が困難となり、現在は全ての利用者が金銭管理支援の対象になっている。
- ・現在は、毎月1,000円現金を渡し、そのお金を月の中でご本人が自由に使用する（飲み物を買ったり、貯めておいて洋服を買ったりする）方が1名のみいる状態。
- ・外部の通所事業所を利用している方の工賃を毎月貯めて、フィギアやDVD・ゲーム機・ゲームのカセットを購入したり、工賃内で欲しい物を毎月購入に行ったりしている。
- ・上記と別の外部の通所事業所を利用している男性利用者の方は、毎月の工賃で通所事業所へ行く際のおしゃれな洋服の購入や女性職員とのおしゃれなカフェに行くことを楽しみに毎月外出されている。

⑧（一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方

全ての利用者に対して金銭管理支援を提供している。

⑨支援の頻度

主に以下の場合において利用者が金銭を使用するため、その際に支援を提供している。

毎週火曜日のパン販売、毎月のショッピング、生活用品の不足分購入、美容室へ行く際の支払い準備、通院の際の支払い、オムツ発注の際の事務職員への支払い依頼

基本的には、現金をそのまま利用者に渡すことは無く、職員にて代理で支払い等を行っている。

⑩金銭を預かる場合、その預かる金額

家族や成年後見人から金銭を施設にて預かる際は、来所の上で現金を手渡し、または振込により預かっている。利用者によって1か月あたりの預かる金額が異なるが、5～10万円程度である。

預かった現金は事務所に保管するほか、2万円を上限にお小遣いとして各棟の金庫で管理している。

⑪金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

施設入所時に預り金保管依頼書、退所時に返還依頼書を作成してもらう。

⑫文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き

お小遣いの出金や日用品購入等の支払いの際、預かり金出金依頼書を作成している。

また、年2回の頻度で、家族や後見人へ預り金台帳確認証を作成し、発送している。

なお、月に1回、1,000円を現金にて渡し自身で管理いただく方については、受領書を書いてもらっている。

外部通所事業所にて購入した弁当のレシート受け取りと出納帳への記載

⑬金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

月1,500円を徴収している。

⑭利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法

利用者への出納簿等の作成支援は行っていない。

⑮小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法

事務所の金庫（小口現金・通帳管理用）に利用者1人あたり1,000円を預かり、通院の支払い時に出金できるようにしている。

⑯ITを活用した金銭管理支援の状況

ITを活用した支援は行っていない。

(4) 管理体制

⑰預り金等の管理規定の作成状況

金銭の預かりは15万円を限度に行っている。預かり方法は、通帳による預かり、および現金による預かりの場合がある。

預り金管理については、法人にて作成した所持金管理マニュアル・小遣いの管理規定に基づき実施している。当該マニュアル・管理規定の構成は次のとおりである（目的、小遣いの範囲、記録、個別管理、小遣い入金の取り扱い、小遣い支出の取り扱い、確認、領収証の取れない現金支出について、現金の管理）

⑱預り金の保管場所、保管方法

事務所の金庫および各棟の金庫にて預り金を管理している。

事務所の金庫は、施設会計の通帳や利用者から預かった通帳、小口現金を管理している。

各棟の金庫は、利用者から預かった通帳や小口現金より引き出された現金を、2万円を上限に管理している。

⑲金庫の鍵の管理方法

事務所の鍵は、施設長・事務長・事務職員の3人のみが手にできる。

各棟の金庫の鍵は、事務所の金庫で預かっている。そのため、事務所の金庫が開いている時間帯（＝複数職員がいる平日日中の業務時間内）にしか取り出せないようになっている。

⑳銀行からの現金引き出し、利用者への受渡を行う際の管理方法

各棟の金庫にて管理している。

利用者の希望を踏まえて高額な買い物をしたり旅行に行ったりする場合には、現場の支援員が現金の支出伺い書を作成して事務所に提出し、事務職員が銀行から引き出しを行う。現金を本人に渡す際も現場の支援員とサービス管理責任者で確認した上で、帳簿に記録することにより出入金を管理している。なお、5,000円以上の支出がある場合には、家族や後見人にも連絡して伺いを立てている。

㉑責任者・補助者が選定されているか

施設全体の金銭管理支援の統括は施設長、現場における日常的な金銭管理支援はサービス管理責任者とユニットのリーダー・サブリーダー、銀行からの引き出し・通帳管理等の会計は事務職員が担当している。

㉒印鑑と通帳が別々に保管されているか

別々に保管されている。

㉓常に複数の者により管理状況のチェックをしているか

預り金の出金等においては、必ず複数人で確認する体制となっている。

具体的には、金庫の開錠時間を限定（事務所の空いている平日日中のみ開錠可、理事長・事務長・事務員のいずれかがいないと開錠できない）する、金銭使用した際のレシートや出納帳、出金依頼書には、確認した職員の名前・日付を記載し、誰がいつ支払い行為を行ったかが分かるようにしている。

②④金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

委員会や金銭管理を主目的とした話し合いの場は設けていない。

しかし、ヒヤリハットや事故報告があると統括課長・サービス管理責任者・リーダー・サブリーダー間で会議を行い（不定期開催）、今後の対策を話し合っている。

②⑤行政の監査を受けているか

受けている。

②⑥その他のチェック体制

事務所の金庫・各棟の金庫に共通して、金銭の出し入れの際は2名でチェックを行っている。また、月末に各棟のリーダー・サブリーダーとサービス管理責任者で残金・レシート確認している。

②⑦不正防止に向けた取組・工夫

購入後の検品確認は、購入した職員以外の確認・立会いのもと購入物に記名するルールとしている。併せて、レシートと商品に相違が無いか、購入後の残金の確認も行っている。

②⑧評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）

金銭の支払いが生じた際は、必ず出納帳に記載の上、レシートにも確認した日時・確認した職員の名前を記載している。レシートが無い場合は、確認証を作成し職員2名で確認の上で出納帳に貼付する。レシートが無い場合の具体例は、自動販売機の飲み物・移動販売のパンの購入、祭りなどの出店における購入、賽銭、施設のイベントにおける支払い等である。

②⑨評価にあたっての基準

毎月開催する会議や朝の申し送りにおいて利用者の買い物状況を報告している。また、引継ぎ日誌やモニタリング・会議録に記載することにより職員間の情報共有を行う。

モニタリングや会議において、利用者（意思表示が難しい方も含む）に今の生活や楽しいこと、買いたいもの等の意思を確認している。担当する支援員には話しづらくても他の職員には話せることもあるため、複数名の職員で関わるようにしている。買い物の際の本人の反応等も、会議の中でも共有するなど職員間の共有も積極的に行っている。

年に2回、利用者に対して虐待防止のアンケートを実施しているが、当該アンケートに買い物に関する意見を聞く項目が有るため、そこで本人からの要望があれば状況調査等の対応をしている。状況調査はヒアリングにより実施するが、職員1名では行わず、現場の支援員およびサービス管理責任者の2名で対応する。現場の支援員の先入観が入る可能性があるため、2名で本題以外の色々な話をし

ながら聞き出すようにしている。ヒアリングの所要時間は、会話が可能な方で、自身で意見の言える方については5分程度、意思の表出の難しい方に付いては、それ以上の時間を要している。

(6) 本人の意思の尊重

⑩金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

自身で希望を伝えられる利用者に対しては、購入したいものを紙に書いてもらったうえで、買い物前に支援員と確認・相談を行う。

意思表示や希望を伝えることが難しい利用者に対しては、日頃の生活の中での嗜好や喜ぶものについて、表情などを根拠に確認しながら情報を集め、毎朝の申し送りにおいて職員間で引き継いでいる。また、写真やイラストを提示し、指差して意思確認を行うほか、月に1回の買い物支援の際に、支援員と利用者本人の2名で店に行き、実物を見て、触ったうえで選んでもらっている。感覚過敏の方は自分が気に入ったものでないと使わないため、実物を手に取って好むかどうかを確認するようにしている。

⑪金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。

個別に本人の意向の確認や相談をしている。

⑫金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

可能な限り本人の意向を優先し、使途について家族へ納得してもらえよう、現状や今までの記録を踏まえた本人の楽しみ・頑張り・必要性などを話し納得してもらっている。

家族の納得を得るまでには時間がかかることもあり、支援員では対応困難な時はサービス管理責任者・施設長に相談が上がり、家族を含めて話し合いを行う時もある。

具体例を挙げると、本人はアーティストのファンクラブに入りたいと言ったが、半年間ほど家族が反対していたことがあった。お金の使い方に厳しい家族であったため、余分な支出が増えるのではないかという懸念と、家族も同じアーティストを好きだがファンクラブに入っていないことから反対していたようだ。また、毎日尿取りパッドを使用する必要がある方だったこともあり、日々の支出が多いことを家族が心配していた。好きなアーティストの話をすると日々の就労も頑張れる方だったので、ファンクラブの会費を就労の収入から支払うことについて職員も交えて説明し、最終的に家族の理解を得ることができた。

⑬意思表示が難しい利用者への金銭管理

意思表示や希望を伝えることが難しい利用者に対しては、日頃の生活の中での嗜好や喜ぶものについて、表情などを根拠に確認しながら情報を集め、毎朝の申し送りにおいて職員間で引き継いでいる。また、写真やイラストを提示し、指差して意思確認を行うほか、月に1回の買い物支援の際に、支援員と利用者本人の2名で店に行き、実物を見て、触ったうえで選んでもらっている。

(7) 支援の効果・課題

⑭金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果

職員の支援力・意識の向上、トラブル防止に繋がっていると感じている。

担当職員以外も含めた多くの職員が関わりながら本人の意向（何が買いたいか）を考えるようになった。

③⑤金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか

利用者の生活の安定、行動の幅が広がる変化を感じている。

③⑥金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

意思表示が難しい利用者の金銭使用が最低限になる傾向がある為、モニタリングや会議において、必ず意向の再確認と以前からの本人の嗜好状況・趣味などの確認をしている。

3. 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況

（１）外部機関との連携状況

①金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

成年後見人（後見センター、司法書士）と連携している。

直近 10 年程度で後見制度の利用者が増加した。毎年 1 名程度のペースで市町村申し立てを行い、現在は入所者の殆どが後見制度を利用している状況である。

②外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ

月 1 回、小口現金として決められた金額（5～10 万）を振り込み、または現金を施設に持参いただく形で預かっている。

③連携に当たっての課題とその対応

後見人にて金銭準備に期間を要するため、小口現金が 2 万円を切る際に後見人へ連絡し、払い出しを依頼する。支出金額が大きい買い物をする等の場合は、後見人にて直接の支払いをお願いしている。

④利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況

5,000 円以上の商品を購入する際は、家族や後見人に必ず電話連絡を行い、本人の状況と必要性も伝え、了承を得た上で購入している。支援員と本人だけの判断で大きい額を動かすことはないようにしている。

⑤外部の権利擁護制度の利用を検討する基準

家族が居ない、または、家族が高齢、遠方ですぐに駆け付けられない等の事情により家族による金銭管理が困難な状況にある利用者について、成年後見制度の利用を検討している。

⑥連携に当たっての課題とその対応

面会（２～３か月に１回程度の方が多い）に来て本人の状況を確認してくれる後見人と、面会に来ず金銭の管理のみを行う後見人がいる。面会に来ない後見人に対しても、年２回は利用者の近況報告を写真付きで行うとともに、秋祭りなどのイベントへの案内を送付するなど、少しでも施設における利用者の状況を把握してもらおうとしている。

利用者の状況変化（入院や突発的な通院）やいつもの日用品以外の本人の状況に合わせた必要なもの（季節もの・福祉用具・ベッドなど）の購入の検討・けがなどの事故があった際は電話連絡を行い、後見人と施設側との利用者の情報共有を積極的に行っている。

Ⅱ－１．金銭管理支援の支援事例

１．事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

通院や日常のお菓子・生活用品の買い物をする際に、金銭の支払い・出納管理等の支援を提供している。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

ヘアケア用品など欲しいものがたくさんある為、必要なものを一緒に確認している。毎月使用できる金額も限られるため、最低限の買い物しかできないが、その中でも一緒に優先順位をつけて購入している。

③金銭管理支援の具体的な方法

すぐに言葉にすることが難しい、また、「忘れていた」と言うことが多いため、紙に必要なものや購入したいものをあらかじめ紙に記載してもらっている。その上で、支援員と本人で利用できる金額と優先順位を一緒に考え購入している。

④支援内容決定までの経緯

お金を持っていると全部使いたくなるという衝動も自覚されており、支援員での管理を入所前からお願いされていた。

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

家族からは金銭管理について特に要望は伝えられていないが、スマートフォンの使用については心配されている様子である。

（２）内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

本人の住所地の自治体、後見センターと連携している。

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

後見センターへ相談しながら成年後見制度（保佐人）手続きの準備中である。家族とも相談し、本人の将来を考えてお金の管理を第三者にお願いすることにした。

⑧連携方法、頻度

家族との連絡や施設利用費等の支払い確認が取れない場合の対応、成年後見制度（保佐人）の手続きについての相談を行っている。

⑨連携した理由

今後、施設から地域での生活に移行することや、就労することを見据えて連携が必要であると判断した。

（３）金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

特記事項なし

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

自由に使える金額が少ない中で欲しいものを変えずに不満を口にすることが多かったが、支援員と一緒に使途を考える中で説明にも納得されるようになり、限られた金額の中で楽しみを持たれるようになってきている。

Ⅱ－２．金銭管理支援の支援事例

１．事例詳細

（１）具体的な支援内容

①事例の場面

持病に係る外科手術により入院する際、可愛いパジャマなどいろいろなものを購入したいと希望された。本当に欲しい物かは分からないが、人が持っている物と同じ物を欲しがる傾向や盗癖がある。欲しい物を購入してもらうために、わざと壊したり隠したりして無くなったという事もある。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

購入したい物を次の買い物の日までに紙に書いてもらい、買い物当日の日に支援員と一緒に購入する物や不足分がないかを居室で確認してから出かけている。支援員を見て購入したい物や困っている事を話されるため、女子棟の職員全体で情報を共有し、本人に提案する形で確認している。

③金銭管理支援の具体的な方法

欲しい物が沢山あるため、手術による入院の際は、入院・手術費用で支出が多くなるため、お金に余裕がなく購入するものを最低限にしないといけない旨を伝えて納得して貰った。

イベントに参加する際は本人が購入したい物を優先的に購入している。

買い物の際は「〇〇も買いたかった」と後から言われる事が多いため、あらかじめ紙に購入したい物を書いてもらい、必ず職員と一緒に確認して後悔のないようにしている。

④支援内容決定までの経緯

お金が手元にあると必要な物、本当に欲しい物と関係なく誰かと同じ物、目についた物、実際持っ
ていても同じ物を何個も購入されるため、本人や家族を交えて相談の上で小口現金やお小遣いの管理
支援を提供することとなった。

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

家族からは本人の購入したい物を購入して下さいと言われていたため、家族と意見が合わないこと
は無いが、ベッドなどの大きな買い物の際や手術・入院の際などの大きなお金が動く際は心配される
場面もあった。その場合、本人の所持金で賄えるように対応する旨を伝えると納得された。

(2) 内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

本人の住所地の自治体

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

利用していない。現在は成年後見制度の利用に向けて、家族への相談や連絡を行っている。家族の
手続き能力が無いと思われるため、市町村長申し立てなどを検討していく。

⑧連携方法、頻度

現在は、特段の連携を行っていない。

⑨連携した理由

特記事項なし

(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

欲しいものが沢山あり、必ず購入したいものについては紙に記載してもらっている。人が持っている
ものやお店で目にしたもの等、全て欲しくなってしまうため、本当に必要な物や欲しい物が何かを
支援員と一緒に話をし、確認の上で購入している。支援員と関わる時間も本人にとっての必要な時
間である。

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

人の物を盗って隠したり、物を壊して購入して欲しいと要求したりする行動は無くなってきてい
る。居室で支援員と一緒に欲しいものを紙に書いたり、他の支援員からの共有された情報を提案とし

て本人に伝えることにより、買い忘れをなくしたり、優先順位を付けた購入を行うことのルーティーンができています。

3. 施設・事業所 J

I. 施設・事業所における金銭管理支援の概要

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	森と木ホーム 365、社会福祉法人 森と木
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	共同生活援助
	④上記サービス間の連携方法	特記事項なし
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 3 名、世話人・生活支援員 38 名、事務員 2 名
	⑥有資格者の配置状況	介護福祉士 2 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	105 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	101 名
	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分	平均 4.1
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	意思の表出や判断が難しい方が多い。 言葉でのやり取りが明瞭な方はかなり少なく、利用者全体の 6 分の 1 程度である。
	⑫金銭管理支援を必要とする利用者数	法人による金銭管理（預り金管理）を提供している対象者は、法人全体で 4 名おり、すべてグループホームの利用者である。
	⑬金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度	利用者全体で 11 名が外部の権利擁護制度を利用している。 成年後見制度利用者が 3 名、日常生活自立支援事業利用者が 8 名。

2. 施設・事業所における金銭管理支援の状況

(1) 金銭管理支援の目的

①施設・事業所において金銭管理支援を行うことの目的

基本的には法人では金銭管理は提供しないとの整理であるが、本人の障害程度が重度であり日常生活自立支援事業の契約が難しい、および、ご家族にも障害がある／経済的な虐待を受け支援を必要とする等の事情によりご家族を頼れず成年後見制度の利用も難しい場合に、通帳の管理等の金銭管理支援を提供している。金銭管理を専門として実施している機関や制度・サービスがあるため、基本的にはそれらの制度等を利用すべきと考えている。

(2) 金銭管理支援の担当者の配置状況

②選任状況、兼務状況

金銭管理担当者は配置せず、各ホームの担当者が、兼任で行っている。各ホームの担当者とは、サービス管理責任者やグループホームに所属する職員を指すものの、サービス管理責任者の3名がメインで対応している。

③役割、業務内容

以下の役割分担により対応している。

起票：ホーム担当者

起票内容の確認：担当責任者

決裁：管理責任者（総括センター長）

入金・出金：事務職員

④業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

ホーム担当者は異動が有る。

(3) 金銭管理支援の具体的な支援内容

⑤金銭管理支援の具体的な範囲

a. 日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理

グループホームにて金銭管理を行う4名に対しては、通帳を預かり、小遣いなどを出金して本人の財布に入れるまでの支援を実施している。

b. a 以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理

b.の支援が必要である場合、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用に繋げている。

⑥具体的な支援内容

グループホームにて提供する a.の支援としては、通帳の預かり、金融機関からの預金引き出し、療育手帳・診察券・保険証等の預かり等を行っている。

お金の使い方に対しては、基本的には使途を確認したうえで出金して本人にお金をお渡しすることはしているものの、収支表や出納帳の管理はしていない。一人での買い物が難しい方については、職員が代わりに買い物を行い、出納帳に記録している。前者の支援は1名、後者の支援は3名に対して行っている。

⑦施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。

上記の目的に沿って、一部の利用者のみ金銭管理支援を行っている。

グループホームにて預り金管理等を行う4名、外部の権利擁護制度を利用する11名以外の利用者は、ご自身で金銭管理を行っている。

ご自身で金銭管理を行う利用者に対しては、入居時に「不明金が出てしまう場合にはご自身の責任になる」という説明を行い、了承を得たうえで自由に金銭を使用してもらう。

ただし、自動販売機で飲み物を購入する場合や、出納帳に記録してほしいという希望がある場合等において、職員が手伝うことはある。

⑧（一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方

金銭管理の必要性を判断する目的で実施している会議はないものの、サービス管理者等が集まる定例会議があり、その場で家庭の状況・周囲の状況を踏まえて金銭管理支援の可否について検討している。なお、基本は法人で金銭管理をしないこととしているため、外部の権利擁護制度が使えないことが前提である。

事業所にて支援を提供している4名のうち3名については、購入する商品の選択は可能であるものの、支払いが一人では難しいため、支援員が関与せざるを得ない状況である。

1名については、入居の際にご自身で金銭管理が難しそうとお話があり、金銭使用の希望が生じた際に職員と相談の上で出金し、本人へお渡しする形での金銭管理支援を行うようになった。

⑨支援の頻度

利用者の状況によって異なるものの、週1回～月1回の頻度である。

1名については、通帳より一定額を出金しておき、週末の食事をご自身で購入される際に、その日に使う分を封筒に入れてお渡ししている。まとめてお渡しすると一度に使い切ってしまう可能性があるため、その日の分のみお渡ししている。

それ以外の3名については、月に1回、実費で購入される食事代と日用品代の大体の金額をまとめてお渡ししている。

その他、追加で支払いが必要になった際にお渡しすることがある。

⑩金銭を預かる場合、その預かる金額

利用者から現金を直接的に預かることはせず、振込のみでの対応である。

預金残高が10万円を切った場合、ご家族に連絡をして入金の手続きを行っている。

⑪金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

委任状を作成し、それに基づき支援を提供している。

ご本人が委任状への記載ができる場合には、ご本人に記載してもらっている。

⑫文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き

金銭の払い出しと預け入れについて、以下の流れで支援を行っている。

(払い出し)

ア 利用者からの出金の依頼をホーム担当者等が受けた際、出金依頼書兼伝票に記入押印し、担当責任者に提出する。

イ 担当責任者は、アにより確認し、事務職員へ金融機関において本人口座から現金の引き出しを行うよう依頼する。

ウ 担当責任者は、通帳から出金の後、依頼を受けた支援員等に現金を引き渡す。その際、支援員等は金銭受領書に本人の受領の署名をもらう。

エ 担当責任者は、ウの処理の後、当該通帳及び金銭出納簿について管理者の確認を受ける。

(預入れ)

ア 担当責任者は、入居者又は家族から預け入れの依頼があった時は、その額を確認した後、事務職員より本人の口座へ入金するよう依頼する。

イ 担当責任者は、アの処理の後、当該通帳及び金銭出納簿について管理者の確認を受ける。

⑬金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

現在は費用徴収を行っていないものの、検討している。

⑭利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法

出納簿等の作成支援は行っていない。

⑮小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法

1名については、通帳より一定額を出金しておき、週末の食事をご自身で購入される際に、その日に使う分を封筒に入れてお渡ししている。まとめてお渡しすると一度に使い切ってしまう可能性があるため、その日の分のみお渡ししている。

それ以外の3名については、月に1回、実費で購入される食事代と日用品代の大体の金額をまとめてお渡ししている。

その他、追加で支払いが必要になった際にお渡しすることがある。

⑯ITを活用した金銭管理支援の状況

ITの活用は行っていない。

(4) 管理体制

⑰預り金等の管理規定の作成状況

共同生活援助入居者を対象とした預り金等管理規を作成している。

⑱預り金の保管場所、保管方法

通帳・引き出し後の現金等、預かっているものは法人本部の金庫で管理している。

⑲金庫の鍵の管理方法

法人理事長が管理している。

⑳銀行からの現金引き出し、利用者への受渡を行う際の管理方法

利用者からの出金の要望があった場合、要望を受けたホーム担当者が出金依頼書を起票する。出金依頼書には金額と使途を記載し、ホーム責任者や事務職員、ホーム担当者にて確認を行う。本人へ現金を手渡す際は、職員3名の立会いの下、本人のサインをもらったうえでお渡しする。サインが難しい場合は職員が代筆者を務める。

㉑責任者・補助者が選定されているか

責任者・補助者の選定は行っていないものの、以下の役割分担により対応している。

起票：ホーム担当者

起票内容の確認：担当責任者

決裁：管理責任者（総括センター長）

入金・出金：事務職員

㉒印鑑と通帳が別々に保管されているか

印鑑は、管理責任者（総括センター長）が、鍵のかかるキャビネットにて管理している。

通帳は、法人本部の金庫で管理している。

㉓常に複数の者により管理状況のチェックをしているか

上記のチェック体制のほか、半期に1度、家族または第三者委員の確認を受けている。

㉔金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

法人としては原則として金銭管理を行わず、成年後見等の外部の権利擁護制度を利用してもらう方向性であるため、委員会等は組織していない。

㉕行政の監査を受けているか

金銭管理支援自体の行政監査は無いものの、事業監査の際に金銭管理に対してもチェックを受けている。

②⑥その他のチェック体制

特記事項無し

②⑦不正防止に向けた取組・工夫

預り金等管理規程に基づき、複数の職員にて現金の取り扱いやチェックを行っている。

②⑧評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）

特段実施していないが。各利用者の小遣いの利用状況に応じて、ホーム担当者にて各月の小遣い額を決めている。

②⑨評価にあたっての基準

特記事項無し

（６）本人の意思の尊重金銭管理

③⑩金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

法人の考えとして直接的な金銭管理支援は行わない方向であるが、本人の意思の尊重の観点からの取組は特段行っていない。

③⑪金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。

月の小遣いの金額や使途については、ご本人と相談して決めているが、月に何円という点をイメージしづらい場合もあるので、ご本人が普段何を好まれ、どのような買い物をされているかをホーム担当者の中で考えたうえで額の決定をしている。

③⑫金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

これまでに高いものを買いたい等の相談を受けたことはない。本人の意思表示の場面が少ないことが関係している可能性があり、課題を感じている。しかし、寝具や衣類といった生活に必要で一定の額を必要とするものの購入はある。

法人が金銭管理支援を行う４名のうち１名については、基本的に使い方は本人にお任せしている。当該利用者について、ご家族から使い方についてご指摘いただいたことはない。

その他の３名は、ホーム担当者が付き添いながら金銭を使用する場面がほとんどである。本人が買いたいものを本当に買えているのかは悩ましい。

③⑬意思表示が難しい利用者への金銭管理

買い物に同行して本人に選んでいただくことが好ましいと考えるが、全ての場合にそのような対応ができるものではない。

(7) 支援の効果・課題

③④金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果

法人への効果は難しい。本人の権利を守ることができているとは感じている。

ご家族の状況を踏まえ、やむを得ず法人が管理をするようになったため、ご家族にとって負担は軽減したと思われる。

③⑤金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか

特記事項無し

③⑥金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

成年後見制度への移行をどのように進めていくべきかについて課題に感じている。

なお、過去に法人が金銭管理を行った利用者のうち、成年後見制度を利用された方が一名いる。

また、ご自身の収入と支出の額が合わない方がおり、どうしても生活費や利用料が支払えない場合がある。

3. 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況

(1) 外部機関との連携状況

①金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

連携している外部機関は無い

②外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ

特記事項無し

③連携に当たっての課題とその対応

特記事項無し

(2) 外部の権利擁護制度の利用状況

④利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況

後見人や日常生活自立支援事業の支援者（社協職員）とは、定期的な会議（個別支援会議等）における情報共有を行っており、お互いに情報共有できていると感じている。

普段問題なく生活されている利用者であれば、グループホームにおける生活で不足するものについて、基本的には本人から後見人や社協職員に直接連絡をしてもらっている。左記の調整が難しい利用者については、ホーム担当者等が直接フォロー連絡をすることがある。

収支が合わない等の問題が発生する利用者については、より高い頻度で連絡を取っている。

成年後見人は、親族ではなく第三者の後見人が多い。面会の頻度は月に1回程度であり、その際に現金を持参してもらい、本人に直接渡してもらっている。成年後見人が管理している通帳から施設で管理している通帳に振り込むようなことはない。

日常生活自立支援事業の支援員による面会の頻度も月に1回程度である。利用者本人が社会福祉協議会に訪問することもある。

⑤外部の権利擁護制度の利用を検討する基準

現在は基準がない状態である。

⑥連携に当たっての課題とその対応

特記事項無し

Ⅱ. 金銭管理支援の支援事例

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

本人の通帳を預かり、週次での小口現金の出金・お渡しを行うほか、必要に応じた出金・お渡しを行っている。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

本人より明確に意思表示をしていただける。

③金銭管理支援の具体的な方法

①のとおり

④支援内容決定までの経緯

自宅にて同居されていた兄弟姉妹より、「本人に知的障害がありそうだ」というご相談があり、療育手帳を取得の上でグループホームへの入居に至った。入居の際に、ご自身で金銭管理が難しそうとのお話があり、金銭使用の希望が生じた際に職員と相談の上で出金し、本人へお渡しする形での金銭管理支援を行うようになった。

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

特になし

(2) 内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

特に連携している機関は無い。

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

外部の権利擁護制度は利用していない。

⑧連携方法、頻度

特記事項無し

⑨連携した理由

特記事項無し

(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

週末分の食事代をお渡ししたところ1日で使ってしまうなど、お渡しした額を一度に使ってしまうことがあったため、日ごとに小分けでお渡しするようになった。

本人から大きな不満があったわけではないが、本人の意思を踏まえて追加で調整したことはある。

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

一時期、けがのために出かけられなくなった際には職員が買って渡していたが、やはりそのあと好きな金額で自由に買える状況に戻ったときに満足度が高かったように見えた。

4. 施設・事業所 K

I. 施設・事業所における金銭管理支援の概要

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名及び運営法人名	施設・事業所 K
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	共同生活援助,短期入所 相談支援事業所も併設している。
	④上記サービス間の連携方法	職員は兼務で共同生活援助、短期入所の利用者の対応をしている。 職員間では支援ソフト「ほのぼの」を使用。シフト制であるため、日誌やケース記録の共有・引継ぎを行う。「ほのぼの」には金銭管理ができる機能がある。よく寝られたか・ご飯を食べたかという内容も記録もしている。 会議においては防災担当等の用務担当ごとに実施している。 ユニット会議：月に1回開催。偶数月は常勤のみ、奇数月は非常勤も併せて実施している。利用者のよりよい生活について話し合っている。

		相談事業所では計画相談を実施しているが、彼らも含め一体的に「ほのぼの」にアクセスできるようにしている。 なお、共同生活援助利用の利用者と相談支援事業所で担当している利用者は別の方である。
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、世話人 10 名、生活支援員 10 名、調理員 4 名、事務員 1 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 6 名、介護福祉士 3 名、精神保健福祉士 1 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	15 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	15 名
	⑨主たる障害種別	身体障害者、知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分	区分 5（3 名）、区分 6（12 名） 知的障害の方が大半であるが、うち知的障害・身体障害の重複障害の方がいらっしゃる状況。 ホームの 2 階に車椅子使用者が 5 名居住。 3 階は 1 名が知的障害の方で、外出時は車椅子を使用。視覚障害者もいる。
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	会話が可能な方は半分程度。金銭の判断、危険認識などは、難しい方が多い。
	⑫金銭管理支援を必要とする利用者数	全入居者。 - 入居者の方は近隣にある同法人運営の通所事業所を利用されている。休日は実家に帰る方とグループホームにいらっしゃる方と両方いる。休日はグループホームで昼食の提供をしていないため、その際に金銭管理支援が必要だということで支援を開始した。重度の障害のある方は、家族からも金銭管理は難しいということで、法人としての支援を始めた。 - 昨年度から預り金規程に関する同意書を取得する制度が決まった。また、預り金規程と別に金銭管理支援規程も策定した。その際に改めて同意に関する書類を取り直し、家族に「買い物の際に選べるか」「お金を渡してそのままで心配ないか」といった意思の判断に関するアセスメントを行った。アセスメントフォーマットは、支援規程に含まれている。

		・預り金規程やアセスメントシートは、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の共同生活援助として統一した内容であり、当事業所としてのオリジナルの部分はほぼない。当事業所としての内規は、追加で作成している。
	⑬金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度	成年後見制度は4名の方が利用。（親族後見人0名・第三者後見人4名） いずれの方も入居時に成年後見人がついており、それに際して当事業所として何らか手続き支援を行ってはいない。

2. 施設・事業所における金銭管理支援の状況

（1）金銭管理支援の目的

①施設・事業所において金銭管理支援を行うことの目的

利用者の財産を本人が適切に、また、好きな用途で使えるように支援している。

（2）金銭管理支援の担当者の配置状況

②選任状況、兼務状況

法人にて作成した預り金等管理規程に則り、以下の通り担当者を選任している。

- ・管理責任者：事業所の施設長
- ・管理事務責任者：サービス管理責任者、主任支援員等（管理責任者が任命）
- ・管理事務担当者：生活支援員、世話人、事務員等（管理責任者が任命）

③役割、業務内容

- ・管理事務責任者：定期的に入居者の預り金のチェック、不一致金があった際の処理の判断等を担当している。
- ・管理事務担当者（事務員）：預り金の引き出しが必要な場合に銀行へ訪問して引き出し対応を行う。この対応をするのは事務員および施設長のみであり、簡単に引き出すことができないようにしている。
- ・管理事務担当者（その他の職員（常勤、パート））：日々の預り金の対応、金銭の管理を担当している。また、預り金の引き出しが必要な場合の事務員への依頼を行う。

④業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

各担当者により経験や資格の有無は様々である。

（３）金銭管理支援の具体的な支援内容

⑤金銭管理支援の具体的な範囲

a. 日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理

行っている。

b. a 以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理

実施していない。

成年後見人や家族に対応してもらっている。

⑥具体的な支援内容

- ・通帳の預かり
- ・通帳以外の貴重品の預かり
- ・金融機関からの引き出し、現金の受け渡し
- ・収支管理計画・出納帳等の作成支援
- ・小口現金管理

⑦施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。

全ての利用者に対して行っている。

⑧（一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方

法人、施設で定めている規定や契約書に基づき入居者全員を対象としている。

⑨支援の頻度

毎日。

ご本人は普段、お金を持たない。各ユニットの世話人室に鍵付きのキャビネットがあり、利用者一人ひとりのお小遣いを管理している。出金が必要な都度、ご本人にお渡ししている。

最重度知的障害の利用者が多いため、ご自身からお金が欲しいとご希望される方は少ない。

コーヒーが好きで毎日飲む方が1名いらっしゃり、そのことを伝えてくれるので、その際に都度1,000円程度をまとめてお渡ししている。

令和7年9月からKAERUカードを導入し、現在は現金とKAERUカードを併用している状況である。

⑩金銭を預かる場合、その預かる金額

利用者の使用頻度、帰宅頻度によって異なる。

⑪金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

契約書、支援計画書、預り物品申出書、返還依頼申出書。

預り物品申出書、返還依頼申出書は、基本は入居・退去時に物品をあずかったり、返還したりする際に家族の方に記入をしてもらう書類である。例えば途中で通帳を作成して預かってほしい場合等、預かるものが増えた場合は、その都度書類をもって更新している。

現在は KAERU カードを使い始めているため、現金の利用を減らそうと試みている。

⑫文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き

無し。

日々キャビネットで管理しているお金については、ご家族に確認はしておらず、お金を使うたびに書類のやり取り等はしていない。領収書は出納帳を付けて、必要な時に後見人等に開示している。

⑬金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

無し。

⑭利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法

以下の2点で管理している。

- ・支援ソフト「ほのぼの」：レシート、領収書をファイリングするための出納帳台紙を作成している。
- ・出納帳（紙）：領収書・レシートを貼り、支援ソフト「ほのぼの」と突合できるよう管理番号を付けて金額を入力する。

⑮小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法

キャッシュカードや大きな金額の現金は事務所の金庫で管理している。

実際に使用する現金は出金依頼書を作成し、事務員に銀行から出金してもらう。出金後は世話人室の鍵付きキャビネットで管理している。

⑯IT を活用した金銭管理支援の状況

令和7年9月よりプリペイドカード「KAERU カード」のサービスを利用開始。

利用者の満足度は測りかねるが、職員の事務負担は大きく軽減された。

出納帳上の残金と手元の現金が不一致となることが無くなった点と併せて、買い物時にお金を渡して→数えて→お釣りを渡すという一連の時間がかかっていた分の時間の削減ができる点もメリットと感じている。

（４）管理体制

⑰預り金等の管理規定の作成状況

法人で定めた書式あり。

⑱預り金の保管場所、保管方法

事務所内金庫、世話人室内鍵付きキャビネット

⑱金庫の鍵の管理方法

事務所内金庫は事務員、施設長のみ開錠可としている。

⑳銀行からの現金引き出し、利用者への受渡を行う際の管理方法

職員は出金依頼書を作成し、本人への説明、捺印を貰い事務に提出。事務員による出金後、世話人室にて預かる際も本人説明、捺印を貰い出納帳に貼る。

㉑責任者・補助者が選定されているか

法人にて作成した預り金等管理規程に則り、以下の通り担当者を選任している。

- ・管理責任者：事業所の施設長
- ・管理事務責任者：サービス管理責任者、主任支援員等（管理責任者が任命）
- ・管理事務担当者：生活支援員、世話人、事務員等（管理責任者が任命）

㉒印鑑と通帳が別々に保管されているか

通帳、キャッシュカードは事務所内金庫で保管。

印鑑は世話人室内の鍵付きキャビネットで保管。

㉓常に複数の者により管理状況のチェックをしているか

管理事務担当者は夜勤時に金銭管理することを業務として設定している。

夜勤者は交替で毎日おり、利用者 15 人分のお金と「ほのぼの」上の数値が一致するかを確認している。一方、出納帳のレシートまですべて確認することは難しいため、2 週間に一度の管理責任者の確認の際には管理番号がずれていることがあった。近ごろは、管理責任者の確認の際に修正していた。

KAERU カードを導入してから金銭を使うことが極端に減ってきているので、毎週月曜日に夜勤者が確認するようにした。

日中時間帯ではなく夜間時間帯に対応している理由としては、夜間時間帯であれば買い物によってお金が動かないこと、日中時間帯は通常業務で多忙であること、利用者の前でお金を触ることを避けることである。また、集中してお金の確認ができ、ミスを防ぐ意味もある。

㉔金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

預り金支援推進委員会を設置し、施設長・サービス管理責任者・担当者等で利用者への金銭管理支援（預り金管理等）の方法について協議している。

直近では KAERU カードを導入するに当たり、詳細な協議を行った。

㉕行政の監査を受けているか

無し。

②⑥その他のチェック体制

内部牽制として、年1回法人内検査あり。厳しくチェックが行われる。

毎年12月に検査があり、1年分の出納帳のチェックが行われる。出納帳への書きぶりの曖昧さについて指摘がされることが多い。同じ法人のグループホームの施設長・サービス管理責任者・職員が担当する。法人内検査の検査員は毎年変更が有る。

②⑦不正防止に向けた取組・工夫

一円、十円単位で足りない場合にはすぐに情報連携を行い確実に確認するようにしている。

手書きで記載する出金伝票・入金伝票、移動支援で使用する書類は、締めマーク（㇏）をつけて更新がかけられないルールとしている。この締めマークは書き漏れがある場合もあるので、2週間に1回の管理責任者のチェックの際に確認し、追記している。

（５）金銭管理支援に関する評価、記録状況

②⑧評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）

預り金使用時に支援ソフトに使途・金額等を記入し、領収書やレシートは出納帳に貼り付けている。

②⑨評価にあたっての基準

意図的に金銭管理支援の在り方を振り返る場はないが、普段の会議で会話はしている。また、KAERUカードはプリペイドカードなのでチャージが必要で、チャージの金額について職員間で話し合って決めたものの、1か月経ってみて金額の見直しが必要になったことから、改めて全利用者について金額の再検討を行ったことがある。

チャージ金額は、少ない方では週末（土日）の昼食費を想定して週に2,000円、最も多い方は毎日の昼食代も含めて10,000円程度である。

（６）本人の意思の尊重金銭管理

③⑩金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

外出先等を決めるときは、本人の意向を確認している。

年1回、利用者の希望を聞き取って職員と1対1で個別外出をしている。外出先は野球観戦や近隣のアミューズメントパーク等が多い。外出に当たり費用の補助も出している。個別外出の機会以外でも、ご本人のお金の中で、民間の事業所を利用して1日かけて外出することもある。

日用品については毎週木曜日に職員が購入に行く。利用者によっては家族が使い続けているものをそのまま買う場合もあるが、購入時前には職員が「これをあなたのお金で買います」とご本人に必ず見せて確認している。

③⑪金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。

本人に意向を確認している。

③②金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

大きな金額を使用する際などは家族、後見人に報告をしてから使用する。報告する金額に決まりはなく、現場で判断して対応している。職員は家族、後見人と良い関係が築けていると感じている。

後見人には毎月、家族には希望に応じて出納帳を見せて確認してもらっている。

金銭の使途について、家族、後見人との考えに相違が生じたケースはあまり多くない。週1回程度は家族が面会に来る利用者が多い。

ただ、短期入所利用者の中には、金銭使用に関して家族と考えに相違が生じることがある。

③③意思表示が難しい利用者への金銭管理

家族や後見人等より情報を得て買いものを行っている。

利用者の状態像に応じて、「誰と何をかうか」について現物の写真を見せる等により本人の意思確認を行うこともある。

（7）支援の効果・課題

③④金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果

特記事項なし

③⑤金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか

（「Ⅱ．金銭管理支援の支援事例」の当事者に関して）

今までは家族が購入した衣類等を着ていたが、入所後は本人が好きな衣類を選んで買う流れができている。また、好きな色に髪を染めて楽しんでいる。家族と一緒に財産を管理しているが、本人の収入・財産は本人が好きなように使っていると家族は言っている。入所後、好きなことができおり落ち着いており、明るくなされた。

③⑥金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

年に何回かお金にズレが生じてしまうことがある。毎日管理をしていたつもりではあるが、お釣りをもらい忘れた・お釣りの金額が違う・落としたといったことが理由になることが多い。これらのことは、KAERU カードの導入により減ってきている。

3. 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況

（1）外部機関との連携状況

①金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

支援ソフト「ほのぼの」、KAERU 株式会社、成年後見人。

KAERU カードの利用者は13名。利用していない2名のうち1名は、週末にご自宅に帰宅することが多く、元々あまりお金を使われない方である。もう1名は、利用が始まったばかりで心配がぬぐい切れずご家族に利用に賛同いただけていない方である。

②外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ

支援ソフト「ほのぼの」は、金銭を使用した際の記録用のソフトとして使用している。

③連携に当たっての課題とその対応

特記事項なし

④利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況

成年後見制度の利用者が4名おり、各利用者の後見人と連携している。

成年後見人には年4回の家族会に出席してもらえることが多い。個別支援計画の面談にも同席してもらっている。家族と同じくらい、成年後見人との連携もできている。当事業所の成年後見制度利用者の後見人は元弁護士、行政書士、社会福祉士の方である。

日常生活自立支援事業の利用者は居ない。

⑤外部の権利擁護制度の利用を検討する基準

特記事項なし

⑥連携に当たっての課題とその対応

特記事項なし

II. 金銭管理支援の支援事例

1. 事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

日々の買い物の際に金銭管理や買い物の支援をしている。

当該利用者は様々なお店を巡られるのが好きで、移動支援やヘルパーを利用してパン屋など近所のお店を巡られている。

また、トラベルサポーターという事業を法人から紹介してもらい、トラベルサポーターの費用もお支払いしたうえで、テーマパークに行き、8:00～22:00まで楽しんだことがあった。

年1～2回、好きな歌手のコンサートにも行っているが、この際は調理員がボランティアで同行している。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

外出先や食べたいものなどはインターネットなどで画像を見せて確認しながら決めている。

金額の「高い」「安い」の感覚理解は難しい状況である。

③金銭管理支援の具体的な方法

- ・通帳の預かり：以前は通帳を預かっていたが、KAERUカードの導入に伴い通帳は返却した。
- ・通帳以外の貴重品の預かり：障害者手帳を預かっている。

- ・金融機関からの引き出し、現金の受け渡し
- ・収支管理計画・出納帳等の作成支援
- ・小口現金管理

④支援内容決定までの経緯

特記事項なし

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

該当の状況は発生していない。

ケアマネージャーが月1回来所するが、その際に兄弟も同行される。欲しいものがあるときには、ご本人が兄弟に意向を伝え、購入に至っている。

(2) 内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

特記事項無し

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

特記事項無し

⑧連携方法、頻度

特記事項無し

⑨連携した理由

特記事項無し

(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

課題は発生していない

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

グループホームへの入居前は家族が購入した衣類等を着ていたが、入所後は本人が好きな衣類を選んで買う流れができている。また、好きな色に髪を染めて楽しんでいる。家族と一緒に財産を管理しているが、本人の収入・財産は本人が好きなように使っていると家族は言っている。入居開始後、好きなことができおり落ち着いており、明るくなされた。

5. 施設・事業所 L

I. 施設・事業所における金銭管理支援の概要

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所の概要	①施設・事業所名	施設・事業所 L
	②運営法人の種別	社会福祉法人
	③施設・事業所において提供する障害福祉サービス等	共同生活援助・福祉型強化短期入所
	④上記サービス間の連携方法	法人独自の拠点体制とコアタイム
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況	管理者 1 名、サービス管理責任者 2 名、世話人 38 名、生活支援員 13 名、夜間支援従事者 40 名、看護師 2 名、准看護師 2 名、事務員 2 名
	⑥有資格者の配置状況	社会福祉士 1 名、介護福祉士 20 名
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦定員数	58 名
	⑧利用者数（令和 7 年 4 月 1 日時点）	56 名
	⑨主たる障害種別	知的障害者
	⑩利用者の障害支援区分	支援区分 6 : 19 名、区分 5 : 10 名、区分 4 : 15 名、区分 3 : 11 名、区分 2 : 1 名
	⑪利用者の意思・判断能力の状況	内容にもよるが 7 割前後はおおむね可能
	⑫金銭管理支援を必要とする利用者数	56 名+アパートで一人暮らし（もともとグループホームにいた方）をしている 2 名
	⑬金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度	6 名 ※ 3 名被成年後見人、2 名が被保佐人、1 名が被補助人

2. 施設・事業所における金銭管理支援の状況

(1) 金銭管理支援の目的

①施設・事業所において金銭管理支援を行うことの目的

利用者が日々の買い物等消費生活において不自由をしないため、および外部からの搾取等から所持金を守るため。

福祉サービス事業所における利用者の金銭管理は家族会で担う場合が多いと思われる。事業所所在地域における別の事業所では、家族の会がかつてグループホームの利用者について十数億円規模の預貯金管理をしていた。グループホームで暮らすには金銭の消費は欠かせないため、本人専用銀行とい

うイメージでお金を出せる仕組みを作ろうとした。しかし、家族会という任意団体が責任をもって管理することの限界があるため、当法人では法人自ら管理するようにした。

特に日常的に金銭を使用する場面のあるグループホームにおいては、所持金管理は事業所が行うべきと考えている。当法人では専任の職員を配置して事業所にて対応している。

（２）金銭管理支援の担当者の配置状況

②選任状況、兼務状況

法人にて作成した管理規定に規定。

管理責任者(理事長)、会計責任者(グループホーム事業管理者)、執行責任者(事業所の課長 or 主任)、執行職員(生活支援 W)、出納責任者(総務課長)、出納職員(専任)を法人職員が兼務している。

③役割、業務内容

理事長＝**管理責任者**：会計の最高責任者。会計責任者・執行責任者・出納責任者の管理監督。

グループホームの事業管理者＝**会計責任者**：所持金の収入・支出の執行並びに出金について決済を行う。また、会計状況について管理責任者に報告する。

課長または主任＝**執行責任者**：執行職員を管理監督し、収入・支出の発議が適正か確認し支出された金銭を執行する。（妥当な出金か確認）

事務方・総務課長＝**出納責任者**：出納事務が適正に行われるよう出納職員を監督する。

生活支援ワーカー（グループホームの運営、利用者からの相談への対応等を行う。一名で複数のホームを担当する。）＝**執行職員**：所持金管理利用者の意向と執行責任者の指示に基づいて収入・支出の計画及び調書の確認並びに執行事務を行う。

※生活支援ワーカーが支出調書（様式あり）の作成を主に担っているが、生活支援員が日常的な金銭使用に関する支援に関わることもある。

所持金管理専任の**担当職員**、会計のみを担当する職員＝**出納職員**：会計責任者及び執行責任者の発議に基づき、日々の経理事務を行う。

④業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）

管理責任者：46年、会計責任者：34年(社会福祉士)、出納責任者：15年、出納責任者：22年、執行職員：10年以上（複数名）、出納職員：20年以上。

(3) 金銭管理支援の具体的な支援内容

⑤金銭管理支援の具体的な範囲

a. 日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理

利用者の希望と管理能力によって a 及び b の 2 パターンがある。ただし、管理するにあたっては必ず市内の金融機関に個人名義で口座を設け出納簿(個人元帳)を設けている。したがって a も b も管理の仕組みとしては同じとなる。

b. a 以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理

a に同じ

⑥具体的な支援内容

不動産・貴金属類以外の管理支援はすべて行っている。通帳、銀行印、年金証書、金融機関の出し入れ、現金の受け渡し、生活費収支計画、所持金個別元帳及び小口現金出納簿の作成、生活費の収支計画に関する相談助言、所持金管理をしている後見人・家族との連携等。

⑦施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。

全利用者および退所しアパートに自立した元利用者 2 名を対象に支援を行っている。

多額の所持金管理は成年後見人や家族が行っている人もいるが、日常的な小口現金の管理等は事業所側が担っている。

⑧（一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方

基本的に本人または身元引受人からの委任によって利用対象者が決まる。

⑨支援の頻度

概ね毎日支援を行っている。

⑩金銭を預かる場合、その預かる金額

2～3 万円の日常生活費については、出納簿をつけながらホームの金庫にて一時的に預かっている。それ以外は金額の多寡にかかわらず金融機関に個別に管理している。

家賃・食費・光熱水費を除いた日常生活費について、利用者の計画に基づいた金額を月ごとに一括で渡し、自身で管理する利用者、およびホームの金庫で預かっている利用者がいる。月ごとに一括で渡している利用者は 5 名（全 56 名中）。

⑪金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

所持金管理の委任状と障害基礎年金等年金の受領と管理事務の委任状を作成している。

⑫文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き

特になし

⑬金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

費用徴収はしていない

⑭利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法

利用者ごとに個別の元帳を事業所にて作成しており、利用者はいつでも内容の閲覧と説明を聞くことができる。また、3か月ごとに全員に出納状況及び預金残高の説明を行っている。また、本人の小遣い帳の計算や記帳の支援(18人)。

⑮小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法

利用者が立てた生活費の計画に基づいて金融機関から引き出された現金は、本人に渡される。現金の自己管理や計画に基づいた買い物に不安がある人は、希望により各グループホームにある金庫に預かり、本人の申し出により本人に渡される。金庫にて預かる場合の出入金については、利用者ごとの現金出納帳に記録している。

⑯ITを活用した金銭管理支援の状況

行っていない

(4) 管理体制

⑰預り金等の管理規定の作成状況

所持金管理規定及び所持金会計要領

⑱預り金の保管場所、保管方法

事務所内の金庫及び各ホームの金庫

⑲金庫の鍵の管理方法

事務所内の金庫の鍵は事業管理者が、各ホームの金庫の鍵は勤務している世話人が管理している。

⑳銀行からの現金引き出し、利用者への受渡を行う際の管理方法

1. 専任の出納職員が銀行から引き出した現金を個別に仕分け確認し、事務所内金庫に保管。
2. 生活支援ワーカーがホームを訪問し、世話人同席のもと本人に渡す。その後自己管理が苦手な人はホーム内金庫に一時預かりをする。
3. 本人の申し出により世話人から本人に渡し、本人から受領印をもらう。

㉑責任者・補助者が選定されているか

管理責任者、会計責任者、執行責任者、出納責任者等が選定されている。使途計画・執行の相談助言は生活支援ワーカーが行う。

㉒印鑑と通帳が別々に保管されているか

通帳は法人総務が管理する金庫に保管し、印鑑は共同生活援助事業所の金庫に保管している。

㉓常に複数の者により管理状況のチェックをしているか

毎月、個人元帳の収支を会計責任者、執行責任者、出納責任者、出納職員が確認している。現金の受け渡しは2名以上の職員で確認している。

ただし、ホームにおいて世話人から利用者に渡す小口現金は、領収書と本人の受領印をもらう。翌日に勤務に入った別の世話人が確認し、確認印を押している。

㉔金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか

特別に委員会は設置していないが、所持金管理上の改善・変更は法人運営会議にて行っている。

㉕行政の監査を受けているか

法人が所持金管理を実施しているため、行政監査を受けている。

㉖その他のチェック体制

法人の監事が四半期ごとに管理状況を監査している。

㉗不正防止に向けた取組・工夫

収入・支出などお金の動きが発生した都度、複数職員のチェック体制が実施されている。

㉘評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）

毎月の生活費の計画時、四半期毎の収支状況の説明時、前年度一年間の収支及び増減状況の説明時に関係書類をもとに利用者の思いや考えを聞いている。また、本人参加の個別支援会議においても本人から希望を聞いている。しかし、日常の会話の中で世話人やホーム担当の生活支援ワーカーに希望が出される場合が最も多い。

㉙評価にあたっての基準

個人の全てのお金の動きに関して署名と捺印が行われている。今後、当事者の自治活動グループやホーム単位のミーティングの中で金銭管理支援についてのヒアリングを実施していきたい。

（6）本人の意思の尊重金銭管理

㉚金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

㉘㉙に同じ

③①金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。

②⑧②⑨に同じ

③②金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

十分な話し合いのうえ、一致が見られない場合、相当の損益等に及ばない場合は本人の意向を尊重している。

本人のお金であるという意識を強く持っている。保護者も同じような意識を持っていると考える。

③③意思表示が難しい利用者への金銭管理

日中活動の場とも連携しながら、おやつ等の嗜好品への反応より、本人の嗜好を蓄積するように努めている。コンビニやスーパーマーケットでの買い物体験を通して視線や表情等の反応から嗜好を読み取って根拠を蓄積している。根拠は、日々の支援記録において言葉(文字)、写真で記録している。根拠が無ければサービス担当者会議やケース会議の場で発言する職員の推察になってしまうため。積み上げた動画や写真の記録を AI により、自動で利用者やキーワード等の情報が集約されると良いと考えている。（iPhone のカメラロールの機能のようなイメージ）

（7）支援の効果・課題

③④金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果

地域社会における利用者の生活（消費生活）を支援していくうえで所持金（金銭）管理支援は必須事項であると考えている。所持金管理に係る支援業務の負担は相当なものであるが、日本の制度そのものが現状に追いついていないと考えている。

③⑤金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか

地域社会における日常生活の中には、嗜好品から日用品、衣類、外食等多くの本人の選好と意志決定があり、消費が必ず存在し、失敗も含めながら学習を繰り返し成長していく姿がある。家族や支援者という他者が決め、与えられる（支給）という生活から自立していく道筋である。

具体的な事例を挙げると、グループホームで 10 年暮らした後、現在アパートで独り暮らしをしており、一般就労している方がいる。字が読めず、計算ができないという障害があるが、以前から自身でお金を下しに行きたいという目標があった。字が読めないため ATM は使えない。グループホームに入居していた時代、練習のため職員が同行して本人が銀行へ月 1 回お金を下ろしに行くようにし、支払伝票を一緒に書いたり押印をしたりを繰り返したところ、ご自身で銀行へお金を下しに行けるようになった。

その一方、お金の使い方については、職員と本人の間に思いが一致しない。家族に送金をしたいというが、その金額が大きい。家族からの圧力が強く、本人がそれに従ってしまう。最終的に本人が決めることだが、「今の生活を続けていると、将来こうなってしまう」ということは伝えている。また、アパートのラグマットを変えたいという話があったが、スマホ上で欲しいデザインや値段を調べて伝え、予算と計画を立てていき、本人がコンビニに支払いに行った。一人暮らしをされてから成長されている。

その方への支援は法人の計画相談支援、居宅介護、地域定着支援にて行っているが、所持金管理にはグループホームの職員も関わっている。

③⑥金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

家族からの借用依頼を踏まえて本人が貸与した金銭の返済請求を行ったことがある。利用者本人から家族がお金を借りること自体が必ずしも悪いこととは思わないが、日頃関わりのない兄弟が高級車を買うために本人の財産を借りたいという事態が生じた。この件には厳しく対応し、兄弟より返済させたことがある。

また、成年後見人の所持金管理感覚が表面的であり、ファイナンシャルプランナーのような管理ができていないと感じているため、事業所にてカバーしている。

3. 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況

(1) 外部機関との連携状況

①金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

連携している外部機関はないが、利用者の年金及び預金を家族が管理しており、当法人が管理している利用者本人の個人口座の残高が少額となった場合に送金してもらっている。

②外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ

家族が金銭管理(多額の利用者本人の預金)や年金管理をしており、本人の生活費の送金があった都度に法人が行っている所持金管理規定にのっとり収入として元帳に記載され支出についても同じ流れとなっている。

③連携に当たっての課題とその対応

本人の預貯金管理や年金管理をしている家族との連携上の課題は今のところ無い。

④利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況

成年後見制度を利用している利用者の後見人との連携を行っている。

大半の後見人が入金の際に連携する程度で、来訪しないケースも多い。本来であれば本人の様子を見に来てほしいと考えている。

本人が作成した支出調書をもとに後見人に連絡し、本人の口座に入金してもらっている。

⑤外部の権利擁護制度の利用を検討する基準

家族からの不当な金銭要求を受ける方や家族がいなくなった方、本人からの希望があった方に対し、成年後見制度の活用を実施している。

⑥連携に当たっての課題とその対応

本人の将来の生活設計の考慮に際し、後見人が管理している場合、現在所持している金額が不透明である。本人が自身の所持金全額が確認できるよう、3か月ごとに後見人より帳簿等の複写したもの

を本人に見せて説明と残額の証明をしてもらうように依頼しているが、実現してくれない後見人もいる。

事業所においては、ファイナンシャルプランナーのように毎年の預金残高を一覧化し、増減を把握している。入院したり医療的ケアが増えたり等の生活の変化と将来的な金銭の状況を予想し、人生でどのようにお金を管理・使用していくべきかを利用者と一緒に考えている。しかし、後見人はここまで対応しない。

後見人が身上監護をしている場合、事業所に月に1回訪問がある。その際に、事業所から預金額を尋ねたところ、「そこまで事業所に教えられない」と言われたことがある。しかし、それでは本人の生活がわかったうえで誰がきちんと管理することになるのか疑問である。

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業では、土日の対応等の融通が利かないことを課題に感じている。成年後見制度において弁護士や司法書士が金銭管理をするより、社会福祉協議会が担当すべきと思うが、一番は最も身近にいる事業所が担当するのが理想であると考ええる。

Ⅱ．金銭管理支援の支援事例

1．事例詳細

(1) 具体的な支援内容

①事例の場面

「お金を自分で管理したい」という本人の思いが強く、1か月ごとに決まった額をお渡ししていたところ、以前は1週間で使い切ってしまうことが続いていた。現在は使い方をコントロールできるようになり、友達と出かけたり自分の買いたいものを買ったりするなど、自身で管理しながらお金を使えるようになった。

②金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方

やりたいこと、行きたいところに必要な金額を自身で概ね把握し（わからないときは職員に聞く）、翌月の予定を自分で把握し計画を立てることができている。本人の金銭使用・管理の状況は支出調書（翌月の生活費の計画書）を確認することにより職員は把握可能となっている。

③金銭管理支援の具体的な方法

本人から相談があったときに、必要に応じて助言を行う。

④支援内容決定までの経緯

「お金を自分で管理したい」という本人の思いが強かったため、1か月ごとに本人が決めた額の現金を事業所からお渡し、自身で使用・管理いただくこととなった。

⑤金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応

現実的ではないのではと思われることに対しては職員が本人に助言を行う。家族の介入は基本的にはない。

(2) 内部・外部機関との連携

⑥連携した関係機関

相談支援専門員

⑦外部の権利擁護制度の利用状況

利用していない

⑧連携方法、頻度

当該相談支援専門員は同一法人の相談支援事業所に所属している。当法人は相談支援事業所も含めた5つの事業所で平日の朝夕にコアタイム(支援現場での特記事項の共有化を図るための引継ぎ時間帯)を設けており、本人の普段の暮らしぶりや希望等が把握できるほか、本人にかかわるスタッフとすぐにミーティングを開くことができている。

また、相談支援専門員はサービス等利用計画のモニタリング時の情報を所持金管理に当たっている生活支援チームと共有化している。

⑨連携した理由

情報を共有し、必要な支援を必要なタイミングで行うため。

(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度

⑩本事例において発生した課題と対応策

当初は渡された1か月分のお小遣い(1万5千円程度)をその週のうちに使い切ってしまい(1か月渡しは本人の希望)、その後は我慢して過ごすということをしていたが、職員と相談して徐々に使い方を考えるようになり、現在は自分で1か月分の生活費を管理できるようになった。

⑪職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度

自分でお金の使い方をコントロールできるようになり、隣の市へバスに乗って買い物に行ったり、友人や同僚とカラオケや外食に出かけたりするなど社会生活が拡大した。本人も満足していることがうかがえる。

② 障害者支援施設・共同生活援助事業所（当事者へのヒアリング結果）

1. 当事者 J

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	中年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）金銭管理支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

首都圏で9年間暮らしていたとき、知らない人に引っかかってしまい、地元に戻ってきた。自治体に相談したところ、今住んでいる地域の入所施設を紹介してくれた。

この地域に来て最初は入所施設に居たが、そのあとグループホームに入った。最初は別のホームに住んでいて、2回引っ越して今のホームで暮らしている。

②今後の金銭管理に向けた希望

今後は両親のお世話をするために一緒に暮らしたいと思っている。両親は別の町に住んでおり、今住んでいるグループホームからは電車で4時間くらいかかるところにある。

まだ具体的な計画は決めていない。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

以前は熱帯魚を飼ったり、月々パーツが届くプラモデルを買って作ったりしていたが、お金が高くなるのでやめた。今は友達とカラオケ、夕食に行ったりしている。部屋にコーヒーメーカーを買って置いている。

生活費とお小遣いを月に1回もらって自分で管理している。前は月末にお金が足りなくなることがあった。お小遣いが以前は15,000円だったが、足りなくなったことがあり、20,000円に上げてもらった。お小遣いの20,000円は自分で好きに使えるお金で、生活費（日用品費、通院費等）は別で20,000円もらっている。

買いたいものを買えなかったことはない。買いたいものがあると支援員に相談して買えるかどうか一緒に考えて、買うかどうか決めている。

いまは食品加工工場で働いている。早い日は13:00～14:00頃、遅い日は17:00～18:00に帰ってくる。給料は月々10万円前後で、グループホームの支援員に銀行口座に入れてもらう。

④不安に感じていること

両親の住む町に行くことについては、いまのところ不安はない。

⑤どのような取組・支援を望むか

支援員にこうしてほしい、ということは特にない。

2. 当事者 K

1. 当事者の基本情報

基本情報	①年齢層	若年層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

精神科病院の退院後に、自宅での生活が難しいと考えられたため、施設に入所した。

②今後の金銭管理に向けた希望

自分ではお金を持っているとすぐに使ってしまうため、管理・助言をしてくれる人をお願いしたい。100 円であっても使ってしまう。働いてお金を貯めたいと思っている。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

今は満足した支援を受けている。

自分でシャンプーやリンスを買ったりしている。眼鏡や化粧品、ヘアオイルを買いたかったがお金なくて買えなかった。お給料を貯めながら買いたいものを買うように支援員と話をした。

最近特に欲しいものはヘアカラー剤、ルーズリーフ等の文房具、CD である。

④不安に感じていること

無い。

（同席した職員によると事前の聞き取りでは「最低限の金額の使用しかできない」と述べられたとのこと）

⑤どのような取組・支援を望むか

将来困った時や欲しいものを買うときのために、他の人に無駄遣いしないように管理してもらい、働いてお金を貯めたい。

調理の仕事をしているが、2 月から給料が入る。家族から施設に払っているお金と自分の給料を分けて管理してほしいと思っている。

今後は使えるお金が増えることについて、支援員さんと話した。まずは眼鏡が欲しいし、CD も欲しいということをお話した。

3. 当事者 L

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢	高年齢層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

ケガをしてからお仕事はしていないのでグループホームに長くいる。一人で過ごしている。

②今後の金銭管理に向けた希望

1人でお金を使えている。

買いたいものは買えている。大丈夫。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

さらにたくさんのお金をもらうことはどっちでもいい。

いまは好きな本が買えている。我慢せずに買えている。

乗り物の本や、料理の本を買えている。

食べ物も買えていて心配ない。

④不安に感じていること

好きなものがいま買えている。

お金のことでは心配なことはない。

⑤どのような取組・支援を望むか

特にない。

4. 当事者 M

1. 当事者の基本情報

基本情報	①年齢	高年齢層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

以前は母と住居で暮らしていた。兄と母が亡くなり、自宅での生活が難しくなったため、施設に入所した。自身と家族によるお金の管理が難しいため、施設に管理をお願いしている。

②今後の金銭管理に向けた希望

購入する物は、これからも支援員と相談して決めたい。お金は今まで通り施設で管理して欲しい。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

支援には満足している。

欲しいもの（カップラーメン、アルコールなど）はメモに書いて渡したら支援員が買ってくる。

最近では、旅行に行く前に支援員と一緒に洋服を買いに行ったが、欲しいデザインの洋服がお店で見つからず買えなかった。妹が面会に来た時に着ていたような、リバーシブルのベストが欲しい。

他には喋る猫のぬいぐるみが欲しいと思っており、来月の誕生日のお祝いとして購入する予定。

④不安に感じていること

今のところ大丈夫

⑤どのような取組・支援を望むか

外出、外食は、本当は好きでいっぱい連れて行って欲しいが、身体疾患もあるため人が少ない時間帯に連れて行って欲しい。

今後も支援員と相談しながら欲しいものを買ってもらいたい。

コロナ前は家族と旅行に行っていたので、また行きたい。

（同席した支援者より補足：月1回は外出したい気持ちがありつつ、全身、特に顔や頭部など外から見えやすい部分に線維腫があり、外見を周囲に見られることを気にされる様子が見られる。そのため、人の視線を気にして外出に対して不安を感じることもある。一方で外出すること自体は好きであり、安心して外出を楽しめる環境（帽子を被ったり長袖を着たり・外出場所や時間帯を考慮）や声かけがあることで活動の幅が広がる。一方、妹さんとの外出であれば行きたい模様。）

5. 当事者 N

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢層	高年齢層
	②性別	女性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）意思決定支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

5年前にこのグループホームに来た。部屋が大きかった。ここに来てよかった。

②今後の金銭管理に向けた希望

好きな男性アイドルの映画に行きたい。

好きな歌手のコンサートに行きたい。CD も欲しい。

今晚、好きな男性アイドルの番組を見たい。（職員補足：個室のホワイトボードに、職員が番組情報を週に1回記載している。）

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

ここでは自分でできることがいっぱいあって、楽しい。洗濯とか。

買いたいものを買えている。これまで、買いたかったのに買えなかったものはない。

職員さんが欲しいものを買ってきてくれる。

お買い物に行くときは、最寄りの繁華街に行く。デパートでいい服を買っている。

ここに来る前は母親が服を選んでいたが、ここに来てから自分で服を選んでいる。

④不安に感じていること

ない。困っていることはない。

⑤どのような取組・支援を望むか

今の生活を続けたい。

6. 当事者 0

1. 当事者の基本情報

(1) 基本情報	①年齢	中年層
	②性別	男性

2. 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）

（1）金銭管理支援に向けた希望

①現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ

24 年前、2001 年に当該施設に入った。障害児入所施設より現在の施設に移った。

②今後の金銭管理に向けた希望

日用品などを買うのに使いたい。普段はボディーソープ・洗濯洗剤の詰め替え用、歯ブラシ、カイロ、インスタント味噌汁を買っている。

旅行に行くのも好き。1 月は遊園地に遊びに行く（施設の旅行イベントに参加。参加費 45,000 円。）。

（2）現在の支援状況に対する思い

③希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか

今はお金を自由に使えている。買いたいものを買えないことはない。

休みの日にスーパーや薬局に買い物に行っている。

④不安に感じていること

ガイドヘルパー（当該施設独自で実施している利用者の外出等を支援するサービス）と旅行に行くことも多い（これまでに 8 回）が、ヘルパーと予定が合わなくて今月は行けなかった。

⑤どのような取組・支援を望むか

特にない。

③ 自治体（ヒアリング結果）

1. 大川市

I. 自治体における金銭管理支援の概要

1. 自治体の基本情報

自治体の基本情報	①自治体名	大川市
	②担当部署	大川市福祉事務所 地域福祉係
	③人口（令和7年4月1日時点）	30,880 人
	④障害者数（令和7年4月1日時点）	2,348 人

本ヒアリングは、上記自治体の他に2団体より参加・回答を頂いた。各回答者の氏名は記載せず、組織名をアルファベットにて表記する。

- A) 大川市福祉事務所
- B) 大川市社会福祉協議会
- C) 大川市成年後見センター

2. 自治体における金銭管理支援の状況

（1）障害当事者への金銭管理支援に関する制度的取組

①取組内容（事業名、事業詳細）

事業名	大川市おひとりさま支援事業（以下、「おひとりさま支援事業」とする。）
事業内容	身寄りのない人等の日常的な金銭管理支援
対象者	- 大川市に住民票があり、身寄りがない、あるいはいても支援を受けられない方で、判断能力に不確かなところがあるがキャッシュレスサービスを理解・利用できる方。 - 在宅の方という制限はなく、障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者も利用可能。 - 対象となる当事者の判断能力は日常生活自立支援事業の対象者と同じ程度であるものの、その中でも身寄りがない方や身寄りに支援できる方がいない方、KAERU カード等のキャッシュレス決済サービスの利用について理解できる方を事業の対象としている。

※当事業の詳細（報酬・費用負担等）や関係機関同士の役割分担等は「【別添】大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業」における各主体の役割等」を参照

- A) 現在の利用者は共同生活援助利用者の2名。左記の他に高齢者1名が利用していたが、認知症対応型共同生活介護への入所を契機に日常生活自立支援事業の利用へ移行した。
- A) 日常生活自立支援事業とおひとりさま支援事業の相違点について。利用料金は日常生活自立支援事業を基準にしているものの、今年度に日常生活自立支援事業の利用料改訂があったため、月2回の訪問とすると現在はおひとりさま支援事業の方が、自己負担が少ない状況である。また、日常生活自立支援事業においては、生活保護受給者は自己負担が発生しないものの、おひとりさま支援事業では自己負担が必要であるため、生活保護受給者は日常生活自立支援事業を利用する傾向がある。当事者等より金銭管理に関する相談が入った際には成年後見制度・日常生活自立支援事業・おひとりさま支援事業の3つの制度を説明し、本人の判断能力や環境を聞き取った上で、関係者間で協議して本人に利用サービスについて提案し、最終的には本人が決定する流れである。
- A) おひとりさま支援事業の開始のきっかけは、市健康課の高齢者担当部署における令和4、5年度の地域ケア会議にて対応が話し合われたケースについて、身寄りがいない方の事例が多く、入院支援や金銭管理の支援が課題として多くあがってきていた。権利擁護ネットワーク会議でも議題としたうえで、令和5年度から国のモデル事業（持続可能な権利擁護支援モデル事業）に手挙げして事業を設計し、令和6年度から事業として本格的に開始した。なお、今後の事業の拡大については、国の動向を注視しながら、検討をしていく方針である。

②具体的な支援内容

- i. 予算管理機能付きカード等を使った日常的な金銭管理サービス
- ii. 意思決定サポーターによる意思決定支援
※意思決定支援サポーターとは、市開催の意思決定サポーター養成講座の受講者で、サポーター登録をされた方である。
※金銭管理支援はしていないが、PayPayのQRコードの読み込み等の支援はしている。
※サポーターは本人が一人に対応することが難しい行政への申請手続きやインフラの利用手続き等のサポートをしている。その他買い物支援（購入するものを決定する際の支援）も行っている。
- iii. 入院・入所費用支払いのための支援

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

- C) 現在、共同生活援助利用者が2名おひとりさま支援事業を利用されている。
- 各利用者の利用に至った経緯について。1名は成年後見制度の利用を想定して申し立ての準備をしていた中で、おひとりさま支援事業が立ち上がることとなり、本人の判断能力の程度からすると成年後見制度でなくおひとりさま支援事業の方が適しているのではないかと関係者間で話し合い、本人に提案する流れとなった。自己負担も少ないため、まずはおひとりさま支援事業を利用することとし、必要に応じて成年後見制度に移行することを考えた。もう1名も自身で対応することが比較的多かったため、おひとりさま支援事業が適していると考え成年後見制度の説明と併せて、本人に提案した。

④取組の運用時に発生した具体的な課題と対応策

A) 利用登録者以外の方が救急搬送され、病院からおひとりさま支援事業利用の相談があった。

当時コロナ禍で家族の面会も禁止されている状況で、事業利用に対しての本人の意思確認や、口座の登録手続きをどうするのが大きな課題となった。

医療機関や信用金庫と協議の上、市担当職員と信用金庫職員のみ本人との面会の許可を得て申請手続きを行った。本来は、事業の利用申請後に本人と社協職員で信用金庫窓口で口座の手続きに行く流れであったが、脳梗塞後遺症で自筆での署名が出来ない本人の意思確認のために、信用金庫職員とともに病院を訪問し、病院職員同席の上で、本人の事業の利用に関する意思確認や登録口座の手続きを行った。

入院中はおひとりさま支援事業を利用していたが、施設に移る際の手続きにおいて利用継続が難しいと判断されたため、日常生活自立支援事業に移行した。現在はご本人の状況を踏まえて成年後見制度の利用申し立てを進めている。

(2) 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

⑤取組の運用に当たり障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

B) 2名ともグループホームに入居中であるため、食費・日々の生活費についての報告に関して事業所と連携している。日常的にはKAERUカード(日次または週次で一定額を入金する)を使って本人に支払いをしてもらうが、別途、グループホームにおける預り金管理もいらしている。定期的にグループホーム側から保管している預り金の使用状況や残額について報告いただくようにしている。

また、弁当代として現金を月に1回程度の頻度で手渡ししており、その際は本人に会って一緒に現金を確認し、現在の生活状況についても合わせて聞き取っている。

⑥障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応

B) 先日財布を紛失してしまったケースがあったが、その際にグループホーム職員は財布に入っているKAERUカードの再発行の必要性については理解していなかったため、そうした際の対応方法についてのグループホームとの認識合わせが必要だと感じた。

(3) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑦取組の実施に当たり連携している機関と連携状況

A) おひとりさま支援事業立ち上げ時に発足させた権利擁護ネットワーク会議内のモデル事業検討部会があり、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会の他、警察、民生委員も参加した会議を年に2回開催している。

また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会にて構成された専門職チームより、年に3回、金銭管理に関する帳簿の確認やモニタリング状況の把握をしてもらっている。困難事例があれば対応方法について相談して助言をいただいている。

⑧連携に当たっての課題とその対応

特記事項無し

(4) 本人の意思の尊重

⑨本人の意思を尊重するための工夫、施設・事業所への働きかけ

- A) おむつが必要になった方は1日2000円では足りないということがわかり、本人とも相談して3,000円に変更した。本人の希望や生活状況に合わせて柔軟に対応するようにしている。
- 高額な買い物への対応としては、まずサポーターに一度相談をしてもらい、その結果本人が購入することを決めればチャージをするようにしている。相談のなかでより安く性能が適切な製品を買うようにアドバイスするなどしている。

(5) 制度的取組の効果・課題

⑩制度的取組を実施することにより自治体にもたらしたメリット・効果

- A) 従来は身寄りのない方の金銭管理や入院時の対応について、成年後見制度につなげないと解決できない状況があった。成年後見制度が使えるようになるまで一時的に対応できるよう事務管理要綱を作って対応していたが、おひとりさま支援事業の立ち上げにより、こうしたケースで市が介入しなくて済むようになったり、身寄りがない方の入院対応マニュアルを医療機関と共有したことで入院時の保証人が不要になったりするなど、対応が統一できるようになってきた。

⑪制度的取組を実施することが施設・事業所へもたらしたメリット・効果

- C) お金の利用状況がKAERUカードのシステム上で残るため、生活状況の把握がしやすい。
- また、社会福祉協議会が入ることにより、グループホームのサービス管理責任者の負担が軽減されるようになったのではないかと感じている。預り金の管理や家族間での不透明な金銭管理が減り、日常的にも計画的にお金を使う機会が増えたのではないと思う。

⑫制度的取組を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

- A) 月に1回利用者に会って話を聞いているが、意思決定サポーターが定期的に訪問することで本人が以前に比べて自分の意思を表出するようになったと感じる。お金の使い方も以前は買いたいものがあれば社会福祉協議会にチャージしてもらっていたが、最近は金額や性能を見て吟味した上で買うものを決めるようになった。2名ともサポーターとの関わりを本人がとても楽しみにしていて、いろいろなことにチャレンジするようになってきている。

⑬制度的取組の実施により発生した課題と対応策

- A) おひとりさま支援事業の制度周知、認知度向上に関する課題を感じている。緊急入院になった方への支援について話し合う際に、本人や関係者に事業の説明から行わなければならなかった。事前に関係者が事業を知っていればスムーズに対応できたかもしれない。病院や事業所に事業について理解していただくようにしたい。

C) サポーターが支援することで新しいことへ取組む意欲や希望に見合った上手な買い物ができるようになってきたが、サポーターと本人の思いが合わない事（金銭使用ではなく、例えば身だしなみ等に関する事項へのサポーターの思い・価値観など）もある。サポーターの善意による場合が多いので、成年後見センターはサポーターへのヒアリングの際などに、本人の意思の尊重について一緒にふりかえりを行う必要があると感じている。

【別添】大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業における各主体の役割等

大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業における各主体の役割等

主体	日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び 大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定サポーター養成研修 修了者で市に登録した者	大川市成年後見 センター	大川市、大川市 権利擁護ネット ワーク会議
本人との 関係性	大川市が定める契約書	要綱に基づく派遣	要綱	要綱
役割等	大川市社会福祉協議会 ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑等の預かり ・チャージ設定 金融機関 ・入院や入所時の費用支払い	・定期的な訪問（月2回、1回1時間 まで、平日昼間） ・行政手続きへの同行などを含む本人 の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使 い方相談支援 ※直接的な金銭管理や代理行為はしな い	・意思決定サ ポーター登録・ 管理・マッチン グ	大川市 利用者証発行、 相談・苦情の対 応 専門職チーム 困難ケースに対 する助言
費用等 本人負担の目安 【一般】 1846円/月 【生保】 1346円/月	貸金庫利用料15,840円/年 事務手数料2000円/月（日常生活自立 支援事業の利用料1000円/回×2回） 本人負担：貸金庫利用料250円+200 円、差額は公費負担。生保の場合も 同額負担。別途KAERU利用料396円。	2000円/月（＝日常生活自立支援事業 の利用料1000円/回×2回）、定期的な 訪問以外の訪問対応1000円/回 本人負担：500円/回（原則月2回。そ れ以外の対応も500円/回、差額は公費 負担）生保の場合は500円/回、250円/ 回	市から委託料支 払い	専門職チームへ の報酬支払い
提出物等	市へ実施報告：支援実施の都度 googleフォーム活用 市より月1回程度定期確認	後見センターへ実施報告：支援実施の 都度 googleフォーム活用 後見センターより月1回程度定期確認	市へ報告書 月1回	

2. 豊田市

I. 自治体における金銭管理支援の概要

1. 自治体の基本情報

(1) 自治体の基本情報	①自治体名	豊田市
	②担当部署	福祉部 よりそい支援課
	③人口（令和7年4月1日時点）	415,138 人
	④障害者数（令和7年4月1日時点）	12,628 人

本ヒアリングは、以下の4名に回答いただいた。各回答者の氏名は記載せず、アルファベットにて表記する。

A) 豊田市 福祉部 よりそい支援課 職員

B～D) 「社会福祉連携推進法人となりの」における連携法人社員4法人のうち3法人の役員

2. 自治体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する制度的取組

①取組内容（事業名、事業詳細）

●「社会福祉連携推進法人となりの（以後、「となりの」とする。）」による後見受任

※「となりの」の詳細は「【別添1】「社会福祉連携推進法人となりの」における法人後見について」を参照

i. 制度・サービスの対象者	・連携法人社員4法人が実施する事業の利用者 ・共同生活援助の利用者などの地域移行者
ii. 支援者の報酬や利用者の自己負担、自治体からの補助などの仕組み	・成年後見制度であるため裁判所の審判に基づき報酬額の決定 ・低所得者の場合、市から報酬助成の制度あり
iii. 人材の特性	・その利用者が事業を利用する法人以外の連携法人社員4法人の職員
iv. 制度の拡大可能性（見通し）	・第二種社会福祉事業として実施される新事業（仮称）において、障害者への支援も適用となるのであれば障害当事者への金銭管理支援には対応可能と考えている。 ・成年後見制度が期間制・当事者の状態に応じて終了できる制度となった場合、成年後見制度の利用までは必要ではないものの金銭管理支援が必要となった障害者にも新事業が適用でき、その担い手に社会福祉連携推進法人がなり得るのであれば、新事業の実施も検討できる。

	・令和8年度からは障害者の支援困難事案を法人後見する業務について、市から委託することを検討中である。 ・この背景としては、障害者への金銭管理支援において当事者の需要や障害特性への理解が大切であるという点がある。後見人が抑制的に動いてしまうと当事者への支援がうまく進まないことも有るため、当事者への対応に特に困難を抱える事例について、「となりの」に委託することでこの課題をクリアできるのでないかと考えている。
--	--

A) 「となりの」には、市が直接運営や経営に関わっておらず、権利擁護関係の行政計画に基づき、となりのが行う各種取組の後方支援として関わっている。

法人が立ち上がった背景として、障害当事者や保護者より、普段からお世話になっている社会福祉法人に成年後見制度における支援もしてほしいという声があったことである。また、市としては、後見人の担い手不足が課題であるため、担い手を増やすために社会福祉法人に活躍してもらえるとよいという考えから法人の立ち上げに関して支援することに至った。

後見を受任するケースは連携法人社員である4法人が実施する事業の利用者が半数以上である。利益相反にならないよう、その利用者がサービスを利用している法人以外の連携法人社員の職員が担当するようにしている。

4つの連携推進法人の利用者以外の当事者の受任も行っている。また、入所施設より地域移行すると、暮らしていた入所施設の法人のサービス利用者ではなくなってしまうが、そういった方がこれまで関わった支援体制の中で、成年後見制度を使えるようにするため、連携推進法人で受任するための申立ても現在実施されている。

現在の受任件数は17名。連携法人社員1法人あたり4～5名ずつ受任している状況である。成年後見の申立てをする際、後見人となる候補者を立てて裁判所に申し立てするが、候補者を立てる調整会議にも連携法人社員に出席してもらうとともに、「となりの」で受けてもらえる場合にはその具体的な調整も行っている。

B) 成年後見の受任から派生して、ゆくゆくは生活困窮者支援などについても取り組みを進められるのではないかと構想がある。取組の方向性は、成年後見制度の見直しや新事業がどのようになるかに依る部分が大きいため、「となりの」の連携法人社員4法人で検討していけたらと考えている。

●地域生活意思決定支援事業（R6でモデル実施終了）

※以下のi～iiiについては、「【別添2】豊田市地域生活意思決定支援利用フローと要綱の考え方」を参照

i.制度・サービスの対象者

ii.支援者の報酬や利用者の自己負担、自治体からの補助などの仕組み

iii.人材の特性

- A) ii)について、生活基盤サービス事業者への報酬支払いは国保連請求に乘せる形でなく、本体サービスに独自加算して支給するイメージである。背景としては、預り金規程を作成しての管理や任意での金銭管理は外部からのチェックが入るものではないことから、行政が定めたルールの中で進めてもらえれば透明性や安心感を確保できる。その対価として、サービス費に上乗せして加算を支払えるという仕組みとした。

障害福祉サービスにおいては大半が全額公費負担となるが、本事業においては介護保険の制度に倣い、一部自己負担が発生する制度にしていた。各施設において任意で行っていた金銭管理支援を報酬に近い形でできないかと考え、モデル実施に至った。サービス費報酬の加算を模倣しながら、協力費のような名目で複数月分をまとめて支払う形でモデル実施を行った。

豊田市の金銭管理のルール（定期的に原本確認、本人の意思に基づいた金銭使用ができているか等のチェック）に則って金銭管理をしてくれている場合に加算のように追加でサービス費を支給する仕組みであった。大々的に、新たに金銭管理支援をするように求めたわけではなく、既に支援を実施していた施設や事業所について、適切に独自加算として評価できるようにしたというイメージである。

iv. 制度の拡大可能性（見通し）

- ・令和6年度で事業自体はモデルとして終了しているが、この中で取り組んだ市民参画による「とよた意志決定フォロワー（以下、「フォロワー」とする。）」は今後の取組について検討の可能性はある。
- A) 介護保険系の事業所は、介護保険上のサービスとそれ以外を明確に区別するような傾向があり、生活基盤サービスに着手してくれる事業所が無かったこともあり事業所数が増えず、国のモデル事業は終了した。モデル授業の成果として、市民が意思決定支援（日常的な本人の選好の支援）をするという、施設以外の外部の方が協力してくれる仕組みは当事者への支援の面からしても価値があると考えている。このような市民ボランティアが関わってくれる仕組みは、身寄りのない高齢者支援など別の形でその成果等を継承していく。
- C) 生活介護事業所に通所しながら一人暮らしをされている方への金銭管理について、この事業を通じて、生活基盤サービス事業者の立場で支援に携わることとなった。今まで、金銭管理のルールが曖昧な中で支援を行っていたところに契約という形で整理してもらえた。また、フォロワーの方が月2回当事者と面会する活動について、自法人職員の関わりとは違う視点で話をしてくれるため、とても良い取組と感じた。モデル事業は終了したが、本人の希望により現在もフォロワーの方と継続して月1回会っている。フォロワーとの関係性が続いているうちに、違う形であっても仕組み化されると良いと考えている。
- D) 金銭管理支援について、当事者の財産を守ることも重要であるが、どのように本人がお金を使うかという観点で絶対が必要である。その観点でいうと施設で支援を丸抱えするのではなく、本人の支

援に対して様々な人の目が入り、皆で支えるという仕組みは重要であるとモデル事業を実施する中で感じたところである。

●各法人の預かり金規定に基づく運用

A) 市から特段の支援は実施していない。施設・事業所への実地指導時に管理状況を確認している。

②具体的な支援内容

金銭管理支援、意思決定支援（詳細は①のとおり）

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

①の取組において関連施設・法人と連携している。

④取組の運用時に発生した具体的な課題と対応策

●社会福祉連携推進法人による後見受任

【課題】社員を希望する社会福祉法人の増加

【対応策】R8 から社会福祉法人のネットワーク化を推進する見込み。

●地域生活意思決定支援事業（ただし、R6 でモデル実施終了）

【課題】事業の複雑さ、市民参画のフォロワーの活動支援

【対応策】課題を解消できず

●各法人の預かり金規定に基づく運用

【課題】管理の透明性

（２）障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

⑤取組の運用に当たり障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

A) 「となりの」の連携法人社員やフォロワーとの連携等を行っている。

⑥障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応

A) 入所施設を持つ社会福祉法人とは、市が連携・協議する機会も多いが、それ以外の事業所を運営する法人（株式会社や一般社団法人などが運営するグループホームなど）とはあまり連携の機会がない。サービスを実施している社会福祉法人が地域で何か取組を実施する際に行政が関わるという状況である。

（３）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑦取組の実施に当たり連携している機関と連携状況

A) 連携推進法人と賛助会員で研修会を行っている。権利擁護等の講義を行政職員が担当している。市内の社会福祉法人対象の説明会の際に市の会議室を貸すなど、様々な場面で協力してい

る。なお、よりそい支援課は地域共生を担当している部署であるため、障害者支援に特化した関わり方ではない。

連携推進法人の4法人は市の委託の相談支援（障害福祉分野）を行っている。障害の相談支援ではあるものの、その中で豊田市の障害以外の内容も含めた支援の様子や課題が見えてくる。

⑧連携に当たっての課題とその対応

A) 次年度以降は災害を切り口にした新たな連携ができないかを考えているところである。

(4) 本人の意思の尊重

⑨本人の意思を尊重するための工夫、施設・事業所への働きかけ

A) 意思決定支援事業においては、施設の職員以外に本人に関わる市民がいることにより本人の意思を尊重した支援に繋がっていると考ええる。

「となりの」の活動においては、直接当事者を支援している法人が金銭管理を行うものではないが、連携推進法人が管理するため、法人間での情報共有ができることにより、本人の大事にしているもの、好きなもの等の情報が共有されて障害特性や環境に配慮した支援が可能となる。

D) 外部の目が入ることを施設自身が受け入れることで、権利侵害を防げる効果があると感じている。また、フォロワーの支援を受け入れたことにより自法人の職員の盲点になっていたことに気付くきっかけができた。フォロワーである市民の意見を聞き入れる体制づくりが肝になると考える。

A) 障害の自立支援協議会でブロックごとに研修を企画しているが、毎年意思決定支援の研修を行っており、地域の事業所に働きかけるようにしている状況である。

(5) 制度的取組の効果・課題

⑩制度的取組を実施することにより自治体にもたらしたメリット・効果

A) これまで行政が直接働きかけようとすると社会福祉協議会が担い手になることが殆どであったが、社会福祉協議会の1法人では対応できることが限られるため、地域のニーズにこたえるために連携推進法人と一緒に取組ができていることがありがたいと考えている。

本人の馴染みがある、特性に配慮できる方が関わる仕組みができたこと、また、連携法人社員同士で情報共有しながら当事者へ同じ方向を見て協力・支援を行えるようになったことが良かったと考えている。

⑪制度的取組を実施することが施設・事業所へもたらしたメリット・効果

C) 当法人は障害のある子どもの親が立ち上げた法人であるが、子どもたちが年を重ねてきたなかで成年後見制度についても考え始めたところである。保護者にとっては成年後見制度に懐疑的な部分もあり、これまで関係のある法人が引き続き支援できる枠組みに安心しているようだ。それにより保護者の関わりを薄くすることもでき、それが本人にとっても良いことになるのではないかと考える。

また、職員が他法人の研修に参加する機会ができ、広い視野を持つことができるようになり、成年後見というお金の仕組みを学んで自法人での支援に生かせるようになったと思う。

B) 自法人の金銭管理の規定・仕組みの甘さや緩さを把握し、見直しをかける良い機会となった。

他の法人の会議に出席する機会もできて、他の法人とこれまでとは異なる関わりが生まれたことも良かった。

D) 今まででは高齢者福祉・障害者福祉など縦割りで対応してきたが、これからは地域福祉を考えていく必要があると思っており、それには権利擁護が肝になると考える。施設・事業所単体では対応できない状況になりつつあり、地域で協力して行う必要が出てきている。「となりの」の取組は、第一に権利擁護を目的としているが、その他にも災害等の幅広い範囲に関する内容で連携するための良い仕組みを作るための起爆剤になれば良いと思う。

⑫制度的取組を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

⑩⑪にて述べた通り。

⑬制度的取組の実施により発生した課題と対応策

A) 連携推進法人に参画している法人は利用者のこと、地域のことを考えて頑張ってくれているが、業務多忙でなかなかそうはいかない法人もある。

介護保険では処遇改善加算のなかで連携推進法人に関わっているということが条件に含まれるようにもなっており、頑張っているところに報酬として給料が上乗せできるような仕組みが障害福祉サービスの分野でも進むと良いと考えている。

【別添1】「社会福祉連携推進法人となりの」における法人後見について

社会福祉連携推進法人となりの における法人後見について



社会福祉連携推進法人

となりの



となりのInstagram



となりのホームページ

わたしたち“社会福祉連携推進法人となりの”について

- わたしたち“となりの”は、2023年9月に成年後見の担い手不足という豊田市の地域課題の解決に向け、その一翼を担うために設立した新しい法人です。
- 社会福祉連携推進法人の名のとおり、市内4つの社会福祉法人が社員に、市内3つの社会福祉法人・施設が賛助会員になり、連携して法人後見の受任を目指しています。
- 豊田市役所や豊田市社会福祉協議会、地元の専門職、企業、当事者等とも連携しており、高齢者や障がい者が自分らしく暮らせる豊田市を作っていきたいと考えています。



社会福祉連携推進法人が成年後見を担う意義・効果

1. 職員が福祉の支援に長けており、本人の意思決定支援に寄り添い、専門的な支援ができる。
2. 複数の法人が生活面、金銭管理、意思確認等を分担することで、適切な形の権利擁護支援ができる。
3. 若い方など長期の支援が必要な方にも、継続性のある後見業務を行うことができる。
4. 社員である社会福祉法人が増えることで、より多くの後見業務を担うことができる。

豊田市において成年後見制度の担い手が必要となる背景

- 高齢化（特に後期高齢者）に伴う認知症高齢者数の増加。
- 知的・精神障がい者数の増加、地域移行の増加、親の高齢化。



〔出所〕第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（注）・第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン（注）

となりの
とんぼ

3

豊田市における担い手としての法人後見の必要性

- 成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援ニーズの数に対して、担い手の数が不足。
⇒ 専門職・市民後見人・社会福祉協議会による法人後見だけでは、ボリュームに対応できない。

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある
高齢や障がいのある豊田市民
6,000人程度

成年後見制度の利用の必要性が高い豊田市民
664人

豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数
214人
とよた市民後見人バンク登録者数
98人
※社協の法人後見では既に45人を受任済

〔出所〕豊田市による推計結果及び「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」

となりの
とんぼ

4

社会福祉法人を巡る動向①

- 平成28年改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の責務規定が創設。
⇒ 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割の明確化。



〔出所〕厚生労働省資料を簡略化

社会福祉連携推進法人
となりの

5

社会福祉法人を巡る動向②

- 社会福祉連携推進法人は、地域共生社会を目指す法人連携方策の新たな選択肢として創設。
⇒ 2つ以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

地域共生社会を目指し、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携

規模の大きさの活用や効率的な事業運営が可能に

社会福祉連携推進法人
となりの

6

豊田市における新たな法人後見実施の方向性

豊田市で事業を運営する社会福祉法人が

新たに**社会福祉連携推進法人を設立して法人後見を実施**

社会福祉法人が法人後見を行う意義

- これまで培ってきた福祉的な支援のノウハウの活用
- 地域で担うべき公益的な役割を果たせること
- 職員が後見業務に従事し生活全般を有る経験や、権利擁護や意思決定支援の重要性を改めて知る機会を得ることは、社会福祉法人としても人材育成の観点で有益



社会福祉連携推進法人で実施する理由

- 不足する後見人の担い手数への対応（スケールメリットの活用）
- 成年後見制度業務の専門性を効率的に確保（各法人で備える非効率さの回避）
- 利益相反の回避（自法人の利用者の後見受任はできない）

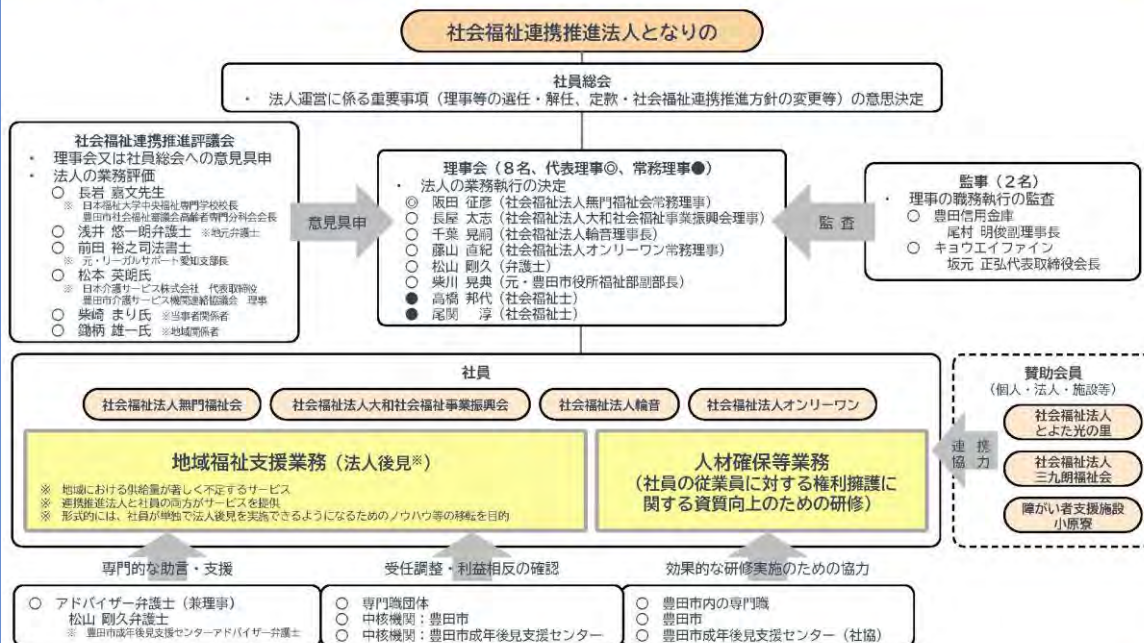
地域課題の解決へ

成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援ニーズ

社会福祉連携推進法人
となりの

7

社会福祉連携推進法人となりの体制図



社会福祉連携推進法人
となりの

8

支援開始までの流れと連携推進法人で受任する対象者について

成年後見支援センターで相談
・ 成年後見制度の必要性や申立て方法などを相談する



成年後見支援センター定例会・受任調整会議で連携推進法人の受任の適正判断



連携推進法人の事務局にて支援員として担当する法人の調整



受任

社会福祉連携推進法人で受任する対象者

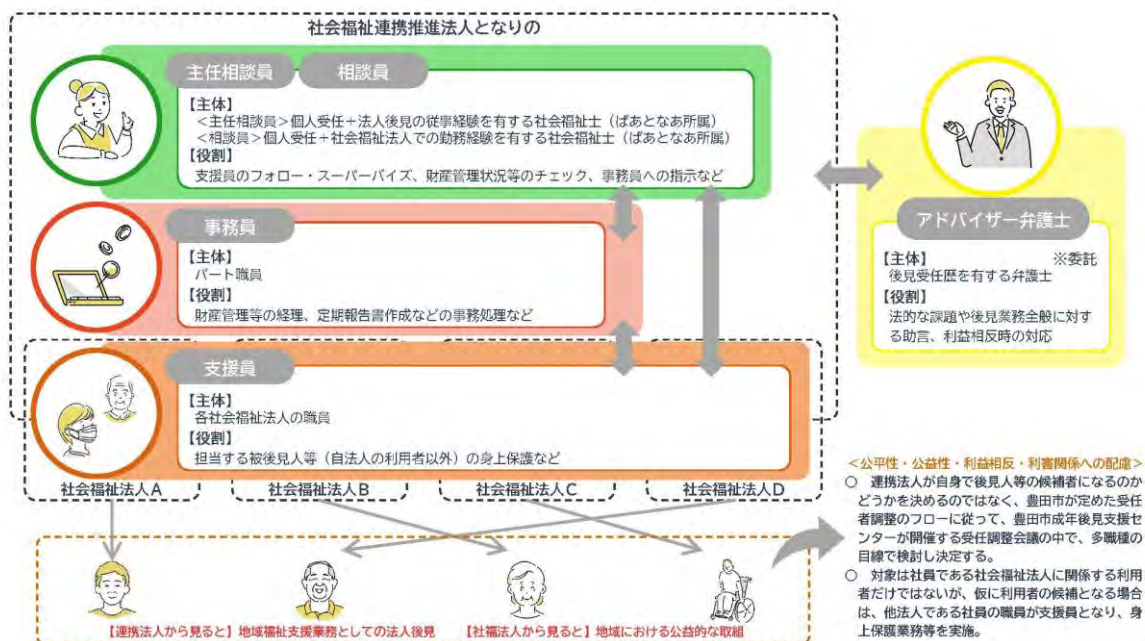
(当初)

- ・ 社員である社会福祉法人が経営する施設の入所者
- ・ 社員である社会福祉法人が支援し、その支援体制が整っている利用者
- ・ 賛助会員が経営する第一種社会福祉事業の利用者

(現在)

上記対象者に加え、社会福祉法人に期待される役割として、社員である社会福祉法人が関わっていない豊田市民も含めて後見受任

社会福祉連携推進法人による法人後見を実施するための体制



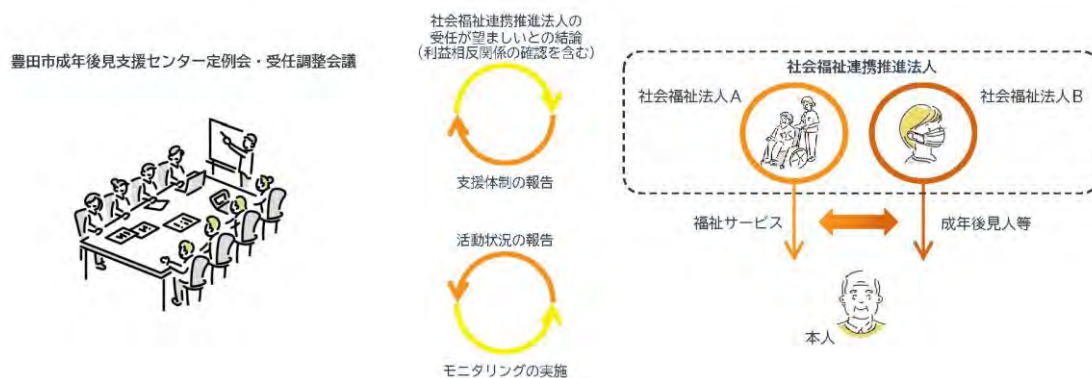
利益相反関係の防止に係る考え方①

- 形式的な利益相反関係については、別法人である社会福祉連携推進法人が受任し、自法人以外の法人が担当することで、回避することが可能であるとする。



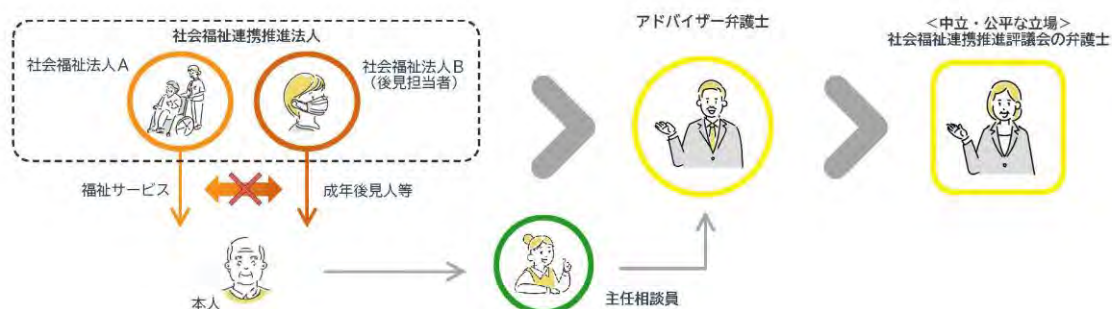
利益相反関係の防止に係る考え方②

- 実質的な利益相反関係については、外部の合議体である豊田市成年後見支援センター定例会・受任調整会議において申立て時の利益相反関係を確認するとともに、支援体制・活動状況を定期的に報告して、実質的に利益相反となる状況の未然防止・モニタリングを行う。

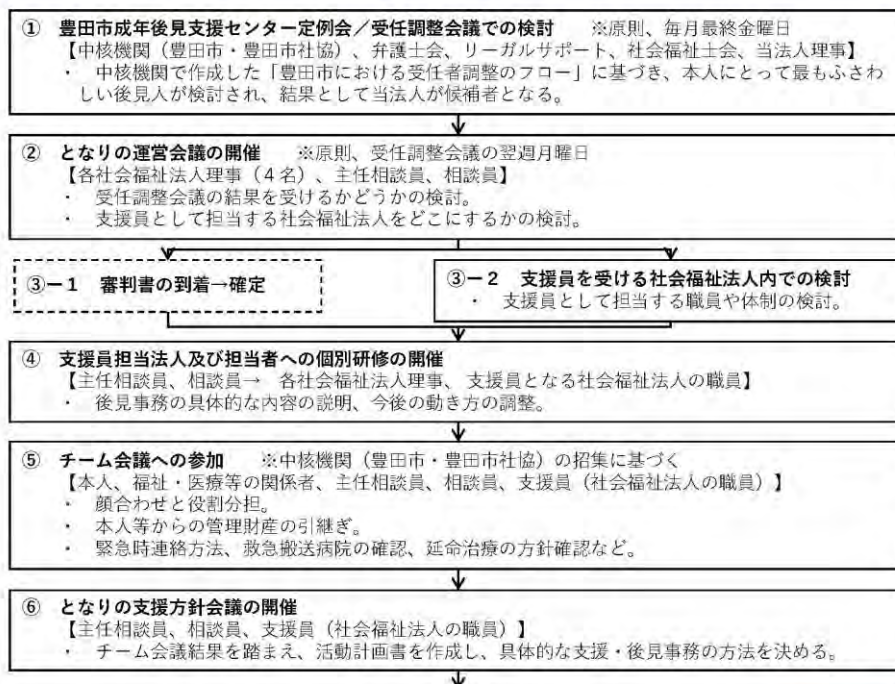


利益相反関係の防止に係る考え方③

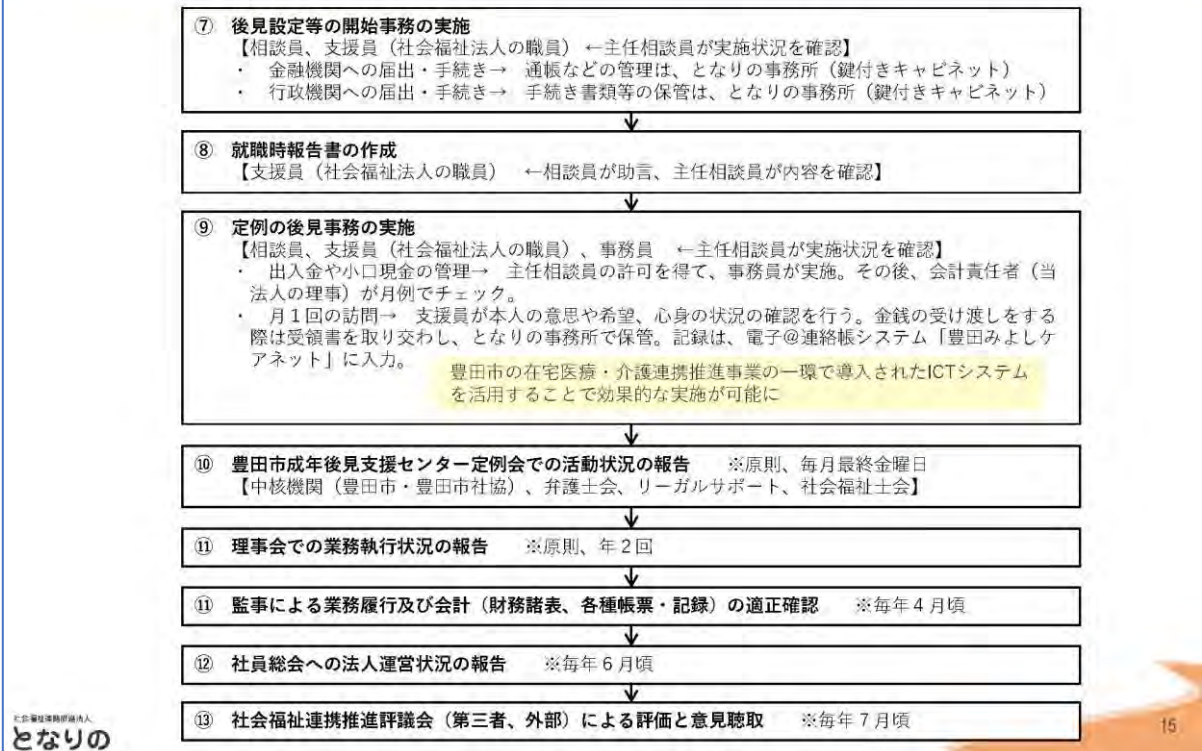
- 利益相反の状況が生じた場合（例：不適切なサービス提供があった場合に、被後見人のために自らの法人を訴える等）、後見担当者又は本人からの苦情相談を受けた主任相談員が、アドバイザー弁護士に報告し、状況の確認や必要に応じて和解等を試みる。
- 上記対応が不調に終わり、本人に不利益が生じる場合は、中立・公平な立場である社会福祉連携推進評議会の弁護士を通じ、必要に応じて法人の業務執行を担う理事会に意見具申を行う。



社会福祉連携推進法人となりの 後見事務実施の流れ



社会福祉連携推進法人となりの 後見事務実施の流れ



職員への研修について

- 社員である社会福祉法人の職員が支援員として活動する前には、連携推進法人職員・専門職・豊田市・成年後見支援センター（社協）により、半日×2日間の研修を実施する。
- これにより、成年後見制度の概要や、通常実施している支援と権利擁護支援の視点の違いなどを理解できる機会を提供し、安心して活動に参加してもらえるようにする。

時間	研修内容	ねらい
1日目 13:30～15:40 (120min+休憩)	1 成年後見制度の概要 ○ 成年後見制度とは ○ 豊田市の実情 ○ 成年後見人の実務	○ 成年後見制度の基礎を理解する。 ○ 豊田市の実情によりどのような対象者が多いかを理解する。 ○ 類型により与えられる権限が異なることや、後見人がやるべきこと、やってはいけないことを事例を通じて理解を深める。
2日目 13:30～14:20 (50min)	2 受任までの流れと初期対応 ○ 法人受任が決まるまでの流れ ○ 審判後すぐに行う事務 ○ チーム会議の意義	○ 審判書や審判確定書、登記事項証明書を理解する。 ○ チーム会議の内容を理解し、チームで支える姿勢を感じる。
14:30～15:00 (30min)	3 後見活動①（後見事務と財産管理） ○ 金融機関への届け出 ○ 送付先変更事務 ○ 財産調査と財産管理	○ 後見事務の概要を理解する。 ○ 就職時報告の内容を理解する。 ○ 後見人が行う財産管理の概要を理解する。
15:10～15:40 (30min)	4 後見活動②（ケース会議と身上保護） ○ 後見の支援方針（事例検討） ○ 訪問時の支援	○ 通常実施している支援と、後見人が実施する権利擁護支援の違いを感じる。

社会福祉連携推進法人となりの活動実績

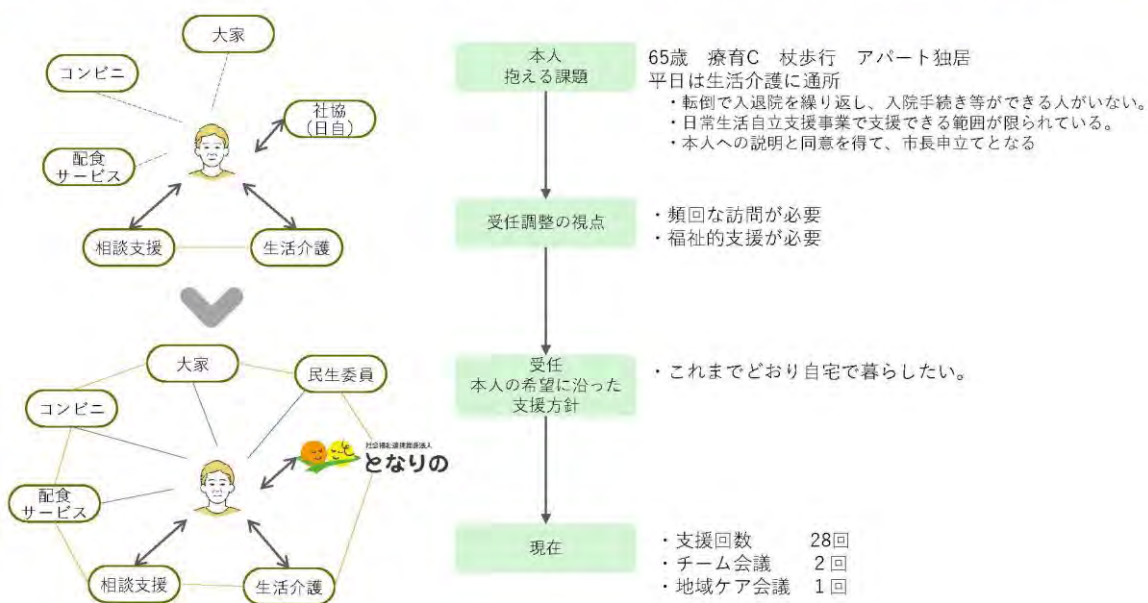
		2023年度（10～3月）	2024年度
支援活動	新規相談（実件数）	0	4
	受任前相談（実件数）	1	8
	後見受任（実件数）	1	10
	実働（延回数）	25	163
会議参加・開催	受任調整会議【参加】	1	14
	チーム会議【参加】	1	14
	運営会議【参加】	5	21
	実務者会議【参加】	0	11
研修実施	研修	1	5
広報対応	当事者団体等への取組紹介	0	2
	視察	2	3
	取材	2	3

社会福祉連携推進法人

となりの

17

法人後見での支援例（社員である社会福祉法人の事業利用者）



- 親なき後を迎えた社会福祉法人の事業利用者に対し、関係性を継続しながら後見利用が可能に（親も安心）。
- 地域に根差した活動をしている社会福祉法人がさらに関わることになり、地域支援者との関係も円滑に。

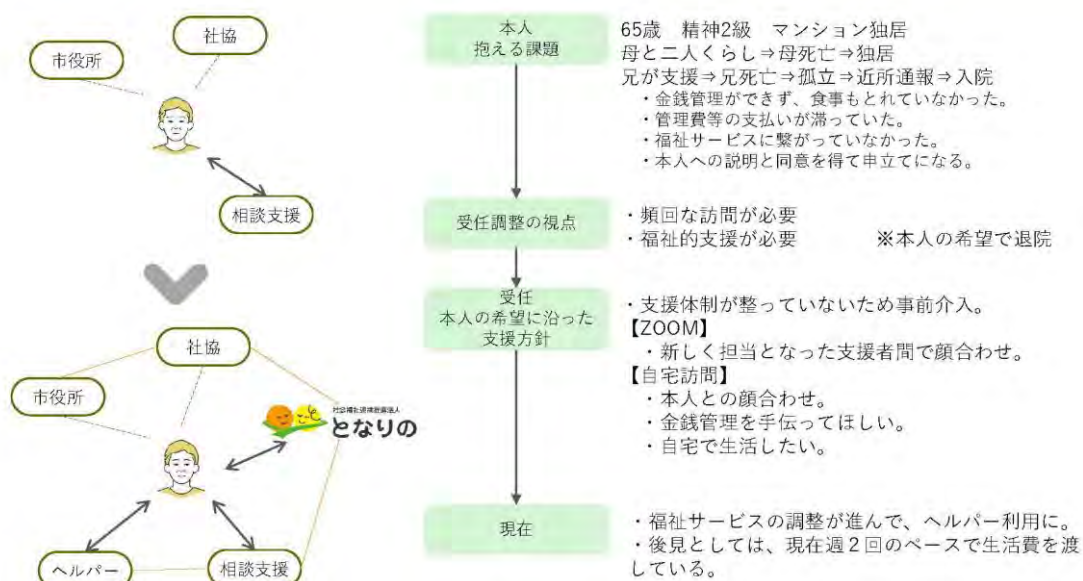
社会福祉連携推進法人

となりの

18

法人後見での支援例

(社員である社会福祉法人の専門性と社会福祉連携推進法人の仕組みが生きるケース)



- 支援の困難性が高く、障害に関する専門性が求められるケースに対しても、社員である社会福祉法人が有するノウハウ等を活用して円滑に後見業務が実施可能に。
- 頻回な支援が求められるケースでも、多くの法人が関わる仕組みを生かすことが可能。

社会福祉連携推進法人

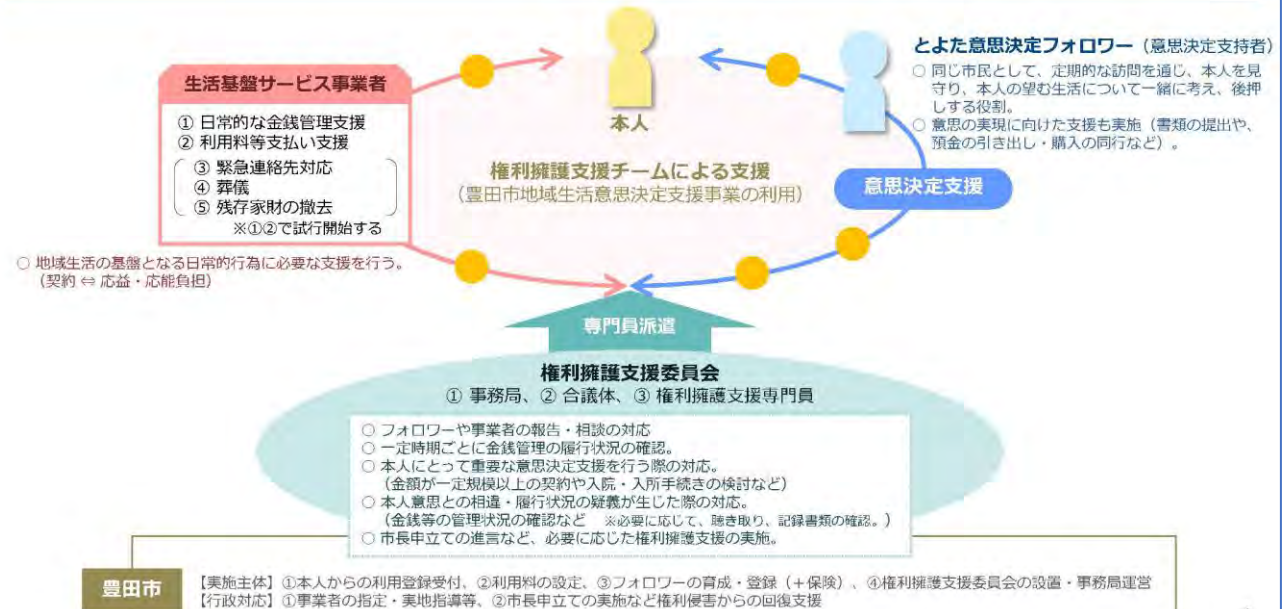
となりの

【別添2】豊田市地域生活意思決定支援利用フローと要綱の考え方

豊田市地域生活意思決定支援事業の実施イメージ（試行開始時）について

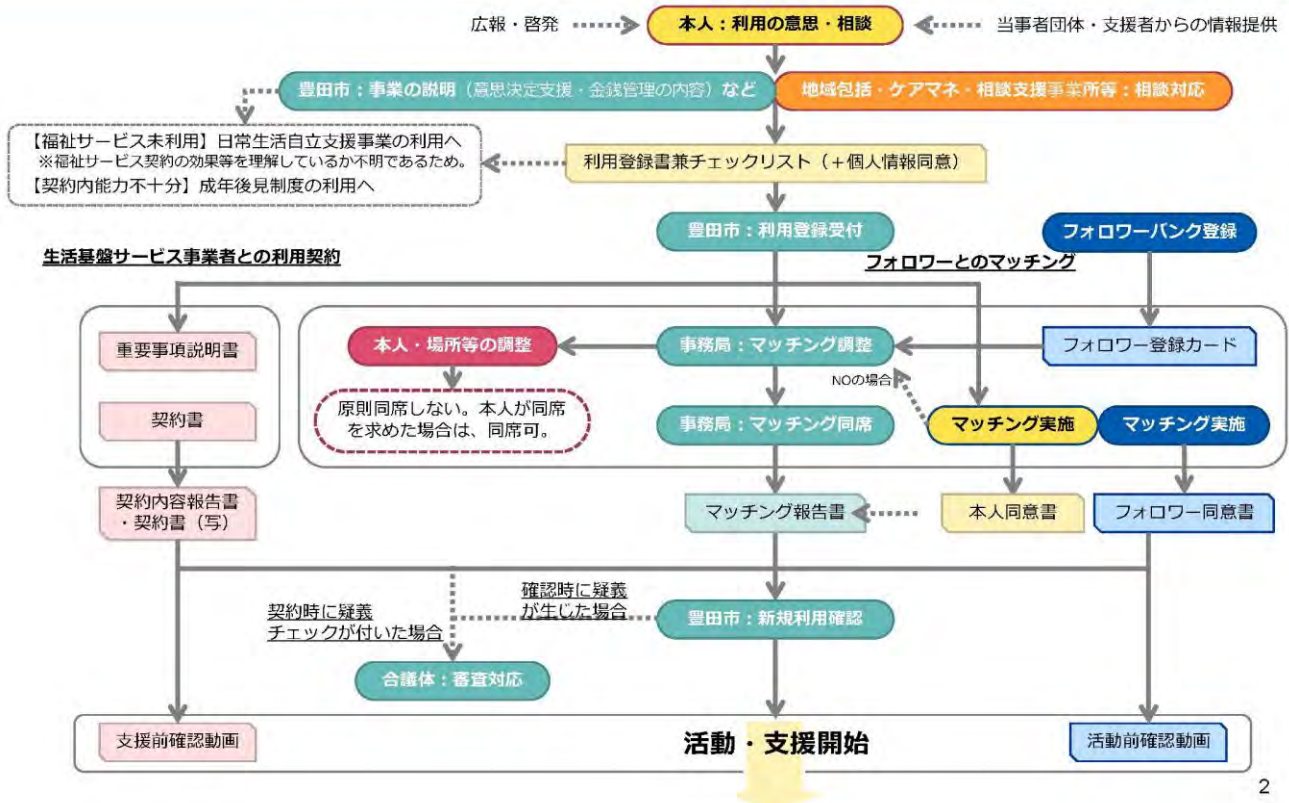


- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度に求められてきた「金銭管理・意思決定支援・適切な支援の確認」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各支援を分担・連携する仕組みづくりに着手（豊田市地域生活意思決定支援事業の試行）。
- 本事業は、将来的な成年後見制度（民法）の改正も視野に、身寄りのない方への支援としてニーズの高い金銭管理などの「生活基盤支援サービス」と、本人が元々有する能力の発揮と地域住民の社会参加による「意思決定支援」を組み合わせる支援を実施する。



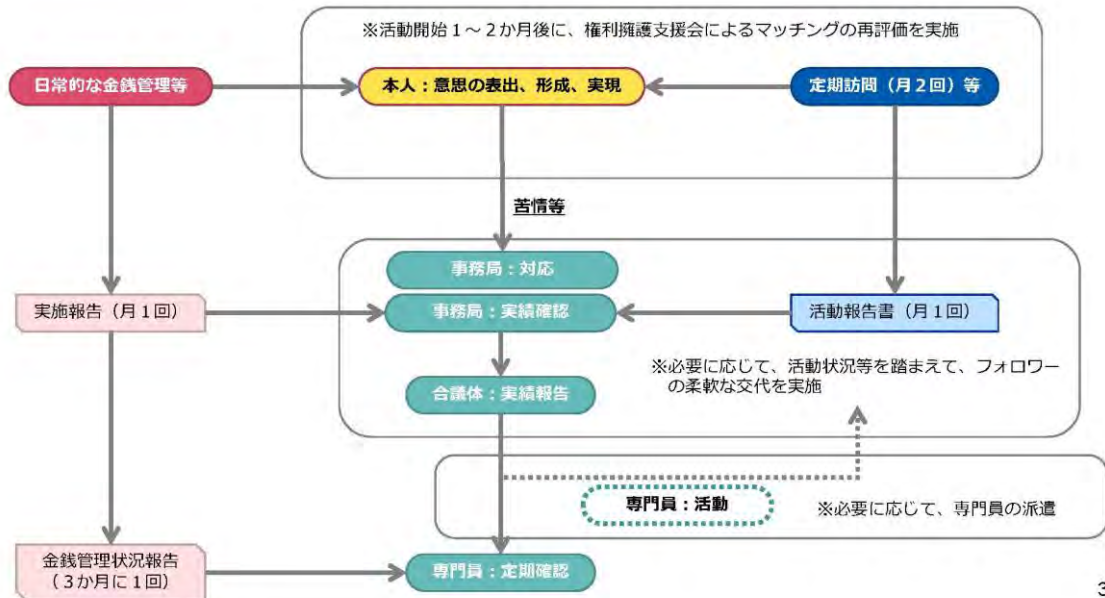
1

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー 1 / 2



2

活動・支援開始



④ 専門職団体等（ヒアリング結果）

1. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

I. 団体における金銭管理支援の概要

1. 団体の概要

(1) 団体の基本情報	①団体名	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
	②担当部署	利用促進法対応委員会
	③会員数（職員数）（令和7年4月1日時点）	会員 8,530 名 法人会員 304 法人
	④団体の主な活動	後見人の養成・推薦並びに指導監督、普及啓発活動 入会した司法書士が後見人を受任しているほか、法人後見も件数は少ないものの受任している。

2. 団体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する取組

①取組内容（主に成年後見制度における支援や取組状況）

法人に所属する会員の執務の管理や指導監督を通じて、会員が後見人として金銭管理を適切に行うことを支援している。

法人後見は現時点で約 50 件法人後見監督は約 200 件程度受任し、会員個人は現時点で 6 万件以上受任している。

リーガルサポートにて直接的に金銭管理をしているのではなく、会員が適切に支援しているかの監督を行っている。

年 2 回、家庭裁判所への報告とは別に LS システムという報告ソフト（クラウド）を用いて会員より業務報告を求めている。

また、会員の質を担保するため研修を開催し、所定の単位を取得したものを後見人・後見監督人名簿に登載している。名簿は二年ごとの更新制となっており、更新にあたっても所定の研修単位を取得する必要がある。

<法人後見の展望>

現在の法人後見は個人としての受任が難しい困難なケースに限った形で受任している。その一方、支部からは担い手が少ない地域における法人後見の活用について意見が出ているため、より積極的な受任を検討していく必要性を感じている。

社会福祉協議会が法人として受任し、そこに専門職がアドバイザー等として支援する形の中で当法人の会員が関与している事例もある。また、地域で非常に支援が困難なケース（攻撃性が高い、粘着性が高い当事者への支援）の受け皿とし当法人が選任されているケースが多いが、件数が増えてきている課題がある。

②具体的な支援内容

会員に対して定期的な業務報告を求めている。研修などを通じて資質の向上に努めている。

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

後見人である各会員が支援しており、それを指導監督・支援している。

④支援の頻度

原則として半年に1回、会員に報告を求めている。

⑤金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

団体として作成は行わないものの、会員に文書等の作成の必要性を指導している。

⑥金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

団体として直接費用は徴収していない。

(2) 金銭管理支援の効果・課題

⑦専門職団体等（貴団体）による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

法律のほか、医療・介護・福祉・意思決定支援など業務に必要な幅広い研修の受講を求め、会員の質の向上に努めており、そのことが当事者のメリットになっている。

LSシステムの活用により、会員の執務を管理監督する体制ができている。

当事者や施設等より苦情が出たということが支部に連絡が入った場合、支部が事情聴取を第三者的立場で行うことにより、施設からの誤解が判明するなど状況が解れていき、広い意味での会員の支援につながっている。

⑧専門職団体等（貴団体）による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

不正など不適切な業務を事前・早期に発見できるよう努めているが、発覚した場合は除名などしかるべき処分を実施している。また、名簿登載会員による財産侵害について、被害者への交付金制度を設けている。

⑨成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等

成年後見が終了することを想定した場合の体制整備、特に支援の地域差を無くすことが課題と認識している。

当事者への意思決定支援を担う支援者と金銭管理を担う支援者で役割分担した上で、それらを監督する仕組みを設けることが考えられる。

3. 後見人等としての金銭管理支援の状況

(1) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑩支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

財産管理は基本的に後見人が行うが、必要に応じて日常的な金銭管理について施設・事業所に依頼することもある。本人の生活に必要な金銭について、相互に連携・相談しながら支援している。

⑪後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）

施設・事業所が必要以上に支出に慎重になるケースがある。どれぐらいの額であれば支出可能かということを予め施設や後見人が共有しておくことが必要であると考ええる。

⑫後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）

スマートフォンの利用について、本人が有料サイトにアクセスし多額の請求が来てしまう、SNSに登録しトラブルになりかけるなど課題は少なくない。本人に説明の上で利用上の上限を設定しても、設定解除してしまうこともあり、本人の意思決定の尊重とのバランスが難しいと感じる。携帯電話会社側が成年後見制度に対する理解が十分ではない面もあり対応は難しいが、施設と協力して日頃の本人の生活状況を見守りつつ、本人とも話し合うという地道な対応を行っていくしかないと考ええる。

「お金がない」ということであれば説明できるが、健康上の理由や、詐欺サイトのためにアクセス制限をする必要がある等の状況では、後見人がストッパー役となることで支援が回っている実態がある。施設側からも、「後見人がダメというからだ」というように説明をしてもらえる。

施設側が必要以上に慎重になるという話は団体内でも頻繁に事例として共有される。例えば、本人が外出を希望していると施設に伝えても、検討すると受け止めてはくれるが実現がないことがある。何かをするということが、様々な事情を汲んで実行する必要があることから、余裕があっても実現しないことがある。施設等における集団生活の中では、特定の人だけがたくさんお金を使っていると、他の利用者とのバランスの問題も出てくるため、施設側も金銭使用に慎重になっている可能性もあると考ええる。

(2) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑬後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

主に在宅のケースであるが、日常的に使用する金銭について本人が収支を出納帳に記入し、地域生活支援センターにて定期的に確認を行うとともに、後見人にも連携してもらう。

本人としては、管理されているという意味ではなく、自分のお金をどのような形で使っているかが見える化されることがよいとのことである。

⑭連携に当たっての課題とその対応

出納帳をつけることについては、本人の意向や向き・不向きがあるため、すべてのケースでは当てはまらず、本人に勧めることにより関係悪化するなど逆効果になることもあるので相手の様子をみて支援を検討する必要がある。

(3) 本人の意思の尊重

⑮金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

本人、権利擁護支援チーム内であらかじめ話し合い一定のルールを決めている。

例えば、本人が生活に支障が出てしまう額のお金を使うことを求めた場合は、以前に決めたルールをもとに話し合う。（なぜ使いたいのかという気持ちを聞き取る、費用が掛からない他の選択肢はどうか、積み立てを検討する、等）

⑯金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

家族と本人の意見が相違するケースは度々見受けられる。

施設と本人という関係は相反する部分があるため、第三者がどのように関われば本人の財産が守られるかの検討は重要な点である。例えば、1万円しか余裕がないなかで本人には食べたいものがあるが、送迎のために必要なお金も残す必要があるという場面などがある。

また、本人が旅行を希望しているが、家族が危ないからと慎重な場合もある。必要な支援があり、費用面で折り合いがつけば旅行が可能というケースであれば、家族の心配を払しょくできるよう、丁寧に説明しつつ話を進めいていく方向で検討・調整を行っている。

双方の意見の調整は必要であるものの、後見人としての「本人側に立って考える」という立ち位置は、ぶれないようにしたほうが良い。また、支援者全体で様々な視点から検討することも必要である。その中で着地点を見出していくことが大切ではないかと考える。

2. 公益社団法人日本社会福祉士会

I. 団体における金銭管理支援の概要

1. 団体の概要

(1) 団体の 基本情報	①団体名	公益社団法人 日本社会福祉士会
	②担当部署	企画グループ
	③会員数（職員数）（令和7年 4月1日時点）	会員数：44,961人（全国都道府県社会福祉士会） 職員数：17人
	④団体の主な活動	本団体は連合体であり、都道府県で独立した社会福祉士会を運営している。 日本社会福祉士会内に「権利擁護センター ぱあとなあ」の組織があり、社会福祉士自身が権利擁護活動を行っている。 今回のヒアリングにおける法人としての取組内容は、日本社会福祉士会では法人後見を実施していないため都道府県社会福祉士会にて実施している一部の内容となる。 参考（団体ホームページ）： https://www.jacsw.or.jp/introduction/activity.html

2. 団体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する取組

①取組内容（主に成年後見制度における支援や取組状況）

法定後見を受任している会員は名簿登録をしなければならず、名簿登録者に対し、財産管理・身上保護に向けて適切な対応ができるような研修を実施している。

当事者への支援は金銭管理だけを実施しているのではなく、身上保護など後見人としての業務の一環として行っている。

参考（団体ホームページ）：

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/index.html>

<法人後見の展望>

法人後見について、都道府県社会福祉士会が受任している都道府県があるが、日本社会福祉士会としては受任していない。

受任の状況は都道府県ごとに異なっており、以前は法人後見を一手に200件ほど引き受けている都道府県が存在した。現状でも個人後見ではなく法人後見を中心に受任している県もある。

ぱあとなあ設立時は個人の受任を大事に考えており、法人後見の必要性は理解しながらも社会福祉士会として担うことに疑問があった。しかしながら、ここ数年で担い手の育成や地域連携ネットワー

クづくりという文脈もあり、法改正も踏まえた法人後見の体制を考え始めている。統一的な見解は過去にとりまとめているが、見直す必要性がある。

②具体的な支援内容

日本社会福祉士会においては成年後見制度（法定・任意）における会員の活動状況を把握し、必要な支援を行っている。成年後見制度に関わる会員（名簿登録者）は、全国で9,672名である。

各都道府県社会福祉士会における取組は、日本社会福祉士会が基本を示すが、会によって体制や状況は異なる。

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

各都道府県社会福祉士会により状況が異なる。

④支援の頻度

各都道府県社会福祉士会により状況が異なる。

⑤金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

各都道府県社会福祉士会により状況が異なる。

⑥金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

各都道府県社会福祉士会により状況が異なる。

※③～⑥は、法定後見以外の関わりとして回答している。

（２）金銭管理支援の効果・課題

⑦専門職団体等（貴団体）による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

類型別の受任状況について、成年後見人が約64.7%、保佐人が26.8%、補助人が7.3%であり、補助人が少ない状況である。その一方、保佐人が全国統計から比べても多く、右肩上がりが増加している。成年後見人は減少傾向にある。

保佐人の受任が増えていることは社会福祉士会の特徴である。本人にとって必要な支援が包括的ではなく限定的であることの重要性に鑑み、保佐人や補助人として支援に対応しているということが、代理代行ありきではない支援として障害者にもたらしたメリットであると考ええる。

参考（団体ホームページ）：

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/juninjokyo/2025-1205-1401-10.html>

⑧専門職団体等（貴団体）による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

特記事項無し

⑨成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等

令和2年度の厚生労働省における補助事業において、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に向けての検討を行うためのチェックシートを開発した。

成年後見制度に移行するだけでなく成年後見制度から日常生活自立支援事業に戻ることに触れており、途切れない支援が提供されていて、後見制度だけではない在り方の必要性も念頭に置いている。

参考（団体ホームページ）：

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/2020.html>

② 3. 後見人等としての金銭管理支援の状況

（1）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑩支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

特記事項無し

⑪後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）

当事者に後見人等がついているというだけで施設・事業所側より構えられてしまうことは感じる。

施設の場合は、お金を使うタイミングや機会が訪れない実情がある。本人からの明確な意向の表明が難しい場合、意思決定支援をしながら希望を引き出すことに現場では困難さを感じているようだ。後見人のみで対応できる内容ではないため悩ましい。また、支援の状況や課題についても施設・事業所や当事者の障害特性等によって千差万別である。

⑫後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）

後見人が嫌われ役になることで、日常の支援が安定するという事案もあるが、本当に大事なところは、後見人と施設やグループホームが目標を共有できて役割分担が固定化しないことであると考え。このような共有ができる施設・事業所はありがたく、本人にとっても制度の利用がメリットにつながると思う。

グループホームを運営する法人が、補助金の削減など現在非常に厳しい運営状況に置かれていることを理解する中でどこまで対応を求めているかは悩ましい。当事者への金銭管理以外にも含めた全体的な支援の方向性について国に考えてほしい。

（2）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑬後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

金銭管理を含めた全体的な管理・支援の方法を検討する際に、客観的な立場として障害者地域生活支援センターに入ってもらおう。

また、地域の連携ネットワーク会議等に金融機関も参加し、地域課題を一緒に検討する場合がある。

⑭連携に当たっての課題とその対応

金融機関との連携は課題であるが。個別の案件では協議が難しく、地域連携ネットワークにおいて地域課題として検討される場面はある。そのことが個別の支援に反映されるまでには仕組みが必要となる。

(3) 本人の意思の尊重

⑮金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

後見人等として、本人の意思決定支援のあり方について、継続的に研修を受けられる体制をつくっている県が多い。金銭管理だけをとりあげるのではなく、生活支援のための金銭管理という位置づけを意識している。

⑯金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

日常的な金銭管理だけでなく、支援の全体像を誰が把握するかが重要であると考え。後見人・保佐人が担っていたことを、制度改正後は誰が担うことになるのか。利益相反が起こらないようにしなければならない。

ある事例で、ゲーム機を買った生活保護を受けているグループホーム居住者について、お金の問題に加えて、グループホームという共同生活の中で他の人が持っていないものを持つことについてどう考えるかを話し合った。他の入居者のことも考えながら、使う時間等のルールを決めたことがあった。この事例において、支援の全体像を把握し、ゲーム機を購入するという最終判断を行ったのは後見人であったが、決して後見人が独断で良し悪しを判断するわけではない。このようなプロセスを考えると、今後、意思決定支援の取組みをどのように推進していくかが重要であると考え。

3. 公益社団法人日本精神保健福祉士協会

I. 団体における金銭管理支援の概要

1. 団体の概要

(1) 団体の基本 情報	①団体名	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
	②担当部署	認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業
	③会員数（職員数）（令和7年4月1日時点）	会員数：12,111人 職員数：15人
	④団体の主な活動	本協会は、1964年に日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会として創設され、現在は12,000人を超える構成員と47都道府県支部を擁する全国組織である。精神障害のある人々の社会的復権と福祉の向上をめざし、専門的かつ社会的な活動を通じて、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを中心的な目的としている。 現在のクローバー登録人数は300人に満たない程度である。就労支援・グループホームなど障害者支援の現場で働いているメンバーが登録している。 また、法人後見の実績は無く、専門職（精神保健福祉士）の成年後見人の養成をするとともに、全国からの家庭裁判所の依頼を受けて推薦している。

2. 団体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する取組

①取組内容（主に成年後見制度における支援や取組状況）

法人後見を行っていないため組織としての対応なし。

個人として後見活動を行う専門職後見人の養成を行っており、認定成年後見人の登録を行っている。成年後見活動を行う精神保健福祉士への情報提供、研鑽の場の提供を行うことによって、精神障害者等への権利擁護の推進に寄与することを目的として「クローバー」を組織している。

また、過去に構成員向けに日常的な金銭・貴重品管理に関するガイドライン（2006年7月10日発行）を発行、配布した。精神科病院ではいまだに病院が患者の金銭管理を行うという事例があり、会として問題視してきたことを背景にガイドラインを発行した。

＜法人後見の展望＞

構成員の一部からは、後見活動に興味があっても現場を抱えている状況では活動できないため、法人後見であれば関わるができるという声もある。

九州においては精神保健福祉士や法律職等が立ち上げた法人があり、多職種による法人後見活動を行っている。担い手の問題や質の問題、マッチング等を課題と考え、法人後見のニーズがあるという話も聞く。

自身の活動する地域では、精神障害者の特性により頻繁な電話対応が必要であるなどの課題があり個人としての受任が難しい方が受任者調整会議等で検討されることも多い。検討の結果、法人後見にて対応すると結論付けられることもあるが、法人後見の担い手となる社会福祉協議会で実際に支援を行う支援員は経験の浅い職員であることも多く、対応に苦慮しているという話を耳にすることもある。

②具体的な支援内容

法人後見を行っていない。具体的な支援なし。

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

法人後見を行っていない。具体的な支援なし。

④支援の頻度

法人後見を行っていない。具体的な支援なし。

⑤金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

法人後見を行っていない。具体的な支援なし。

⑥金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

法人後見を行っていない。具体的な支援なし。

(2) 金銭管理支援の効果・課題

⑦専門職団体等（貴団体）による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

※クローバーでは、受任している登録者が、年1回の定期報告にて後見活動の課題等を報告している。ここでは、それらの意見を集約したものをお伝えする。

・本人の意思を反映する

専門職が金銭管理を行うことで、単に財産を管理するだけではなく、本人の意思決定支援や生活再建を中心に据えた包括的支援を行うことが可能となり、本人の意思を生活に反映していくことが可能となる。

・本人の力を活かす

精神障害のある人は、症状の波、生育歴、対人不安、衝動性、依存、認知機能の偏りなど、金銭に関する課題の背景が極めて多層的である。そのため、金銭管理の困難さは「能力の不足」では

なく、「支援環境の不足」から生じることが少なくない。精神保健福祉士がこうした背景を理解し、症状の安定度、生活歴、リスクの特性を把握したうえで、金銭管理を“本人の力を活かすプロセス”として位置づけてかかわることが可能となる。

- ・ 自信の回復

予算立てや使途の整理を“押し付けず”、話し合いながら作り、達成できた部分を丁寧にフィードバックすることで、被後見人等の自信の回復に繋がった。

- ・ 自立に向けたかかわり

対人不安が強い人には、窓口同行や支払い同席を通して手続きを可視化し、少しずつ自立に向けた段階づくりを行うことができた。浪費や依存傾向に課題がある場合には、支援者が管理者となるのではなく「一緒に振り返る」構造をつくることで、失敗を責めず、再発予防につなげる支援が可能になった。また、専門職がかかわることにより、生活の安定化、借金トラブルの減少、地域生活の継続、本人の主観的安心感の向上が生まれている。さらに、金銭管理を通じて形成される信頼関係は、精神科治療・就労・住まいなど他領域への橋渡しにも機能し、地域生活を支える基盤として大きな役割を果たしている。

自身で対応できることが増えて後見人の関わりが減ったり、障害支援区分が変わったりすることもある。一方、自信の回復には時間がかかるものである。

⑧専門職団体等（貴団体）による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

※クローバーでは、受任している登録者が、年1回の定期報告にて後見活動の課題等を報告している。ここでは、それらの意見を集約したものをお伝えする

<課題>

- ・ 制度上の位置づけの曖昧さ

成年後見制度・日常生活自立支援事業・相談支援・アウトリーチ支援など複数制度が同時に関係する場面が多いにもかかわらず、それぞれの役割分担が明確ではないため、依頼が重複したり、逆に制度の狭間で対応が難しい事例が発生したりする。

- ・ 支援の負担

金銭管理支援は本人の生活背景を深く理解する必要があるがゆえに、支援が長期化・重層化しやすく、支援負担が大きくなる。

- ・ 本人の自律性を損なう危険

判断能力が揺らぎやすい人や衝動性が強い人の場合、支援者が「管理者」になってしまい、本人の自律性を損なう危険がある。これは精神保健福祉士の意図とは反するが、制度的に委任契約や代理権が不明瞭であるため、結果的に“トラブル回避のための管理”が必要になる場面が多い。

- ・ 持続可能性の問題

支援者が金銭を預かるリスク、夜間・休日の緊急対応、支援の報酬化がされていないことによる持続可能性の問題も大きい。

<対応策>

- ・専門職団体によるガイドラインやリスク基準の作成、金銭管理の範囲を画一化せず個別化しつつも判断軸を共有する仕組みづくりなどが考えられる。また、後見制度や自立支援事業との接続基準を明確化し、支援開始・移行のフローを整備することで、制度的ギャップを埋めることができる。さらに、後見人等が金銭管理支援を単独で抱え込まないためのチーム支援体制、関係機関との連携強化、研修体制の拡充等が、持続可能な支援に繋がっていくと考えられる。

成年後見の申し立てをしようとしたところ、行政からも社協からも対応を断られたという事例を聞く。結局誰も申請支援をしなかったとのことである。申し立ての前段階において、実施している事業や制度だけの紹介で終わってしまう。金銭管理において、何が相手にとって望ましい支援かということを考える時間を提供ができていないことを課題に感じている。当団体としてというより、専門職の資質の課題だと感じている。

⑨成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等

今後の金銭管理支援には「被後見人等の意思を中心に据えた支援の体系化」が求められる。従来の後見制度は“保護”を重視してきたが、現在は意思決定支援・権利擁護を重視する方向へと転換しており、精神障害のある人に対しては、支援者が単に管理を引き受けるのではなく、判断力を引き出し、選択を支える実践が重要となる。

しかし、制度間の連携不足により、後見制度の対象とならない人や自立支援事業の基準に合わない人など、支援の狭間に置かれるケースが多い。生活困窮、依存症、発達特性を背景にした金銭トラブルは増加しているが、既存制度では拾いきれない層への中間的支援の仕組みが不足している現状がある。

その中で専門職後見人が担う役割は大きい。専門職後見人が専門的な知識や権利擁護の視点を持ち専門性を活かし制度横断的に支援を組み立て、本人の「できる力」を引き出しながら地域生活を支える実践が求められている。また、金銭管理支援の質を確保するためには、専門職団体として倫理基準、支援範囲、リスク管理指針を整備し、研修体系を強化することなども必要と思われる。

さらに、公的制度の見直しに合わせて、地域での協働体制や第三者チェック機能を整えることで、持続可能で信頼性の高い支援体制の構築が求められる。

また、病院にて長期入院されている方だと親族とも縁が切れており、誰が声を上げて支援につなげていくのか見出しにくいような孤立された当事者への対応が課題である。

3. 後見人等としての金銭管理支援の状況

(1) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑩支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

LINE WORKS やメールや電話を用いて報告・相談・情報共有をまめに行っている。本人管理のキャッシュカードをグループホームが管理し、後見人等がお金を入金後、グループホーム職員が下ろして本人に手渡しするようなやり方をしている。また、本人が就労支援で得た工賃はグループホーム職員に預けることもある。

本人には月の収支状況を表にして説明している。負債がある場合は、その意味や返済の意味を何度も毎月のように説明している。また、就労支援事業所における昼食代や交通費といった生活に関わるお金についても、施設・後見人それぞれの立場からすり合わせるのにも時間がかかる。本人に理解をもらうために、日頃より話し合う機会を増やしてほしいと考える。

⑪後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）

関係者の認識の共有が課題である。日常の様々な事柄について最終的な判断を本人・施設・後見人の誰にゆだねるのかなど、あらかじめ後見人等が知りたいことはお伝えするようにしている。また、日常生活における小さなトラブルについて、職員から後見人には報告は不要だと判断されてしまい、後々その経緯を聞くようなことがあって困ることがある。困ったときに互いの顔が浮かぶような関係づくりを心掛けている。

⑫後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）

特記事項無し

（２）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑬後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

精神障害者のある方の支援において、医療機関との密接な連携は不可欠なものである。長期入院者の課題として、意思決定支援や金銭管理以前に、病院が預貯金の管理を続けている実態も一部残っていると聞く。また、地域で暮らしている場合には、精神疾患の影響を重要視されてしまう傾向がある。医療的な判断・見立てが優先され、問題が起こらないための金銭管理が優先されてしまう。そのため、本人の生活について話し合うとき、医療的な判断や見立てを優先する関係者と被後見人等の意思決定支援を重視する後見人の対立構造が生まれることもある。

⑭連携に当たっての課題とその対応

特記事項無し

（３）本人の意思の尊重

⑮金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

- ・本人のお話の中で、共感できること、賛成できることと検討した方が良いと考えることを具体的にはっきり伝えている。情報収集や比較検討のプロセスを提案して進めている。
- ・イラストなどの視覚情報、ひらがなを用いるなど本人に理解できる方法にこだわる。関与する部分／しない部分、代理する部分／しない部分について分けて説明し、生活に落とし込んでイメージをしてもらうようにしている。

- ・金銭管理支援について、今後の金銭使用について当事者と一緒に予算案を立てている。来月何に、どうやってお金を使いたいのかと問うと、食費・交通費・通院費にいくらかかるという内容が具体的に出てくる。お金を使うイメージを具体化してもらうことを重視しており、支出内容自体はそれほど気にしていない。領収書は医療費については預かっている。出納簿の管理などは頑張りすぎてしまう人もいるため、病状や健康状態も観察してねざらい、注意喚起や、健康管理の指摘をしながら整理をしている。
- ・精神障害者にとっては、実際に体験してみないとわからないこともある。適切な行動を理解して、動けない方もいらっしゃるという前提を持つことが大事である。

⑩金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

詐欺被害に遭われている場面における対応が困難だった。本人としては、相手への好意があったり、詐欺をされたということを認めたくなかったりという気持ちがあったために対応が難航した。団体として困難ケースの対応について相談する仕組みがある。後見人等は本人と考え方の整理を続けて支援を行っている。

4. 日弁連高齢者・障害者権利支援センター

I. 団体における金銭管理支援の概要

1. 団体の概要

(1) 団体の 基本情報	①団体名	日弁連高齢者・障害者権利支援センター
	②担当部署	—
	③会員数（職員数）（令和7 年4月1日時点）	150名程度
	④団体の主な活動	高齢者及び障害者の権利の確立および自立の支援を図るため、高齢者および障害者の権利の擁護に関する活動、高齢者および障害者に対する法的支援に関する活動、高齢者および障害者にかかる各種制度およびその運用の改善に関する活動等 参照 URL（団体ホームページ）： https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/aged_shien.html#seinenkouken

本ヒアリングは、団体に所属する4名の専門職（弁護士）の方に回答いただいた。各回答者の氏名は記載せず、アルファベットにて表記する。

また、団体としての総意でなく、各回答者の個人的な見解・意見としての聞き取りを行った。

2. 団体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する取組

①取組内容（主に成年後見制度における支援や取組状況）

A) 団体として当事者への直接的な支援は提供していない。団体の取組は現場の声を吸い上げたうえでの国・各関係機関へ制度に関する意見書の提出や協議が中心である。

団体における障害者当事者への金銭管理支援に関する取組としては、書籍「高齢者・障害者施設での金銭管理Q&A」の発刊を行った。2006年に発刊した書籍であるが、安全な金銭管理について記載している。

(参考 URL（団体ホームページ）：https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/publication/book.html)

当事者に対する直接的な支援は各都道府県の弁護士会内の高齢者・障害者に関する委員会にて対応している。具体的な取組・支援は弁護士会ごとに内容が異なる。

②具体的な支援内容

- A) 財産管理や成年後見の受任の相談、裁判所からの後見人等の推薦依頼への対応は、全国の各弁護士会にて共通で対応している。ホームロイヤー事業（※）については会により実施有無が分かれている。
- B) 福島県弁護士会ではホームロイヤー事業を実施していないため、成年後見制度において当事者への金銭管理支援を提供している。基本的な意思決定支援や金銭管理の在り方を踏まえて取り組んでいるところであるが、今後の制度改正に伴い、一定の期間制となることへの問題意識は持っている。
- C) 第二東京弁護士会では、ホームロイヤー事業を実施しており、障害当事者に対する見守り、財産管理、契約サポートなどを行っている。第二東京弁護士会の所属弁護士がホームロイヤーとして障害当事者と契約（見守り契約、財産管理契約、任意後見契約、死後事務委任契約）をして障害当事者の日常生活を支援し、弁護士の業務内容を弁護士会がチェックする仕組み。

※ホームロイヤー事業とは、高齢者・障害者やその家族などが、日常生活や将来の備えに関する法律問題について、身近に相談できる「かかりつけ」の弁護士を紹介・派遣するサービスである。財産管理や遺言、相続、成年後見など、さまざまな法律相談に継続的に対応し、当事者が安心して暮らせるよう支援を行う。

参考 URL（日本弁護士連合会ホームページ）：

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/homelawyer/index.html

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

- C) 第二東京弁護士会のホームロイヤー事業においては、障害者の利用が少ない実態にあるが、障害者支援施設や共同生活援助を利用する障害者に対しても金銭管理、契約支援を行っている。施設に対する直接の支援等は特に行っていない。なお、第二東京弁護士会では、福祉従事者向けの法律相談窓口を設けて、障害福祉サービス等の福祉事業所からの法律相談を受けている。
- A) 兵庫県弁護士会でもホームロイヤーを実施しており、相談体制も東京第二弁護士会と同様である。
- B) 福島県ではホームロイヤー制度は実施しておらず、高齢者や障害者に関する相談は、一般の法律相談窓口、または高齢者や障害者に関する専用の相談窓口にて受け付けている。しかし、その相談の中にホームロイヤーに関する相談が含まれる可能性がある。
- C) 弁護士会が法人後見を受任することは弁護士法により難しい。しかし、ホームロイヤー事業においては、弁護士会がホームロイヤーをしている弁護士を監督する等、弁護士のバックアップやサポートを行う役割を弁護士会が果たしている。第二東京弁護士会においてはホームロイヤーの監督として、弁護士会の中に審査をする部会を設置しており、そこでお金の流れや確認を行っている。

④支援の頻度

- C) ホームロイヤー事業における支援の頻度は個別の契約内容によって異なる。

⑤金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

C) ホームロイヤー事業における支援では、契約書を作成している。また、定期的に報告書を作成して、弁護士会に報告することになっている。

⑥金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

C) 金銭管理以外も含めた支援等になるため支援内容の詳細、報酬の形態（月額報酬等）、報酬額は利用者の要望に応じて異なる（具体的内容は契約で定める）。実態としては月額報酬3万円程度が多い状況である。

（２）金銭管理支援の効果・課題

⑦専門職団体等（貴団体）による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

C) （当たり前の話であるが）ホームロイヤー事業を利用し弁護士の支援を受けることにより、当事者がお金を適切に使えるようになる（口座から引き出して、各種支払等を行うことができる）ということは大きなメリットとして挙げられるのではないかと。

また、弁護士会にてホームロイヤーとしての各弁護士の取組状況を監督しているため、安心・安全ということも当事者にとってのメリットとして挙げられると考えている。

⑧専門職団体等（貴団体）による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

C) 課題として、以下の①②③が挙げられる。

①ホームロイヤーを監督、チェックする弁護士会のマンパワー不足。ホームロイヤーの受任件数増加に伴い、ホームロイヤーからの定期報告件数も増え、これをチェックする人員体制の確保が大変である。

②金融機関における預り金口座の名義の問題。金融システムの課題と思うが、金銭管理においては、本人名義の口座を利用する方法と、弁護士がホームロイヤーとして本人の預り金口座を開設してこれを利用する方法がある。後者については、分別管理のため本人の金銭を預ける口座であることを明確にする必要があり、例えば「（本人名）預り金弁護士△△△△」というような名義で預り金口座を開設したいが、金融機関によってはこのような名義での口座が開設できないことがある。これがホームロイヤーの中で課題のひとつとなっている。

③代理人カードの発行可否の問題。金銭管理のためには、ホームロイヤーが本人の代理人として本人の口座からお金を引き出す必要がある場合があるが、ホームロイヤーに本人口座の代理人カードを発行できるかという問題がある。金融機関によって対応が異なり、同居の家族に限定している場合も多い。

A) 兵庫県でもホームロイヤー事業を実施している。ホームロイヤーの場合、本人との契約のため費用が本人の負担になる。公的な助成が無く、報酬が支払えない場合は事業の利用が難しい点が課題として挙げられる。

⑨成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等

C) これまでは、主に成年後見制度に繋ぐ前段階の支援としてホームロイヤー事業を当事者に利用してもらっていたが、成年後見制度の見直しにより今後は対応の方法も変わってくると予想している。成年後見制度が一定の期間制や利用終了できる制度となった場合、成年後見制度の利用を終了する当事者に対して、ホームロイヤー事業にて支援することができるのか第二東京弁護士会でも議論がされている。当事者の契約能力をどのように考えるか、意思決定支援をどうするのか、後見人をしていた弁護士がそのままホームロイヤーに移行するのかといったことを検討していく必要がある。

【ホームロイヤー事業と成年後見制度の違い】

第二東京弁護士会のホームロイヤーでは任意後見制度も含め対応している。障害当事者への支援においては、法定後見制度と支援内容に大きく差異はないが、本人ごとのオーダーメイドが可能であり、本人がどうしたいかという意味が反映されやすく柔軟性が高いのがホームロイヤー事業の特長である。利用金額にも大きな差は無いと考えられる。

3. 後見人等としての金銭管理支援の状況

(1) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑩支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

A) 成年後見人が財産管理をしている場合、基本的には施設・グループホームにてお金を管理していただく。その前提で、必要に応じて小口現金として後見人から施設に金銭を渡している。金額は、本人とお会いして相談のうえで設定している。

施設へのお金の渡し方としては、送金（振込）であると費用が掛かり本人への負担になるため、定期訪問の際に渡す方がコスト的によいと考えている。その一方、臨時的に必要な場合には送金（振込）をしている。定期訪問の頻度は月に1回程度である。

C) 概ね以下の5つの事項において連携している。

- ①ケース会議に参加して課題の把握、対応方針の検討、役割分担、モニタリングなどを行う。
- ②施設と家族との調整（施設外サービスである移動支援利用など）を行う。
- ③施設が行う日常的預金処理について送金、利用状況確認、補充などを行う。小口管理については、ケース会議に参加すると日頃の様子もわかるため、そのような連携の在り方が一つである。
- ④医療機関への対応を行う。
- ⑤ケースによっては両親逝去後の対応（親亡き後問題の相談）を行う。

⑪後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たった課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）

A) 本人が可能な範囲以上に金銭を必要とした場合、状況を理解してもらうための説明の仕方や工夫が課題である。直接お会いして話し合うことが多いが、後見人は何か事態が発生した場合に後から関わることになるため、本人の特性をよく知る人（施設や親族等）から教えてもらって対応することが大切である。

C) 障害の程度にもよるが、自身に関わってきたケースでは本人がお金を使いすぎてしまうという場面はあまり多くなかった。施設に定期送金をするケースが多いが、施設側として送金の希望がまちまちで、突然送金してほしいという連絡があり、送金までに時間を要してしまい間に合わないというような課題はある。訪問時にケース会議が必ず開催されることも無く、本人にはお会いできても施設職員と会えない場合もあり、送金のタイミングの確認が難しい。

B) ケア会議・本人の意向をふまえて金銭管理方法、特に本人への小遣いの支給額・支給方法を決定し、後見人から施設への金銭交付・施設から本人へ金銭交付を行うが、管理方法の変更があった場合の本人への説明が課題と感じている。説明者・説明方法によっては本人の障害特性により本人が納得しない・混乱することがあるため本人の障害特性に応じた説明方法を関係者間のケア会議で検討、共有している。具体的には、説明者によって説明内容が異ならないような説明内容とする、図などの利用、説明者の統一などである。施設の身近な職員から説明することが多いが、本人の特性を理解して、特性に応じて説明していただける職員からだと本人が理解しやすい。

D) 自身は施設入所者への支援経験は殆どなく、グループホーム入居者への支援の経験が多い。グループホーム入居者の金銭管理については、①グループホームにて管理する場合／②グループホームの運営法人における日中活動事業所にて管理する場合／③グループホーム以外の事業所が管理する場合がある。そのうち③のケースも多い印象である。複数の事業所にて金銭管理支援を提供すると出納帳の管理が煩雑になるため、1か所の事業所にて管理する場合が多いと思われる。いずれにせよ、一旦すべてグループホーム側・法人側で建て替えて、それをまとめて成年後見人に請求をしてくるパターンと、お小遣いは別に考えて丁寧に使い道などについて相談してもらえらるパターンがある。後者の方が、本人の意思を確認しながら進められている印象がある。本人に家計簿をつけてもらっていることもあるようだ。

訪問した時には、できるだけ職員と離れたところでお金の不満がないか聞き取るようにしている。

また、特に障害当事者の保護者が開設したグループホームにおいては、保護者が長く金銭管理を行ってきたこともあり、管理的な側面が強くなるよう傾向を感じている。例えば、「映画は月に何回まで」といった制約である。子どもの頃のルールが、大人になった後も続いてしまっているようである。しかし、全体として見ると、高齢者への支援と比較すると、本人の意思を確認しながら進められているような印象がある。

【高齢者福祉より障害者福祉の支援者の方が、意思確認ができていると感じている理由】

障害者支援施設（入所施設）は、グループホームに地域移行していく中で当事者への意思決定支援の考え方が浸透しており、金銭管理支援の一部として意思決定支援をやっという雰囲気醸成されているのではないかと感じる。高齢者の方は、在宅生活から施設入所という流れであるため本人への意思確認を行う雰囲気が醸成されづらいと感じる。大阪府では入所施設が少ないため、入所施設であれば障害と高齢で差がない可能性もある。また、障害者福祉の方が、日常的な活動が多いため、余暇活動への支援も含めると金銭管理の必要性も高いのではないかと感じる。

なお、最近はいわゆる貧困ビジネスの様な質の低いグループホームが増えているため、グループホームのすべてが良い事業所ではないという点は留意点として伝えたい。

⑫後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）

- C) 毎月、施設から何を購入したか・何のサービスを受けたかの一覧表で情報提供がある。後見人として必ずしも全ての支出を事前に把握しているわけではなく、本人と相談する等して施設の判断で購入しているもの、提供を受けるサービスを決めることもあり、送られてきた一覧表を見て、その支出に至った経緯がわからないことがある。最終的に本人の意向に沿った支出であったか不明確であり、後見人としてどこまで把握、確認すべきか悩みはある。
- B) 本人の意向や状況の適切な把握が課題である。意思表示はできるケースであるが、その真意の慎重な把握が必要な方もいる（相手によって言うことが変わる、本人の真意が表明している言葉からは理解しにくい、等）ため、関係者が一堂に会するケア会議の際に情報を共有し、本人の真意の検討などの検討を行っている。関係者の意思決定支援に関する理解が必要であり、支援者が評価を交えず、まずは事実関係を共有する。例えば、本人はお金を稼ぎたいと希望するが、その背景として、収入が足りないのか・お小遣いの額が問題なのか・その額でやりくりができていないのか、といった内容について、支援者や本人に確認をしながら進める必要がある。

（２）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑬後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

- D) お金に関する不満が生じたときには、会話のきっかけを作っていただくために施設以外の計画相談支援員などに入ってもらうことはあるが、日常的に連携することは少ない。
- C) ピアサポーターと連携することは有るものの、金銭管理支援という観点ではあまり役割分担できていない状況である。
- B) グループホーム入居者に関しては、ケア会議の場で就労支援事業所の担当者・訪問看護の担当者と連携することがある。

⑭連携に当たっての課題とその対応

- C) 施設、GH 以外の本人が関係する様々な機関とはケース会議に参加してもらわないと、当事者の金銭管理支援を含めた対応について情報の共有が十分でないかもしれないと感じる。

（３）本人の意思の尊重

⑮金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

- A) 押し付けにならないようにする伝え方を意識している。結論だけ言うのではなく、どのように説明すれば理解してもらえるかに注力することが大切であると考えている。
- C) 日常的な金銭使用について（一定金額の範囲）は自由（現場での意思決定支援に委ねる）としている。

B) 本人の意思が随時変わったり、意思を表明する言葉だけが変わったりする場合もあるため、本人の真意の把握に努めている。ルールを決めて、情報を集めて実行していく必要がある。また、金銭管理方法について、本人からの振り返りを重要視し、適宜変更している。

直近の例では、本人の収入減・物価高となり小遣いの管理が課題となった。本人はより安価な昼食を購入することでしか対応できず、栄養バランスも崩れて心身も不安定な状態となった。本人・事業所と話し合い、曜日を決めて昼食内容をプランニング（弁当持参／弁当購入／好きな物を購入する等）をしている。

D) 今回のテーマとは少し外れるが、在宅の障害者に関してはさらに悩ましい点はある。

⑩金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

A) 理解してもらいやすい伝え方を検討したうえで、本人へ直接会って説明する。

B) 浪費でない限りは、本人の意向を尊重している。本人と考えに相違がある場合には、浪費と考えるべきかどうかを支援者目線で考えるようにしている。また、本人としてどうしたいのかを自身でわかってもらうことも重要であり、選択肢を見せる、情報を提供するなど、見える化をして本人に理解していただく対応が良いと考えている。ケースによっては本人を説得する場合もあるかもしれない。

5. 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会

I. 団体における金銭管理支援の概要

1. 団体の概要

(1) 団体の基本情報	①団体名	社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会
	②担当部署	地域福祉推進課
	③会員数（職員数）（令和7年4月1日時点）	常勤 46名（正規・有期・嘱託・派遣含む）
	④団体の主な活動	三豊市社会福祉協議会HP参照 https://www.mitoyoshakyo.or.jp/

本ヒアリングは、以下の2名に回答いただいた。各回答者の氏名は記載せず、アルファベットにて表記する。

A) 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 地域福祉推進課 職員

B) 三豊市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用者が入所する入所施設の施設長

2. 団体における金銭管理支援の状況

(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する制度的取組

①取組内容（事業名、事業詳細）

【福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）】

障害者支援施設・共同生活援助事業所入所者利用可。

※事業の詳細は「【別添1】福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）パンフレット」
「【別添2】福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）利用の流れ」を参照

【法人成年後見等事業】

社協が法人として成年後見人等となり財産管理や身上保護を行う事業。

②具体的な支援内容

【福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）】（以下、本文中は「当該事業」とする。）

A) 支援計画に基づき、本人・支援者と決めている月々の生活費の払戻やお届けを行うほか、医療費や福祉サービス利用料、タクシー利用料金等を必要に応じて支払っている。

グループホーム入居者の場合、当該事業から渡した現金は職員が管理し、その中から本人と協議した金額・頻度で利用者本人に渡している。

B) 当入所施設の方針として、可能な限り施設で金銭は預からないようにしている。その一環で、金銭管理が必要な入所者については、成年後見制度利用に繋げている。

③障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況

A) 施設での金銭管理を行っていない場合、または社会福祉協議会（以下、社協とする。）等の第三者が管理した方が望ましいと支援機関が判断し本人が同意した場合に利用対象となる。

入所施設・グループホーム利用者が日常生活自立支援事業を利用している場合は、在宅生活を行っていた頃からの継続で利用されている場合が多い。

現在の当該事業利用者 63 名のうち、入所施設利用者（B が運営する施設）が 1 名、グループホーム利用者が 2 名である。前者の利用者は、在宅生活をされていた頃から当該事業にて金銭管理をしていた。施設入所後も引き続き支援を続けた方が良いと判断し、事業利用継続となった。後者の 2 名はグループホームに入居するタイミングや障害者雇用で給与が発生するようになったことにより当該事業での金銭管理をスタートした。

当該事業の利用者のうち残りの 60 名についての対象種別は認知症高齢者が多く、次いで知的障害者、精神障害者、その他の方で、在宅生活者が多いが一部入院や入所中の人もいる。

入所施設利用者においては、当該事業から入所施設側に金銭管理支援を引き継ぐケースもあるが限定的である。一方、グループホームは、基本的に第三者による金銭管理が行われるケースが多い。

④支援の頻度

A) 月に 1 回または 2 回の頻度が多い。施設入所者（特に高齢者施設）の方は 2 ヶ月～3 ヶ月に 1 回の頻度。利用者の状況に応じて判断している。

⑤金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか

【福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）】

A) 事業利用に当たっては、契約書・支援計画書・預かり書を作成している。また、通帳から払戻をする時は払戻依頼書および受取書の作成も行っている。

⑥金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額

【福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）】

A) 1 回の訪問あたり 1,500 円（払戻の支援をした場合は必ず徴収）。月に何度も訪問する場合も、訪問の都度、利用料をいただいている。

【法人成年後見等事業】

A) 後見報酬（裁判所が決定）

（２）障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

⑦支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況

A) 本人の生活状況や家族との関係などについて、必要に応じ情報共有を行っている。また対応困難時には市福祉課職員も交えたケース会議を行い、対応について検討している。

⑧後見人等（日常生活自立支援事業実施主体）として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）

A) 本人の意向だけを聞いていると、出金額の要望が多くなってしまう。特に B の運営する施設利用者については、外出時に食べ過ぎてしまって体重が増加しすぎてしまったり、施設内で対人トラブルがあったりすることがある。また、出金の際に生活に必要な日用品を買うと聞いていても、食べ物ばかりを買ってきてしまう。本人の生活の拠点が施設である以上、本人の意向と社協の采配だけではなく、施設での意向を聞き取ったうえで本人と出金額を決めるようにしている。

⑨後見人等（日常生活自立支援事業実施主体）として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）

A) 本人が自分にとって都合の悪い話はせず、都合のよい話だけをするのが有るため、本人の話のみを鵜呑みにはせず、本人、施設、支援機関等のそれぞれの立場の話を聞きながら実態を確認したうえで対応を検討する。

（３）障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況

⑩後見人等（日常生活自立支援事業実施主体）として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況

A) 計画相談支援事業所（障害者相談支援専門員）、施設職員、福祉課と連携している。

⑪連携に当たっての課題とその対応

A) 本人を支援するチームとしてお互い様の役割分担ができるよう、日ごろから⑩に挙げた関係機関や支援者間の関係性の構築に努めている。

社協は施設職員ではないため、本人の気持ちを聞きやすく施設との橋渡しになることができ。施設職員には悪態をついてしまうような利用者も、社協職員には素直にお話ししてくれることが有る。

行政は対応困難時や転居など本人の生活の拠点が変わる等、今後の方向性を定めるときの対応の際に役割を果たしている。

（４）本人の意思の尊重

⑫金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫

A) 本人にとって有益ではないと考えられる意思についても、頭ごなしに無下にせず一旦受け止めたうえで支援者の意向を伝える。

⑬金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

A) 本人と対話を重ね、メリット・デメリットや見通しを伝え納得してもらえるように努める。現在使っているお金について、引き落としやその他支出額などについてわかりやすく書面にまとめ、目に見える形で説明することにより本人の理解を促している。

(5) 金銭管理支援の効果・課題

⑭専門職団体等による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果

A)

※以下いずれも在宅生活者のケースで感じたことであり、施設入所者ではないとの前置きあり。

- ・家族からの虐待がある被保佐人への対応については弁護士と社協が複数保佐人として受任している。実際の事例として、家族の対応を弁護士が行い、身上保護や日常的な金銭管理、また福祉的な対応を社協が行うなど役割分担をした対応を行うことで、家族から本人への権利侵害が治まり、生活状況が安定した。
- ・債務相談や不動産取得や売買、相続など法的手続きを専門職へ依頼することで速やかに問題解決が図れる

日常生活自立支援事業として金銭管理支援を実施することで、本人の意思を大事にしながら対話を重ねて物事を決め、生活の安定に向けた支援をしていく。施設職員以外の第三者に本人の気持ちを受け止めてもらえるということが大きいのではないかと考える。

⑮専門職団体等による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

A) 契約までの本人との信頼関係の構築やアセスメントに時間を要するが、事業の紹介者（相談者）と本人の認識の違いがあり、自己管理を希望し、契約に至らないケースもある。しかしながら、契約に至らなかったケースを見守る十分な余裕はない。

- ・周囲の支援者からは“貯金をさせたい。無駄な出費を防ぎたい”など過度の期待が寄せられることもあり、本人だけではなく周囲の関係者との連携や正しい制度理解に努めなければならない。一部の支援者や家族からは、万能な制度との誤解もあり。専門員への期待や要望が多く、専門員の質の向上やメンタル面でのフォローが必要である。

B) 利用者の家族が施設にて当事者の金銭を預かっていることを知っていて、出金してほしいと依頼されることがある。施設ではなく外部の支援機関でお金を預かってもらっていれば、このように家族の意思に基づいた出金を行うことを防ぐことができる。

⑯成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等

A) 家族での金銭管理が望めない方は今後益々増加すると考えられるが、社協だけで金銭管理支援を行うことが人員確保や財源等の課題により困難となりつつある。入所施設に限ったことではないが、施設での金銭管理を行うことができるのであればそのような運用をお願いしたい。在宅生活者は社協等の第三者の対応が必要だと思われるが、施設入所者については施設生活が中心となるため、施設での対応としていただくことが望ましいと考える。また、施設での金銭管理を運用するために外部からの監査や確認などは必要だと思われるので、意思決定の視点から、定期的な本人への訪問対応については地域の権利擁護人材の活用もひとつである。

B) 当施設は、措置時代には年金も含めて金銭管理を行っていた。その後、契約方式へと移行し、家族も含めた契約を行った際は、家族に管理能力があれば家族に金銭管理をしてもらう形を取って

いた。一方、搾取してしまう家族や身寄りがない方については施設で通帳を管理しているケースが数件ある。家族が管理をしている場合、本人にどれだけ金銭が渡っているかが不安も感じる。今後、施設での管理が主流になる場合、現在もある金銭管理規定に則って、銀行との代理の契約を締結して出金等の対応をしていくと考えられる。

A) 成年後見制度に柔軟性を持たせる議論があるが、成年後見制度を終了した方をどう支えるかについて、国では財源面を含めた制度を整えてほしい。

福祉サービス 利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

安心して地域で暮らすために、
私たちがお手伝いします。



福祉サービス 利用援助

- 福祉サービスを利用するために必要な手続き援助
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き援助

日常的金銭管理 サービス

- 公共料金の支払いや年金などの受領確認、生活費の払戻など日常的なお金の管理

書類等預かり サービス

- 定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり

※「書類等の預かりサービス」
のみの利用はできません。

◎利用できる方

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）で、日常生活を送るうえで必要なサービスを利用するための情報を入手したり、理解したり、判断したり、意思表示を自分だけでは適切に行うことが困難な方です。

利用するには



● 契約行為が理解でき、ご本人の利用希望の意思が確認できること

この事業における契約行為とは、ご本人（利用者）と社会福祉協議会の間で福祉サービス利用援助契約を締結することをいいます。家族や代理の方との契約は結ぶことができません。（但し、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です。）

また、福祉サービスを利用する際の手続きや申請、日常的な金銭管理等利用者の権利に深く関わった援助をするため、あくまでもご本人（利用者）の意思が確認できることが前提となります。

まずは、市町社会福祉協議会へご相談を！



利用料

相談は無料。サービスは有料。
1回（1時間程度）1,500円

生活保護を受けている方は、補助されるので無料です。
書類等預かりサービスで貸金庫を利用する場合：貸金庫利用料金の実費



事業のしくみ

本事業の実施主体は香川県社会福祉協議会です。県社会福祉協議会は利用者との直接的業務を市町社会福祉協議会に委託します。

市町社会福祉協議会は、この業務を担当する「専門員」「生活支援員」を置いて、業務に取り組みます。

利用者に対するサービスは、利用者、県社会福祉協議会会長、市町社会福祉協議会会長の三者連名で書面契約により締結して行います。

安心して利用していただくために

● 契約締結審査会

契約をする際に利用者の契約締結能力に疑義がある場合や、支援計画の変更が必要な場合、市町社会福祉協議会からの解約の申し出をする場合、困難なケースなどで助言が必要な場合などに専門的見地から審査し、助言をおこないます。

● 運営適正化委員会（運営監視合議体）

本事業の透明性、公正性を確保するため、事業運営全般を監視するとともに、同事業の苦情の解決を図ります。

お問い合わせ先

お近くの市町社会福祉協議会

もしくは

香川県社会福祉協議会（権利擁護・成年後見支援センター）

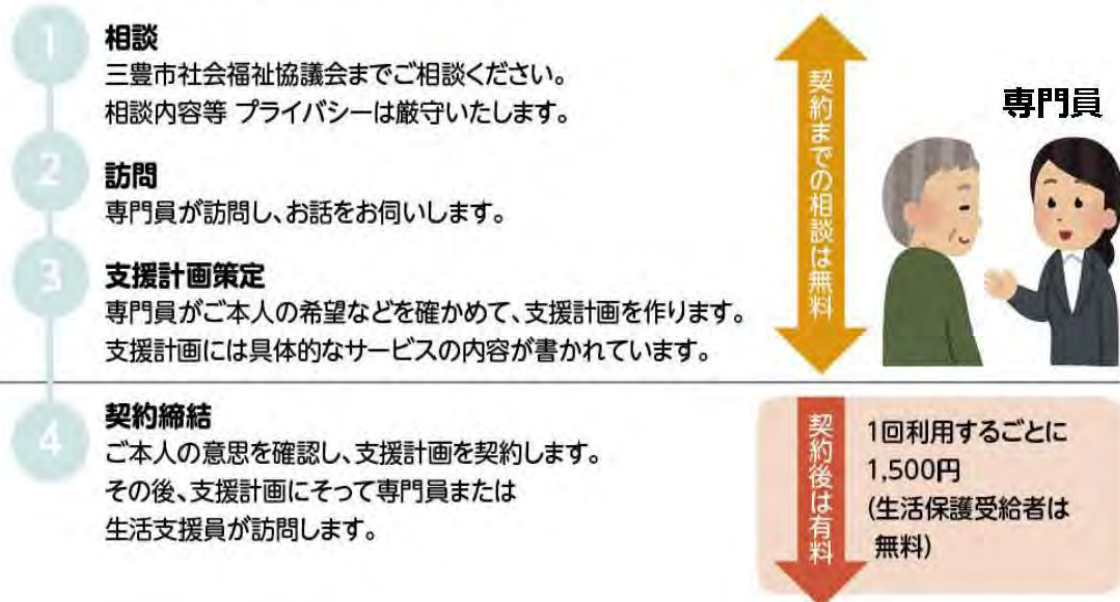
〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階

TEL 087-861-8883 FAX 087-861-2664



■ 福祉サービス利用援助事業

相談から契約までの流れ



4. まとめ

第2、第3章におけるヒアリング調査等のまとめを本章で示す。

(1) 「意思決定支援」に係る調査・検討結果

- ① リサーチクエスチョン1「意思決定支援ガイドラインに係る現状の課題は何か」について
障害者支援施設・障害福祉サービス事業所や当事者団体等を対象としたヒアリング調査、及び検討委員として参画している事業者団体・家族会等を対象とした書面による意見照会の結果を踏まえた「意思決定支援ガイドラインに係る現状の課題は何か」に関する検討結果は以下のとおりである。

ア ガイドラインの体裁に関する意見

特に障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等に対するヒアリング調査において、以下のとおりガイドラインの体裁に関する意見があった。

- ・「意思決定支援の定義」をはじめとして文章が長い部分があり、理解が難しいと感じる。途中で文を区切ると読みやすくなるのではないか。
- ・同じフォント（明朝体）の長文が続いており、読みづらいつと感じる。項タイトルや重要な箇所の色分け、箇条書き等の工夫をすれば読みやすくなるのではないか。

イ ガイドラインの内容に関する意見

ガイドラインの内容について、「最善の利益の判断」の取扱いと現行ガイドラインの課題に関する追加的見直しの大きく2つの観点で尋ねたところ、以下のとおり意見があった。

1. 「最善の利益の判断」の取扱いについて

- ✓「最善の利益の判断」の記載は削除すべき。（多数）

<理由>

- ・国連障害者権利委員会からの懸念が表明されている以上、削除すべき。
- ・ガイドライン上に「最善の利益の判断」の記載が残っていると、第三者から見ると対応できることがまだあるにもかかわらず、安易に「最善の利益の判断」を適用させてしまうケースが出てくる可能性がある。
- ・「最善の利益の判断」の適用に至るまでに十分な議論があったかどうかについては施設・事業所ごとに判断の基準や程度が異なる可能性が高い。

- ✓「最善の利益の判断」の記載を残すべき。（一部）

<理由>

- ・こだわりの強さなどの特性を持つ障害の場合、すべてにおいて本人の意思を尊重することは本人の生命・身体の安全の観点より適切でない場合がある。

- ✓その他意見

- ・第三者による解釈について記載する場合、それを決定する立場は誰であるか明記すべき。
- ・仮に最善の利益の判断をはじめ、代行決定に関する記載を残す場合であっても、その

前段階の「支援を尽くす」ことについて、関係機関や支援者において恣意的な解釈、運用がなされないような表現に見直すべき。

2. 現行ガイドラインの課題に関する追加的見直しについて

- ・現行のガイドラインにおいては、視覚障害・聴覚障害の無い当事者への支援を想定した記載になっていると感じる。視覚障害者・聴覚障害者に合わせた合理的配慮、情報アクセシビリティの視点を盛り込むべき。
- ・知的障害のある人等に対しては、やさしい言葉や図表、写真・絵カード等を用いたわかりやすい情報提供や表出支援等を行うなど、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた情報アクセシビリティの視点を盛り込むべき。
- ・現場の業務の負担軽減に向けた記載が有ると良い。

② リサーチクエスチョン2「1を踏まえた意思決定支援ガイドライン見直しの要否、及び見直し案はどのようなものか」について

リサーチクエスチョン1「意思決定支援ガイドラインに係る現状の課題は何か」に対するまとめを踏まえ、検討委員会及びワーキンググループで協議した結果、現行の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の見直しは必要であるとの結論となり、当該ガイドラインの見直し案として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）（案）」を作成した。見直し案は付録に添付する。

なお、ヒアリング調査結果及び検討委員会における議論を踏まえた、見直し案作成に当たっての主なポイントは以下のとおりである。

ア ガイドラインの体裁に関する見直し

- ・ガイドライン全体の文章を見直し、文が長く読みづらい部分については、文を区切る、別の文言に書き換える等の変更を行った。
- ・使用するフォントを明朝体からゴシック体へ変更するとともに、章・節タイトルの色付けを行い、視認性を向上させた。
- ・頻出する用語について、ガイドライン冒頭に「本ガイドラインでの用語」として一覧にまとめた。
- ・法令・通知上の根拠等の補足部分は脚注に記載することにより、本文の記載がより簡潔になるよう見直した。

イ ガイドラインの内容に関する見直し

1. 「最善の利益の判断」の取扱いについて

- ・ヒアリング調査の結果や障害者権利条約との整合性を考慮し、ガイドライン全体において「最善の利益の判断」の記載は削除し、国連障害者権利委員会一般的意見第1号において同委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき再定義した意思決定支援の定義を記載した。
- ・「最善の利益の判断」の記載の削除を含めて検討委員会で協議した結果、「意思と選好に

基づく最善の解釈」に基づく支援が困難と想定されるケースやその対応については、本文とは別のコラムにまとめた。

2. 現行ガイドラインの課題に関する追加的見直し

- ・視覚障害者・聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載を追加した。
- ・現場における意思決定支援に係る取組の負担軽減や情報の適切な共有・蓄積を図ることを目的とした、意思決定支援の根拠となる記録の作成における写真・動画等の活用に加え、クラウド等の情報共有ツールを含む ICT ツールの活用による業務の効率化について追記した。
- ・「I. はじめに」の章において、「ガイドラインの理念・信条」の項を追加し、障害当事者本人を主語にした、意思決定支援を行うに当たり支援者に大切にしてほしいことを述べた文章を追記した。
- ・他分野の意思決定支援ガイドラインとの記載の整合性の観点より、意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表示支援／意思実現支援）に関する記載を追加した。
- ・ガイドライン本文内の記載を踏まえて補足すべき点について、コラム形式で追記した。
- ・ヒアリング調査において聞き取りした事例や要素を踏まえ、意思決定支援の具体例を3事例追加するとともに、別冊の事例集としてまとめた。
- ・現行のガイドラインからの追記・修正内容を踏まえ、全体の章立ての見直しを行った。

（2）「金銭管理支援」に係る調査・検討結果

① リサーチクエスチョン1「施設・事業所による金銭管理支援等の実態及び課題は何か」について

障害者支援施設・共同生活援助事業所や、自治体・専門職団体等³を対象としたヒアリング調査の結果を踏まえた「施設・事業所による金銭管理支援等の実態及び課題は何か」についてのまとめは以下のとおりである。

ア 施設・事業所による金銭管理支援等

1. 実態

- ・すべての利用者へ金銭管理支援を提供している施設・事業所と、希望者のみに支援を提供している施設・事業所に分かれている。
- ・出納管理等の金銭管理支援を提供している利用者への費用徴収については、月額を決めて徴収している施設・事業所と費用徴収をしていない施設・事業所に分かれている。
- ・施設・事業所における直接的な金銭管理支援の範囲は、概ね通帳（主に障害年金等）預かり・引き出し、小口現金管理、出納帳作成等に限られている。それらを超える財産を所有

³ 障害者支援施設・共同生活援助の外部における権利擁護制度（成年後見制度、日常生活自立支援事業）にて支援を実践する団体（成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日弁連高齢者・障害者権利支援センター、三豊市社会福祉協議会）

している利用者の金銭権利支援については、家族による管理または成年後見制度の利用に繋げている。

- ・各法人にて作成した預り金管理規定や同意書・契約書等書式に基づき支援を提供している。
- ・一部事業所は ICT ツール（KAERU カード等のキャッシュレス決済）の利用を進めており、事務処理上のミスの減少及び担当者の負担軽減の効果を実感している。

2. 課題

- ・いずれの施設・事業所においても大きなトラブルは発生していないものの、小口現金の金額（少額）が合わないことがある、意思表示が難しい方の金銭使用が必要最小限となってしまう等の課題を感じている。
- ・利用者を成年後見制度等の外部の権利擁護制度の利用へ繋げるタイミングや手続きの進め方について困難さを感じている。

イ 自治体による金銭管理支援等

1. 実態

- ・自主事業で金銭管理支援の取組を提供している自治体は、金銭管理に困難を抱える障害当事者への支援について、本人の能力に応じた適切な支援制度に繋げることができる効果や、成年後見制度に繋がる前の当事者へ統一的な対応ができる効果を感じている。
- ・社会福祉連携推進法人による法人後見の受任等の取組を推進している自治体は、社会福祉連携推進法人を構成する法人同士でお互いの施設・事業所利用者の後見業務を担当することにより、各利用者の障害特性や経緯等を詳細に把握した上で、細やかな支援を提供できる効果を感じている。

2. 課題

- ・自主事業で金銭管理支援の取組を提供している自治体においては、制度の周知不足を課題として感じている。制度の対象となる方の情報が関係機関より速やかに連携されず、早期に支援に入れないことや関係機関に対する制度の説明を最初から始めなければならない課題を感じている。
- ・サポーター（市民）による金銭管理や公的手続き等の支援の取組を実施している自治体においては、サポーターと本人との意見が合わないケースが発生している。サポーターは善意のつもりで対応している場合が多いものの、サポーターに対して本人の意思の尊重の意識をより促す必要性を感じている。

ウ 専門職団体等による金銭管理支援等

1. 実態

- ・施設・事業所利用者へ日常生活自立支援事業の支援を提供する場合、利用者が利用する施設・事業所職員と連携しながら本人への金銭管理支援を進めている。必要に応じて施

設・事業所で開催される個別支援会議へ参加することもある。

- ・専門職団体において、成年後見制度の利用を検討する当事者や家族等からの相談窓口を設置し、制度利用に向けての相談に応じている。
- ・専門職団体において、後見人の養成や登録、後見人としての業務を行う専門職に対する支援や指導監督を行っている。また、団体によっては不正など不適切な業務を事前・早期に発見できるよう努めるとともに、発覚した場合は団体からの除名等の処分を実施している。
- ・法人後見については、受任している団体と受任していない・法律上受任ができない団体に分かれている。受任している一部団体において、現在は困難ケースに限った形で受任している傾向があるものの、支援の担い手不足の地域においては、より積極的に法人後見の受任を行う等の検討が必要である。

2. 課題

- ・支援の担い手不足の問題により、社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）のみで成年後見制度利用者以外の障害当事者の金銭管理支援を担うことが難しい。また、障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者については施設・事業所において主体的に金銭管理支援を行うこと、また、他の権利擁護制度等の受け皿の整備等の必要性がある。
- ・個人として後見業務に携わる中での課題としては、詐欺被害を受けていると思われるケース等における本人の意思決定の尊重とのバランスや判断の難しさを感じる。
- ・障害者支援施設や共同生活援助事業所の利用者へ後見人として関わる中での課題として、トラブルが発生したら小さなことでもすぐに連絡をもらえるような施設・事業所側との信頼関係の構築や連携の強化がある。

② リサーチクエスチョン2「成年後見制度の見直し動向を踏まえた地域における意思決定支援・権利擁護支援の推進策（案）」について

リサーチクエスチョン2「成年後見制度の見直し動向を踏まえた地域における意思決定支援・権利擁護支援の推進策（案）」は以下のとおりである。

ア 本人の意思、選好及び価値観を尊重し、支援付き意思決定の権利を保障するための支援の推進

成年後見制度の見直し（期間制の導入等）により、施設・事業所において利用者本人に対する金銭管理支援（施設・事業所における直接的な支援、外部の権利擁護制度等を活用・連携した支援の双方を含む）を行うことが増えると思われる。また、ヒアリング調査において、意思表示が困難とみられる方に対する金銭に係る意思決定支援は難しく、本人の金銭使用が事実上制約されたり、必要最小限となってしまったりする等の課題も明らかになったところである。

以上の状況から、施設・事業所において、金銭管理支援も含め、本人の意思、選好及び価値観を尊重した支援が必要であると考えられる。具体的には、ガイドライン第2版の周知

のほか、同ガイドラインの趣旨を踏まえた金銭の使用に係る本人の意思決定支援や、意思の表出の難しい本人に対する意向確認の方法等について、好事例を収集して周知する等の取組が有効であると考えられる。

加えて、前述の金銭管理支援を含む生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開される際には、「意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能の確立」が十分に図られる必要がある（第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書）。そのためには、ヒアリング調査でも見られた、持続可能な権利擁護支援モデル事業における、「意思決定サポーター」の善意による関わりの中で、結果として「本人の最善の利益」の判断へと傾きやすいという課題を踏まえ、本人の意思、選好及び価値観に寄り添い、本人の立場に立ち続ける支持者（制度上、事実上の権限を有する支援者とは異なる者）としての役割、姿勢を維持できるような体制構築が求められる。具体的には、支持者としての立ち位置や役割に関する指針の作成のほか、同サポーターが孤立せず、本人の意思や選好を中心とした関係を維持できるよう、障害当事者の参画を原則とする研修やフォローアップ、支持者としての専門性を有する者による伴走支援、本人にかかわる支援者やフォロワーの活動のモニタリングを通じて適時・適切な支援、介入を図ることのできる組織体制の整備など、地域の実情に応じて検討し、実施することが考えられる。

イ 預り金の出納管理に関する統一的な金銭管理ルールの作成

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所の利用者に対する金銭管理支援については、平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」にて、預り金の出納管理にかかる費用を利用者より徴収する場合における取扱いを定めている。

しかし、施設・事業所へのヒアリング調査の結果、利用者より費用徴収を行わずに出納管理等の金銭管理支援を提供する施設・事業所も存在する実態が明らかになった。

上記通知の対象となっていない、費用徴収を行わない施設・事業所も含めた全国の施設・事業所における統一的なルールを作成することにより、各施設・事業所において適正な預り金の出納管理を進めることが可能となると考えられる。

ウ 金銭管理支援における ICT 活用の推進

ヒアリング調査において、預り金の出納管理を行う事業所における事務処理上のミス（小口現金の金額（少額）が合わない等）の発生や職員の業務負担に関する課題が明らかになった。一方、KAERU カードを活用した支援を導入した施設・事業所からは、上記課題の解消の効果を感じたとの声が聴かれた。

以上の状況から、利用者への金銭管理支援へ活用できる ICT ツールの情報やその活用方法・活用事例を整理し、全国の施設・事業所へ周知することにより、適正な金銭管理支援と負担軽減策の両立の提案が可能となると考えられる。

(3) 総括

(1)(2)における検討結果について、以下に要点を示す。

① 「意思決定支援」に係るまとめ

「(1)「意思決定支援」に係る調査・検討結果」を踏まえ、総括として以下のとおり「現行の意思決定支援ガイドラインの主な課題」「ガイドライン見直しの必要性和結論」「見直し案の主なポイント」についてまとめる。

ア 現行の意思決定支援ガイドラインの主な課題

1. 体裁面の課題

文章が長く難解で、同一フォントの長文が続くため読みづらいとの指摘があり、構成や視認性の改善が求められた。

2. 内容面の課題

・「最善の利益の判断」について

多くの意見で削除すべきとされ、判断基準のばらつきや安易な適用の懸念が指摘された。一方で、生命・身体の安全上、例外的に必要とする意見も一部あった。

・その他

視覚・聴覚障害者、知的障害者等への配慮や情報アクセシビリティの視点が不足している、現場の業務負担軽減に関する記載が不十分である等の課題が指摘された。

イ ガイドライン見直しの必要性和結論

課題を踏まえ、ガイドラインの見直しは必要と結論づけられ、第2版(案)を作成した。

ウ 見直し案の主なポイント

1. 体裁の改善

文の簡素化、ゴシック体の採用、見出しの色分け、用語集の設置、脚注の活用により可読性を向上させた。

2. 内容の見直し

- ・「最善の利益の判断」の記載を削除し、国連障害者権利委員会一般的意見第1号において同委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき再定義した意思決定支援の定義を記載した。
- ・支援が困難と想定されるケースについて、本文とは分けてコラムで整理した。
- ・視覚障害者・聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載を追加した。
- ・ICT活用(写真・動画、クラウド等)による記録・情報共有の効率化を追記した。
- ・ガイドラインの理念を明確化し、本人主体の考え方を明示した。
- ・意思決定支援のプロセス(意思形成支援/意思表示支援/意思実現支援)を明確化した。
- ・意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理した。

② 「金銭管理支援」に係るまとめ

「(2)「金銭管理支援」に係る調査・検討結果」を踏まえ、総括として以下のとおり「金銭管理支援の実態と課題」「地域における推進策(案)の方向性(案)」についてまとめる。

ア 金銭管理支援の実態と課題

1. 施設・事業所による支援

<実態>

- ・金銭管理支援は、全利用者に提供する場合と希望者のみに提供する場合がある。
- ・出納管理に係る費用徴収の有無や方法は施設・事業所ごとに異なる。
- ・支援内容は、通帳管理、小口現金管理、出納帳作成等の基本的な範囲に概ね限定されており、それ以上の財産管理は家族や成年後見制度につないでいる。
- ・各法人が独自に定めた規程や同意書等に基づき運用されている。
- ・一部ではキャッシュレス決済等の ICT 活用により、事務処理上のミスの減少や職員の業務負担の軽減が図られている。

<課題>

- ・小口現金の不一致など軽微な管理上の課題や、意思表示が難しい利用者本人の金銭使用が事実上制約されたり、必要最小限となってしまう等々の課題課題がある。
- ・成年後見制度等の外部制度へつなぐタイミングや手続きに困難さを感じている。

2. 自治体による支援

<実態>

- ・自主事業として金銭管理支援を実施する自治体では、本人の能力に応じた支援制度への円滑な接続や、後見制度利用前段階の統一的支援に効果を感じている。
- ・社会福祉連携推進法人による法人後見を活用する取組では、各利用者の特性を理解したきめ細かな支援が可能となっている。

<課題>

- ・制度の周知不足や関係機関との情報連携の遅れにより、早期支援が難しい場合がある。
- ・市民のサポーターによる支援では、本人の意思と支援内容が一致しないケースがあり、善意による関わりの中で、結果として「本人の最善の利益」の判断へと傾きやすいという課題が見られる。

3. 専門職団体等による支援

<実態>

- ・日常生活自立支援事業等において、施設・事業所と連携しながら金銭管理支援を実施している。
- ・成年後見制度利用に関する相談対応や、後見人の養成・監督、不正防止に取り組んでいる。
- ・法人後見については、受任の可否や対応範囲に団体間の差がある。

<課題>

- ・特に日常生活自立支援事業の支援の担い手不足により、施設・事業所や他制度との役割分担・受け皿整備が必要である。
- ・詐欺被害等が疑われる場合における、本人の意思の尊重と保護の判断の難しさを感じている。
- ・施設・事業所との信頼関係構築や情報共有の強化が重要である。

イ 地域における推進策（案）の方向性（案）

1. 統一的な金銭管理ルールを整備

費用徴収の有無にかかわらず、全国の施設・事業所で共通して活用できる預り金出納管理ルールの作成が必要である。

2. 本人の意思、選好及び価値観を尊重し、支援付き意思決定の権利を保障するための支援の推進

成年後見制度の見直しを見据え、施設・事業所が金銭管理支援も含め、本人の意思、選好及び価値観を尊重した支援を行えるよう、好事例の収集・周知等の支援が有効と考えられる。

また、このような金銭管理支援を含む生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開される際には、「意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能の確立」が十分に図られる必要がある。そのためには、「意思決定サポーター」が、本人の意思、選好及び価値観に寄り添い、本人の立場に立ち続ける支持者（制度上、事実上の権限を有する支援者とは異なる者）としての役割、姿勢を維持できるような体制構築が求められる。具体的には、支持者としての立ち位置や役割に関する指針の作成のほか、同サポーターが孤立せず、本人の意思や選好を中心とした関係を維持できるよう、障害当事者の参画を原則とする研修やフォローアップ、支持者としての専門性を有する者による伴走支援、本人にかかわる支援者やフォロワーの活動のモニタリングを通じて適時・適切な支援、介入を図ることのできる組織体制の整備など、地域の実情に応じて検討し、実施することが考えられる。

3. ICT 活用の推進

キャッシュレス決済等の ICT ツール活用事例を整理・共有することにより、適正な金銭管理と業務負担軽減の両立を図ることが期待できる。

付録1 「意思決定支援」に係るヒアリング調査

(1) ヒアリングシート

①施設・事業所

質問項目	
I 施設・事業所における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見	
1 施設・事業所の概要 ※基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
✓(1) 施設・事業所の概要	① 施設・事業所名及び運営法人名
	② 運営法人の種別
	③ 施設・事業所において提供する障害福祉サービス等
	④ 上記サービス間の連携方法
✓(2) 施設・事業所の運営体制	⑤ 職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況
	⑥ 有資格者の配置状況
✓(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦ 定員数
	⑧ 利用者数（令和7年4月1日時点）
	⑨ 主たる障害種別
	⑩ 利用者の障害支援区分（区分ごとの人数）
	⑪ 利用者の意思・判断能力の状況
	⑫ 意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援を必要とする利用者数
2 意思決定支援ガイドラインに沿った支援状況 ※(5)までは事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
✓(1) 意思決定支援責任者の配置状況	① 選任状況、兼務状況
	② 役割、業務内容
	③ 業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）
✓(2) 意思決定支援会議の開催状況	④ 開催状況（対象者、時間、頻度）
	⑤ 参加者
	⑥ 一体的に開催する会議
✓(3) 意思決定支援計画の作成状況	⑦ 作成状況（対象者、頻度）
	⑧ 一体的に作成する計画
	⑨ 主な作成者、作成方法
	⑩ 作成時の本人への意思決定支援の具体的な方法
	⑪ 意思決定支援計画の内容（決定事項等）の個別支援計画・サービス等利用計画への反映状況
✓(4) 意思決定支援のモニタリング・評価・記録状況	⑫ モニタリング、評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）
	⑬ 評価にあたっての基準
✓(5) 意思決定支援ガイドラインの活用・周知状況	⑭ 具体的な活用方法、職員への周知方法
	⑮ 「時間と人材の不足」に係る工夫
✓(6) 日常生活における意思決定支援の状況	⑯ 日常的な支援におけるアセスメントの工夫
✓(7) 意思決定支援に係る法人・施設にとっての効果・課題	⑰ 意思決定支援が施設・法人にもたらした効果
	⑱ 意思決定支援によりご本人がどのように変化しているか（笑顔が増えたなど）
	⑲ 意思決定支援の実施により発生した課題
3 意思決定支援ガイドラインの課題	
✓(1) ガイドラインに沿った支援を行う上での課題	① ガイドラインに沿った支援を行う上での課題
	② ガイドライン上の記載について、分かりづらい、または支援しづらいと感じる点
	③ ②にて回答した事項に対する対応
✓(2) ガイドライン見直しに関する意見	④ 「最善の利益の判断」の記載に対する意見
	⑤ その他、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見

II 意思決定支援の支援事例	
1 当事者の基本情報 ※基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
(1) 基本情報	① 当事者の年齢
	② 当事者の性別 ※本人の希望により、回答をお控え頂いても問題ございません。
	③ 当事者の障害種別等
	④ 当事者の所持する手帳、指定難病の有無
	⑤ 当事者の(1)障害支援区分(2)要介護（要支援）認定
	当事者の収入源
	⑥（就労による収入/障害年金/老齢年金/遺族年金/特別障害給付金/生活保護/家族等からの援助/その他）
(2) 生活、支援の状況等	⑦ 支援者が当事者の支援を始めてからの期間
	⑧ 支援に至った経緯
	⑨ 現在利用している制度・サービス （障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス）
2 事例詳細	
(1) 具体的な支援内容	① 事例の場面
	② 当事者の意思の汲み取り方
	③ 意思決定支援の具体的な方法
	④ 支援内容決定までの経緯
(2) 内部・外部機関との連携	⑤ 連携した関係機関
	⑥ 連携方法、頻度
	⑦ 連携した理由
(3) 意思決定支援ガイドラインの活用状況	⑧ 事例における意思決定支援ガイドラインの活用方法
	⑨ 意思決定支援ガイドライン活用によるメリット
	⑩ 意思決定支援ガイドライン活用による支援の質の変化
	⑪ 意思決定支援ガイドラインの課題
(4) 支援において工夫した点	⑫ 事例における工夫点
(5) 意思決定支援に対する利用者の満足度	⑬ 職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度
3 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）	
(1) 意思決定支援に向けた希望	① 現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ
	② 今後の生活に向けた希望 （どのような場所での生活を希望するか、どのような生活を送りたいか）
(2) 現在の支援状況に対する思い（満足度、課題等）	③ 希望する生活の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか （自分の思い・希望を汲み取ってもらえていると感じるか）
	④ 不安に感じていること
	どのような取組・支援を望むか
	⑤（現在の利用サービスに限定しない全体的な）支援に対する期待や求めるもの等

②当事者団体等

質問項目	
I 団体における意思決定支援の概要、ガイドラインに対する意見	
1 団体の概要 ※基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
(1) 団体の概要	① 団体名及び運営法人名
	② 運営法人の種別
	③ 団体において運営する障害福祉サービス等
	④ 団体の主な活動
(2) 団体に属する当事者の概要	⑤ 団体の構成人数（会員数）
	⑥ 団体の構成・支援の対象となる当事者の主な障害種別
	⑦ 団体の構成・支援の対象となる当事者の障害支援区分
	⑧ 団体の構成・支援の対象となる当事者の意思・判断能力の状況
(3) 意思決定支援に関する取組状況	⑩ 意思決定支援に関する取組の実施有無
	⑪ ①を実施している場合、その実施内容や状況
	⑫ ①を実施している場合、意思決定支援が団体にもたらした効果や課題
2 意思決定支援ガイドラインの課題	
(1) ガイドライン見直しに関する意見	③ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインⅡ 4「最善の利益の判断」の記載に対する意見
	④ その他（Ⅱ4以外）、意思決定支援ガイドライン見直しに当たっての意見
(2) 総括所見の指摘を踏まえたご意見等	① 総括所見の指摘（「本人の最善の利益」という言葉の使用への懸念）について、当事者団体としてどのように受け止めているか。
	② 支援現場（施設・事業所）にて当事者へ提供される支援に対して、当事者団体として感じている課題点等。（特に「本人の最善の利益」に関する事項について）

(2) 基本情報シート

①施設・事業所（支援者）

令和7年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号17								
障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究								
ヒアリング調査 基本情報シート（障害者支援施設）								
法人名								
事業所名								
1 運営法人の種別	()							
2 提供サービス	()							
3 主たる対象者	()							
4 定員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">施設入所支援</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>		施設入所支援	名	生活介護	名		
施設入所支援	名							
生活介護	名							
5 利用者数（令和7年4月1日時点）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">利用者数</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>		利用者数		施設入所支援	名	生活介護	名
利用者数								
施設入所支援			名					
生活介護	名							
任意の時点に変更いただいても構いません								
6 職員配置体制（令和7年4月1日時点）	任意の時点に変更いただいても構いません							
①施設長（管理者）		人						
①のうち、社会福祉士		人						
①のうち、介護福祉士		人						
①のうち、精神保健福祉士		人						
①のうち、公認心理師		人						
②サービス管理責任者		人						
②のうち、社会福祉士		人						
②のうち、介護福祉士		人						
②のうち、精神保健福祉士		人						
②のうち、公認心理師		人						
③生活支援員等		人						
③のうち、社会福祉士		人						
③のうち、介護福祉士		人						
③のうち、精神保健福祉士		人						
③のうち、公認心理師		人						
④理学療法士		人						
⑤作業療法士		人						
⑥言語聴覚士		人						
⑦医師		人						
⑧看護師		人						
⑨准看護師		人						
⑩保健師		人						
⑪公認心理師		人						
⑫管理栄養士		人						
⑬栄養士		人						
⑭調理員		人						
⑮事務員		人						
⑯その他職員		人						

障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究
ヒアリング調査 基本情報シート（計画相談支援）

法人名	
事業所名	

1 運営法人の種別 ()

2 提供サービス ()

3 主たる対象者 ()

4 利用者数（令和7年4月1日時点） 任意の時点に変更いただいても構いません	利用者数
計画相談支援	名

6 職員配置体制（令和7年4月1日時点） 任意の時点に変更いただいても構いません

①施設長（管理者）		人
①のうち、社会福祉士		人
①のうち、介護福祉士		人
①のうち、精神保健福祉士		人
①のうち、公認心理師		人
②相談支援専門員		人
②のうち、社会福祉士		人
②のうち、介護福祉士		人
②のうち、精神保健福祉士		人
②のうち、公認心理師		人
③事務員		人
④その他職員		人

②施設・事業所（当事者）

令和7年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号17 障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究 ヒアリング調査 基本情報シート（当事者）	
1 基本情報 ※可能な範囲でご記載ください	
氏名（イニシャルも可）	
性別	
※本人の希望により、回答をお控え頂いても問題ございません。	
年齢	
障害種別等	
当事者の所持する手帳、指定難病の有無	
障害支援区分、要介護（要支援）認定	
収入源 （就労による収入/障害年金/老齢年金/遺族年金/特別障害給付金/生活保護/家族等からの援助/その他）	
2 生活、支援の状況等 ※1～2行程度でご記載ください。内容に応じてヒアリングで深堀させていただきます。	
支援者が当事者の支援を始めてからの期間	
当事者の現在のサービス利用に至る経緯	
現在利用している制度・サービス （障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス）	

(3) 調査依頼状・同意書等一式

① 調査依頼状（当事者）

ねん がつ 2025年10月 い し け っ て い し え ん う 意思決定支援を受けられた かたへ びーだぶりゆしーにんさるていんぐごうどうかいしゃ P w C コンサルティング合同会社 ひ あ り ん ぐ きょうりょく ねが ヒアリングへのご協力のお願い わ た し た ち の 会 社 は、 い し け っ て い し え ん う かた ひ あ り ん ぐ ねが 意思決定支援を受けられた方に ヒアリングを お願いしています。 - ひ あ り ん ぐ いま せいかつ う し え ん せいかつ きぼう ・ ヒアリングでは、あなたの今の 生活や、受けている支援、これからの生活の希望 に はなし き ついて お話 を聞かせて もらいます。 - ねんれいそう せいべつ しょうがいしゅべつ しょうがいしえんくふん た とくせい しゅうにゅうげん しえん ・ あなたの年齢層、性別、障害種別、障害支援区分、その他の特性、収 入 源、支援 ないよう けいひい しょういん ひど おし の内容、これまでの経緯については 職員の人から 教えてもらいます。 - ひ あ り ん ぐ にほん しょうがいしゃ しえんさーびす いま よ ・ このヒアリングは、日本の 障害者への支援サービス が 今よりも 良くなるように、 こうせいろうどうしょう くに やくしよ かんが しりょう 厚生労働省 という 国の役所で 考えるための 資料 になります。 きょうりょく きょうりょく 協 力 して下さると うれしいです。 協 力 して下さると うれしいです。 やくそく <わたしたちからの お約束> - ひ あ り ん ぐ けっか だれ こと かいしゃ ○ ヒアリングの結果は 誰が答えたか わからないように まとめて、わたしたちの会社の ほーむ ペー じ ほっぴょう なまえ す ばしょ ちいさ りよう ホームページで 発表します。あなたの 名前や 住んでいる場所や 地域、利用している さーびす ひと し サービスなどが ほかの人に 知られることは ありません。 - こと ないよう しせつ じぎょうしょ しょういん りょうしん かきく し ○ 答えた内容が、施設や事業所の職員、両親・家族に知られることはありません。 - きょうりょく ばあい こと ① 「協 力 したくない」という場合は、答えなくても いいです。 - こと しつもん かいどう ② もし答えづらい 質問があれば、回答しなくても かまいません。 - ひ あ り ん ぐ とうちゅう ばあい とうちゅう ③ ヒアリングを 途中でやめたい 場合は、いつでもやめられます。ヒアリングの 途中で ひ あ り ん ぐ ないよう てっかい い ヒアリングした 内容を 撤回することも できるので いつでも 言ってください。 - しつもん こと とうちゅう いや おち ④ 質問に答えなかったり、途中でやめたからといって、あなたが 嫌な思いをすることは あ りません。
--

- ⑤ ヒアリングは、わたしたちが あなたに 会いに行くか、
インターネットを通して お話を聞か、どちらかの方法で行います。
- ⑥ 職員の 人などに 手伝ってもらっても いいです。
- ⑦ なお、答えてくれた人への お礼のお金は ありません。
- ⑧ この ヒアリングに 答えることについて 不安があったり、体調が悪くなったりした
場合には 問い合わせ 先に ご相談 ください。答えたあとでも 相談することができます。

「協力してもいい」という人は、「ヒアリングの同意書」を確認し、質問に 答えてください。
なお、あなたに代わって 職員の人などに 質問に 答えてもらっても いいです。

<ヒアリングの同意書 への答え方>

パソコンやスマートフォンを使って、答えてください。

下の二次元コードから 同意書につながります。



下の URL (ホームページのアドレス) を入れても つながります。

<https://forms.office.com/r/v9aDUNnbKS?origin=lprLink>

紙の 同意書の 場合には、わたしたちの 会社 に 送って ください。

<答えたあとに「協力したくない」となった場合について>

ヒアリングに答えたあと、「協力したくない」となった場合には、同意撤回書をお送りしますので、ヒアリングに答えた日より1週間以内にわたしたちの会社（P w C コンサルティング合同会社）に連絡してください。

※ ヒアリング結果はわたしたちの会社の人しか見れないクラウド上または鍵の掛けられるロッカーの中に5年間保管し、その後廃棄します。廃棄する場合にはデータを削除します。

【調査実施主体・問い合わせ先】

P w C コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、大瀬千紗、内海裕子、杉本美佳

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19階

jp_cons_r7-17dc-mbx@pwc.com

・ 同意書回答フォーム

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査に対する同意フォーム（施設・事業所）

このフォームは、「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査へのご協力についての同意を確認し、必要な情報を記録するためのものです。ご協力をお願いいたします。

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. 名前を入力してください。*

回答を入力してください

2. 「ヒアリング調査へのご協力をお願い」を確認したうえで、ヒアリングへのご協力についてお答えください。*

- ☐ ヒアリングへの協賛に同意する
- ☐ ヒアリングへの協賛に同意しない

3. 運営法人名 *

回答を入力してください

4. 事業所番号 *

回答を入力してください

5. 事業所名 *

回答を入力してください

6. 担当者名（氏名） *

回答を入力してください

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査に対する同意フォーム（当事者）

本フォームは、ヒアリング調査にご協力いただくときの同意を確認するためのものです。内容をご確認いただき、同意いただける場合は回答をお願いします。

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. ヒアリング調査を受ける方のお名前を教えてください。*

（ヒアリング対象となっているご本人の氏名を記載してください。）

回答を入力してください

2. ヒアリング調査の目的と内容について理解し、同意しますか？*

（ヒアリング調査を受ける方ご自身が同意する場合は「①本人が同意します」にチェックしてください。）

- ☐ ①本人が同意します
- ☐ ②本人以外が代理で同意します

・②調査に係るお願い

当事者調査（ヒアリング調査）にご同席いただく方へのお願い

この度は、当事者調査にご同席及びご協力をただけること、誠にありがとうございます。
本調査で皆様の率直なご回答を賜れますよう、下記の通りご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 事前準備

① ご回答者様への同意の確認

- ・ ご回答者様には、依頼状に基づき依頼内容を適宜ご説明の上、ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかのご確認をお願いいたします。添付資料の同意書もしくは Web 上でのご回答いずれかでのご対応をお願いいたします。詳細につきましては、当該資料をご確認ください。

② 日程調整へのご協力

- ・ 調査ご協力のお返事をいただいた後、調査担当者よりヒアリングの日程調整をさせていただきます。その際に、対面またはオンラインのご希望、オンラインの場合には利用可能なオンラインツールについてもご教示いただけますと幸いです。調査を実施する際には、ご回答者様のご状況に合わせ、プライバシーを確保できる場所を予めご用意いただきますようお願いいたします。

② （オンラインヒアリングの場合）デバイスの確保

- ・ オンラインでのヒアリングを行うため、利用可能なデバイス（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の確保をお願いいたします。

2. 調査当日の支援

① （オンラインヒアリングの場合）デバイスのセッティング

- ・ デバイスのセッティング及び、オンラインツールでの調査担当者との接続確認にあたり、必要となる支援をお願いいたします。

② 必要に応じた調査実施時の介助等

- ・ ヒアリングにご同席される場合、ご同席のタイミング等については、ご回答者様に極力負担がなく、本音をご回答しやすい方法を取っていただけますようお願いいたします。
- ・ 視聴覚などの障害をお持ちのため発語が困難な利用者様等の場合、ヒアリング実施に当たり介助をお願いいたします。

以上

付録2 「金銭管理支援」に係るヒアリング調査

(1) ヒアリングシート

①施設・事業所

質問項目	
I 施設・事業所における金銭管理支援の概要	
1 施設・事業所の概要 ※基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
(1) 施設・事業所の概要	① 施設・事業所名及び運営法人名
	② 運営法人の種別
	③ 施設・事業所において提供する障害福祉サービス等
	④ 上記サービス間の連携方法
(2) 施設・事業所の運営体制	⑤ 職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）の配置状況
	⑥ 有資格者の配置状況
(3) 施設・事業所全体における利用者の概要	⑦ 定員数
	⑧ 利用者数（令和7年4月1日時点）
	⑨ 主たる障害種別
	⑩ 利用者の障害支援区分
	⑪ 利用者の意思・判断能力の状況
	⑫ 金銭管理支援を必要とする利用者数
	⑬ 金銭管理支援に当たり外部の権利擁護制度（成年後見、日常生活自立支援事業等）を利用する者の人数及び利用制度
2 施設・事業所における金銭管理支援の状況 ※(5)までは基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
(1) 金銭管理支援の目的	① 施設・事業所において金銭管理支援を行うこと目的
(2) 金銭管理支援の担当者の配置状況	② 選任状況、兼務状況
	③ 役割、業務内容
	④ 業務経験（経験年数、専門性（資格の有無）等）
(3) 金銭管理支援の具体的な支援内容	金銭管理支援の範囲 a.日常的な所持金（一時預かり金、お小遣い等）の管理 b.a以外の金銭（不動産、土地、家屋を除いた財産（銀行口座を作って管理するもの））の管理 ※以降の質問について、上記ab双方の支援を実施している場合は、それぞれの内容についてご回答ください。
	⑥ 具体的な支援内容
	⑦ 施設・事業所内の全ての利用者に対して金銭管理支援を行っているか。
	⑧ （一部利用者に対して行う場合）金銭管理支援を行う対象者（利用者）の決め方
	⑨ 支援の頻度
	⑩ 金銭を預かる場合、その預かる金額
	⑪ 金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか
	⑫ 文書作成以外で、金銭管理支援を行うに当たり実施している手続き
	⑬ 金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額
	⑭ 利用者への出納簿等の作成支援を行う場合の具体的な支援方法
	⑮ 小口現金管理支援を行う場合の支援・管理方法（障害の程度による支援・管理方法の違い等も含む）
	⑯ ITを活用した金銭管理支援の状況
(4) 管理体制	⑰ 預り金等の管理規定の作成状況
	⑱ 預り金の保管場所、保管方法
	⑲ 金庫の鍵の管理方法
	⑳ 銀行からの現金引き出し、利用者への受け渡しを行う際の管理方法
	㉑ 責任者・補助者が選定されているか
	㉒ 印鑑と通帳が別々に保管されているか
	㉓ 常に複数の者により管理状況のチェックをしているか
	㉔ 金銭管理支援を推進・管理する委員会等の組織を整備しているか
	㉕ 行政の監査を受けているか
	㉖ その他のチェック体制
	㉗ 不正防止に向けた取組・工夫

(5) 金銭管理支援に関する評価、記録状況	28 評価、記録の実施状況（対象者、具体的な方法、頻度）
	29 評価にあたっての基準
(6) 本人の意思の尊重	30 金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫
	31 金銭管理支援の方針を決定するに当たり、本人の意向を確認しているか。
	32 金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応
	33 意思表示が難しい利用者への金銭管理（使い道、管理方法の決定方法等）
(7) 金銭管理支援の効果・課題	34 金銭管理支援が施設・法人にもたらした効果
	35 金銭管理支援によりご本人がどのように変化しているか
	36 金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策

3 外部機関との連携、権利擁護制度の利用状況	
(1) 外部機関との連携状況	① 金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況
	② 外部機関と連携して利用者への金銭管理支援を行う際の流れ
	③ 連携に当たっての課題とその対応
(2) 外部の権利擁護制度の利用状況	④ 利用している権利擁護制度と実施主体との連携状況
	⑤ （施設・事業所にて直接金銭管理支援を行う利用者と外部の権利擁護制度利用を行う利用者がいる場合）外部の権利擁護制度の利用を検討する基準
	⑥ 連携に当たっての課題とその対応
II 金銭管理支援の支援事例	
1 当事者の基本情報 ※基本情報シートにより事前に対象施設・事業所より情報提供いただく	
(1) 基本情報	① 当事者の年齢
	② 当事者の性別
	※本人の希望により、回答をお控え頂いても問題ございません。
	③ 当事者の障害種別等
	④ 当事者の所持する手帳、指定難病の有無
	⑤ 当事者の(1)障害支援区分(2)要介護（要支援）認定
	当事者の収入源
	⑥ （就労による収入/障害年金/老齢年金/遺族年金/特別障害給付金/生活保護/家族等からの援助/その他）
(2) 生活、支援の状況等	⑦ 支援者が当事者の支援を始めてからの期間
	⑧ 支援に至った経緯
	⑨ 現在利用している制度・サービス
	（障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス）
2 事例詳細	
(1) 具体的な支援内容	① 事例の場面
	② 金銭管理に当たっての当事者の意思の汲み取り方
	③ 金銭管理支援の具体的な方法
	④ 支援内容決定までの経緯
	⑤ 金銭管理支援に当たっての家族・親族の意向、本人の希望と異なった場合の対応
(2) 内部・外部機関との連携	⑥ 連携した関係機関
	⑦ 外部の権利擁護制度の利用状況
	⑧ 連携方法、頻度
	⑨ 外部機関との連携、外部の権利擁護制度を利用した理由
(3) 金銭管理支援の課題、利用者の満足度	⑩ 本事例において発生した課題と対応策
	⑪ 職員等からみた利用者の変化や読み取れる満足度
3 当事者の満足度、課題等（当事者への質問事項）	
(1) 金銭管理支援に向けた希望	① 現在の生活やサービス利用を希望したきっかけ
	② 今後の金銭管理に向けた希望
	（どのような使途で金銭を使いたいのか、自身の財産をどのように管理したいか）
(2) 現在の支援状況に対する思い（満足度、課題等）	③ 希望する金銭使用・管理の実現に向けて満足のいく支援が受けられているか
	（自分の思い・希望を汲み取ってもらえていると感じるか）
	④ 不安に感じていること
	どのような取組・支援を望むか
	⑤ （現在の利用サービスに限定しない全体的な）支援に対する期待や求めるもの等

②自治体

質問項目	
I 自治体における金銭管理支援の概要	
1 自治体の基本情報 ※基本情報シートにより事前に対象自治体より情報提供いただく	
(1) 自治体の基本情報	① 自治体名
	② 担当部署
	③ 人口（令和7年4月1日時点）
	④ 障害者数（令和7年4月1日時点）
2 自治体における金銭管理支援の状況 ※デスクトップリサーチまたは自治体からの資料提供により事前に情報収集を行う	
(1) 障害当事者への金銭管理支援に関する制度的取組	① 取組内容（事業名、事業詳細）
	② 具体的な支援内容
	③ 障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況
	④ 取組の運用時に発生した具体的な課題と対応策
(2) 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況	⑤ 取組の運用に当たり障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況
	⑥ 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応
(3) 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況	⑦ 取組の実施に当たり連携している機関と連携状況
	⑧ 連携に当たっての課題とその対応
(4) 本人の意思の尊重	⑨ 本人の意思を尊重するための工夫、施設・事業所への働きかけ
(5) 制度的取組の効果・課題	⑩ 制度的取組を実施することにより自治体にもたらしたメリット・効果
	⑪ 制度的取組を実施することが施設・事業所へもたらしたメリット・効果
	⑫ 制度的取組を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果
	⑬ 制度的取組の実施により発生した課題と対応策

② 専門職団体等

質問項目	
1 団体の概要 ※デスクトップリサーチまたは基本情報シートにより事前に情報収集を行います	
① 団体の概要	① 団体名
	② 担当部署
	③ 会員数（職員数）（令和7年4月1日時点）
	④ 団体の主な活動
2 団体における金銭管理支援の状況 ※組織としての対応についてお伺いします。デスクトップリサーチまたは団体からの資料提供による事前の情報収集	
① 障害当事者への金銭管理支援に関する取組	① 取組内容（主に成年後見制度、日常生活自立支援事業における支援や取組状況）
	② 具体的な支援内容
	③ 障害者支援施設・共同生活援助利用者への支援状況
	④ 支援の頻度
	⑤ 金銭管理支援を行うに当たり、文書を作成しているか
	⑥ 金銭管理支援の提供に係る費用徴収の状況・金額
② 金銭管理支援の効果・課題	⑦ 専門職団体等（貴団体）による支援を実施することが障害当事者へもたらしたメリット・効果
	⑧ 専門職団体等（貴団体）による金銭管理支援の実施により発生した課題と対応策
	⑨ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の見直し等を踏まえた今後へ向けた課題等
3 後見人等としての金銭管理支援の状況 ※後見人等個人としての実務のご状況や感じている課題等についてお伺いします	
① 障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況	⑩ 支援している障害当事者の居住する障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携状況
	⑪ 後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（金銭管理に関する直接的な課題）
	⑫ 後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所との連携に当たっての課題とその対応策（利用者の意思決定支援に関する課題）
② 障害者支援施設・共同生活援助事業所以外の機関との連携状況	⑬ 後見人等として障害者支援施設・共同生活援助事業所利用者への金銭管理支援の実施に当たり連携している機関と連携状況
	⑭ 連携に当たっての課題とその対応
③ 本人の意思の尊重	⑮ 金銭管理における本人の意思を尊重するために実施している工夫
	⑯ 金銭の使途について、本人の希望と周囲（支援者・家族等）の考えに相違がある場合の対応

(2) 基本情報シート

①施設・事業所（支援者）

令和7年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号17							
障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究							
ヒアリング調査 基本情報シート（障害者支援施設）							
法人名							
事業所名							
1 運営法人の種別	()						
2 提供サービス	()						
3 主たる対象者	()						
4 定員数	<table border="1"><tr><td>施設入所支援</td><td>名</td></tr><tr><td>生活介護</td><td>名</td></tr></table>		施設入所支援	名	生活介護	名	
施設入所支援	名						
生活介護	名						
5 利用者数（令和7年4月1日時点）	<table border="1"><tr><td>利用者数</td></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>名</td></tr><tr><td>生活介護</td><td>名</td></tr></table>		利用者数	施設入所支援	名	生活介護	名
利用者数							
施設入所支援	名						
生活介護	名						
任意の時点に変更いただいても構いません							
6 職員配置体制（令和7年4月1日時点）	任意の時点に変更いただいても構いません						
①施設長（管理者）	人						
①のうち、社会福祉士	人						
①のうち、介護福祉士	人						
①のうち、精神保健福祉士	人						
①のうち、公認心理師	人						
②サービス管理責任者	人						
②のうち、社会福祉士	人						
②のうち、介護福祉士	人						
②のうち、精神保健福祉士	人						
②のうち、公認心理師	人						
③生活支援員等	人						
③のうち、社会福祉士	人						
③のうち、介護福祉士	人						
③のうち、精神保健福祉士	人						
③のうち、公認心理師	人						
④理学療法士	人						
⑤作業療法士	人						
⑥言語聴覚士	人						
⑦医師	人						
⑧看護師	人						
⑨准看護師	人						
⑩保健師	人						
⑪公認心理師	人						
⑫管理栄養士	人						
⑬栄養士	人						
⑭調理員	人						
⑮事務員	人						
⑯その他職員	人						

令和7年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号17
障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究
ヒアリング調査 基本情報シート（共同生活援助）

法人名	
事業所名	

1 運営法人の種別 ()

2 提供サービス ()

3 主たる対象者 ()

4 定員数

共同生活援助	名
--------	---

5 利用者数（令和7年4月1日時点）
任意の時点に変更いただいても構いません

利用者数	
共同生活援助	名

6 職員配置体制（令和7年4月1日時点） 任意の時点に変更いただいても構いません

①施設長（管理者）		人
①のうち、社会福祉士		人
①のうち、介護福祉士		人
①のうち、精神保健福祉士		人
①のうち、公認心理師		人
②サービス管理責任者		人
②のうち、社会福祉士		人
②のうち、介護福祉士		人
②のうち、精神保健福祉士		人
②のうち、公認心理師		人
③世話人		人
③のうち、社会福祉士		人
③のうち、介護福祉士		人
③のうち、精神保健福祉士		人
③のうち、公認心理師		人
④生活支援員		人
④のうち、社会福祉士		人
④のうち、介護福祉士		人
④のうち、精神保健福祉士		人
④のうち、公認心理師		人
⑤夜間支援従事者		人
⑤のうち、社会福祉士		人
⑤のうち、介護福祉士		人
⑤のうち、精神保健福祉士		人
⑤のうち、公認心理師		人
⑥理学療法士		人
⑦作業療法士		人
⑧言語聴覚士		人
⑨医師		人
⑩看護師		人
⑪准看護師		人
⑫保健師		人
⑬公認心理師		人
⑭管理栄養士		人
⑮栄養士		人
⑯調理員		人
⑰事務員		人
⑱その他職員		人

②施設・事業所（当事者）

令和7年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号17

障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究

ヒアリング調査 基本情報シート（当事者）

1 基本情報 ※可能な範囲でご記載ください

氏名（イニシャルも可）	
性別 ※本人の希望により、回答をお控え頂いても問題ございません。	
年齢	
障害種別等	
当事者の所持する手帳、指定難病の有無	
障害支援区分、要介護（要支援）認定	
収入源 （就労による収入/障害年金/老齢年金/遺族年金/特別障害給付金/生活保護/家族等からの援助/その他）	

2 生活、支援の状況等 ※1～2行程度でご記載ください。内容に応じてヒアリングで深堀させていただきます。

支援者が当事者の支援を始めてからの期間	
当事者の現在のサービス利用に至る経緯	
現在利用している制度・サービス （障害福祉サービス/介護サービス/医療サービス）	

(3) 調査依頼状・同意書等一式

①調査依頼状（当事者）

2025年10月

金銭管理支援を受けられた 方へ

P w C コンサルティング合同会社

ヒアリングへのご協力のお願い

わたしたちの会社は、

金銭管理支援を受けられた方に ヒアリングを お願いしています。

- ・ ヒアリングでは、あなたの今の生活や、受けている支援、これからの生活の希望について お話を聞かせて もらいます。
- ・ あなたの年齢層、性別、障害種別、障害支援区分、その他の特性、収入源、支援の内容、これまでの経緯については 職員の人から 教えてもらいます。
- ・ このヒアリングは、日本の 障害者への支援サービスが 今よりも 良くなるように、厚生労働省という 国の役所で 考えるための 資料になります。

協力してくださると うれしいです。協力してくださると うれしいです。

<わたしたちからの お約束>

- ヒアリングの結果は 誰が答えたか わからないように まとめて、わたしたちの会社のホームページで 発表します。あなたの 名前や 住んでいる場所や 地域、利用しているサービスなどが ほかの人に 知られることは ありません。
 - 答えた内容が、施設や事業所の職員、両親・家族に知られることはありません。
- ① 「協力したくない」という場合は、答えなくても いいです。
 - ② もし答えづらい 質問があれば、回答しなくても かまいません。
 - ③ ヒアリングを 途中でやめたい 場合は、いつでもやめられます。ヒアリングの途中で ヒアリングした 内容を 撤回することも できるので いつでも 言ってください。
 - ④ 質問に答えなかったり、途中でやめたからといって、あなたが 嫌な思いをすることは ありません。

- ⑤ ヒアリングは、わたしたちがあなたに会いに行くか、インターネットを通してお話を聞くか、どちらかの方法で行います。
- ⑥ 職員の人などに手伝ってもらってもいいです。
- ⑦ なお、答えてくれた人へのお礼のお金はありません。
- ⑧ このヒアリングに答えることについて不安があったり、体調が悪くなったりした場合には問い合わせ先にご相談ください。答えたあとでも相談することができます。

「協力してもいい」という人は、「ヒアリングの同意書」を確認し、質問に答えてください。なお、あなたに代わって職員の人などに質問に答えてもらってもいいです。

<ヒアリングの同意書 への答え方>

パソコンやスマートフォンを使って、答えてください。

下の二次元コードから同意書につながります。



下のURL（ホームページのアドレス）を入れてもつながります。

<https://forms.office.com/r/v9aDUNnbKS?origin=lprLink>

紙の同意書の場合は、わたしたちの会社に送ってください。

<答えたあとに「協力したくない」となった場合について>

ヒアリングに答えたあと、「協力したくない」となった場合には、同意撤回書をお送りしますので、ヒアリングに答えた日より1週間以内にわたしたちの会社

(P w C コンサルティング合同会社)に連絡してください。

※ ヒアリング結果はわたしたちの会社の人しか見れないクラウド上または鍵の掛けられるロッカーの中に5年間保管し、その後廃棄します。廃棄する場合にはデータを削除します。

【調査実施主体・問い合わせ先】

P w C コンサルティング合同会社 公共事業部

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、大瀬千紗、内海裕子、杉本美佳

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19階

jp_cons_r7-17dc-mbx@pwc.com

・調査同意書（当事者）

ひ りんぐ どういしょ
ヒアリングの 同意書

ひ りんぐ きょうりょく ねが
「ヒアリングへのご協 力 のお願い」を確認したうえで、ヒアリングへのご協 力 につい
てお答えください。

【わたしたちからの お約束】（再掲）

- 「協 力 したくない」という場合は、答えなくても いいです。
- ヒアリングの結果は 誰が答えたか わからないように まとめて、わたしたちの会社の
ホームページで 発表します。
- あなたの名前や 住んでいる地域、施設・グループホーム または 事業所 の名前が ほか
の人に 知られることは ありません。
- もし答えづらい 質問があれば、回答しなくても かまいません。
- ヒアリングを途中でやめたい 場合は、いつでもやめられます。
- 質問に答えなかったり、途中でやめたりしたからといって、あなたが 嫌な思いをするこ
とは ありません。

こんかい ちょうさ なまえ
【今回の調査の名前】

こうせいろどうしょう れいむ しょうがいしゃそうごうふくしずいしんじぎょう
厚生労働省 令和7年度障害者総合福祉推進事業

しょうがいしゃ い しけつていしえん はんりようご かな かん ちょうさけんきゅう
「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」

どいあわ さき
【問合せ先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー 19 階

ピーエーシー・コンサルティング合同会社
P w C コンサルティング合同会社

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」事務局

担当：東海林 崇、吉野 智、大瀬千紗、内海裕子、杉本美佳

メールアドレス：jp_cons_r7-17dc-mbx@pwc.com

2025年 月

ヒアリングの同意書

1. ヒアリングを受ける方のお名前を教えてください。

(ヒアリング対象となっているご本人の氏名を記載してください。)

2. ヒアリング調査の目的と内容について理解し、同意しますか？

(ヒアリング調査を受ける方ご自身が同意する場合は「①本人が同意します」にチェックしてください。)

☐ ①本人が同意します

☐ ②本人以外が代理で同意します

3. 同意した日付

_____年 _____月 _____日

・ 同意書回答フォーム

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査に対する同意フォーム（施設・事業所）

このフォームは、「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査へのご協力についての同意を確認し、必要な情報を記録するためのものです。ご協力をお願いいたします。

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. 名前を入力してください。*

回答を入力してください

2. 「ヒアリング調査へのご協力をお願い」を確認したうえで、ヒアリングへのご協力についてお答えください。*

☐ ヒアリングへの協賛に同意する

☐ ヒアリングへの協賛に同意しない

3. 運営法人名 *

回答を入力してください

4. 事業所番号 *

回答を入力してください

5. 事業所名 *

回答を入力してください

6. 担当者名（氏名） *

回答を入力してください

「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」におけるヒアリング調査に対する同意フォーム（当事者）

本フォームは、ヒアリング調査にご協力いただくときの同意を確認するためのものです。内容をご確認いただき、同意いただける場合は回答をお願いします。

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

1. ヒアリング調査を受ける方のお名前を教えてください。*

（ヒアリング対象となっているご本人の氏名を記載してください。）

回答を入力してください

2. ヒアリング調査の目的と内容について理解し、同意しますか？ *

（ヒアリング調査を受ける方ご自身が同意する場合は「①本人が同意します」にチェックしてください。）

- ☐ ①本人が同意します
- ☐ ②本人以外が代理で同意します

・③調査に係るお願い

当事者調査（ヒアリング調査）にご同席いただく方へのお願い

この度は、当事者調査にご同席及びご協力をただけること、誠にありがとうございます。
本調査で皆様の率直なご回答を賜れますよう、下記の通りご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 事前準備

① ご回答者様への同意の確認

- ・ ご回答者様には、依頼状に基づき依頼内容を適宜ご説明の上、ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかのご確認をお願いいたします。添付資料の同意書もしくは Web 上でのご回答いずれかでのご対応をお願いいたします。詳細につきましては、当該資料をご確認ください。

② 日程調整へのご協力

- ・ 調査ご協力のお返事をいただいた後、調査担当者よりヒアリングの日程調整をさせていただきます。その際に、対面またはオンラインのご希望、オンラインの場合には利用可能なオンラインツールについてもご教示いただけますと幸いです。調査を実施する際には、ご回答者様のご状況に合わせ、プライバシーを確保できる場所を予めご用意いただきますようお願いいたします。

② （オンラインヒアリングの場合）デバイスの確保

- ・ オンラインでのヒアリングを行うため、利用可能なデバイス（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の確保をお願いいたします。

2. 調査当日の支援

① （オンラインヒアリングの場合）デバイスのセッティング

- ・ デバイスのセッティング及び、オンラインツールでの調査担当者との接続確認にあたり、必要となる支援をお願いいたします。

② 必要に応じた調査実施時の介助等

- ・ ヒアリングにご同席される場合、ご同席のタイミング等については、ご回答者様に極力負担がなく、本音をご回答しやすい方法を取っていただけますようお願いいたします。
- ・ 視聴覚などの障害をお持ちのため発語が困難な利用者様等の場合、ヒアリング実施に当たり介助をお願いいたします。

以上

付録3 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案

※次頁より掲載する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案」は、本文とは独立した通し番号によりページ番号を付番している。

障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン(第2版)案

目次

I. はじめに.....	1
1. ガイドライン策定・改訂の背景.....	1
2. ガイドラインの趣旨.....	2
3. ガイドラインの理念・信条.....	5
II. 総論.....	6
1. 意思決定支援の定義.....	6
2. 意思決定支援の基本的原則.....	7
3. 意思決定支援に影響を与える要素.....	10
III. 各論.....	14
1. 意思決定支援が必要な場面.....	14
2. 意思決定支援のプロセス.....	15
3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み.....	20
4. 意思決定支援を進める際の留意すべき事項.....	25
IV. 参考資料.....	28

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

本ガイドラインでの用語

- 本人…障害者本人
- 事業者…指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者
- サービス…障害福祉サービス等
- 成年後見人等¹…成年後見人(任意後見人を含む)、保佐人、補助人

I. はじめに

1. ガイドライン策定・改訂の背景

現行の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)附則第 3 条の検討規定により、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられたことを踏まえ、社会保障審議会障害者部会での検討等を経て、平成 29 年3月に作成・発出された。

これまで、平成 29 年のガイドラインに沿った支援が支援現場において推進されてきたが、今般、その後に生じた主に以下の経緯を踏まえてガイドラインの改訂を行うものである。

- 他分野(高齢者(認知症)、医療、後見事務等)の意思決定支援ガイドラインが発出されたこと。
- 障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)の実施状況に関する評価として、国際連合障害者の権利に関する委員会(以下「障害者権利委員会」という。)による総括所見(令和 4 年 10 月)において、『(c)2017 年の障害福祉サービス等の

¹ 法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、「民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案」が取りまとめられ、令和8年2月12日に法務大臣に答申されている。今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人についても見直しが行われる可能性があることに留意。

提供に係る意思決定支援ガイドライン』における「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用。』に懸念が示されたことを契機に、障害者権利条約第 12 条、第19条及び一般的意見第 1 号の趣旨を踏まえ、意思決定支援の構造そのものを再整理する必要が生じたこと。

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書(令和 7 年 3 月)において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和4年 10 月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。」とされたこと。

2. ガイドラインの趣旨

「意思決定支援」は、Supported Decision-Making の和訳であるが、直訳は「支援を受けた意思決定」であり、支援を受けた意思決定をするのは「本人」である。したがって、「意思決定支援」が意味するところの主体は「支援者」ではなく、「本人」であり、意思決定支援は、支援者が主体となって本人の意思を決定することではなく、本人が自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定できる状態とその過程を支える取組であることに留意する必要がある。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第1条(目的)において、本人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付することが示されている。基本的人権の中心は自由権であり、「個人の自由な意思決定と活動とを保障する、人権体系の中心をなしている重要な権利」とされている²。人は他者の権利を侵害しない限り自由に生きてよいという、自己決定権の重要な基盤である。他方で、障害者が社会の環境や周囲との関係性から影響を受けながら生活していることを踏まえると、「他者の権利を侵害しない」という条件は、個人の努力や配慮の問題としてのみ捉えられるべきではなく、障害者が他者とともに当たり前に生活できるよう、社会が環境調整や支援を行う

² 「社会保障と憲法」に関する基礎的資料 基本的人権の保障に関する調査小委員会の参考資料(平成 15 年 7 月衆議院憲法調査会事務局)

ことを前提として理解される必要もある。このような点からすると、障害者が、自らの意思や選好、価値観に基づいて意思決定を行えるよう、支援者が環境調整等を通じて、その過程を支える取組を「意思決定支援」と捉えることができる。障害者総合支援法では、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する³など、「意思決定支援」を事業者の責務として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている⁴。

障害者総合支援法の目的や、ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、障害者が置かれる社会的要因や支援の在り方は一様ではなく、本人の障害の状態等に応じた情報提供の方法や意思疎通の状況、周囲との関係性等によって、自己決定が行いにくくなる局面が生ずることがある。こうした局面において、支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等のサービスの現場において本人の意思、選好及び価値観に根ざした意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を示した。また、事業者がサービスを提供する際に必要とされるサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の意思決定支援の枠組みを示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

なお、障害児への意思決定支援については、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)との関係に留意する必要がある。同条約は、すべての児童が権利の主体であることを確認し、その生命、生存及び発達に対する権利⁵並びに自己に影響を及ぼすすべての事柄について意見を表明し、その意見が年齢及び成熟度に応じて十分に考慮されるこ

³ 障害者総合支援法 第42条、第51条の22

⁴ 障害者基本法 第23条

⁵ 子どもの権利条約 第6条

と⁶を求めている。障害児に対するサービスの提供⁷に当たっては、こうした理念を踏まえ、児童の発達する能力及び意見を述べる機会が十分に尊重・確保された上での最善の利益が第一に考慮されるべきこと⁸を前提として、児童が自らの生活や支援の内容について分かりやすい形で説明を受け、意見を述べ、その意見が適切に考慮されるよう工夫することが、意思決定支援の重要な要素となる。

本ガイドラインは、主として事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、意思決定支援に関与する者はこれに限られるものではない。本人、事業者、家族や成年後見人等の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、意思決定サポーター⁹及び関係機関等(以下「関係者等」という。)、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、今後必要に応じてガイドラインの内容を見直していくことが必要である。

⁶ 子どもの権利条約 第12条

⁷ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き(令和6年8月)

⁸ 子どもの権利条約 第3条第1項。なお、2022年3月18日の子どもの権利委員会と障害者権利委員会の共同声明。

⁹ 判断能力に課題がある人の価値観や選好に基づく意思の形成・表明を支援するため、地域住民や当事者、市民後見人養成者等が担い手となる地域の意思決定支援人材。中核機関による体制整備が進められている。

3. ガイドラインの理念・信条

「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要であるという視点に立ち、本人と対面して聞き取ったり、言葉で表現することができないことを解釈したりして、ガイドラインの信条をまとめた。

わたしの意思を尊重するために、支援者に大切にしてほしいこと

誰でも意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください。

わたしの話を前向きに受け止め、いろんなことに挑戦させてください。
知らないことは体験させてください。
わたしは自分ができることは体験してみたいです。

わたしが意思を伝えやすい方法をさがしてください。
わたしは、意思を伝えられるように練習することも必要です。
「いいえ」といいやすくしてください。
自分で決めることができるよう、選択肢をだして丁寧に説明してください。
わたしのペースに合わせて、わかりやすく伝えてください。
わたしの生活からわたしが好きなことを知ってください。
わたしの興味が広がるように働きかけてください。

わたしの話をさえぎらずに最後まで聞いてください。
はじめから否定したり、無理と決めつけたりしないでください。
わたしがやりたいことを知り、できるように考えてください。
わたしにはわたし自身の意思があります。

わたしのことを、時間をかけて知ってください。そうすれば、わたしの意思がわかるようになるはずです。

Ⅱ. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインでは、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、意思決定支援を次のように定義する。

意思決定支援とは、障害者が、日常生活や社会生活において意思、選好及び価値観に基づき、迷い、修正を繰り返す過程を含め、その意思(思い)が反映された生活を送ることができるよう、本人が意思決定できる状態を可能な限り支えることである。

「本人が意思決定できる状態」とは、決定を強いられず、かつ、決定しない、保留する、変更する、誰かと一緒に考えるなど、本人の自律性が確保され、意思決定することに関する選択肢や可能性が閉じられていない状態を指す。

「可能な限り支えること」には、情報提供の工夫や意思疎通の方法の検討、環境面での配慮等を含め、行うことが可能なあらゆる支援を尽くすことが含まれる。それでもなお、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の表情や感情、動作や行動等から読み取れる意思と選好の表出のあり方や、本人のこれまでの生活から得られる価値観その他様々な情報を踏まえ、その場面における確認の困難さに応じて、本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うことが含まれる。

コラム①

「意思」と「選好」に「基づく」とは？

意思決定支援の定義に出てくる「意思」と「選好」とは、障害者権利条約の英文（will and preferences of the person）の外務省訳をベースとした言葉です。

「意思(will)」とは、意思表示に限られるものではなく、本人がこれまでの生活や経験の中で示してきた意向、価値観及び生き方の方向性を含む概念です。

「選好(preferences)」とは、一時的な好き嫌いにとどまらず、日常生活の中で繰り返し示される行動や反応、選び方の傾向など、本人らしさとして表れる意思の表出を意味します。

「意思」と「選好」は、本人の意思決定を理解し、支援するために、常に併せて確認されるべきものです。

なお、障害者権利条約やその解釈文書において用いられる“best interpretation of will and preferences”（意思と選好の最善の解釈）という表現は、本人の意思や選好そのものを確定・特定することを意味するものではありません。むしろ、本人のこれまでの生活や経験の中で示されてきた意思や選好を踏まえると「本人であればどのような判断や選択を行うと考えられるか」という観点から、どのような支援や対応が最も適切かを検討するという意味合いと考えられます。本ガイドラインでは、この趣旨を踏まえ、外務省訳の「意思と選好【の】最善の解釈」ではなく、「意思と選好【に基づく】最善の解釈」という表現を用いています。

2. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重を基礎としつつ、本人の意思、選好及び価値観が可能な限り反映されるよう行うことが原則である。本人が多様な体験や経験に触れることは、自己決定や自己選択の基盤となる。他方で、こうした体験機会の提供は、本人の選択肢を広げるためのものであり、支援者が望む方向へ本人を導くためのものであってはならない。また、自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが

重要である¹⁰。幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2)職員等の個人的な価値観や「一般的な常識からみた正しさ」と照らした場合、不合理と思われる決定であっても、他者への権利を侵害しない限り、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。また、その選択の結果としてうまくいかないことや失敗が生じる場合があったとしても、単に不合理な決定だった、間違いだったと評価するのではなく、その人なりの試行錯誤や学びの過程として受け止める視点が重要である。他方で、障害者は、社会の環境や周囲との関係性の中にある社会的障壁の影響を受けながら生活し、意思決定を行っていることにも留意が必要である。「他者の権利を侵害しないこと」は、しばしば「他者に迷惑をかけないこと」と拡大解釈される場合がある。そのことが、結果として障害のある人の生活や社会参加を過度に制約してしまうことがないよう、意思決定支援を本人の自己決定の問題にとどめず、環境や関係性への働きかけの視点を持つことが重要である。

さらに、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。その際、失敗や不利益をゼロにすることのみを目的として本人の選択を制限するのではなく、本人が一定のリスクを理解した上で選択し、その経験から学びや気づきを得ていくことも、尊重されるべきプロセスである。なお、その不利益やリスクが、本人の意思決定の結果だけでなく、周囲の環境や支援体制、社会的な条件との関係によって生じている可能性があることにも目を向けることが必要である。

例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外

¹⁰ 聴覚障害者や視覚障害者など、障害特性によって情報の受け取り方が異なることを踏まえ、必要に応じて合理的配慮やアクセシビリティの確保(コミュニケーション手段や資料の工夫等)を行い、本人が必要な情報を得られるようにすることが重要である。

出がしたい等の場合が考えられる。それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。こうした工夫は、本人が望む行動を一律に禁止するのではなく、失敗する可能性も含めて「やってみる」ことを支え、その過程で生じるリスクをできる限り軽減しつつ、本人の経験の蓄積と自信の獲得につなげていく視点に立って行われる必要がある。

こうしたリスクを含めて受け止める支援を実現するためには、担当職員だけでなく、チームや事業所全体として取り組む体制を構築することが重要である。

- (3) 情報提供の工夫や意思疎通の方法の検討、環境面での配慮等を含め、実務上可能なあらゆる支援を尽くしても、当該場面において、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史や人間関係等、様々な情報を踏まえ、根拠を明確にしながら、障害者の意思と選好に基づく最善の解釈を行う。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、当該場面において本人の意思と選好を解釈し、支援するための重要な手がかりとなる。ただし、単に多数意見であることや支援者側の便宜によって判断が左右されないよう留意する必要がある。

3. 意思決定支援に影響を与える要素

障害者の意思決定支援に影響を与える要素としては、次の四つが考えられる。

(1) 本人の「意思決定能力¹¹」の捉え方

どのような障害があっても、本人には意思があり、自分で決めたり、選んだり、好きか嫌いかを表現したりすることができる「意思決定能力」があることを前提にして、意思決定支援を行う。

意思決定においては、本人の意思決定能力の状態が影響を与える場合があるが、それは本人の障害の状態だけに要因があるものとして一律に理解してはならない。その場面における情報提供の方法、意思疎通の支援内容、環境の整え方、支援者の習熟度など、意思決定支援の取組状況との関係の中で捉えられる必要がある。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定については本人が自ら行うことができる一方で、住まいの場の選択や将来に関わる選択については、より丁寧な情報提供や段階的な経験の機会を通じた支援が必要となる場合がある。

意思決定支援を進める上では、本人の能力を評価するのではなく、その場面において、どのような支援を行えば本人自身が意思決定しやすくなるかを検討するために、意思決定能力の状態を把握することが重要である。

(2) 人的・物理的環境

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。これらは本人の意思決定を制約する要因にも、支える要因にもなる。

¹¹ 意思決定能力は法律で定められた概念ではなく、意思能力や行為能力とは異なるものである。本ガイドラインでは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであるという考え方を採用している。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができているかどうかの影響を与える。また、意思決定の場面に立ち会う家族や関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用を選択する場合、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

(3) 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者は必ずしも利用者の生活史や生活の全体を把握できているわけではない。また、サービスを提供する上で、制度の枠組みや組織体制上の制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える可能性も考えられる。そのため、事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。

その際、本人の意思と選好が周囲の判断や意見によって置き換えられてしまうことのないよう、本人自身の声を丁寧に引き出し、表出された意思と選好が本人及び関係者間で適切に共有されることが重要である。

そのためには、本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員、意思決定サポーター等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として同席することも検討すべきである。これらの者は、本人自身の意思形成及び意思表明を支えることはもちろん、本人の意思、選好及び価値観に関わる気づきや新たな視点を提供できる可能性がある。そのことにより、本人の意思が中心に据えられた形で、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

(4) 成年後見人等の権限との関係

成年後見制度に基づく法的な権限を有する成年後見人等には、法令により財産管理に関する権限とともに、身上に配慮する義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援

においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、これらの者が担う身上配慮義務と重なり合う場面が含まれている。

そのため、成年後見人等の権限行使においても、本人の意思、選好及び価値観を尊重するという意思決定支援の考え方に基づいて行われることが重要である。

意思決定支援の結果と成年後見人等による身上配慮に基づく判断とが齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスにこれらの者の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

1. 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合があります。また、本人の意思を実現すると、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合があります。

そのような場合は、本人の生命や身体の保護、他者の権利擁護のための対応に関する検討が求められます。これらの対応は、意思決定支援とは異なる視点、すなわち、本人の生命・身体の保護や他者の権利擁護という観点から、例外的に求められる措置であることに留意が必要です。ただし、その場合であっても、可能な限り本人の意思と選好を踏まえ、支援や環境調整によって対応できる余地がないかを検討することが重要です。

意思決定支援は、障害のない人との平等を基礎として、障害のある人の自由を実現するためのものです。本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合や、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合への対応は、障害の有無に関わらず、本人の保護や他者の権利擁護のために行われる行為と同様の考え方に基づいて行われることが求められます。

2. 意思決定や意思確認が困難とみられる場合

意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、当該場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、どうしたらいいでしょう。例えば、遷延性意識障害の状態にある人は、たとえ、内心で様々なことを思っていたとしても働きかけに対して応答や反応を表出することができないため、支援者としては意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実を見いだすことができないと感じるかもしれません。

その場合においても、本人がこれまでの人生において積み重ねてきた生活や経験、行為の蓄積の中に、本人の意思と選好に関わる情報が含まれているはずで、意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実が少ない場合、解釈の余地が増えることはあるかもしれませんが、あくまでも本人の立場にたって、意思と選好に基づく最善の解釈を続けることが求められます。

ただし、意思と選好に基づく最善の解釈をもって、支援者が、法定代理人など法的権限を与えられた第三者でなければ行うことができない法律行為を行えるようになったり、医療同意など本人の一身専属の権利に関わる行為を代替できるようになるものではないことは、いうまでもありません。

意思決定支援において困難を感じる場面への対応について、上記1および2のとおり述べましたが、意思決定の主体はあくまで本人です。そのことを忘れず、日々の支援に取り組みましょう。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

(1) 日常生活における場面

意思決定支援が必要な場面は、住まいや医療など人生に大きな影響を与える場面に限られない。日々の生活の中での小さな選択の積み重ねが、将来のより大きな意思決定の基盤となることにも留意する必要がある。

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な日常生活に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。この際、本人に日頃から「自由に選んでよい」、「ノーと言ってもよい」、「どれも選びたくないと言ってもよい」、「複数の選択肢を同時に行いたいと言ってもよい」などのメッセージを伝え、多様な意思や希望を安心して表明できるように支援を行うことが重要である。日頃から本人の生活に関わる事業所の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活におけるすべての場面の中で、意思決定支援を意識した支援を継続して行うことが重要である。

(2) 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められている。そのことから、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

様々な住まいでの体験の機会の活用を含め、本人の意思と選好の確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者や家族、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、本人の希望する生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

なお、このような社会生活における場面の意思決定支援を行うためには、(1)で記載した日常生活における場面の意思決定支援の積み重ねによる本人との信頼関係の構築が土台にあることを忘れてはならない。

2. 意思決定支援のプロセス

意思決定支援のプロセスは、本人が何を大切にしているかを知り、本人の選好及び価値観に根差した意思の形成を支援し、本人がそれを障壁なく表明することを支援し、さらに表明された内容の実現に向けて伴走することによって構成される。その際、どのような支援や環境のもとであれば本人自身が意思決定できる状態を保持できるかとの観点から、場面ごとに意思決定能力を把握することが重要である。

(1) 本人の選好及び価値観に根差した意思を形成することの支援(意思形成支援)

- 障害の有無にかかわらず、人は、体験や経験をしたことのないことを選択することは難しい。本人が様々な体験や経験に触れることにより、本人の選好及び価値観が現れることもある。これらを踏まえながら、本人にとって意味のある選択肢を共に探し、広げていくことが重要である。そのため、以下の点に留意しながら意思形成支援を行う。本人が自己決定、自己選択するためには、豊かな体験や経験が必要である。
- 本人が意思を形成するために必要な情報は、本人の理解しやすい方法で、その都度、丁寧に説明することが必要である。また、説明だけでなく、実際の場面で体験してみるとにより、本人が自らの意思と選好を形成していくことにつながるため、説明と体験を繰り返しながら本人の意思形成を支援する。その際、本人の理解のペースに合わせて、必要な情報を繰り返し確認できるようにすることが望ましい。
- 本人が何を望むかを、開かれた質問で聞くことが重要である。まだ経験していないことについては、「一度やってみてから考えよう」などと声をかけ、負担にならない範囲で体験につなげることも有効である。

- 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かを分かりやすく示したり、話して説明するだけでなく、文字にして確認できるようにしたり、絵カードや写真、動画等を活用することが有効な場合がある。可能であれば、それぞれの選択肢を短期間でも体験してもらい、その感想を一緒に振り返ることで、本人が判断材料を整理しやすくなる。
- 本人が理解しているという反応をしていますが、実際は十分に理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認することが必要である。体験後の様子や、生活場面での選択・行動の変化も含めて確認する。形式的なうなずき等のみで判断せず、本人に合った方法で内容を言い換えてもらう、具体的な希望や行動として表れているかを確かめるなどして、理解の程度を丁寧に確認する。

(2)本人が意思を障壁なく表明することの支援(意思表示支援)

形成された意思を本人が障壁なく表明・表出することを支援する。心の中で決めていても、それを表明・表出するには、本人が直面する社会的障壁を踏まえた適切な環境調整が必要となるため、以下の点に留意しながら支援を行う。また、本人の意思、選好及び価値観は時間の経過や経験、関係性、生活状況の変化等に応じて変わり得るものであるため、意思決定支援のプロセス一回限りで完結するものではなく、継続していくことが重要である。

- 本人の意思を表明しにくくする要因(社会的障壁等)はないか。その際には、総論の「意思決定支援に影響を与える要素」に記載したように、人的・物的環境の影響等に十分な配慮が必要である。
- 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ることが重要であり、決断を迫って、本人を焦らせるようなことは避けなければならない。
- 本人が示した意思は、時間の経過や経験、関係性、生活状況、選好及び価値観の変化等に応じて変わり得るので、本人の状況を確認し、本人の意思として表明された内容について、必要に応じて再度確認することが必要である。その際、支援者は一度示された意思を固定的なものとせず、変化し得るものとして捉えることが重要である。
- 重要な意思決定の場合には、表明された意思について、時間をおき、再度確認することや、複数の支援者で確認するなどの工夫が適切である。

- 本人により示された意思が、本人のこれまでの生活で表明された意思、選好及び価値観等から見て矛盾がある場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより、本人の意思を確認することが重要である。その際にも、本人の意思、選好及び価値観が変化する可能性を前提としつつ、継続的な意思決定支援を行うことが求められる。

(3)本人の意思の実現に向けて伴走するための支援(意思実現支援)

本人の意思、選好及び価値観を尊重し、その日常生活・社会生活に反映することを支援する。本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、本人や支援者の経験の豊かさにもつながるため、以下の点に留意しながら支援を行う。

- 表明された本人の意思を、本人のもつ力を最大限活かした上で、日常生活・社会生活に反映することを支援する。
- 表明された本人の意思を、意思決定支援チームが、本人に関わる多様な関係者と必要に応じて協働し、利用可能な社会資源等を活用しながら、日常生活・社会生活のあり方に反映することを支援する。
- 表明された本人の意思が実際に実現したかどうかは重要だが、本人にとって「自らが表明した意思の実現に向けて支援が行われたこと」自体が大きな意味を持つ。仮に表明した意思が実現しなかったとしても、それは豊かな経験の蓄積につながる。
- 本人が実際の経験(例えば、グループホームの体験利用)をすると、本人の意思が変化することもあることから、本人にとって無理のないよう留意しつつ、実際の体験を提案することも有効な場合がある。他方で、体験の提供が支援者の望む方向への誘導とならないよう留意し、本人の選択肢が不当に狭められることのないよう配慮する必要がある。

意思決定支援におけるアセスメントとは、本人の判断能力や理解力を測定するためのものではありません。本人の意思がどのような形で表れ、どのような条件のもとで形成され、表明されやすくなるのかを丁寧に理解するために行うものです。

意思決定支援の場面では、「意思がない」「判断できない」といった捉え方が先行してしまうことがあります。しかし、その多くは意思が存在しないのではなく、意思の表れ方が支援者にとって読み取りにくいだけであると考えられます。言語による明確な表出が難しい場合であっても、表情の変化、身体の緊張や緩和、視線の動き、特定の環境や人への接近や回避といった行動は、本人の意思と選好を示す重要な手がかりとなります。アセスメントにおいては、こうした反応を意味のあるものとして仮説的に捉え、検証していく姿勢が求められます。

意思決定支援におけるアセスメントでは、現在の生活場面における本人の反応や選択の様子を丁寧に捉えるとともに、これまでの生活史とのつながりを意識して整理することが重要です。生活史を把握する場合、過去の困難やうまくいかなかった経験、問題点に焦点が当たりやすい側面があります。しかし、意思決定支援においては、本人がこれまでどのような活動や経験を重ね、その中でどのような反応や感情、選択を示してきたかに重点を置いて理解する必要があります。

これまでの生活の中で繰り返し経験されてきた心地よい活動や安心感を伴う関わりは、必ずしも言語的な記憶として整理されていなくても、感情として本人の中に蓄積されている場合があります。そのため、大人になり「何をやりたいのか」「どのように過ごしたいのか」を言葉で表現することが難しい場合であっても、過去に心地よさを感じた活動や経験を生活の中で再び実践することで、「心地よい」という感情が呼び起こされ、本人の生活の幅や選択の可能性が広がっていくことが考えられます。このように、生活史は単なる過去の情報収集ではなく、現在の意思形成や意思表出を理解するための重要な手がかりとなり、日常生活の日々の小さな意思決定の積み重ねが、社会生活における意思決定へとつながっていくことになります。

意思は情報を受け取り、理解し、経験を重ねる過程の中で徐々に形成されていくものです。そのため、本人がどのように情報を受け取ると理解しやすいのか、提示する情報の量や順序、時間をかけることで反応に変化が表れるのかといった点を丁寧に確認していくことが求められます。意思決定支援におけるアセスメントでは、結果としての選択だけでなく、その前段階にある意思形成の過程そのものを捉える視点が重要となります。

情報の提示に当たっては、言葉による説明に限らず、写真や実物、絵カードなどの視覚的手段を用いるなど、本人にとって理解しやすい方法を探索することが必要です。こうした情報の提示の仕方や関わり方、環境設定といった支援者側の工夫そのものが、本人の意思形成や選択に影響を及ぼすことを踏まえ、継続的かつ丁寧にアセスメントを行っていくことが重要です。

さらに、意思決定支援におけるアセスメントでは、記録も重要な要素となります。記録は、日々の関わりの中で見られた表情や行動、反応の変化、選択に至るまでの過程を積み重ねて残していくものです。特に、言葉による意思表出が難しい場合には、どのような場面で落ち着いた様子が見られたのか、どのような活動に対して関心や心地よさが示されたのかといった事実を具体的に記録することが、意思、選好及び価値観を理解する手がかりとなります。

記録を継続的に時間をかけて蓄積することで、本人の意思や選好の傾向、価値観が浮かび上がり、支援者間での共有や検討を可能とします。記録は単なる経過報告ではなく、アセスメントを深め、意思決定支援の質を高めるための基盤として位置づけられるものです。

意思決定支援におけるアセスメントとは、本人の現在の反応と過去の経験を往復しながら、それらを記録として積み重ね、どのような活動や環境、関わり方が本人にとって意味を持ちやすいのかを整理し、その人らしい選択や生活につなげていくための実践であるといえます。

3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み

支援現場における意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画¹²)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定支援を意識しながらサービス提供を行うことが求められる。

なお、これは支援現場に新たな取組や役割、枠組みをつくるものではなく、障害者総合支援法の基本理念に基づき、本来行うべき支援や支援者の役割を意思決定支援の観点から再確認し、「サービス等利用計画」「個別支援計画」の作成・モニタリングに当たっての支援方法や流れを、より本人中心のものとして、意思決定支援の観点から整理したものである。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが必要である。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みに沿った取組を進める役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるための手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関

¹² 本ガイドラインでは、利用者の意思決定を反映したサービス等利用計画及び個別支援計画を意思決定支援計画としている。

係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思、選好、価値観、意思決定能力、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が役割を担うことが考えられる¹³。

意思決定支援責任者は、意思決定支援を適切に進めるための手順や方法について計画する役割であり、サービス提供において本人に関わる全ての支援者及び関係者がこのガイドラインの趣旨を理解し、本人の意思、選好及び価値観を尊重した支援を行うことが必要である。

(2)意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思、選好及び価値観を確認したり、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場面では、意思と選好に基づく最善の解釈を試みるための協議を行う仕組みである。

意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や知人、成年後見人等の他、基幹相談支援センターの相談員等、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者の参加を得ることが望ましい。また、必要に応じて、同じ障害特性を有する当事者による支援者(ピアサポーター等)や意思決定サポーター等が同席し、本人の意思表明を支援・支持する方法も考えられる。

さらに、聴覚障害者・視覚障害者等が参加する場合には、手話通訳、要約筆記、点字・拡大文字資料、音声データ等の活用により、本人が情報を十分に理解し、意思を表明できるように対応することが必要である。

¹³ 「サービス管理責任者の責務」(基準第 59 条)

「意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。」

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる¹⁴。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行う。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思、選好及び価値観の把握が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っけていても、何らかの理由でそれをあきらめて意思の表明に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて意思を形成することができなかつたりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、サービス内容の評価を適切に行い、次の支援でさらに本人が意思決定をなし得る状態が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握し、記録するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、さらなる見直しにつながる。

¹⁴ 「療養介護計画の作成等」(基準第 58 条)

「個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。」

意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことが可能になる。

(5)意思決定支援の根拠となる記録の作成

家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解し、記録することは、本人の意思、選好及び価値観の状態と変化を踏まえた意思決定支援の実践につながるとともに、一定の局面においては、本人の意思と選好に基づく最善の解釈をするための重要な手がかりともなる。そのため、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を適切に把握しておくことが必要である。また、生活史については、病気やトラブル等の出来事のみならず、本人がどのような経験や体験をしてきたか、その内容や、生活史の過程における選択、表情、感情、行動等に着目して把握することも重要である。

とりわけ、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動等から読み取れる意思について記録・蓄積することにより、根拠を持って意思と選好に基づく最善の解釈を行うことが重要である。日常生活の場面ごとの活動を通じて得られる本人の反応を継続的に記録し、その積み重ねやつながりを捉えることが、意思決定支援を展開する上で有用な情報となる。本人の意思と選好の確認が難しい場合でも、「このときのエピソードには、本人の意思と選好を解釈する上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定支援を実践する上で重要な参考資料になる。

さらに、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠や、それに基づく支援を行った結果について記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。その際には、記録作成に係る負担の軽減及び情報の適切な共有・蓄積を図る観点から、写真・動画等の活用に加え、クラウド等の情報共有ツールを含むICTツールの活用による業務の効率化について検討することが望ましい。なお、写真、動画その他の記録媒体は、本人の意思や選好、価値観を理解するうえで有用である一方、本人の人格的尊厳に関わる情報でもあるため、その取得・共有・保存に当たっては慎重な配慮が求められる。

コラム⑥

管理者・サービス管理責任者・支援員等の連携や役割分担の重要性

支援現場において意思決定支援の取組を推進するためには、各職員(管理者・サービス管理責任者・支援員等)が自身の役割を理解し、お互いに連携しながら本人への支援に当たることが不可欠です。支援員等が取組・支援を進めたくても管理者やサービス管理責任者の協力がなければ進まず、管理者が進めたくてもサービス管理責任者や支援員等との合意形成ができていなければ支援は進みません。

各職員(管理者・サービス管理責任者・支援員等)が以下のように役割分担をしながら取組を進める事が考えられます。

① 管理者

意思決定支援に基づくサービスの提供を理念として掲げ、その推進に必要な人員、組織、設備などの体制や環境の整備、サービス管理責任者や支援員のフォローや情報共有の促進、利用者の思いに寄り添うような支援を行う組織風土の醸成を担う。

② サービス管理責任者

個別支援計画の作成に当たり、利用者支援の状況の把握や表出される利用者の意思の汲み取りを行い、サービス担当者会議や個別支援会議を通じて具体的な支援を計画案に反映する。また、家族や相談支援専門員などの関係者との連絡調整や、支援員等との連携協力の中核的役割を担う。

③ 支援員等

日常生活における支援において、利用者の発する言葉、表情、態度、行動の意味や思いを汲み取り、利用者の意思や選好を知ること、利用者の意思を尊重した支援や対応方法を見出し、実行する役割を担う。

4. 意思決定支援を進める際の留意すべき事項

(1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うに当たっては、意思決定に必要と考えられる情報について、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう説明するとともに、決定の結果起こり得ること等を含めた情報を、可能な限り本人が理解できる形で提供することが重要である。そのためには、意思疎通のための合理的配慮を行うことが求められる。この際、例えば、聴覚障害者に対しては手話通訳や要約筆記、筆談等の活用、視覚障害者に対しては点字、拡大文字、音声読み上げ等の利用、知的障害のある人等に対しては、やさしい言葉や図表、写真・絵カード等を用いたわかりやすい情報提供や表出支援等を行うなど、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境整備を行い、アクセシビリティを確保することが求められる。

このように、本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者・関係者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることにつながる。本人が意思を形成し表現する方法は、障害特性にかかわらず一人ひとり異なるため、その本人にとって理解しやすく、意思を表出しやすいコミュニケーションの方法を共に探りながら支援を行うことが重要である。

(2) 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組を促進させることが重要である。

そのためには、本ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修(OJT)、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、取組を進めることが効果的である。なお、サービス管理責任者及び相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。

また、外部の支援者や第三者(意思決定サポーター、ピアサポーター、オンブズマン等)の受入れを通じて、利用者の視点から支援のあり方を見直す契機が得られることもあるため、こうした外部の視点を取り入れながら意思決定支援の質の向上を図ることも重要である。

(3)関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、(自立支援)協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

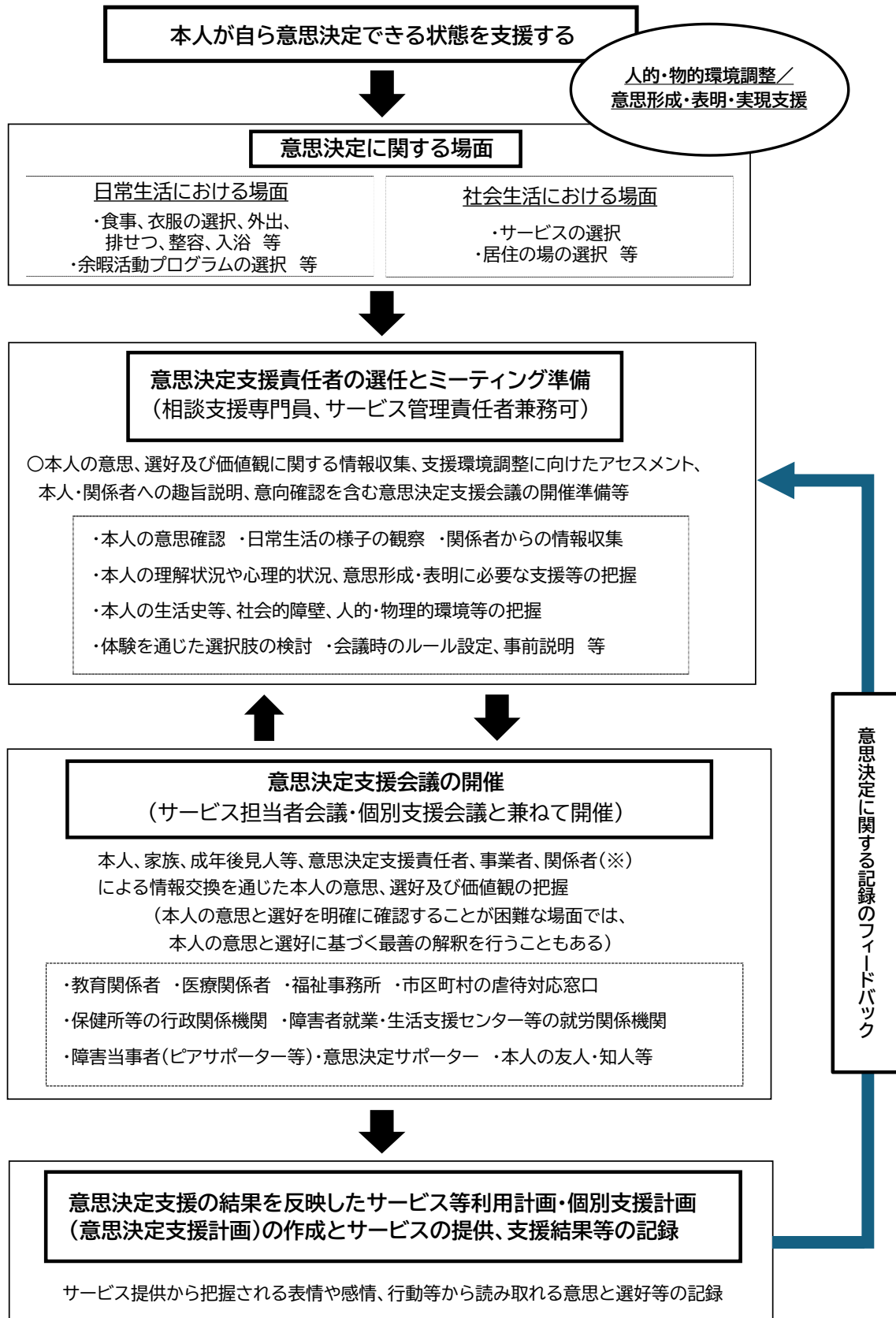
意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、(自立支援)協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう社会資源の整備に取り組むことが求められる。

(4)本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定め、た上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることとされている。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1)意思決定支援の流れの一例



IV. 参考資料

支援現場において意思決定支援の取組を推進するに当たっては、本ガイドラインの他に以下の資料も参考にされたい。

<障害者の権利に関する条約>

- 障害者の権利に関する条約(外務省ホームページ)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
 - ・ 3 条文(和文)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
 - ・ 6 第1回政府報告
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見(和文仮訳)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>

<他分野版意思決定支援ガイドライン(厚生労働省ホームページ)>

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>
- 人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/miyorinonaihitohenotaiou.html
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

- LIFE 意思決定支援の基本的考え方 ～だれもが「私の人生の主人公は、私」～
<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c358/>

<各地域意思決定支援ガイドライン>

- 神奈川県版意思決定支援ガイドライン(神奈川県ホームページ)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/gaidorain.html>
- 障害者意思決定支援ガイドライン(兵庫県版)
(一般社団法人 兵庫県知的障害者施設協会ホームページ)
<https://www.hyogo-kenchikyo.or.jp/2031>

障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン(第2版)案

意思決定支援ガイドラインをより理解するための事例集

目次

目次.....	3
意思決定支援の具体例.....	1
1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援	1
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援	5
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援.....	9
4. 重症心身障害のある本人の通所継続に関する意思決定支援(体調への配慮と通所先での 楽しみの両立)	11
5. グループホームへの移行を見据えた居住の場の選択に関する意思決定支援.....	14
6. 障害者支援施設入所者の買い物や外出先の選択に関する意思決定支援と金銭管理支援	18

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しい A さんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、A さんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、A さんの日中活動を決めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、A さんと家族、A さんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、A さんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者に A さんの日頃の様子から読み取ることができる意思や選好、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。A さんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、A さんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、A さんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、A さんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずは A さんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、A さんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中での A さんの表情に注目し、A さんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積す

ることとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから 3 ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

意思決定支援のためのアセスメント表

<意思決定支援が必要な項目> Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？	<これまでの生活史> ○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった銭頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえるとAさんもとてうれしそうなお顔を覗かせていたそうです。 ○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わるのが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらする様子が見られました。 ○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組む姿や、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。 ○休日は家族と一緒に出かけられることもありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに答えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。 ○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。	<pre> graph TD Grandfather[祖父] --- Mother[母] Mother --- Father[父] Mother --- A[Aさん] Mother --- Sister[姉] Father --- Sister </pre>
意思決定支援会議のまとめ		
<関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報>	<手がかりとなる情報から推定される本人意思> (家族) ○Aさんは祖母にかわいがられて育った。 ○祖母が得意だった銭頭作りをうれしそうに一緒にしていた。 ○銭頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。 (学校の教員) ○友だちと関わることは好きだった。 ○静かな音楽を好んで聴いていた。 ○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。 ○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまうようになった。 (移動支援ヘルパー) ○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。 ○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰々たりイライラした感じになってしまふ。	

(参考)Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名	A		作成年月日	年	月
本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所でご過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い				
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれ。 (6ヶ月)				
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)				

口支援目標及び支援計画等

推定される本人の意思	支援内容	具体的取組 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先 順位
かわいがってくれる祖母のよう な人と一緒に饅頭などをつく ることが好き。 作った饅頭などを配り、人から喜 ばれることがうれしい。	Aさんが安心できるスタッフと お菓子作りを行い、できたお 菓子を配ることを通じて人と 関わる機会をつくる。	・Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活 動に参加する ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補 助具などに工夫する ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくなくないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	—
静かな音楽を聴いたり、紙に絵 の具を塗ったりするなど、創作 的な活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、 紙に絵の具を塗るなど、創作 活動を行う。	・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を 工夫する ・部屋に静かな音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	—
友だちと関わるのが好き。森 の中を散歩して、鳥のさえずりを 聞くとうれしい。	友だちと一緒に鳥のさえずり を開きながら森の中を散歩 する。	・事業所近くの森林公園内を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	—

口支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
活動がAさんの意思を反映 しているか、検討するとともに、 支援開始後の様子から、A さんの意思について新たに 気づいたことがないか情報 を共有する。	意思決定支援会議を開き、生 活介護利用後のAさんの様 子について関係者で情報 交換し、共有するとともに、A さんの意思の推定を進め、活動 内容を見直す。	・生活介護事業所や自宅、移動支援事業用中 等におけるAさんの様子を記録に基づき共有 する。 ・共有した情報に基づき、意思決定支援計画、個別 支援計画を見直す。	・Aさんと家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援専門員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責 任者)	生活介護事業所 Cグループ各活動担当者 サービス管理責任者

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉スペクトラム症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだりはあるが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエ

ス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

意思決定支援のためのアセスメント表

(参考)Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<意思決定支援が必要な項目> Bさんがこれからのどのような生活をしていきたいのか？	
<これまでの生活史> ○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになり、したり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになり、特別支援学校でも次にすることがよくわからなくなったり、自分のしたいことができなかつたりしました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校でも少しづつ減っていき、中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ったり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買おうのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。	
意思決定支援会議のまとめ	
<関係者からの情報> ○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族) ○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族) ○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員) ○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)	<推定される本人意思> ○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいいのではないかな。 ○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないかな。 ○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないので決められないのではないかな。

(参考)Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

豊田県定次郎支援を反映したサービス等利用計画(豊田県定次郎支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなくなり不安定になってしまいかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広いて生活したいという思いもあると推定される。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、磁気カードで写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるからで、経験したより実際のグループホームでの生活も実際に体験してきていることで、施設での生活と比べて置くことができるのではないだろうか。

利用者の生活に対する意向

グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選べることができるよう意思決定を支援する。

☐ 意思決定支援内容

	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1	今の施設での生活を変えずに、落ち着きがなく不安定になってしまったりしないので、生活の場を変えたくないのではないかと思う一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げたいという思いもあるのではないかと。グループホームの生活を実際に経験してみること、施設の生活と比べて選べることができるとはではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を経験し、今の施設での生活と比べてどちらがよいのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている総カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホームの体験利用修了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみよう。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらがよいか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービスの提供者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員、グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成 時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
				種類・内容・量・頻度・時間	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてのどちらが良いか本人が明らかに意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することか本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム 〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてのどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケッチ用紙をグループホームでも使い、話し合いを行う。
2								
3								

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性 C さんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある 32 才の息子 D さんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、C さんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。C さんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、D さんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1 年前に D さんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していた D さんは、C さんが入院した後、自宅に戻ってきた。D さんの家出の原因は、病状が不安定な C さんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、C さんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

C さんは、入院して 3 か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、C さんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、指定一般相談支援事業所に参加してもらうことにした。

指定一般相談支援事業所の相談支援専門員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子の D さんであった。C さんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員と D さんによれば、C さんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦労をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあった。しかし、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中の C さんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、C さんが「もう自宅へは帰れな

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

い」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみることになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話を聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

4. 重症心身障害のある本人の通所継続に関する意思決定支援（体調への配慮と通所先での楽しみの両立）

Eさん(20代・男性)は重症心身障害があり、身体障害者手帳1級及び療育手帳最重度の判定を受けている。言語によるコミュニケーションは不可能であり、指さし等の明確な意思表示も難しいが、支援者から話しかけたり、写真やカード等を見せて問いかけを行ったりした際の表情、視線の動き、口の動き等の反応から意思と選好に基づく最善の解釈が行われている。生活介護事業所では、日頃の関わりを通じて、「視線を頻繁に左右に大きく動かす」場合は否定又は何か強く訴えたいことがあること、「大きく一度口をモグと開閉させる」場合は肯定の意味を持つことが多いと解釈し、職員間で共有している。

Eさんは特別支援学校卒業後、自宅で家族と生活しながら、週5日、生活介護事業所に通所している。事業所では、生産活動としてクッキー作りに取り組むほか、余暇活動として映画鑑賞等が行われている。クッキー作りにおける作業分担や鑑賞する映画の選択にあたっては、利用者の好みややりたいことに応じて決めることを基本としているが、重症心身障害のある利用者については言語や指さしによる明確な意思表示が難しいため、本人の意思と選好に基づく最善の解釈の根拠を蓄積することを目的として、活動の様子や表情などを日常的に写真で撮影し、オンラインによる支援記録ツールに記録している。こうした記録の振り返りにより、「どの活動のときに表情が緩みやすいか」「どの場面で不快そうな様子が見られるか」といった情報を共有し、意思決定支援の基盤としている。

一方で、近年、Eさんの体力低下や体調の変動が目立つようになり、相談支援専門員からは、「通所によって体調悪化が予測されるなかで通所を継続することは、本人にとって不利益になるのではないか」との問題意識が示されていた。家族からも、「通所後にぐったりしていることが増え、体調を崩しやすくなっている」との話があり、「通所をやめた方がよいのではないか」という意見が出始めていた。

こうした状況を受けて開催されたサービス担当者会議開かれた。事業所からは、クッキー作りの場面では表情が柔らくなり、口を動かす様子が多く見られること、映画鑑賞の際には落ち着いた表情でスクリーンを見続けることが多いこと、慣れた職員に対しては視線を合わせるような様子が見られることなど、通所先で楽しみや安心感を得ていると推測される具体的なエピソードが報告された。一方で、長時間の外出や体調がすぐれない日の移動は負担が大きく、不快を示す反応が出やすいことも記録から明らかになっていた。

会議では、「通所を現状どおり週5日継続する」「通所日数を減らして継続する」「活動時間や内容を見直したうえで継続する」「通所を中止し在宅生活を中心とする」といった複数の選択肢が整理され、体調面の負担、本人の楽しみや充実感、家族の介護負担等の観点からメリット・デメリットが検討された。その上で、相談支援専門員は、通所継続による健康面のリスクに重きを置き、「通所をやめる」選択肢が本人にとって妥当ではないかとの考えを持ちつつ、本人に対して意思確認を行うことになった。

サービス担当者会議の場で、相談支援専門員はEさんに対して、「これからは事業所に来るのをやめて、おうちで過ごすようにしようか」といった趣旨の説明と問いかけを口頭で行った。問いかけの後、Eさんはしばらくゆっくりと視線を動かした後、「大きく一度口をモグと開閉させる」反応を示した。場面を見ていた支援者は、これを日頃の解釈どおり「肯定」の反応ととらえ、「本人は通所をやめることに同意した」と判断した。その結果、会議では、本人の同意を前提として、通所をやめる方向で準備を進めることが決定された。

その後も調整期間として、従来どおりの通所が続いた。事業所の職員が日々の活動の様子を観察していると、Eさんが職員に対して「視線を頻繁に左右に大きく動かす」反応を示す場面が以前より明らかに増えていることに気づいた。この反応は、事業所では「否定」又は「何か強く訴えたいことがある」サインとして共有されているものであり、特にクッキー作りや映画鑑賞といった本人が比較的好むとされる活動の前後でも頻繁に見られるようになっていた。担当職員の間では、「通所をやめることについて何か伝えたいのではないか」「前回の会議での意思確認は、本当に本人の気持ちを反映していたのだろうか」といった疑問が生じていった。

こうした状況を受けて、事業所は相談支援専門員及び家族に経過を報告し、前回の判断を前提とするのではなく、改めて本人の意向を丁寧に確認する必要があるとして、意思決定支援会議を開催することとした。

会議では、「通所をやめることに同意した」と判断された経緯について振り返り、どのような説明と問いかけが行われ、どのような反応をどう解釈したのかが共有された。その上で、「通所を続ける／やめる」の二者択一ではなく、「通所頻度を減らす」「活動内容や時間を見直す」などの中間的な選択肢があることを整理し、本人にも分かりやすい形で提示し直すことが確認された。

事業所は、Eさんが、クッキー作りや映画鑑賞、職員と穏やかに過ごしている様子など、通所場面の写真と、自宅のベッドで休んでいる場面等の写真を用意した。また、「今までどおり

週5日通う」「週3回程度に回数を減らす」「通うのをやめる」といった選択肢を示すカードも作成し、日頃からEさんとのやり取りに慣れている職員が、普段と同じ落ち着いた口調やスピードで話しかけるよう配慮し「通所を続ける」ことを示す写真やカードを差し出した際、Eさんは写真をじっと見てから職員の顔に視線を移し、表情がわずかに緩みながら「大きく一度口をモグと開閉させる」反応を複数回示した。一方、「通所をやめる」カードを示したときには、写真からすぐに視線を外し、左右に大きく視線を動かす反応が繰り返し見られた。「週に3回だけ通う」「活動内容を変えて通う」といったカードに対しては、「肯定」の口の動きが見られる場面もあったが、日頃から体調によっては反応が弱くなることもあるので、その日の体調の影響も考慮する必要があることが確認された。

結果、Eさんは生活介護事業所でのクッキー作りや映画鑑賞などの活動自体には楽しみや安心感を持っており、「通所を完全にやめる」ことは望んでいないと解釈される一方、通所の頻度や移動の負担は確かに大きく、そのままの形で継続することは健康面からみて適切ではない可能性が高いと判断された。すなわち、本人の意思は「通所そのものの中止」ではなく、「負担を減らしながら通所を続ける」という方向性にあると解釈された。

そして、通所は継続するものの、体力や体調に応じて通所日数や時間を調整すること、負担の大きい活動(長時間の外出など)は避け、クッキー作りや映画鑑賞など比較的負担の少ない好みの活動を中心にする、活動中に疲労のサインが見られた場合には、その日の活動を早めに切り上げて休息をとるなど柔軟に対応することを方針として共有した。通所日数については、週5日から週3～4日への見直しが行われ、送迎の際には体に負担の少ない姿勢の保持や移動時間の短縮等の工夫も検討された。事業所内では、活動と活動の間に休息時間を設けることや、クッキー作りの工程の一部のみ参加する方法、映画鑑賞時の照明や音量の調整など、Eさんができるだけ快適に過ごせる環境づくりが進められた。

これらの変更を行った後も、事業所は従来どおり支援記録ツールへの写真や内容の記録を継続し、活動中の表情や反応、帰宅後の様子について家族から得られた情報、通所前後の体調の変化などを定期的に整理した。こうした情報は、定期的なサービス担当者会議や相談支援専門員との打合せの中で共有され、必要に応じて通所頻度や活動内容の更なる調整が行われた。

5. グループホームへの移行を見据えた居住の場の選択に関する意思決定支援

Fさん(30代・男性)は、知的障害と自閉スペクトラム症があり、強度行動障害の状態にあると判定されている。これまで実家で母親と暮らしてきたが、母親は高齢で持病もあり、今後も同じように介護や見守りを続けることに不安を抱いていた。日中は就労継続支援B型事業所に通所している。Fさんは、生活のリズムが崩れたり、見通しの持てない変化が生じたりすると不安や不満が高まり、物に当たる、大声を出す、その場から飛び出そうとするなどの課題行動がみられる。一方で、「自分のへや ほしい」「ひとりで やる」など、簡単な言葉で「一人でできることを増やしたい」「自分の部屋がほしい」といった思いをときどき表現することもある。

Fさんは、単語や短い文による簡単なやり取りは可能であるが、長い説明や抽象的な話、将来の生活をイメージするような会話を理解することは難しい。「あとで」「将来」「もし～なら」などの表現はわかりにくく、そのような話題が続くと表情が硬くなり、黙り込む、机をたたくななどの行動が見られることがある。また、自分の気持ちを詳しく言葉で説明することは難しく、不満や不安が強くなっても「いや」「ダメ」など限られた言葉でしか表せず、自傷や物壊しなどの不穏な行動につながってしまうことがある。

母親は、自分の体力が大きく落ちる前に環境を整えておきたいとの思いから、「早くグループホームに入って慣れてもらった方が良いのではないか」と考えていた。一方、就労継続支援B型事業所の職員は、「急な環境の変化は不安を強め、不穏な行動が強く出るおそれがある。見通しを示しながら、少しずつ慣れていけるよう準備した方がよい」と感じていた。Fさん自身は「グループホーム」という言葉は知っているものの、そこでの生活を具体的に想像することはできず、「いま ここ いい」「いま の まま が いい」などと繰り返すことが多かった。無理にグループホームの話を進めると、「いやだ」「いけない」と声を荒らげ、その場から立ち去ろうとするなどの行動が出ることもあった。

相談支援専門員は、意思決定支援のプロセスを踏まえ、まずアセスメントを通じてFさんの状態像や生活歴、価値観を丁寧に把握することから支援を始めた。子どもの頃から「自分の物は自分の場所に置きたい」「自分の部屋がほしい」という思いがあったこと、中学校時代の修学旅行では、事前の説明が十分でなく不安が高まった結果、前日に参加をやめ、その際に大声を出して壁をたたくななどの行動が見られたこと、就労継続支援B型事業所に通い始めた当初も、新しい環境への不安から通所を拒否したり、作業場から飛び出そうとしたりしたが、同じ職員が継続して関わり、一日の流れを写真カードで示すなど環境の工夫を行うことで、徐々に落ち着いて通所できるようになった経過などが確認された。

アセスメントの結果、「環境が変わること」そのものよりも、「何が起きるか分からない状態」で変化が起きることや、「自分の気持ちがうまく伝わらないまま物事が決まってしまうこと」が、Fさんの強い不安や不満につながり、不穏な行動として現れているとの解釈になった。また、写真やイラストを使って短く区切って説明すると、「ここ いい」「ここ いや」といった簡単な言葉で自分の好みを伝えやすくなり、その分課題行動も出にくくなることが分かった。相談支援専門員は、この理解を家族や事業所、グループホームと共有し、環境調整を行うことが、意思決定支援につながると考えた。

そこで、まず意思形成支援として、Fさんが将来の生活を具体的にイメージできるようにすることに取り組んだ。グループホームの情報を伝える際は、パンフレットをそのまま使わず、建物の外観、個室、リビング、浴室などの写真を用い、「ごはん」「ふろ」「へや」といった短い言葉と絵で示した資料を作成した。一度に多くの情報を説明すると不安が高まりやすいため、短時間で1～2枚だけ説明し、その都度Fさんの表情や様子を確認しながら、「ここ どう？」「すき？」「いや？」といった簡単な問いかけで感想を聞いた。不安そうな表情や落ち着きのなさが見られたときには、無理に説明を続けず休憩を入れることで、不穏な行動が強まる前に対応した。

また、いきなり住み替えを前提とするのではなく、同じ法人が運営する短期入所(ショートステイ)を活用し、「おためし」で1泊から体験してみることとした。初回利用前には、施設の写真や簡単な見取り図を使って、「ここ いりぐち」「ここ ごはん」「ここ ねる」と具体的に説明した。ショートステイの職員とは、Fさんの強度行動障害の状態像、不穏になりやすい場面、落ち着きやすい声かけなどを事前に共有し、可能な限り同じ職員が継続して関わる体制を整えた。

ショートステイ利用後には、相談支援専門員が中心となり、家族や事業所の職員と連携して振り返りの場を持った。写真を見ながら、Fさんが簡単な言葉で答えられるよう、「ごはん どうだった？」「よる どうだった？」と具体的に質問した。その結果、「ごはん おいしい」「ふろ わかりやすい」といった肯定的な感想に加え、「くるま の おと うるさい」「はじめ わからない ふあん」といった不安の訴えが引き出された。利用中に一時的に大声を出した場面についても、「どきどき」「きれいな おと」などの言葉やジェスチャーから背景を推測し、次回はカーテンを閉める、寝る前に職員が声をかけて見通しを伝えるなどの環境調整につなげた。こうした体験と振り返りを重ねることで、「ここ すき」「ここ いや」といった本人なりの意思が少しずつ形成されていった。

一定期間の体験の後、相談支援専門員は、意思表示支援として、「家かグループホームか」という二択ではなく、「いまの家 + ときどき ショートステイ」「いまの家 + ショートステイを ふやす」「しょうらい グループホーム に ひっこす」といった3つの選択肢を、イラストと短い言葉で描いたカードにして提示した。それぞれについて、「いい ところ」と「たいへん なところ」を、「おかあさん らく」「あたらしい ところ なれる」「ふあん おおい」などの簡単な表現で示し、1枚ずつ説明した。その場で結論を求めず、「かんがえて いい」「つぎ また はなす」と伝え、次の面談までに母親や事業所職員とも話し合える時間を確保した。カードを使うことで、F さんからは「ショートステイ たのしい でも まいにち こわい」「じぶん の ヘヤ うれしい」といった言葉が少しずつ出るようになり、表情や態度も含めて、「いま すぐ の ひっこし は ふあん だが、すこしずつ なれて いきたい」という意思が読み取れるようになった。

相談支援専門員は家族や事業所、グループホームと協議し、意思実現支援として段階的な利用計画を作成した。当面はショートステイを月2～3回に増やし、平日と週末の両方を体験すること、できるだけ同じ部屋・同じ職員が対応することを決めた。また、「1年カレンダー」に、「ショートステイ 2かい」「2はく してみる」などの予定を短い言葉と絵で記入し、「おわったら いっしょに はなす」と約束することで、見通しと安心感を持てるようにした。不穏な行動が見られた場合には、その都度、何がきっかけだったかを振り返り、環境調整や説明の工夫につなげていくこととした。

自宅とショートステイの生活ができるだけ途切れなく感じられるよう、自宅で使っている時計やクッション、好きな音楽などを持参できるようにし、生活リズム(起床・就寝、食事の時間など)も可能な範囲で揃えるよう、母親とグループホーム側で情報共有を行った。就労継続支援B型事業所からグループホームまで、職員と一緒に何度か歩いてみることで、「いつもの しごと の ところ から いく ばしょ」という感覚が持てるようにした。

母親には、「自分が倒れたらどうしよう」という不安に寄り添いながら、急いで結論を出すのではなく、本人の意思を尊重しつつ将来に備えていくことを共に確認した。また、緊急時の対応について行政や事業所と事前に相談し、ショートステイの受入体制などを確認することで、家族の不安を軽減した。

このように、F さんのコミュニケーションの特性や強度行動障害の状態像を、アセスメントを通じて丁寧に把握し、その理解に基づいて意思形成支援・意思表示支援・意思実現支援の各プロセスが支えられた。環境調整は、生活しやすさを整えるだけでなく、本人が不安を抑

えながら新しい選択肢を試し、「すき」「いや」と自分の意思を表現し、その意思に沿って将来の生活を組み立てていくための基盤として機能していた。

6. 障害者支援施設入所者の買い物や外出先の選択に関する意思決定支援と金銭管理支援

Gさんは、知的障害のある40代の女性で、障害者支援施設(入所施設)を利用している。頷いたり首を振ったり、「はい」「うん」「これ」「いや」といった短い言葉で気持ちを伝えることはできるが、自分の考えや希望を文章のようにつなげて話すことは難しい。職員が話しかける内容はおおよそ理解していると考えられるものの、「どうしたいか」「どちらがよいか」とたずねられたときに、自分から言葉を選んで答えることはあまりなく、表情も乏しくなりがちである。

施設入所前は実家で家族と暮らしており、日常生活で使う洗面用具やタオル、下着や洋服といった消耗品、季節ごとの衣類の購入はすべて家族が決めていた。買い物の際にも、家族が事前に必要な物を選び、Gさんは店に同行しても、商品を自分で選ぶ機会はほとんどなかったという。夕食の献立や休日の過ごし方、外出の行き先も家族が主に決めており、「何が食べたいか」「どこに行きたいか」とGさんの意向を確かめる場面は多くなかった。Gさん自身も、身の回りのことは「家族が決めてくれるもの」という経験を重ねてきており、自分で選ぶという経験を十分に持たないまま施設入所に至っている。

Gさんの主な収入は障害年金であり、その中から施設の利用料や日用品等の自己負担分が支払われる。残った金額が、外出時の飲食やお菓子、衣料品など、本人が自由に使えるお金となっている。ただし、Gさんが自分で支出の内訳を理解して管理することは難しい。そのため、家族と施設職員が連携して通帳や現金の管理を行いながらも、「自由に使えるお金」については、なるべくGさんの意思を反映して使えるよう支援していくことが大切だと考えていた。

施設では、月に一度、近隣への外出の機会を設けている。ショッピングセンターでの買い物や飲食店での食事、公園への散歩など、内容はさまざまである。また、日常生活の中でタオルや歯ブラシなどの消耗品が不足した際には、適宜、近隣の店で購入している。職員は、こうした「どこに行くか」「何をかうか」を決める場면을、Gさんの意思形成支援・意思表示支援・意思実現支援の機会として活用し、あわせて金銭管理支援も行っていくことにした。

入所当初、月に一度の外出の予定を立てる場面で、職員が「今度のおでかけ、どこに行きますか」と声をかけても、Gさんはうつむいたまま無表情で、返事は「……」と沈黙するか、小さな声で「なんでも…」とつぶやく程度であった。「何か食べたいものはありますか」と聞いても、視線をそらし、「うん」と首を振ることが多かった。消耗品の購入場面でも、タオルが古

くなってきたときに職員が「新しいタオルを買いましょうか」と伝え、店でいくつかの商品を見せても、Gさんは商品を見つめるだけで、自分から手を伸ばしたり指さしたりすることはほとんどなかった。職員が「これにしますか」と問いかけると、小さく頷くものの、それが本当に望んでいるものかどうかまでは分からなかった。

こうした状況を踏まえ、職員はまず、Gさんが自分の中にある好みや経験を思い出しやすくなるよう、抽象的な質問を避け、具体的な選択肢を視覚的に示すことから始めた。月1回の外出の計画を立てるときには、あらかじめ候補として、ファミリーレストラン、ショッピングセンター、公園の三つを選び、それぞれの写真をカラーで印刷したカードを用意した。Gさんに「見てください」と声をかけ、テーブルの上に三枚のカードを並べ、「ごはんのお店」「おかいもの」「こうえん」と、短い言葉でそれぞれを指さしながら説明した。職員は、過去の外出でGさんが笑顔を見せていた場面を思い出し、「前にごはんのお店で、ハンバーグを食べて、うれしそうでしたね」「おかいものときに、お菓子を選んでいましたね」と、Gさんの表情の変化と結びつくような声かけも行った。

このとき、すぐに「どこに行きますか」と決定を迫らず、「今日はカードを見ているだけでいいですよ」と伝え、カードを手にとって眺めたり、写真を指でなぞったりする様子を見守った。その日の夕方、再びカードを並べ、「Gさん、どこに行きたいですか」と問う代わりに、「ごはんのお店、いい？」とファミリーレストランのカードを指さしながら尋ねると、Gさんはしばらく考えたあとで、そのカードにそっと手を伸ばした。職員が「ごはんのお店？」と確認すると、小さく頷きが返ってきたため、「今度のおでかけは、ごはんのお店に行きましょう」とゆっくり言葉にして、Gさんの選択として記録した。

日用品の購入場面でも、職員は具体的な選択肢を示し、指さしや頷きで意思を表しやすくする工夫を行った。タオルが古くなり、新しいものが必要になった際、職員はピンクの花柄のタオル、青いチェックのタオル、白い無地のタオルの三種類を用意し、Gさんの前に並べた。「タオル、これ？ これ？ これ？」と一枚ずつ指さしながら尋ねると、Gさんはしばらく三枚を見比べた後、ピンクの花柄のタオルに視線を向けてから、そっと指先で触れた。職員が「これがいい？」と確認すると、小さく「うん」と頷いたため、「ピンクのお花のタオルにしましょう。Gさんが選びました」と、本人の選択であることを言葉で伝えた。

外出当日、ファミリーレストランでメニューを開いた場面でも、メニュー全体を見せると情報量が多く混乱する可能性があると考え、職員はあらかじめハンバーグセット、ドリア、からあげ定食など数種類のメニュー写真を選び、「これ」「これ」「これ」と一つずつ指さしながら、「おにく」「ごはん」「からあげ」など短い言葉で説明した。「どれがいい？」と聞いた際、Gさん

は最初、職員の顔とメニューを交互に見て迷っていたが、「前に、おにく、食べました。『おいしい』って、こうやって(と、当時の笑顔をまねる)」と職員がジェスチャーを交えて話すと、ハンバーグの写真に指を伸ばした。職員が「おにく、これ？」と確認すると、Gさんは「うん」と頷いたため、「じゃあ、これを食べましょう。Gさんが選びました」と再度言葉にして、本人の選択を尊重する姿勢を示した。

食事中、職員が「おいしい？」と尋ねると、Gさんは笑顔で「おいしい」と答えた。職員は「自分で選んだおにく、おいしいですね」と言葉を添え、選んだことと満足感が結びつくよう意識して支援した。この一連の流れは、Gさんが自分の好みを思い出し(意思形成)、指さしや頷きといった方法でそれを表現し(意思表明)、実際に選んだ食事を摂る経験につなげる(意思実現)というプロセスである。

一方で、Gさんには自由に使えるお金があるが、その金額や残高を把握して使い方を計画することは難しい。そこで職員は、お金の出入りを代わりに記録するだけでなく、「お金を何に使うのか」「使うとどうなるのか」を視覚的に示しながら、一緒に考える金銭管理支援を行うことにした。職員はGさんのために、簡単な「おこづかいボード」を作成した。ボードには、今月自由に使えるお金の総額を、大きな数字と丸の数(例えば千円を丸一つで表すなど)で示し、その下に「ごはんのお店」「おかいもの」「おかし」「タオル」などの項目ごとにイラストを貼れるようにした。

外出の計画時には、「今月、Gさんのお金は、ここまであります」と丸シールを並べて見せ、「ごはんのお店に行くと、これが、こう(丸を一つ動かす)」と、視覚的に「お金が減る」様子を示した。「ごはんのお店、いい？」と確認し、頷きを得た上で、「おかしも買う？」とお菓子のイラストを指さしながらたずね、「うん」と返事があれば、さらに丸を一つ移動させて、「ごはんとおかしで、ここまで使います」と見せる。最後に、「のこり、ここ」と残りの丸を指さして示し、「あとで、また何かに使えます」と短く伝えた。

買い物や外出から戻った際には、レシートや職員の記録をもとに、「ごはんのお店、〇〇円」「おかし、〇〇円」と職員がボードを使って整理し、「今日は、ここまで使いました。のこり、ここです」と、使った分と残りを一緒に確認した。Gさんは、数字そのものの意味を理解しているかは不明なものの、お金を使うと丸が減り、残りの丸を見ながら「うん」と頷く様子が見られた。職員は、このような視覚的な手がかりを通して、「お金を使えば減る」という感覚と、「いくつ残っているか」を少しずつ共有していくことを意図した。

このような支援を続ける中で、G さんにはいくつかの変化がみられた。月に一度の外出に関して、当初はカードを見ても反応が乏しかったが、次第にファミリーレストランのカードを見せると表情が和らぎ、自分からそのカードに手を伸ばすことが増えた。日用品の購入では、タオルを選ぶ際に、以前に選んで気に入っていたピンクの花柄のタオルに似たものに手を伸ばすなど、「前に良かったもの」を覚えていて自ら選ぶ場面がみられるようになった。おこづかいボードについても、丸シールが少なくなると、それをじっと見て職員の顔を見るなど、「残りが少ない」という状況を何らかの形で感じ取っているような様子も見られるようになった。

こうした変化は、G さんが自ら長い言葉で説明できるわけではないものの、「好み」や「したいこと」が生活の具体的な場面と結びつき、それを指さしや頷きといった方法で表明し、実際の行動やお金の使い方につながっていく経験を重ねた結果であると考えられる。金銭管理支援が、単に職員や家族が支出を管理し制限することにとどまらず、G さん自身の「欲しい」「行きたい」という意思決定と結びついていることが、本人の主体性を育むうえで重要な意味をもっている。

一方で、初めての場所や、選択肢が多すぎる状況では、今でも G さんは戸惑い、動きが止まったり、職員の顔を何度も見たりすることがある。また、「高いもの」「安いもの」といった価格の違いを理解して選ぶことは難しく、おこづかいボードを使っても、すぐに「長期的にどう使うか」を計画することはできない。そのため今後は、選択肢を二つ程度に絞るなど情報量を調整すること、外出や買い物のたびに「やってみてどうだったか」を簡単な言葉や表情の変化から読み取り、本人とともに振り返る機会を継続して設けることが課題となっている。

また、家族との連携も重要である。外泊や帰省の際にも、服や食事、外出先などについて家族が一方的に決めるのではなく、写真や現物を見せながら、指さしや頷きを通じて G さんの意向を確かめてもらえるよう、施設から働きかけていく必要がある。お金の使い方についても、将来の楽しみのために少しずつ貯めるという考え方や、予期せぬ支出への備えなど、より長い時間軸での金銭管理については、G さんの理解の段階に合わせて、色や形、シールを使うなど工夫しながらゆっくりと説明し、家族とも情報を共有していくことが求められる。

令和 7 年度 障害者総合福祉推進事業 指定課題 17
「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」
事業報告書

発行日：令和 8 年 3 月
発行：PwC コンサルティング合同会社